「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」

報告書

平成 31 年 3 月

一般財団法人 建設業情報管理センター

「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書バックナンバー

調査年度	報告書名	発行年月
平成 22 年度	「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会」「地域建設産業サポート分科会」報告書	平成 23 年 3 月
平成 23 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書	平成 24 年 2 月
平成 24 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」報告書	平成 25 年 2 月
	「地域建設産業のあり方検討委員会（大分県）」報告書	平成 25 年 2 月
平成 25 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）」報告書	平成 26 年 2 月
	「地域建設産業のあり方検討委員会（愛媛県）」報告書	平成 26 年 2 月
平成 26 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（茨城県）」報告書	平成 27 年 2 月
平成 27 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（福島県）」報告書	平成 28 年 3 月
平成 28 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（北海道）」報告書	平成 29 年 3 月
平成 29 年度	「地域建設産業のあり方検討委員会（静岡県）」報告書	平成 30 年 3 月
	「地域建設産業のあり方検討委員会（佐賀県）」報告書	平成 30 年 3 月

「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」報告書

＜目次＞

はじめに **1**

エグゼクティブサマリー **2**

第１部　青森県の建設産業のあり方 **3**

1. 青森県の建設産業の概況と今後のあり方 4
   （1）青森県建設産業の現状 4
   （2）今後の青森県建設産業のあり方に向けた施策の概要 6
2. 基本目標と施策 7

基本目標１　担い手の確保・育成 7
施策１　建設業への入り口づくり 7
施策２　発注者・元請企業・下請企業一体となった処遇改善への取組み 13
基本目標２　働き方改革 14
施策３　入職後のキャリアアップ支援 14
施策４　週休２日制及び長時間労働是正に向けた取組みの拡大 17
施策５　施工時期の平準化に向けた取組みの拡大 20
施策６　建設業の働き方改革に関する民間発注者の理解促進 21
基本目標３　生産性の向上 23
施策７　工事関係書類等の簡素化、電子化の促進 23
施策８　多能工の育成・活用 25
施策９　ICT 施工のノウハウ共有 26
施策 10　施工以外の業務における ICT の活用による生産性向上 28
施策 11　新たなビジネスモデルの推進による収益性向上 29
施策 12　建設企業の事業引継ぎサポート 31
基本目標４　青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置 33
施策 13　青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置 33

第 2 部　青森県の建設産業の現状 38

1. 基礎情報 40
2. 青森県の建設産業 51
3. 事業所数・従業者数の状況 61
4. 就業者の状況 69
5. 企業活動の状況 94
6. 就業環境 108
7. 東北地方における青森県建設業の位置づけ 115
8. 経営状況の分析 121
9. 県内建設技能労働者数の推計 135

第 3 部　資料編 139

1. 地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）について 140
2. 現地視察記録 141

はじめに

一般財団法人建設業情報管理センターは、都道府県からの要望に応えるため、地域ごとの建設産業の特徴を分析した上で、有識者等から今後の地域の建設産業のあり方を提言いただき、建設産業行政をサポートすることを目的とした「地域建設産業のあり方検討委員会」を平成 22 年度（2010 年度）に設置した。設置以来 9 年目に当たる今年度は、平成 24 年度（2012 年度）に続き青森県をモデルとして選定し、検討委員会を設置して報告書を作成することとした。

（委員会の設置趣旨）

青森県では、建設産業の担い手不足、特に若年層の担い手の確保のほか、今後の働き方改革への対応といった点が課題となっている。若年層の入職促進に向けては、処遇や就労環境の向上、あるいは、そのための生産性向上といった地域建設産業全体のあり方について検討が求められるとともに、青森県内各地の建設企業の経営力向上につながる取組みの検討が必要とされる。

地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）は、青森県建設産業を取り巻く環境変化、青森県建設産業の抱える課題等の分析を踏まえ、将来に向けての地域建設産業の今後のあり方、地域社会に地域維持や雇用等において多方面で貢献する建設産業が存続するために行政等の関係者がとるべき方策を示すことを目的として設置した。

（調査研究内容及び調査研究方法）

建設産業を取り巻く情勢、青森県の建設産業の動向等について、各種データを収集・分析するとともに、その結果を基に、青森県における建設産業の技能労働者数の将来予測を行った。また、これらも踏まえ、地域建設産業のあり方を多角的に考察し、望ましい方向とそれを実現するための方策を提言した。

調査研究に当たっては、合計 3 回の会合において、各委員及びオブザーバーから有益なご意見を頂くとともに、委員等が青森県へ出張し、株式会社鹿内組での企業視察と青森県内の土木・建築工事現場 3 件の現場視察を実施し、さらに青森県、青森市、一般社団法人青森県建設業協会をはじめ、県内建設企業の皆様と意見交換会等を行い、そこで得られた知見を本報告に活用している。

この場をお借りして、多忙な中ご対応いただいた青森県の皆様に、厚く御礼申し上げます。

エグゼクティブサマリー

■ 一般財団法人建設業情報管理センターは、都道府県からの、「地域ごとの建設産業の特徴を分析した上で、有識者から今後のあり方を提言してもらう委員会を開催してほしい」との要望に応え、平成 22 年度（2010 年度）以来、モデルとなる都道府県を選び、地域建設産業のあり方検討委員会を設置し、検討を実施した後、その成果を公表している。

■ 今年度は、平成 24 年度（2012 年度）にモデル都道府県であった青森県を再びモデル都道府県に選んだ。当時と状況が異なり、建設業全体で担い手確保や働き方改革等への対応が求められる中、改めて地域建設産業のあり方を検討すべく調査・検討を行った。

■ 報告書は主に、「第 1 部　青森県の建設産業のあり方」と「第 2 部　青森県の建設産業の現状」より構成されている。

■ 第 1 部の「青森県の建設産業のあり方」においては、(1) 担い手の確保・育成、(2) 働き方改革、(3) 生産性の向上、(4) 青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置、の 4 つの基本目標を柱に、今後の青森県の建設産業に必要と考えられる施策を提言している。具体的な内容は下記のとおりである。

(1) 担い手の確保・育成

①建設業への入り口づくり、②発注者・元請企業・下請企業一体となった処遇改善への取組み

(2) 働き方改革

③入職後のキャリアアップ支援、④週休 2 日制及び長時間労働是正に向けた取組みの拡大、⑤施工時期の平準化に向けた取組みの拡大、⑥建設業の働き方改革に関する民間発注者の理解促進

(3) 生産性の向上

⑦工事関係書類等の簡素化、電子化の促進、⑧多能工の育成・活用、⑨ICT 施工のノウハウ共有、⑩施工以外の業務における ICT の活用による生産性向上、⑪新たなビジネスモデルの推進による収益性向上、⑫建設企業の事業引継ぎサポート

(4) 青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置

⑬青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置

■ なお、「青森県の建設産業の現状」では、各種の統計分析や、コーホート分析による技能労働者数の将来推計等を行った。

第１部　青森県の建設産業のあり方

1. 青森県の建設産業の概況と今後のあり方

(1) 青森県建設産業の現状

- 青森県の建設投資額は、平成 13 年度（2001 年度）に約 9,800 億円あったものが、平成 29 年度（2017 年度）には約 5,500 億円にまで、約 44%減少した。減少ペースは期間によって異なり、例えば平成 13 年度（2001 年度）から平成 22 年度（2010 年度）までで約 42%減少したのに対して、平成 22 年度（2010 年度）から平成 29 年度（2017 年度）にかけての減少率は約 4%であった。
- 建設投資額の減少とともに、県内の建設業事業所数も減少を続けており、平成 13 年度（2001 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて、約 23%減少した。
- また、後述のように担い手の減少や高齢化も課題となっており、体制としての建設業を維持・発展させていくための一層の取組みが求められている。

図表 1-1-1　青森県 建設投資額の推移

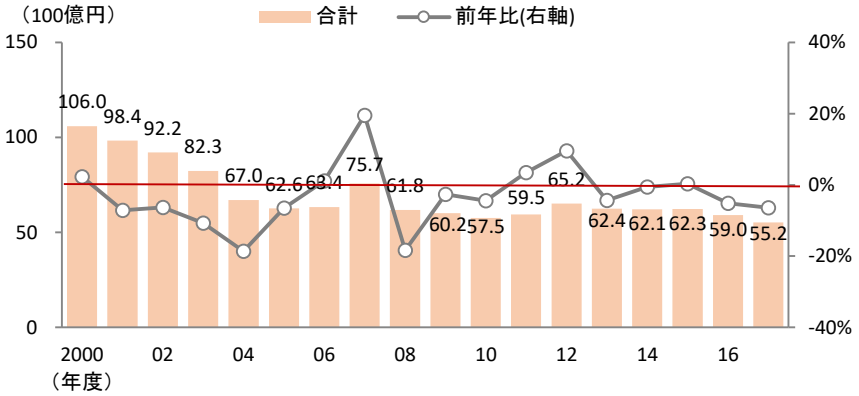

出典）国土交通省「建設総合統計」

図表 1-1-2　青森県 建設業事業所数・従業者数の推移

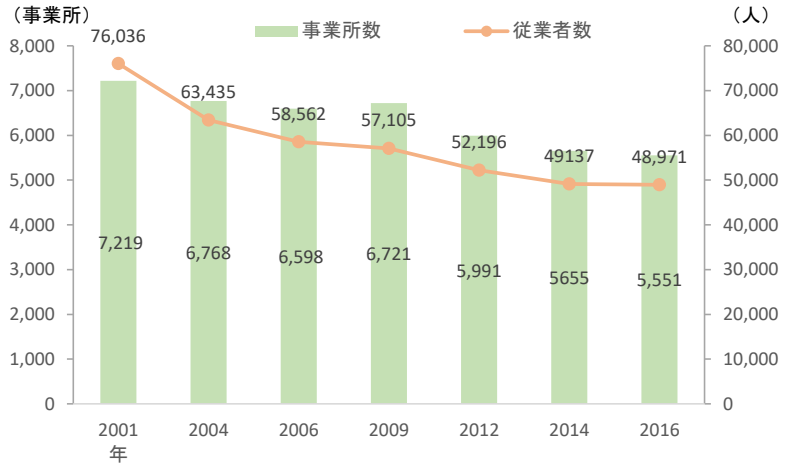

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

- 青森県の建設業にとって大きなハンディキャップとなっているのが、降雪である。例えば、青森市においては、平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の 10 年間では、積算降雪量が年平均 595cm、同じく最深積雪が 107cm であり、降雪による影響は大きい。

図表 1-1-3　青森市 積算降雪量、最深積雪の推移

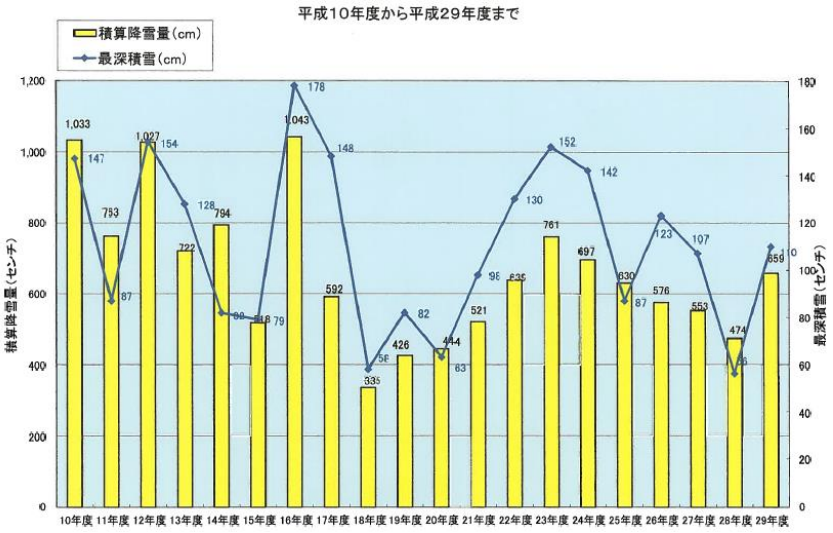

出典）青森市提供資料

- 降雪時の除雪作業には多くの建設業関係者が従事し、ライフラインの確保に努めているが、その間は、屋外作業が基本となる建設作業は困難となる。他方で、冬期には建設技能労働者や重機等が除雪作業に充てられるものの、その採算性には課題があるという。
- 平成 28 年（2016 年）に一般社団法人全国建設業協会が、豪雪地帯・特別豪雪地帯の建設業協会及び会員企業に対して実施した「除雪業務に係るアンケート」においては、国発注業務の除雪業務については、青森県内の全回答者が「黒字である」としたものの、県発注業務の場合に黒字とした割合は 50%、市町村発注業務では 0%であった。また、同じ調査では、県内回答者の約 7 割が「現在の状況が継続した場合に除雪体制が維持できる期間は 5 年後まで」としている。
- このように、青森県は豪雪地であるが故に施工時期の平準化が難しく、加えて、建設技能労働者の賃金水準が低く抑えられる一因となっている可能性もある。
- 地域の建設業が疲弊していけば、降雪時や災害時に地域を守ることすら困難となることから、「担い手確保」「働き方改革」「生産性向上」を一体的に推進することで、持続可能な建設業を実現し、併せて住民の安全・安心にも資する必要がある。

(2) 今後の青森県建設産業のあり方に向けた施策の概要

- 青森県の建設産業においては、「担い手確保」「働き方改革」「生産性向上」を一体的に推進することで、持続可能な建設業を実現し、県全体で暮らしやすい・働きやすい環境の維持・発展を目指す必要がある。
- 「地域の守り手」でもある建設業が維持されることで、県土の災害対応力も向上し、人口減少下においても、地域住民が安全に、安心して住み続けることのできる地域を実現する。

図表 1-2-1　施策全体図

テーマ	概要	施策
担い手の確保・育成	・青森県内の建設業就業者数は減少傾向が続いており、担い手確保は大きな課題である。 ・若年層の入職・定着を増やしていくことだけでなく、中高年層の入職や、女性・外国人材の活用も課題となる。	・施策 1：建設業への入り口づくり ・施策 2：発注者・元請企業・下請企業一体となった処遇改善への取組み
働き方改革	・今後の人口減少社会においては、各産業間で担い手の奪い合いとも言える構図が強まることが考えられる。 ・建設産業が人材確保において他産業に伍していくためには、労働環境、労働条件面で処遇の改善を図る必要があろう。	・施策 3：入職後のキャリアアップ支援 ・施策 4：週休 2 日制及び長時間労働の是正に向けた取組みの拡大 ・施策 5：施工時期の平準化に向けた取組みの拡大 ・施策 6：建設業の働き方改革に関する民間発注者の理解促進
生産性の向上	・担い手確保、働き方改革の裏付けとなるのが建設産業の生産性の向上である。 ・青森県建設企業の 1 人当たり売上高及び 1 人当たり付加価値の平均値は、ともに東日本企業の平均値を下回っている。 ・生産性の向上には、個々の事業者の取組みが求められる面と、関係者間連携や行政のサポートが求められる面がある。	・施策 7：工事関係書類等の簡素化、電子化の促進 ・施策 8：多能工の育成・活用 ・施策 9：ICT 施工のノウハウ共有 ・施策 10：施工以外の業務における ICT の活用による生産性向上 ・施策 11：新たなビジネスモデルの推進による収益性向上 ・施策 12：建設企業の事業引継ぎサポート
青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置		・施策 13：青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置

2. 基本目標と施策

基本目標１　担い手の確保・育成

- 青森県内の建設業就業者数は減少傾向が続き、担い手確保は大きな課題である。
- 若年層の入職･定着を増やしていくだけでなく、女性の入職･定着･登用への取組みや、技能労働者への長期にわたるキャリアアップ支援等も課題となる。

施策１　建設業への入り口づくり

【現状と課題】

- 青森県では、若者を中心に急激な速度で人口減少が進んでおり、どの産業についても将来の担い手の確保に懸念が生じている。中でも建設業は、若年層から敬遠されがちであることから、官民挙げて働き方改革や処遇改善に向けた取組みが行われているところである。
- 若年層が敬遠する理由の中には、現在の処遇等への不満に加えて、今後産業として地域の中でどの程度の成長が見込めるか不透明といった理由もあると考えられる。国土交通省東北地方整備局では、毎年 4 月に「発注見通し」を公表しているが、これは、単年度の発注予定案件のみが記載されており、中長期的な見通しを示すものではない。また、青森県では、平成 30 年（2018 年）7 月に一般社団法人青森県建設業協会が「青森県インフラプロジェクトマップ」を作成し、国との意見交換等に活用しているものの、若年層等への PR 用途ではない。
- 若年層と並ぶ有望な担い手としての女性については、経営者向けの意識啓発のためのセミナーや「土木建築系女子高生と女性建設技術者との懇話会」を開催する等、担い手確保に向けた取組みを行っている。また、県が事務局として「女性建設技術者ネットワーク会議」を主宰する等により女性技術者等の活躍を支援することで、建設業への定着・登用に向けた取組みを進めている。
- 建設分野に携わる外国人は、平成 29 年（2017 年）10 月時点で約 55,000 名であり、うち約 37,000 名が技能実習生であった。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備等、一時的な建設需要の増大に対応するための時限措置として、外国人建設就労者の受け入れが平成 27 年度（2015 年度）より始まっており、平成 30 年（2018 年）3 月末時点で約 3,000 名であった。
- 平成 30 年（2018 年）12 月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新たに創設される特定技能の在留資格に係る制度の下、建設業を含む 14 の業種において特定技能外国人を受け入れることとなっている。そのうち建設業では、今後 5 年間で最大 4 万人を受け入れる予定としている。「経営ツール」として、特定技能外国人に関心を持つ建設企業もあると考えられる。
- また、目先の新規入職者の確保だけでなく、児童・生徒の間での建設業への興味や関心

を醸成していくことも、長い目で見れば担い手確保の点で有効な取組みとなる。

- その取組みとして県は、児童・生徒及びその保護者を対象に、建設業への理解を深め、魅力を伝えるための親子バスツアーや高校生と若手技術者との意見交換会などを実施している。
- 大学生を対象とした取組みとして県は、平成 29 年度（2017 年度）から県内建設系企業インターンシップの実施支援を行っている。大学等と企業との間に「仲介役」として県が入ることにより、学生や企業のニーズを一元化してマッチングを支援したり、企業のインターンシップ情報をまとめ、学生を一元的に募集できる仕組みや交通費助成制度等を構築している。また、「青森県建設業キャリア支援ポータルサイト　ビルド アオモリ　ドットコム」を開設し、小学生から大学生までを対象として、県内の建設業に関する各種イベントを紹介している。
- さらに、Ｕ・Ｉ・Ｊターンに向けた取組みとして、県への移住促進に向けて仕事や暮らしの相談等を行う「青森合同移住フェア」や、地方転職を考えるセッション「青森交流ゼミナール」等をそれぞれ首都圏で開催するなどしている。
- 建設業のイメージ向上について、県では、一般社団法人青森県建設業協会他とともに、建設業のやりがいや魅力を伝える動画シリーズ「げんば BEAT」を作成し、平成 31 年（2019 年）1 月よりテレビ CM やインターネット動画サイトにて公開している。

出典）YouTube　https://www.youtube.com/watch?v=GAV4TG1M8YI

- また、地方（県）管理空港である青森空港の除雪隊は、「ホワイトインパルス」という愛称で著名である。この除雪作業を支えるのは地域建設企業であり、ホワイトインパルスの活躍は、県内建設業のイメージ向上に資するものでもある。

出典）青森県提供

【施策の方向性（主な取組み主体：建設企業、行政、業界団体等）】

- 若年層の入職促進については、教育機関を対象とした説明会の開催や、現場見学・インターンシップ等が継続的に行われているところであるが、情報感度の高い若年層のアンテナに架かるべく、SNS を含めた多様な形で若年層にメッセージを届ける。
- 地域における建設業界の成長性（≒仕事量）について懸念を持つ若年層もいることから、まちづくり、インフラ整備の見通しを分かりやすい形で発信し、地域の建設業に対して前向きな気持ちを持ってもらう。この中には、国土交通省東北地方整備局が公表する「発注見通し」において、自治体や主要民間発注者の発注見通しも加え、全国に先立つような情報提供を行う。
- 女性の確保については、より多くの入職者を確保する取組みを進めるとともに、職場環境の快適化や女性技術者のネットワーク化等をより一層進め、定着に努める。
- 将来の担い手確保を念頭に、児童・生徒に対し、建設業に関心を持ってもらうような取組みを行う。
- 建設業の PR につながるように、除雪作業の際等には、一般社団法人青森県建設業協会傘下の建設企業では、緑色の「統一ベスト（【参考となる取組み事例③】参照）」の着用を心がける。

- なお、露出度向上（PR）は重要である。建設業の担い手確保に係る、例えば以下のような具体的施策の整理もできよう。

建設業担い手確保に係るメディア及び具体的施策

送り手と受け手の関係に基づく、メディアの分類	当該メディアの代表的な形態	建設業担い手確保に係る具体的施策の例
パーソナルメディア	対面での口頭説明･解説、カメラ、家庭用VTR、ICレコーダー、携帯電話、アマチュア無線、電子メール	学校における説明会、学生の父兄への説明会、建設系高校生・大学生との懇談会、現場見学会、インターンシップ、会議、子ども向け職業シミュレーション（例　キッザニア東京、ミニ札幌）
マスメディア	TV、ラジオ、新聞、雑誌、映画、音楽、出版業界	TV 報道番組、TV ドラマ（例　NHK『プロジェクト X』、『BRIDGE はじまりは 1995.1.17 神戸』)、劇映画（例　石原裕次郎（熊谷組班長役）主演『黒部の太陽』)、ドラマ主題歌（例　中島みゆき『地上の星』)、新聞広告、車内広告、漫画、劇画（例　日建連制作、静岡県制作)、小説（例　木本正次『黒部の太陽』）
ネットワークメディア	インターネット（Web サイト、電子掲示板、電子メール、ブログ、SNS)、PC 通信、電話、郵便	PR サイトの立上げ（例　青森県制作）

出典）Wikipedia-メディア（媒体）の項の内容を加工し、一部独自の見解を追加した。

【参考となる取組み事例①：地元コミュニティ FM を通じたメッセージの継続発信】

- 公成建設株式会社（京都府京都市）の絹川雅則代表取締役社長は、地元コミュニティ FM のラジオ番組「まちづくりチョビット推進室（月 2 回土曜日に 30 分間ずつ放送)」のパーソナリティを長く務めている。平成 16 年（2004 年）に開始（制作も同社）されたこの番組では、毎回ゲストに行政や民間でまちづくりに携わる「京のまちづくり人」を呼び、社長との対談形式で放送している。
- このラジオ番組を通じて、まちづくりや建設業界へ関心を頂き、同社入社に至った人材も複数名いるという。

【参考となる取組み事例②：県内主要プロジェクト紹介冊子の作成】

- 山口県土木建築部では、県内における公共事業の主要プロジェクトを紹介する冊子「やまぐちの未来を拓く　これからの社会資本整備」を平成 29 年（2017 年）4 月に作成している。
- 本冊子は、特に若年層向けに社会資本整備の必要性とその中核的な役割を果たす建設業の重要性を紹介するものであり、建設業への理解とイメージアップを図っている。

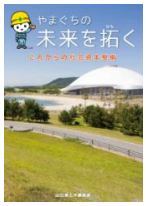

（画像：山口県ホームページより）

【参考となる取組み事例③：全国建設業協会 統一ベストの配布・着用】

- 一般社団法人全国建設業協会では、作業服の上に着る緑色のベスト（統一ベスト）を各建設業協会に斡旋している。各建設業協会では、ボランティア活動や災害復旧工事の際等にこれを着用することが奨励されている。

（画像：一般社団法人全国建設業協会提供）

【参考となる取組み事例④：女子学生を対象とした現場見学会の実施】

- 一般社団法人富山県建設業協会では、平成 30 年（2018 年）10 月に、女子学生を対象とした現場見学会を開催した。当日は、富山県立大学環境・社会基盤工学科に在学中の女子学生 41 名が参加し、護岸災害復旧工事及び堤防強化工事の現場を見学した後、女性技術者との意見交換に臨んだ。
- 参加した女子学生の中には、公務員志望であったが建設企業も就職先として検討したい等の声も上がっていたとのことである。

（画像：一般社団法人富山県建設業協会提供）

【参考となる取組み事例⑤：地域建設企業による小学生を対象とした体験ブース出展】

- 岩田地崎建設株式会社（北海道札幌市）は、平成 30 年（2018 年）9 月に札幌市で開催された職業体験プログラム「こどものまち ミニさっぽろ 2018」の建設ゾーンにブースを出展した。この催しは過去 13 回開催されており、今回は約 4,000 人が参加した。
- 同社ブースでは、『建設 ICT』をテーマに UAV やバックホウシミュレーターの操縦体験と砂場カラーマッピングを用いて建設現場の流れを体験してもらい、2 日間で 50 名を超える子どもたちが最新の現場技術に親しんだとのことである。

（画像：同社提供）

施策 2　発注者・元請企業・下請企業一体となった処遇改善への取組み

【現状と課題】

- 下請企業が社会保険に加入し、かつ働き方改革に踏み出すためには、相応の原資が必要となる。
- 社会保険に加入すると賃金額の約 15%が会社負担として法定福利費に加算される。しかしながら、青森県内の一部専門工事業団体からは、下請企業に回ってくる仕事の多くは請負金額が低く、社会保険に加入する余裕は無いという声も聞かれる。
- 国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価であり、建設労働者等の賃金相当額である公共工事設計労務単価は、青森県でも全国同様に上昇傾向にあるが、二次以下の下請企業が受け取る金額については殆ど上昇していないという話も聞かれる。

【施策の方向性（主な取組み主体：元請企業、行政等）】

- 下請企業においても、社会保険に加入するための必要原資である法定福利費分が得られるように、発注者や元請企業が配慮する。

【参考となる取組み事例：HP を通じた協力会社への法定福利費内訳明示要請】

- 株式会社ユーディケー（埼玉県さいたま市）では、自社のサイト上にて協力会社あてに「法定福利費の内訳を明示した見積書の提出について」というページを示し、この中で法定福利費の内訳を明示した見積書のひな型を掲載するとともに、それを使用するよう促している。
- 各事業主は社会保険への加入が求められているが、このようにホームページ上で可視化した形で、元請企業から協力会社、下請企業に対して法定福利費の内訳を明示するよう求めている例もある。

（画像：同社ホームページより）

http://www.udk.co.jp/cooperation/index.html

基本目標 2　働き方改革

- 今後の人口減少社会においては、各産業間で担い手の奪い合いとも言える構図が強まることが考えられる。
- 建設業が人材確保において他産業に伍していくためには、労働環境、労働条件面で一層の改善を進める必要がある。そのためには、発注者側における配慮も必要である。
- なお、一般社団法人日本経済団体連合会では、平成 29 年（2017 年）9 月に、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」を公表し、一企業だけで解決することが困難な商慣行是正に向けた経済界の意志を示すとともに、各団体の加盟企業における取組みの推進を目的として取りまとめている。

施策 3　入職後のキャリアアップ支援

【現状と課題】

- 建設業は近年、新規採用が難しくなっていることに加え、もともと離職率の高い産業であることから、採用後の人材に対しては丁寧な育成を心がける必要がある。また、各人が入社後の将来的なキャリアビジョンを理解し、長期在職することで自らの成長を実感できる仕組みも工夫を凝らす必要がある。
- キャリアアップに関する業界横断的な新たな仕組みとして、平成 31 年（2019 年）4 月より、「建設キャリアアップシステム」の本運用が予定されている。建設技能労働者一人一人の就業実績や資格を登録し、能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保することを狙いとした仕組みである。
- 同システムは、運用開始初年度で 100 万人の建設技能労働者の登録、5 年で全建設技能労働者（330 万人）の登録を目標としている。
- ただし、青森県内建設企業の中には、同システムを認知はしているが、企業として導入するメリットが感じられないことから、当面は静観するというところもある。

【施策の方向性（主な取組み主体：建設企業、行政、業界団体等）】

- 社員が自らの将来のキャリアについて考え、モチベーションを高めてもらうために、入社後にどのような経験を積み、どのようなキャリアパスを歩むことになるのかを示す。
- 建設キャリアアップシステムについては、個々の企業が自社のみならず、業界全体の担い手確保（保持）のためにも機能し得るといったメリットを理解し、導入を前向きに検討してもらうべく、正確で分かりやすい情報提供に努める。
- 施工に携わる人々のキャリアの証として、また、仕事自体の満足感向上のためにも、それぞれの現場に「銘板」を設置し、技術者だけでなく、建設技能労働者の氏名も足跡として残すようにする。

【参考となる取組み事例①：キャリアパスの見える化】

- 株式会社鹿内組（青森県青森市）では、近年は新卒採用に力を入れ、定期的、広域的かつ積極的に採用活動を進めている。また県内在住者のみならず、県や市の実施するＵ．Ｉ．Ｊターン採用の取組みも活用している。
- このような取組みにより入職した社員への動機づけの一環として、「社員のキャリアアップ（実力向上）」と称する資料を社員に周知している。
- この資料では、入社後の経過年ごとに、求められる業務内容や資格、担当する現場の請負金額の目安が記載されており、社員が入社後のキャリアパスをイメージでき、ひいては定着率の向上につながる取組みとしている。

【参考となる取組み事例②：電子銘板による建設技能労働者等の氏名掲示】

- 長崎県では、吾妻愛野（あづまあいの）バイパスや県立百花台（ひゃっかだい）公園の整備に際し、現地に「電子銘板」を設置している。これは、建設工事に従事した人々に敬意を表し名前を残すことと、事業の概要等を県民へ PR することを目的としたもので、現地に掲げられている「QR コード」をスマートフォンやタブレットにより読み取ると、協力会社名や、現場技術者、型枠工、鉄筋工、とび工等の氏名リストが端末上に表示される仕組みである。

下記のＱＲコードをスマートフォン・タブレットから読み込みますと、工事に関わった関係者のお名前が表示されます。　（敬称略）※五十音順

ア行～サ行の方々　　タ行～ラ行の方々

（画像：長崎県ホームページより）

施策４　週休２日制及び長時間労働是正に向けた取組みの拡大

【現状と課題】

- 建設業の働き方改革推進に向けて、公共工事においては、週休２日工事について積極的に導入する動きが拡がっている。平成 30 年度（2018 年度）より国直轄工事においては労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ必要経費を計上している。その上で週休 2 日を達成した工事については、工事成績での加点評価を行っている。
- 青森県発注工事においても「週休２日確保工事」に取り組んでいる。ここでの週休２日の定義は「4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態」であり、具体的には工事の着手日から工事完成日までの期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態としている。当初工期が週休 2 日を考慮した工期となっている場合は原則として受注者希望型とし、発注者指定型についても平成 31 年度（2019 年度）にかけて試行することとしている。
- このほか、国、青森県、県内市町村及び関係団体が共同で平成 30 年（2018 年）6 月と 7 月の第 4 土曜日に県内の工事現場を一斉閉所する「週休２日制普及促進 DAY」を実施し、受発注者双方の機運醸成に取り組んでいる。
- 一般社団法人全国建設業協会では、平成 30 年（2018 年）4 月より、「今後の働き方改革への取組について」に基づき、働き方改革に取り組んでいる。この中の「休日 月 1＋（ツキイチプラス)」運動は、4 週 8 休の実現を最終目標として、毎月プラス１日の休日確保を努力目標とするものである。
- 平成 30 年（2018 年）6 月に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（通称「働き方改革関連法」)」が成立した。同法では、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等を目的としているが、中でも長時間労働の是正は、建設業にとって影響が大きいと考えられる。時間外労働の上限について、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む。)、複数月平均 80 時間（休日労働含む。）を限度に設定するものとしている。建設業についても、5 年間の猶予期間の後、2024 年 4 月からはこの遵守が求められることとなっている（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1 か月 100 時間未満・複数月平均 80 時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。)。
- 降雪が多く、冬期の工事が困難な青森県では、夏期に工期が集中しがちでもあり、他県に比して、取組みに工夫が求められる。
- 地域建設産業では、休日の少なさとともに、労働時間の長さが指摘されてきた。今後は 2024 年 4 月からの法適用を念頭に、長時間労働の是正に努める必要がある。言うまでもなく、その取組みは、コンプライアンスの観点だけでなく、担い手確保のためにも不

可欠である。

- また、同法においては、平成 31 年度（2019 年度）より、建設企業を含む全企業において、年 10 日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇日数のうち年 5 日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務化される。

【施策の方向性（主な取組み主体：建設企業、行政、業界団体等）】

- 現行の青森県「週休 2 日確保工事」実施要領は、従来の「週休 2 日確保モデル工事」実施要領に代えて平成 30 年（2018 年）10 月に制定されたものであり、働き方改革の流れに沿ったものである。
- 他地域の自治体においては、「発注者指定型（一定の要件を満たす場合等）」の「完全週休 2 日制」工事の発注に積極的に取り組む動きがあり、青森県内においても今後地域の関係者が連携し、一層の働き方改革を進める。
- 週休 2 日制の導入は、処遇改善と並び、担い手確保の上で必須条件であると言える。
- 適正な 1 日当たりの労働時間や年間の休暇取得日数を達成するためには、各工事現場への配置社員数について、これまで以上に配慮する。
- 働き方改革に向けては、必要に応じて変形労働時間制も活用する。
- 平成 31 年度（2019 年度）に本格運用が始まる建設キャリアアップシステムでは、民間のシステムと連動させることで現場入場者の勤務時間管理も可能となることから、これを活用することも一つの方策である。

【参考となる取組み事例①：自治体による発注者指定・完全週休 2 日制の取組み】

- 愛知県では、「完全週休 2 日制工事実施要領」に基づき、設計金額が一定額以上等の要件を満たす工事の中から、「発注者指定型」の「完全週休 2 日制」工事を指定する旨を定めている。また、発注者指定以外のすべての工事は、原則として「受注者希望型」の「完全週休 2 日制」工事とすることが定められている。

【参考となる取組み事例②：完全週休 2 日制の導入とその効果】

- 佐久間建設工業株式会社（福島県三島町）では、平成 29 年度（2017 年度）に全社員に完全週休 2 日制（土・日・祝日休み）を適用した。
- 併せて同社では、社員の 3 分の 1 に当たる建設技能労働者について、これまでの日給月給制に替えて月給制として、完全週休 2 日制導入に伴う所得減少への懸念に対応した。
- 完全週休 2 日制に取り組む中で見えてきた課題として、建設業界全体に週休 2 日制が浸透していないために、日給制の建設技能労働者が多い下請企業からの休日増加への理解が得られにくいことや、協力会社との関係上休日に責任者が交代で現場に出ざるを得ないこと等が挙げられる。
- その一方で、新卒採用において、同社が完全週休 2 日制であることに魅力を感じて門を叩いて来る若年層もいるという。

【参考となる取組み事例③：リフレッシュ休暇など多様な休暇付与とその効果】

- 岩手県矢巾町の株式会社水清建設では、全社的に働き方に関する制度を改善する取組みを進めてきており、現場竣工後に一定期間の休みが取れる「リフレッシュ休暇」や、地域行事等への参加のための「ワークライフバランス休暇」（年間 5 日間取得可能）という休暇制度を導入している。
- 同社の社員からは、これら休暇により業務外での刺激を受けることができ、業務にも還元できるという意見が出されているという。

施策 5　施工時期の平準化に向けた取組みの拡大

【現状と課題】

- 国や自治体が予算単年度主義となっている以上、公共工事の工期も年度の後半に集中してしまいがちであり、このことが週休 2 日制導入をはじめとした働き方改革を妨げている大きな要因であるという指摘もされている。
- 豪雪地である青森県では、降雪、積雪により冬期の施工が困難になることも、施工時期の平準化の大きな妨げとなっている。
- そこで、債務負担行為の活用等を通じた施工時期の平準化への取組みが求められている。
- 県においても平成 30 年（2018 年）11 月の補正予算において、「公共工事の施工時期の早期化及び平準化を図るため」、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について、対前年度比で約 17%増となる債務負担行為を設定している（総計約 70 億円。うち社会資本整備総合交付金事業分約 50 億円）。

【施策の方向性（主な取組み主体：行政等）】

- 国直轄工事及び県発注工事においては、債務負担行為の設定による施工時期の平準化への取組みは進んできている。
- 今後、債務負担行為の設定を基礎自治体（市町村）発注工事にまで拡げることも含めて、県内公共工事の一層の施工時期の平準化、ひいては働き方改革の促進につなげる。
- 施工時期の平準化に向けた取組みとしては、ほかにも「柔軟な工期の設定」や「速やかな繰越手続」等が挙げられている。工事の性質や条件に合わせてこれらも効果的に取り入れる。

【参考となる取組み事例：基礎自治体によるゼロ市債の活用】

- 弘前市では、建設企業の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用し、公共工事の発注時期の平準化に取り組んでいる。

施策 6　建設業の働き方改革に関する民間発注者の理解促進

【現状と課題】

- 青森県内では公共・土木の建設投資額が下がってきていることから、相対的に民間発注工事の割合が高まっている。
- 建設業の働き方改革は待ったなしの状況であり、公共工事の発注者である国や自治体等はその必要性を踏まえ、リフレッシュ休暇付きの週休 2 日制（4 週 8 休）確保を含む建設業の働き方改革に対して理解を示している。
- 他方で、民間発注においては、「開業日が決まっている」、「交通網の不稼働を短縮したい」等の様々な理由から、余裕のある工期設定が難しいといった声も聞くところである。
- 平成 30 年（2018 年）7 月に、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議における議論を踏まえて、「適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂された。同ガイドラインは、公共・民間を含めすべての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、平成 28 年（2016 年）8 月に策定されたもので、平成 30 年改訂版では、2024 年度より建設業において、時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることを踏まえて、適正な工期設定・施工時期の平準化等を規定している。
- 国の発注工事においては、本ガイドラインに沿った工事の実施を徹底し、地方公共団体及び独立行政法人等に対しても、本ガイドラインの遵守のための取組みを強化するよう要請するとともに、民間発注者団体に対しても、本ガイドラインに沿った工事の実施がなされるよう、内容を周知し、理解と協力を求めるものとなっている。

【施策の方向性（主な取組み主体：行政、業界団体等）】

- 全国単位では、国や建設関連団体と民間発注者団体との対話や、働き方改革に対する発注者団体側の理解促進は進んでいるものの、地域単位での取組みはまだあまり聞かれない。青森県内の行政を含む建設業関係者が連携して、主な民間発注者に対して週休 2 日制（4 週 8 休）への理解促進を図る。
- また、電力会社や鉄道会社等、東北エリアや東日本エリアで活動している企業等に対しては、例えば東北ブロックの官民が連携して、建設業の働き方改革に関する理解促進を図る。

【参考となる取組み事例：業界団体による週休 2 日制実現に向けた行動計画】

- 一般社団法人日本建設業連合会では、平成 29 年（2017 年）に「週休二日実現行動計画」を策定した。本行動計画は、同年 2 月に試案を公表した上で、鉄道、住宅・不動産、電気、ガスの各分野に設置された「建設業の働き方改革に関する連絡会議」での議論等を経て、同年 12 月に策定されたものである。
- 本行動計画が目指す週休 2 日は、「土曜日及び日曜日の閉所」であると定義した上で、「2021 年度末までに定着させる」としている。
- その実現のためには「適切な工期の設定」といった「請負契約・下請負契約における取組み」や、「優良協力会社への支援」等と並んで、「発注者、社会一般の理解促進」も挙げられている。

（画像：同会ホームページより）

基本目標 3　生産性の向上

- 担い手確保、働き方改革の裏付けとなるのが建設業の生産性向上である。
- 東日本建設業保証株式会社の「青森県版「建設業の財務統計指標」の推移」によれば、平成 28 年度（2016 年度）の青森県建設企業の一人当たり付加価値（労働生産性）は、10.2 百万円であり、東北地区平均（11.1 百万円）や東日本平均（10.5 百万円）を下回っている。
- 生産性の向上には、建設企業個々の取組みが奏功する面や、国や自治体の取組みが必要な面、地域の様々な関係者間の連携により可能となる面等がある。

施策 7　工事関係書類等の簡素化、電子化の促進

【現状と課題】

- 建設業許可申請や個々の工事に関する書類について、国や自治体では簡素化や電子化を進めている。例えば、国土交通省中部地方整備局では、愛知県と工事書類の標準化を図り、50%を超える書類で統一化を進めている。
- 青森県でも国土交通省東北地方整備局との間で書類の標準化について連携して取り組んでいるところである。また、平成 29 年（2017 年）には工事情報共有システム（ASP）を試行導入している。
- ただし、国や自治体がこのように書類の標準化による簡素化の取組みを進めているものの、県内建設企業からは一層の書類簡素化を求める声も聞かれる。

【施策の方向性（主な取組み主体：行政等）】

- 現場の声を踏まえた上で、工事関係書類等の一層の簡素化や電子化を推進する。
- 工事関係書類の簡素化等を目的とした官民連携の場づくりにも着手する。

【参考となる取組み事例①：書類簡素化等に向けた行政と業界団体との意見交換会】

- 国土交通省中部地方整備局では、これまで土木工事特記仕様書の改訂を通じた工事書類の削減・簡素化等に積極的に取り組んできたが、事業者サイドからは工事書類作成の負担は依然として大きいとの意見が寄せられている。
- そこで、業界団体の参画を得ながら工事書類の簡素化・業務の効率化を一層進めるため、平成 30 年（2018 年）7 月に「工事現場業務の効率化推進 WG　会議」を開催した。業界団体は、一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人日本橋梁建設協会中部事務所、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部、一般社団法人日本道路建設業協会中部支部、一般社団法人愛知県建設業協会が参加している。
- この会議の場では、書類の削減に関し多くの意見が寄せられたことから、今後本省へのフィードバックも図りつつ、可能なものから共通仕様書への反映等に取り組んでいく予定という。

【参考となる取組み事例②：地方整備局による土木工事書類スリム化ガイド公表】

- 国土交通省関東地方整備局では、工事関係書類のスリム化点検を実施し、スリム化が可能な項目を取りまとめた「土木工事書類スリム化ガイド」を作成し、平成 30 年（2018 年）2 月に公表した。
- 本ガイドでは、工事関係書類を必要最小限にスリム化するため、削減可能な工事書類と、紙と電子による工事書類の二重納品防止の徹底について掲載している。

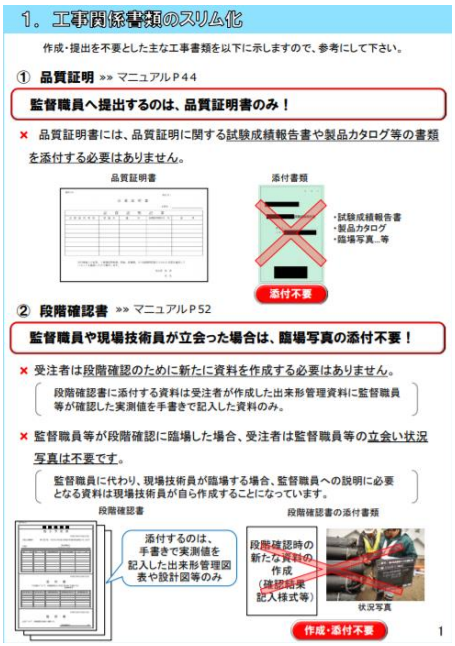

（画像：国土交通省関東地方整備局ホームページより）

施策 8　多能工の育成・活用

【現状と課題】

- 今後、限られた技能労働者の中で生産性を向上させる一つの方策として、建設工事において連続した複数の異なる業種や工程等を遂行できる個人、あるいはそれを可能にする生産システムである「多能工」の重要性が高まってきている。
- 建設企業が多能工を必要とするかは、各社が専門とする職種や、生産性向上に対するアプローチ等によって大きく異なってこようが、一般財団法人建設業振興基金が平成 27 年度（2015 年度）に実施した「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム プログラム・教材等ワーキンググループ報告書 アンケート調査」によれば、回答した総合工事業者の約 69%が建築工事において、同じく約 76%が土木工事において、「今後多能工が必要になる」と答えている。
- 多能工のスキルは、現場業務を通じて（＝所謂 OJT）会得される場合も多いが、専門の育成カリキュラムを通じて、より体系的かつ短期に習熟することもできよう。
- 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会が実施する「富士教育訓練センター」では、土木や建築、左官、躯体等の多能工コースを開講している。
- 青森県内の建設業関係者間においても、建築、土木双方における「経営ツール」としての多能工育成の必要性を説く意見が聞かれる。一方で、青森県内において多能工の育成を専門的に行う機関が無く、そのような機関の設置を求める声も聞かれる。

【施策の方向性（主な取組み主体：建設企業、行政、業界団体等）】

- 青森県内建設業の生産性向上に向けた取組みとして、官民関係者の連携により、多能工育成に向けた教育訓練機関を創設する。県内では土木工事のウェイトが高いが、上記アンケート調査の結果も踏まえ、多能工育成については、建築、土木双方においてコースを開講する。
- 多能工は多様なスキルを学ぶ必要があり、教育訓練機関を設立する場合、相応のスペースを持つ「場所」探しがポイントとなることから、廃校跡等の遊休公共施設の活用を積極的に進める。

【参考となる取組み事例：廃校跡を活用した職人育成学校の運営】

- 板金と瓦の職人育成を行う「利根沼田テクノアカデミー」では、群馬県沼田市の廃校（南郷小学校）を活用している。同校は、板金業の株式会社テクノアウターが自主的に運営していた板金技能訓練センターを前身として平成 28 年（2016 年）に開校した。
- 同校は、人材確保・育成に加え、地域活性化、遊休公共施設活用・過疎対策も視野に入れた取組みだという。沼田市は、運営母体である一般社団法人に対して、施設を無償貸与している。

施策 9　ICT 施工のノウハウ共有

【現状と課題】

- ICT 施工（i-Construction）は、これからの建設業における生産性向上の大きな切り札として期待されている。一方で、一部の青森県内建設企業からは、これまで ICT 施工の発注量は少ないという意見が出されている。
- 県内での工事量の絶対数が増えなければ、ICT 施工について各社が携わり習熟する機会も乏しくなると指摘されている。
- 県は、平成 29 年（2017 年）から ICT 施工の普及に取り組んでおり、平成 30 年（2018 年）10 月からは受注者が希望する場合に ICT 施工の採用を可能とする ICT 活用工事の対象を 1,000 ㎥以上の土工又は 3,000 ㎡以上の舗装工を含む工事に拡大するなど、受注者が ICT 施工に取り組みやすい環境整備を行っている。
- このほか、国、東北 6 県、仙台市及び各種関連団体が参加する東北技術人材育成協議会の主催による ICT、UAV（i-Construction）基礎技術講習会を、平成 30 年度（2018 年度）から青森県においても開催するなど、3 次元データを扱うことができる技術者の育成にも取り組んでいる。

【施策の方向性（主な取組み主体：建設企業、行政、業界団体等）】

- ICT 施工の需要サイド（発注者）側の取組みとして、国や自治体といった公共事業の発注者は、ICT 施工発注件数の増加に努める。
- 他方、供給サイド（建設企業）においては、「共同勉強会や研修を行う」、「ICT 施工現場に希望する同業者の立ち会いを認める」といった試みを通じて、地域建設企業同士のノウハウ共有に努める。
- また、ICT 施工の経験値の乏しい建設企業がすべての作業工程を内製化することは難しく、作業の外注や、コーディネーターの活用等も必要となるであろう。これらに関して、行政も一層の支援を進める。
- このように、需要及び供給両面での官民挙げた取組みを進めることで、青森県が ICT 施工の先進地域になることを目指す。

【参考となる取組み事例：情報交換ネットワークを通じた建設企業間のノウハウ共有】

- 静岡県伊豆の国市の株式会社正治組（しょうじぐみ）を中心として全国規模（平成 30 年（2018 年）6 月現在　会員 19 社）で活動している「YDN（やんちゃな土木ネットワーク）」は、有志による建設企業のネットワーク組織である。
- 平成 27 年（2015 年）に発足して以来、YDN は土木技術に関する問題解決の手段や新しい資材の情報、新規事業の情報等について、会員同士で情報共有を図っている。
- UAV 測量やレーザスキャナ測量等、実証等を通じた ICT 施工に関するノウハウ共有を盛んに行っている。
- YDN では、専用のホームページも用意している。

（画像：YDN 提供）

施策 10　施工以外の業務における ICT の活用による生産性向上

【現状と課題】

- 建設工事業の施工現場における ICT 化は官民挙げて取り組まれている一方で、施工以外の業務（例えば書類の作成）に関して、ICT を活用した効率化等の取組みは、特に中小建設企業では改善の余地が大きいと言える。

【施策の方向性（主な取組み主体：建設企業等）】

- ICT を活用しつつ、書類作成等の非施工現場における効率化を進める。
- 他産業においても事務作業の効率化等の取組み事例があり、建設業以外の先進事例も参考となり得ることから、行政等を通じて事例や情報を収集する。

【参考となる取組み事例：低コストでのテレワーク体制の確立】

- 向洋電機土木株式会社（神奈川県横浜市）では、働き方改革の一環として「テレワーク（情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く勤労形態をいう）」を実践してきた。
- 従来社員は、自宅、会社、現場を移動するだけでも多大な時間を要していたが、現場で済ませられる仕事は現場で済まし、自宅で行える仕事は自宅で行うことを目指し、現場や自宅で設計図や指示書、工事報告書の作成などを行えるようにした。
- 初期費用・運営費用が過大にならないよう、パッケージソフトの購入・導入ではなく、フリーソフトを活用した。インターネット回線を使って自由に対話できるテレビ電話システムと、社内で会話できるチャットアプリケーション、業務知識を自分たちでリアルタイムに編集・蓄積できるソフト等である。
- テレワークを含む一連の働き方改革の結果、平成 29 年度（2017 年度）は 9 年前に比べ、社員数が 12 人増えたにも関わらず、ガソリンの使用量は 81%、本社の電力使用量は 78%に減少、平均労働時間は 2,100 時間から 1,800 時間に削減されたという。なお、同社はテレワークの取組みにより、平成 30 年度（2018 年度）、「テレワーク先駆者百選総務大臣賞」を受賞した。

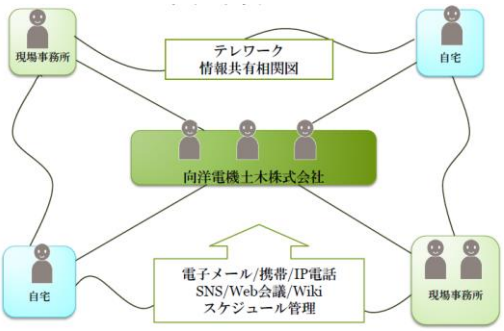

（画像：同社提供）

施策 11　新たなビジネスモデルの推進による収益性向上

【現状と課題】

- 建設業は受注型産業であり、発注者が工事を計画しなければ建設企業に建設工事の受注の機会が回ってこない構造となっている。
- また、青森県内の建設投資額の推移を見ると、これまでは公共工事、とりわけ土木工事が多かったが、近年、公共工事は減少傾向となっており、公共発注工事を「待つ」という姿勢では、一定数の職人を継続的に抱えることが難しくなる懸念もある。

【施策の方向性（主な取組み主体：建設企業等）】

- 県内建設企業における生き残り戦略の一つとして、「公共の仕事」の「受注機会を待つ」という従来の仕事のスタイルに加えて、例えば「民間の仕事」を「自ら創出する」といった新たなビジネスモデルを実践する。
- また、青森県内ではこれまで PFI の実施件数が比較的少ないが、中核市である青森市や八戸市の人口当たり地方税収入は、中核市平均よりも低い一方で、人口当たり公共施設延床面積は大きいことから、PFI や広い意味の PPP に取り組む必要性は今後一層高まると予想される（本報告書 図表 2-2-12 参照）。
- 地域建設企業の中には、PPP/PFI に対してハードルの高さを感じている場合もあるが、「ノウハウのある大手ゼネコンと協働する」、「プラットフォーム（後述）の場でノウハウを共有する」といった取組みを進める。PPP/PFI は、建設面だけでなくその後の運営面においても、地域建設企業にとって収益機会となり得る仕組みとも言える。

【参考となる取組み事例①：新たなビジネスモデル確立への取組み】

- 株式会社田名部組（たなぶぐみ）（青森県八戸市）では、新たなビジネスモデルとして「創注（そうちゅう）営業」に力を入れている。
- 「創注営業」とは、これまで一般的であった受注型ビジネスではなく、本来その地区に必要とされている（建設してほしい）施設はあるが、県や市町村では公共予算が無い場合、その施設のみならず医療・福祉・店舗・サービスなどを総合的にプロデュースした最善の計画を、地主や投資家等に対して資産・税務（相続）や利回りなどとともにプレゼン（＝「創造」）し、その施設の建設やアフターサービス等を「受注」し、完成後も利用者や事業にかかわる関係者の満足を提供する営業形態である。
- 一般的に、民間事業よりも公共事業の方が収益性が高いとされているが、同社によれば創注営業の案件は特命での事業となるため、収益性は公共事業のそれを上回っているという。

【参考となる取組み事例②：地域発の PFI 事業への地域建設企業の参画】

- 埼玉県春日部市では、平成 28 年（2016 年）の市立小・中学校等エアコン整備事業に際し、同市で初めて PFI の仕組みを導入した。これは、地域金融機関が埼玉県及び株式会社日本政策投資銀行と協働して、県内各所で PPP/PFI 勉強会を開催したことがきっかけとなり実現したものである。
- また、地域金融機関が参画意欲のある地元の事業者に対して、PFI 事業のノウハウを有する大手企業とのマッチングを図り、コンソーシアムの組成を支援した。
- その結果、コンソーシアムの代表企業を地元の正和（しょうわ）工業株式会社が担い、構成企業や協力企業の中にも、東京等の企業とともに複数の地元企業が参画する形となった。
- 本案件は、BTO・サービス購入型の PFI 案件で、事業期間（維持管理・運営期間）は 13 年間。整備対象施設は、小・中学校 36 校（662 教室）で、総事業費は約 13 億円。
- 本案件における VFM（バリュー・フォー・マネー）は約 15%であった。

施策 12　建設企業の事業引継ぎサポート

【現状と課題】

- 青森県では、建設投資額が減少を続けている。今後県内建設企業の経営が悪化し、倒産・廃業が増加し、地域によっては力のある建設企業が不在になる可能性がある。また、有力な後継者がいないために廃業を余儀なくされる懸念も出てきている。
- 一方で、そのような建設企業から事業を承継する主体（企業その他）があれば、地域における雇用の確保や防災力の継続等も可能となる。

【施策の方向性（主な取組み主体：行政、金融機関等）】

- 建設投資が減少する中で、地域の中核たる建設企業を残していくためにも、休廃業・解散を検討している建設企業の人材・設備等を他の建設企業が円滑に引き継げるよう、青森県事業引継ぎ支援センターや金融機関等と連携し、企業間の合併・統合のマッチングを進めていく。
- 経営が弱体化している、あるいは後継者が不在であるような建設企業の事業を引き継ぐ主体の存在は、地域建設業ひいては地域社会全体にとって望ましいだけでなく、引き継ぐ側の企業（建設企業、非建設企業を問わず）にとっても、事業領域の多角化や事業エリアの分散等の観点でメリットとなり得る。県内関係者は、他地域や他産業も含めた引継ぎ主体候補企業の情報について、日常的に情報収集に当たる必要がある。
- その上で、①提携・連携（アライアンス）、②合併、③統合、④多角化、等を経営上のオプションとして、必要が生じた場合に検討する。

【参考となる取組み事例①：事業引継ぎ支援センター】

- 中小企業・小規模事業者において経営者の高齢化が進む中で、後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方の相談に対応するため、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という）」 に基づき、各都道府県に「事業引継ぎ支援センター」が設置されている（青森県は公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター内）。
- 支援機関では、後継者不在などで事業の引き継ぎを検討する中小企業・小規模事業者の経営資源を引き継ぐ意欲のある中小企業・小規模事業者等に対して、専門家が、事業引き継ぎに係る課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等を実施している。

【参考となる取組み事例②：ファンドによる創業家からの株式の取得】

- 株式会社広島銀行等の地方銀行や株式会社日本政策投資銀行が共同で組成したファンドである「せとうち結（むすぶ） 投資事業有限責任組合」は、平成 27 年（2015 年）に広島県広島市の堀田建設株式会社の株式を同社創業家から取得している。同ファンドは事業承継事案に対象を特定したファンドであり、取得した株式すべてを無議決権化した上で、同社の事業承継や経営面に関する助言等のサポートを行うこととしている。

基本目標 4　青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置
施策 13　青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置

【現状と課題】

- 担い手の確保・育成、働き方改革及び生産性の向上のためには、担い手のキャリアプラン構築支援、週休 2 日制及び月給制への移行推進、長時間労働の是正、公共工事発注・施工プロセスの改善その他いくつもの具体的施策の計画・実施・点検・改善に係る PDCA サイクルを回していかなければならない。
  PDCA サイクルを回すには、特定の施策に関わる主体すべてが集い、迅速に、柔軟に、実務に、各段階の検証を行い、実行することが望ましい。
- 従来の協議会は、官主導で、既に、官が定めた施策を実施するため、関係諸団体が集まり、具体的な実施予算、実施日程、実施手段等を決めるものである。
- しかし、施策より上位の政策目標（例　社会的間接資本のあり方）に係る合意形成、個別施策の策定、施策実施に係る協働その他「協議会の所掌範囲からこぼれ落ちる事柄」を自由闊達に議論し、実行に移していくため、産官学金（事業者、地方公共団体、学識者、地域金融機関等）が集う場が存在することが、民間にとっては、非常に便利である[1]。プラットフォーム[2]は、こうした場を提供し、議論の共通基盤となることを目指す。
- プラットフォーム（共通基盤）が、Think ＆ Do　Tank[3]と呼ばれる所以である。
- プラットフォーム（共通基盤）は、multi-task（複数課題）のものと、single-task（単一課題）のものがある。
- multi-task（複数課題）の例は、厳密には、プラットフォームの前段階であるが、福島県建設業産学官連携協議会がある。→【参考となる取り組み事例：福島県建設業産学官連携協議会（福島県）】参照。
- single-task（単一課題）の例は、非常に多いが、例えば、①国土交通省総合政策局官民連携政策課が支援し、地域振興・まちづくり・PPP/PFI その他のプロジェクトにつきステークホルダーが連携する「地域プラットフォーム」、②内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）が支援し、ステークホルダーが連携する「PPP/PFI プラットフォーム」、③経済産業省地方支分部局が支援し、新規産業振興を目的とする「産業振

---

[1] 東日本大震災の被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）が、複数の国の機関の所掌事務の重複等に遭遇し、関係諸機関がすべて集まり、議論する目的で設置した復旧のためのプラットフォームは、大きな成果を上げた。

[2] 『広辞苑　第三版』には、「プラットホーム（platform）駅やバス発着所で、乗客が乗り降りする場所。歩廊。ホーム。」とあるが、原義は、a usually raised horizontal flat surface（周辺より高くなった水平で平らな場所）である。そこから直接派生した意味が、a place or opportunity for public discussion（公衆のディスカッションの場所又は機会）。以上の出典は、Merriam-Webster’s Online Dictionary。基本目標 4-施策 13 では、この意味。「共通基盤」。なお、現在は、ICT 用語のプラットフォーム（computing platform。アプリが作動する基盤であるハードウェア、OS 等）及びマーケティング用語のプラットフォーム（売場を提供する主体。例えば、百貨店、SC、EC モール）も広く普及しているため、「プラットフォーム」で通用する。

[3] 星貴子 JRI 株式会社日本総合研究所調査部副主任研究員「地域産業振興策の現状と課題－推進組織からみた地域産業振興の在り方－」（JRI レビュー　2016 Vol.7 No.37 pp.2-30）　p.23

興プラットフォーム」（例　近畿経済産業局等が支援する「関西航空機産業プラットフォーム」）、④経済産業省中小企業庁が支援し、中小企業支援機関同士が連携する「地域プラットフォーム」が挙げられる。

- これらのうち、PPP/PFI の推進のための地域プラットフォームは、民間事業者、地方公共団体、大学等、金融機関及び専門家（コンサルタント、会計士、弁護士等）が連携して、基礎的ニーズ（異業種間ネットワークの形成及び PPP/PFI のノウハウ習得）から実践的ニーズ（具体の PPP/PFI 事業の検討及びマーケット調査）まで幅広く議論し、実行段階までをサポートしている。

【施策の方向性】

- 政府では、平成 30 年（2018 年）12 月に、国土強靱化基本計画を見直すとともに、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策を取りまとめた。3 か年緊急対策には、緊急に実施すべき 160 の対策を盛り込み、その事業規模は 7 兆円程度と見込まれている。
- 東日本大震災を経験した青森県では、これまでも「防災・減災」に力を入れてきた。これらは、地域住民の安全・安心の礎でもあることから、今後も地域建設業における重要な取組みテーマであることは変わらない。
- そこで、単一課題のプラットフォームのテーマ案の 1 つとして、「地域の防災力の維持・向上」に向けた地域関係者間の連携が考えられよう。ここで言う地域とは、局所的な災害に対して関係者が連携して即応できる範囲とするのが妥当であり、例えば、県内 6 つの地域県民局区分に準拠した地域プラットフォームの設置が考えられる。
- また、観光も点ではなく面的な対応が必要であり、送客、宿泊、イベント等で多くのステークホルダーが関わるため、話し合いの場として、（単一課題の）プラットフォーム（共通基盤）が必要となる可能性がある。
- 当面、緊急に対処すべきテーマに係る単一課題のプラットフォーム（共通基盤）を設立し、運営していく中で、より広範な複数課題のプラットフォーム（共通基盤）設置の気運が生じることも予想される。

  被災 3 県の復興に当たり、共通基盤が形成され、それが、福島県建設業産官連携協議会（名称は協議会ながら、事実上はプラットフォーム）につながったとの見方もある。
- 建設産業振興のためには、建設産業、国、県、市町村、教育機関、研究機関、金融機関その他関係主体が相互に連携して、情報共有、方策の検討、方策の実施等を図る必要があり、こうした取組みの共通基盤（プラットフォーム）として、青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置・運営を提案する。
- 青森県建設産業プラットフォーム（仮称）の設置目的は、青森県の建設業の振興であるが、その振興のための施策の範囲は多岐にわたる。したがって、具体的には、「担い手確保」「働き方改革」「生産性の向上」における個別テーマの改善策について、必要に応

じて産学官金での情報共有と連携強化を図るためのタスクフォースを設置し、多面的な検討を行い、それぞれの課題の重要性や相互の課題の関係性を踏まえた上で実施に向けた統合的なロードマップを策定することが望ましい。その際、青森県建設業が抱える課題、解決の方向性等について一貫した骨太の広報活動を継続することが重要である。

- 地域の建設業に求められる機能は幅広い。健全な県土づくりの主体であるのは当然であるが、豪雪地の青森県では、毎年冬期の除排雪を通じて、生活道路や空港等のライフラインを維持する重要な役目も果たしている。更には、災害時には応急復旧活動という社会的使命も担っている。近時では、東日本大震災の際に青森県を含む東北各地で建設企業が大きな役割を果たしたのは記憶に新しい。
- 青森県建設産業プラットフォーム（仮称）は、参加主体が課題認識及び個別の情報を共有し、常に、PDCA サイクルを回す活動を続ける必要があり、全部又は個別タスクフォースが事実上の休止状態になることを避けなければならない。
- こうして、青森県建設産業プラットフォーム(仮称)は、既存の取組みを補完する組織となることが望ましい。

広範なテーマにおけるプラットフォーム構成案

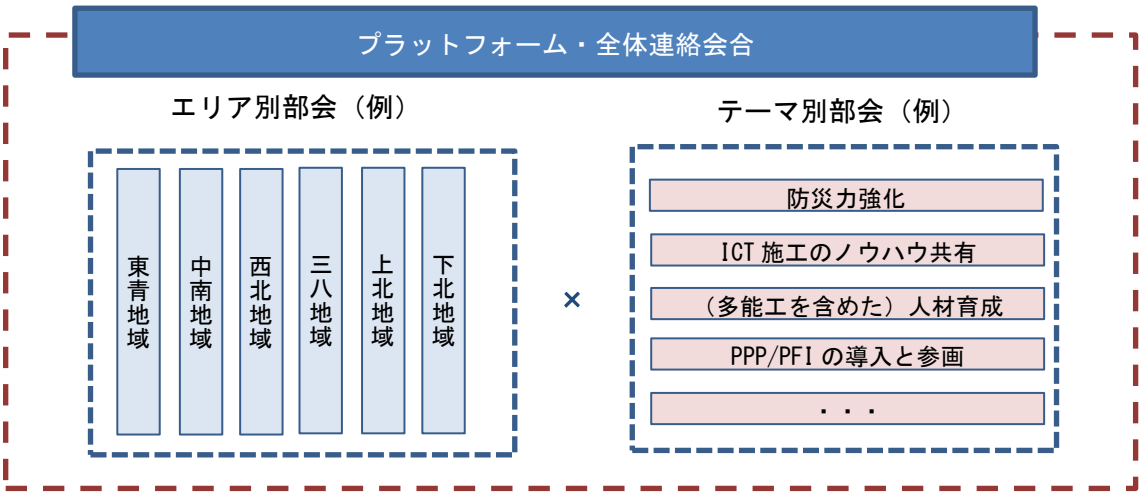

- さらに広範かつ多岐にわたるテーマをプラットフォームにて共有、検討、実行していく場合には、例えば関係者横断的な「全体連絡会合」を設置した上で、「エリア毎」や「テーマ毎（防災力強化部会、ICT 施工部会、多能工育成部会、PPP/PFI 推進部会、等)」の分科会をその下に置くことで、青森県の建設業に係るマクロ、ミクロ双方の様々な課題に対応できる体制とすることもできよう。

地域の防災力の維持・向上をテーマとした地域プラットフォーム構成案

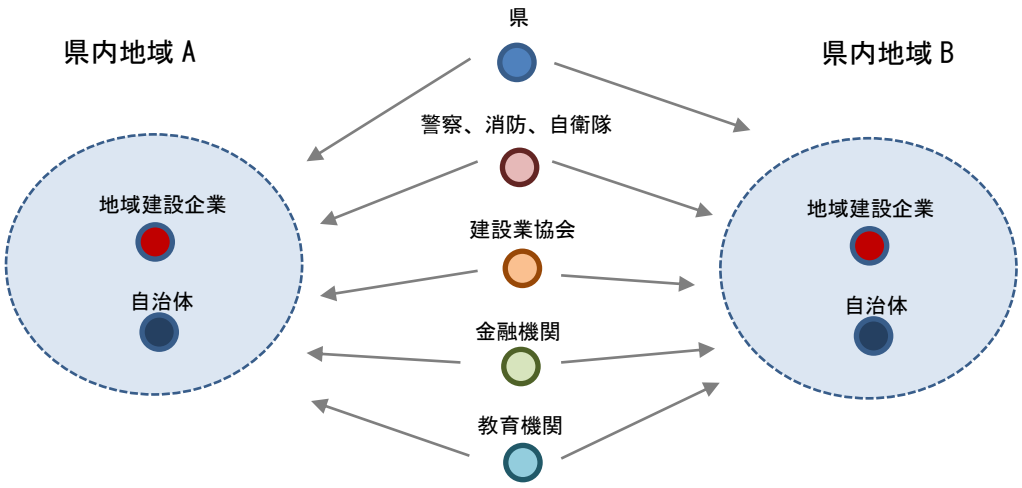

【参考となる取組み事例：福島県建設業産学官連携協議会（福島県）】

- 福島県では、建設業が環境の変化に対応し持続可能な活力ある産業となるよう、復興需要後の建設業のあるべき姿や地域社会に貢献する建設企業が存続するために行政がとるべき施策等について検討し、平成 29 年（2017 年）3 月に「ふくしま建設業振興プラン」を策定し、建設産業プラットフォームの設置を、建設産業振興策の一つと定めた。
- また、同年 3 月に開催した「福島県建設業産学官連携シンポジウム」では、県内建設業の持続的な存続を図るため、情報共有・協働の場を設け、更なる連携の強化に取り組むことを共通認識とした。
- これらのことから、産学官の情報共有と更なる連携強化を図り、活力ある建設業を実現することを目的に、平成 30 年（2018 年）2 月 5 日に、産業振興プラットフォームである「福島県建設業産学官連携協議会」を設立した。

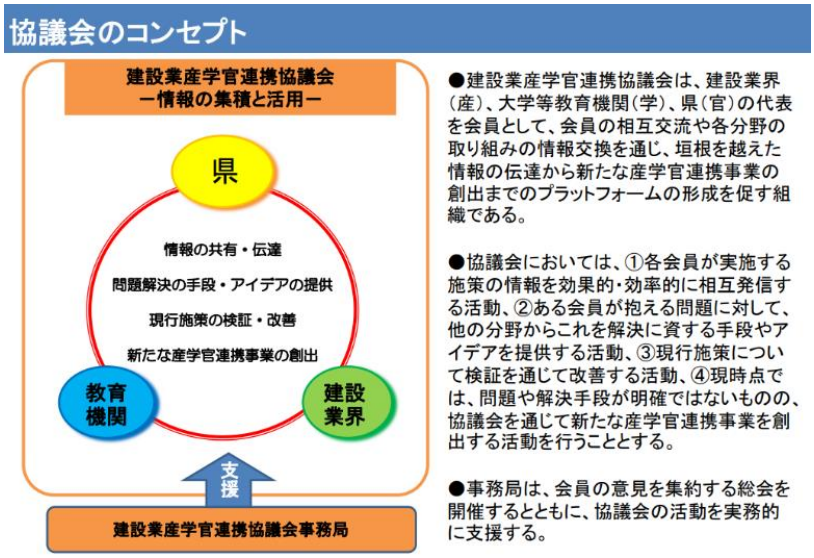

（画像：福島県資料）

第２部　青森県の建設産業の現状

＜青森県の地域区分＞

【青森県の地域区分（県の各地域県民局の設置区分に基づく）】

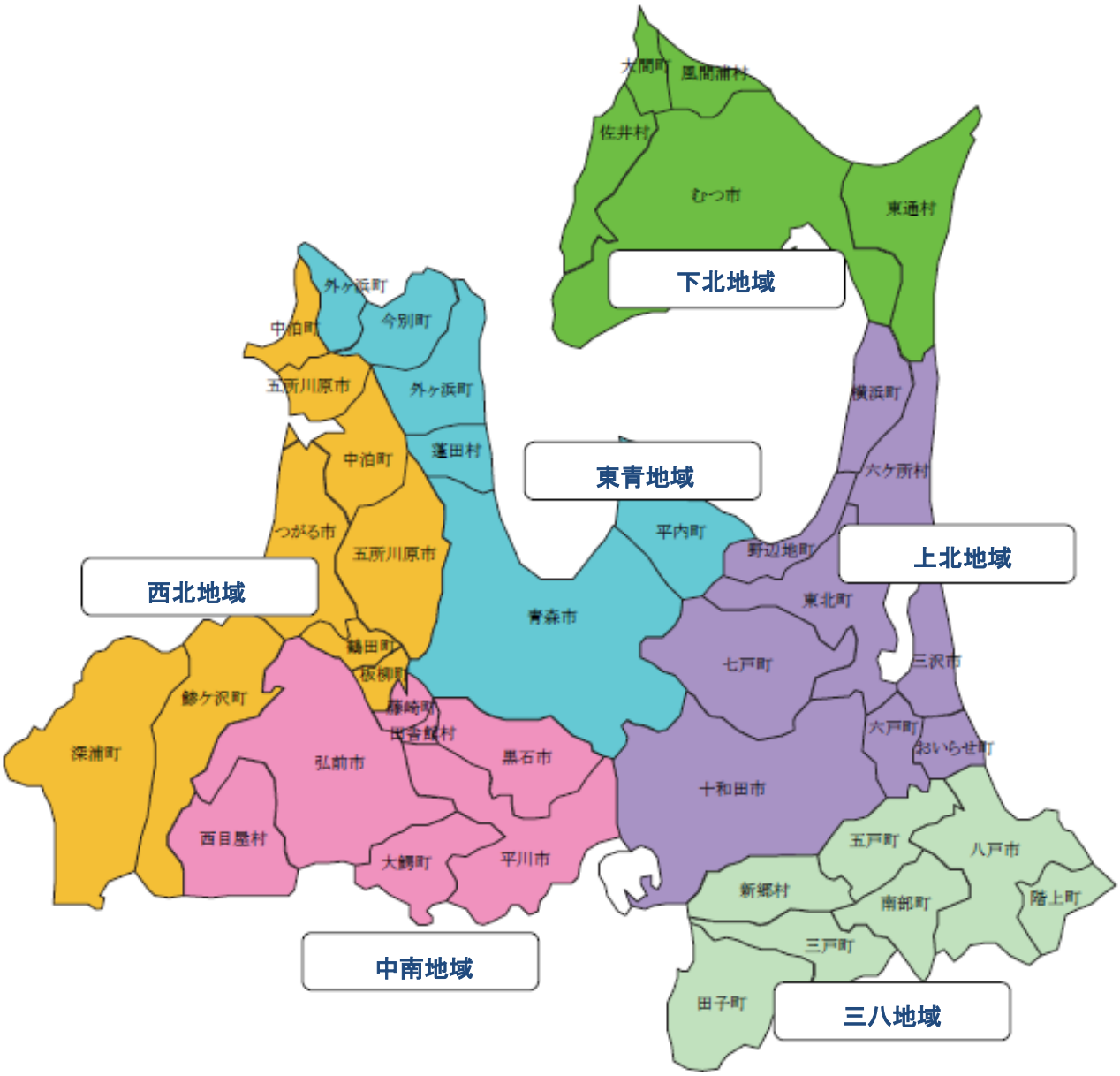

出典）青森県「平成 19 年度版 よくわかる青森県」

1. 基礎情報

(1) 県内人口動向

＜青森県の人口＞

青森県の人口は、昭和 58 年(1983 年)の約 153 万人をピークに減少傾向が続いており、平成 27 年 (2015 年) 国勢調査では約 131 万人と、5 年前の前回調査と比較して約 7 万人、4.7%の減少となった。65 歳以上の老年人口が 5 年間で 10%近く増加したのに対して、15 歳未満の年少人口及び 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、それぞれ 10%近く減少した。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計)」によると、今後も人口減少が続くことが予想されており、2035 年には総人口が 100 万人程度になった後、さらに 2045 年には 82 万人強まで減少すると見込まれている。また、老年人口比率は平成 27 年（2015 年）には約 30%だったが、2045 年には約 47%に増加すると予測されている。

図表 2-1-1　青森県 人口の推移

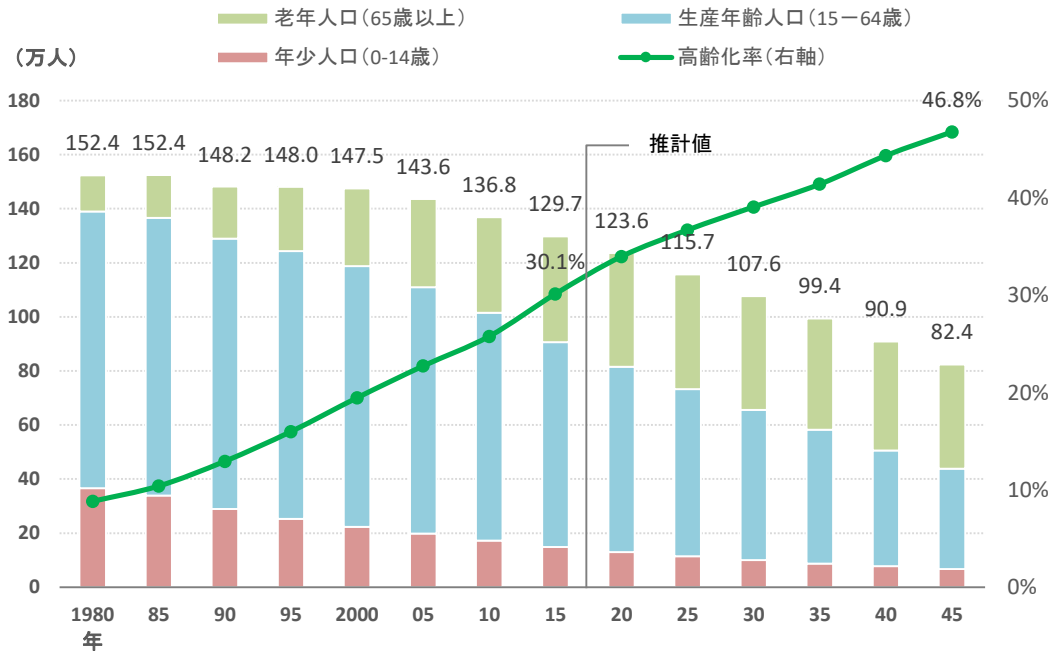

出典）総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計)」
図表中の人口には年齢不詳者は含まず

＜県内エリア別の人口＞

青森県のエリア別人口を、県の地域県民局の設置区分をベースに見てみる。地域県民局の設置区分は、①青森市を中心とする東青エリア、②弘前市を中心として秋田県と県境を接する中南エリア、③八戸市を中心として岩手県と県境を接する三八エリア、④日本海側に位置する西北エリア、⑤東青エリアと三八エリアの中間に位置する上北エリア、⑥下北半島先端部に位置する下北エリアの 6 つに分かれる。

いずれのエリアにおいても少子高齢化・人口減少が進んでおり、2045 年の各エリアの高齢化率は、それぞれ 40%台半ばから 50%台半ばとなることが予想されている。

図表 2-1-2　青森県 エリア別の人口の推移

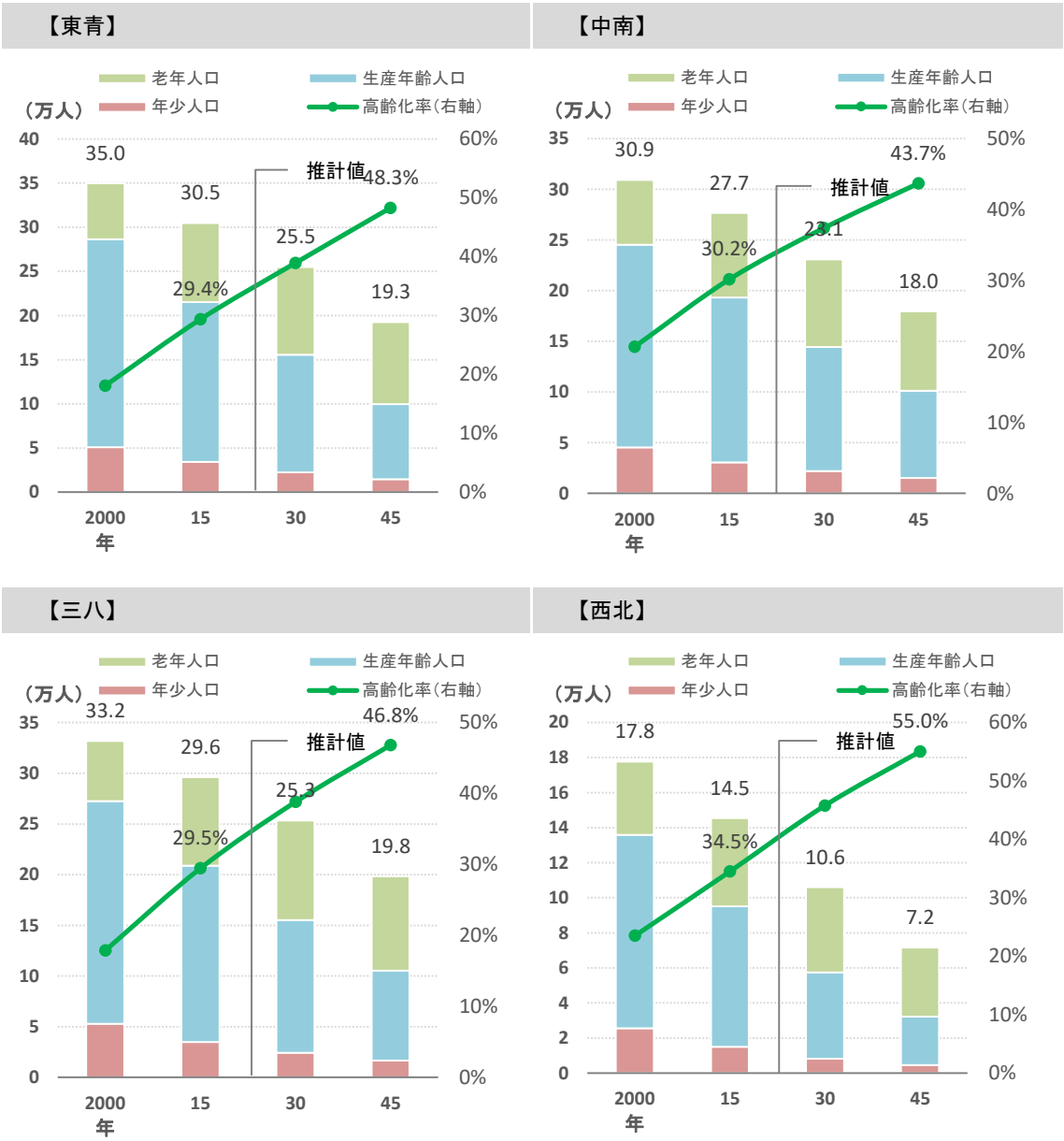

出典）総務省「国勢調査」・国立社会保障・人口問題研究所推計

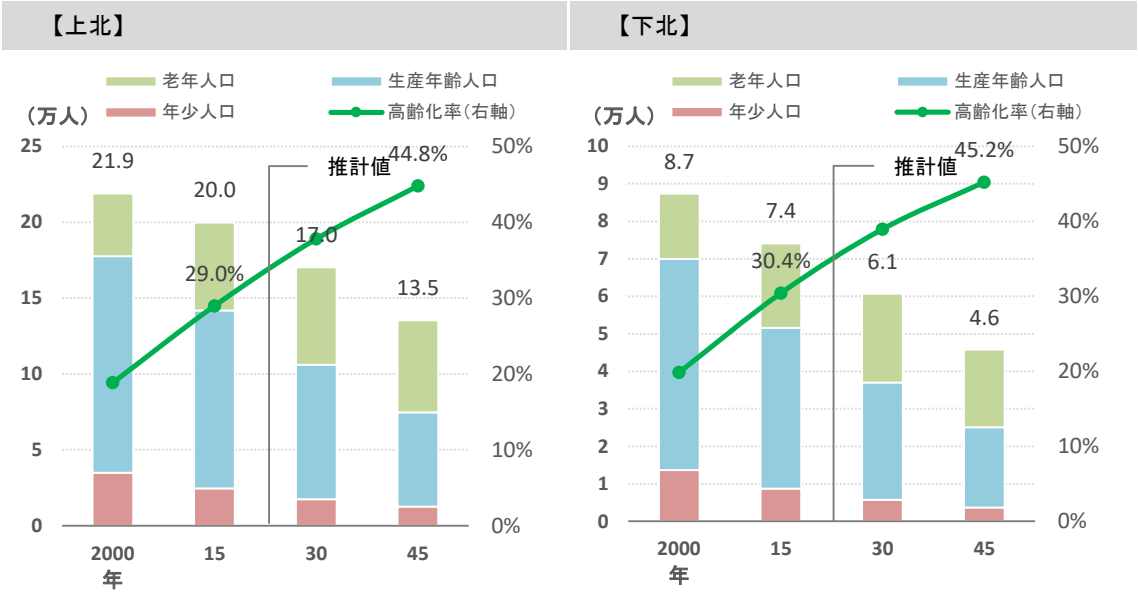

出典）総務省「国勢調査」・国立社会保障・人口問題研究所推計

（2）県内経済動向

＜県内総生産の推移＞

全国の実質 GDP の成長率及び青森県の実質県内総生産成長率は、リーマンショックを受けて、ともに大きく落ち込んだ。もっとも平成 22 年度（2010 年度）頃からは若干のマイナス年度はあったものの、ほぼ成長軌道に戻っている。

産業別に見ると、足元ではとりわけ製造業がけん引している一方、建設業の寄与はあまり大きくはない。

図表 2-1-3　青森県 県内総生産と経済成長率（青森県・全国）の推移

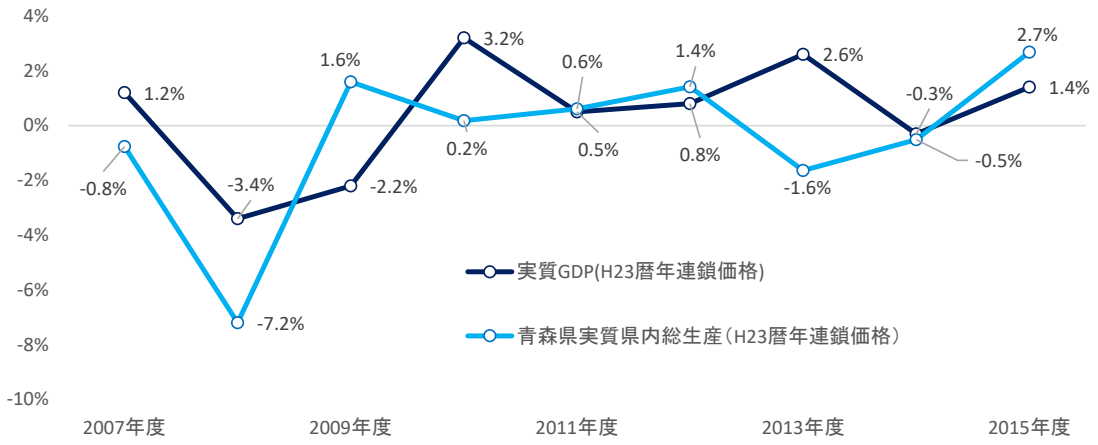

出典）内閣府「国民経済計算」、青森県「県民経済計算」

図表 2-1-4　青森県 経済成長率と産業別寄与度

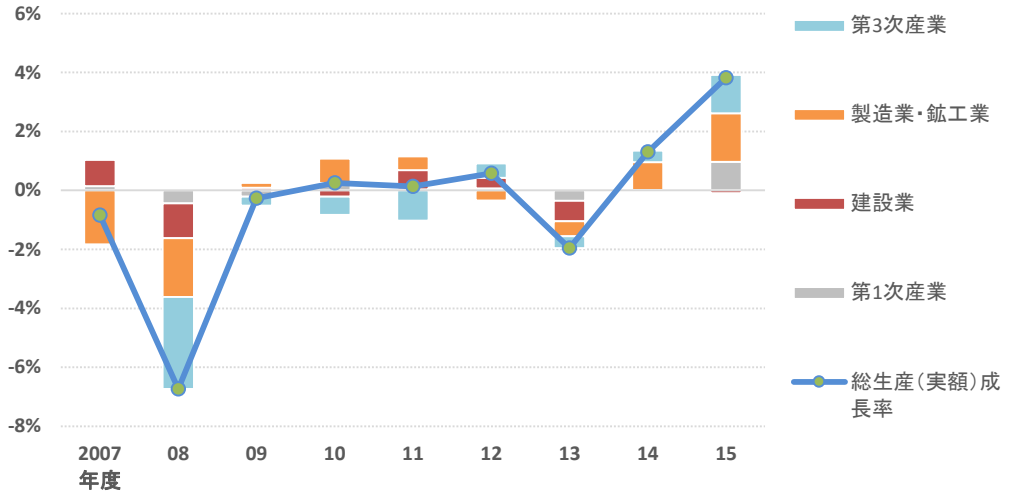

出典）青森県「市町村民経済計算」
※本図表の経済成長率は、各産業総生産（実額）の加重平均値であり、図表 2-1-3 の実質県内総生産とは異なる

＜県内エリア別の経済成長率＞

青森県はエリア別に異なる産業構造を有している。以下では、県内エリア別の総生産の、平成 27 年度（2015 年度）の成長率と産業別寄与度を通じて、産業構造を見てみる。

東青エリアでは、第 3 次産業が総生産の成長をけん引した一方で、建設業はマイナスの寄与となった。

中南エリアでは、製造業がプラス成長と反動減を繰り返している。建設業の寄与はさほど大きくない。

図表 2-1-5　青森県 エリア別の経済成長率と産業別寄与度

【東青】2015 年度総生産成長率＝1.3%

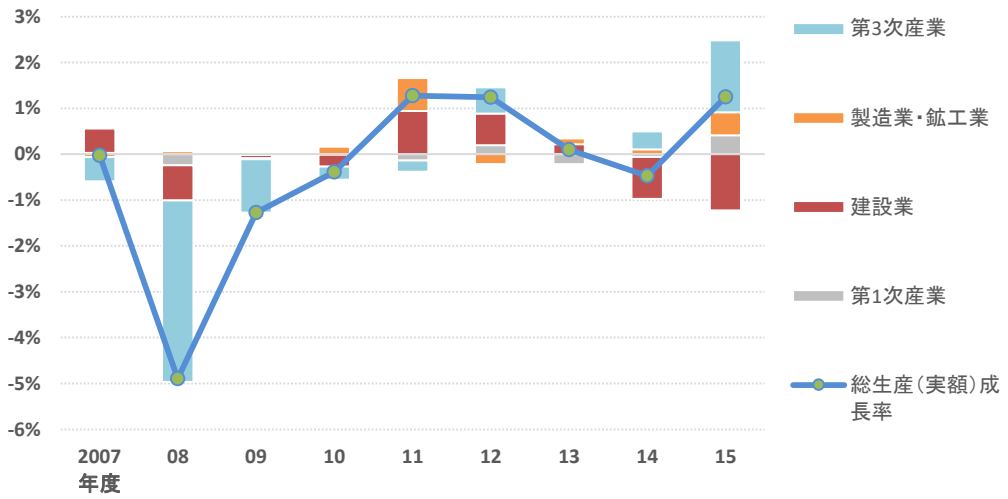

【中南】2015 年度総生産成長率＝1.0%

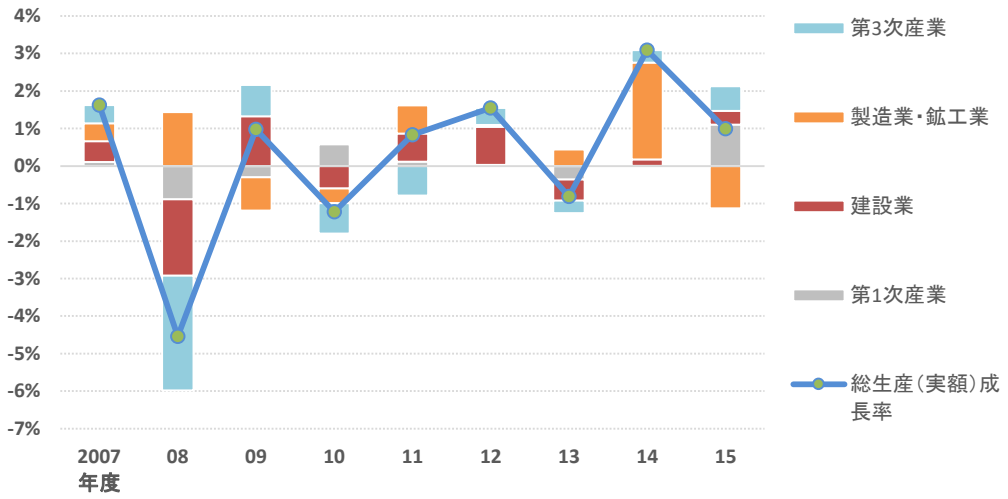

出典）青森県「市町村民経済計算」

三八エリアでは、製造業が総生産の成長をけん引した。建設業は僅かにプラス成長となった。

西北エリアでは、第 1 次産業や第 3 次産業がけん引する形で平成 27 年度（2015 年度）の総生産はプラス成長となった。建設業も一定のプラス寄与であった。

【三八】2015 年度総生産成長率＝7.4%

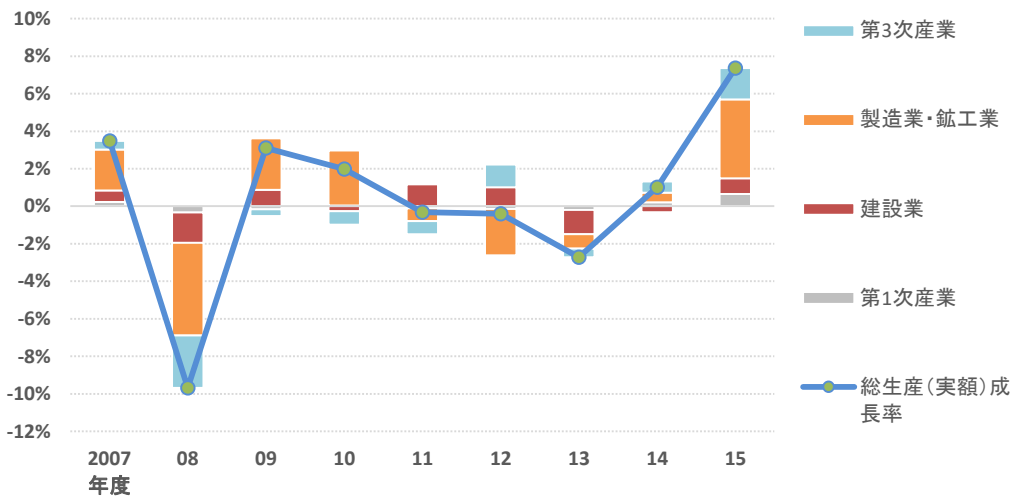

【西北】2015 年度総生産成長率＝4.7%

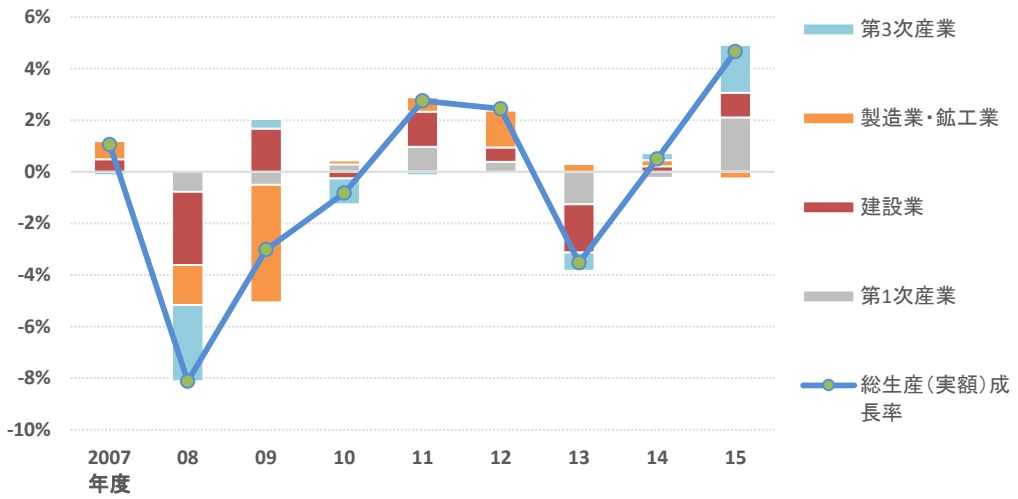

出典）青森県「市町村民経済計算」

上北エリアでは、製造業が総生産を大きくプラス方向にけん引した一方、建設業は若干のマイナス寄与となった。

下北地区は、総生産の成長率は小幅のプラスであったが、建設業は若干のマイナス寄与であった。

【上北】2015 年度総生産成長率＝5.7%

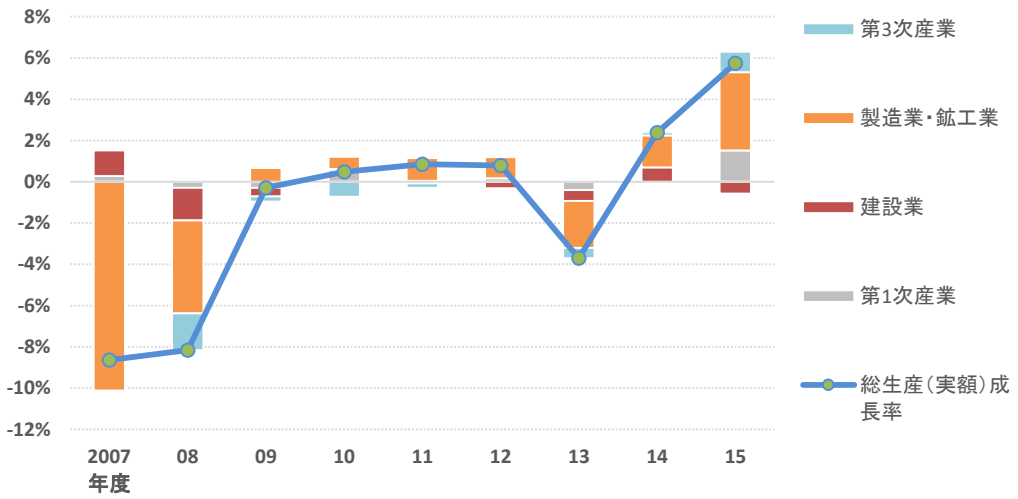

【下北】2015 年度総生産成長率＝0.6%

出典）青森県「市町村民経済計算」

（3）県内産業構造

＜青森県の産業構造＞

青森県の産業構造を県内総生産で見ると、製造業が最大の産業分野である。就業者数では、卸売業・小売業が最大である。建設業は、それぞれ県内で５位となっており、県内産業の中で重要な位置を占めていると言える。

図表 2-1-6　青森県 産業別生産額（上位５業種）

【2010 年度】総生産 4 兆 3,902 億円　　【2015 年度】総生産 4 兆 5,590 億円

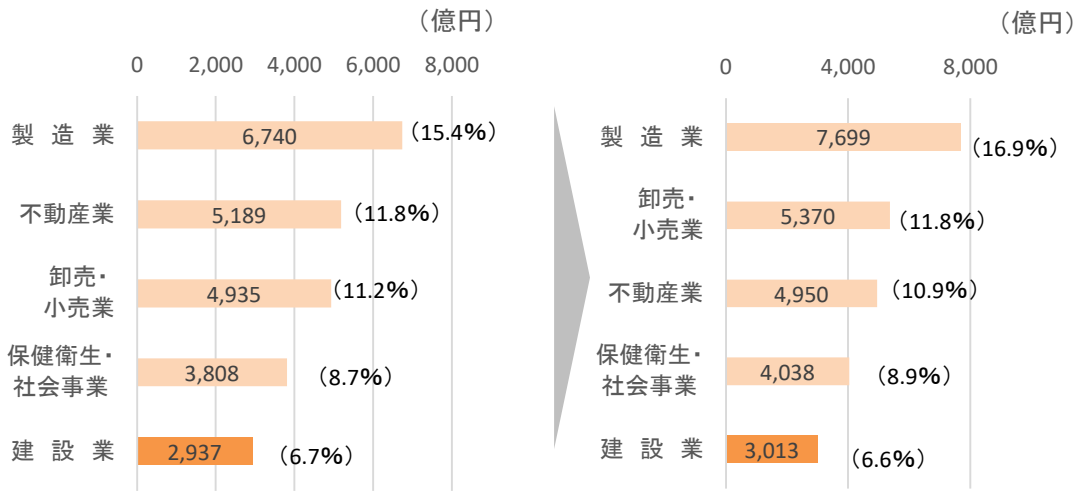

出典）青森県「市町村民経済計算」

図表 2-1-7　青森県 産業別就業者数（上位５業種）

【2010 年度】就業者数：71.0 万人　　【2015 年度】就業者数：69.2 万人

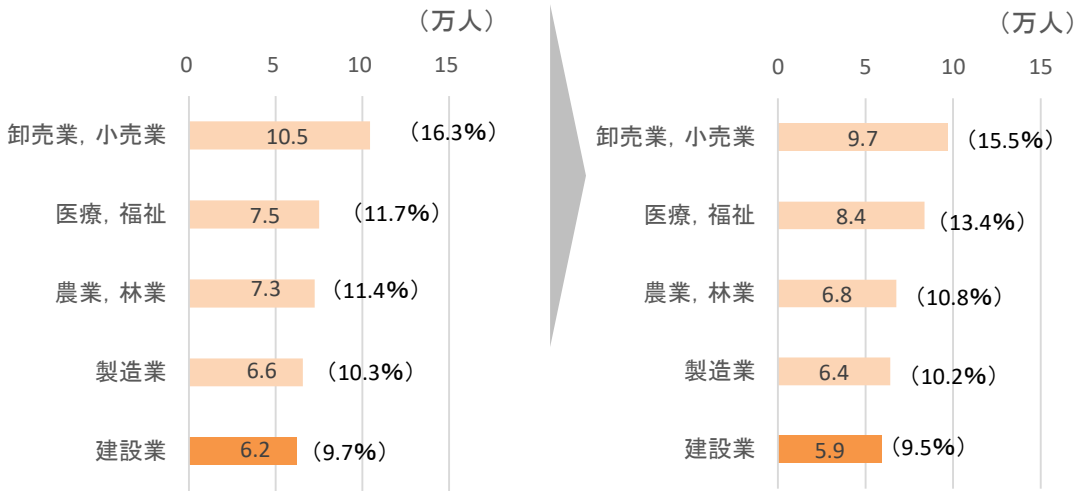

出典）総務省「国勢調査」
分類不能な者は就業者数に含めていない

＜県内エリア別の産業構造＞

青東エリアでは、就業者別で建設業は 3 位となっている。

中南エリアでは、総生産、就業者数ともに建設業は 5 位となっている。

図表 2-1-8　青森県 エリア別の産業構造と就業構造（2015 年を基準とした上位 5 業種）

【東青】総生産（左図）：1 兆 216 億円→1 兆 566 億円

就業者数（右図）：14.9 万人→14.6 万人

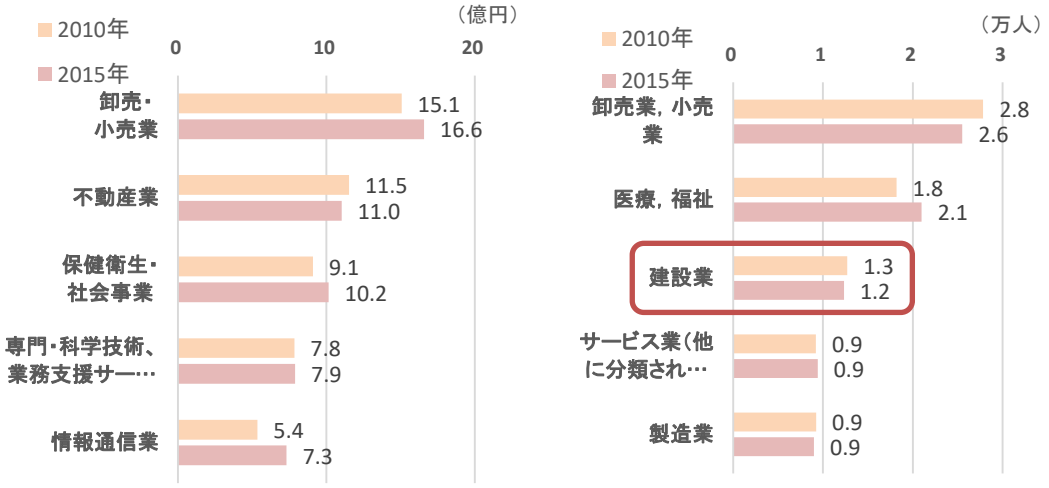

【中南】総生産（左図）：　7,762 億円→8,208 億円

就業者数（右図）：16.4 万人→16.0 万人

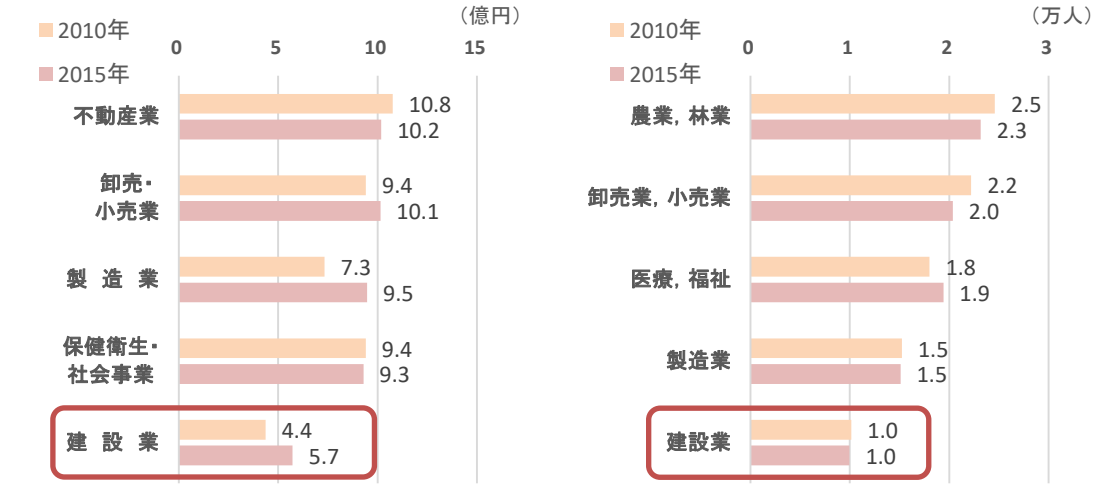

出典）青森県「市町村民経済計算」、総務省「国勢調査」

三八エリアでは、就業者別で建設業は４位となっている。
西北エリアでは、総生産、就業者数ともに建設業は４位となっている。

【三八】総生産（左図）：1 兆 311 億円→1 兆 800 億円
就業者数（右図）：15.6 万人→15.3 万人

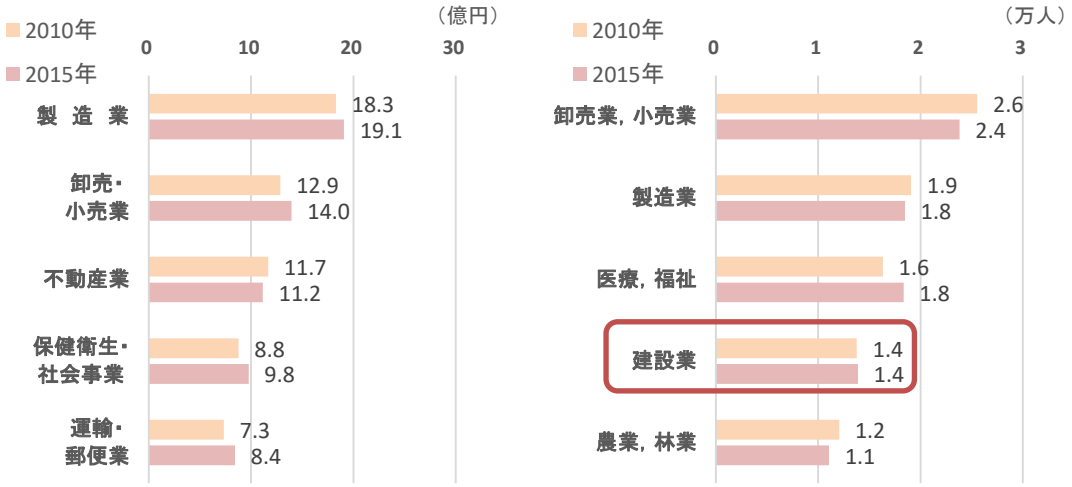

【西北】総生産（左図）： 3,519 億円→3,759 億円
就業者数（右図）：8.9 万人→8.6 万人

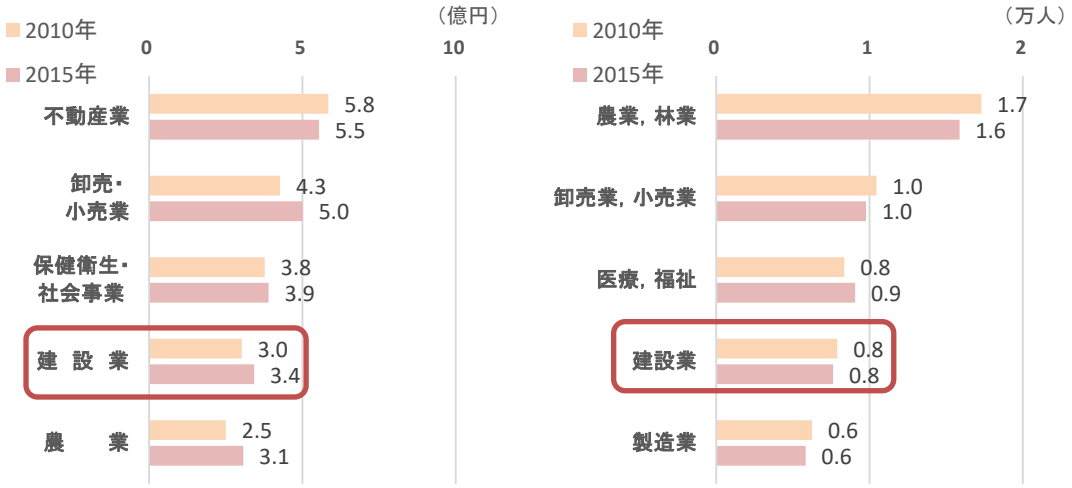

出典）青森県「市町村民経済計算」、総務省「国勢調査」

上北エリアは、総生産、就業者数ともに建設業は５位となっている
下北エリアは、総生産では４位、就業者数では３位に建設業が位置している。

【上北】総生産（左図）：9,454 億円→1 兆 19 億円
就業者数（右図）：11.4 万人→11.1 万人

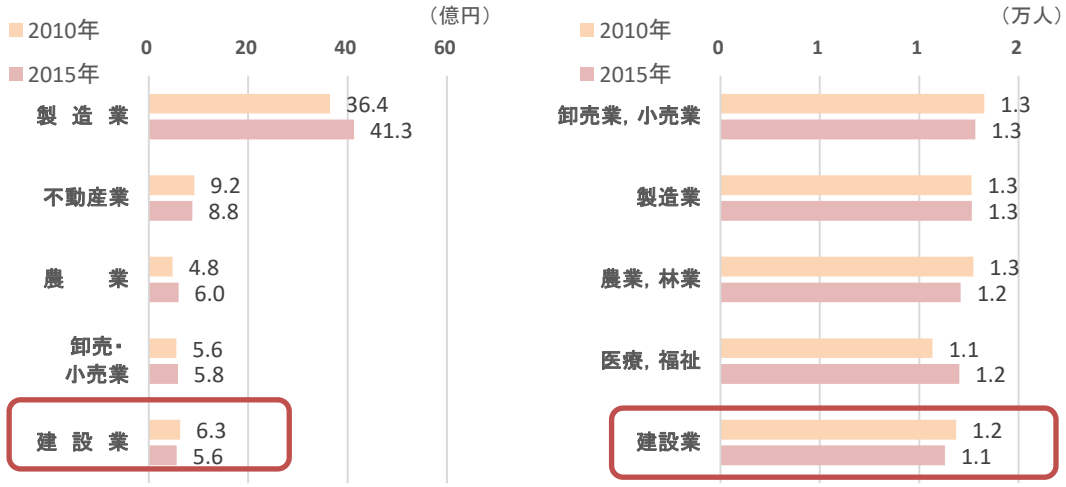

【下北】総生産（左図）：2,641 億円→2,238 億円
就業者数（右図）：3.8 万人→3.5 万人

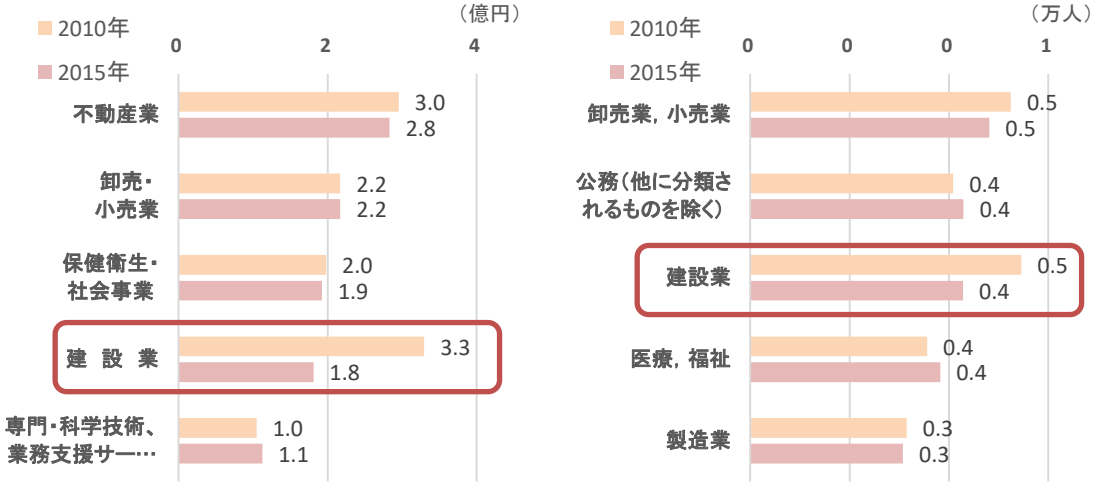

出典）青森県「市町村民経済計算」、総務省「国勢調査」

2. 青森県の建設産業

（1）建設投資の動向

＜全国の動向＞

全国の建設産業の市場規模を、建設投資額を指標として見たところ、平成 12 年度（2000 年度）に約 66 兆円であったものが、平成 29 年度（2017 年度）には約 56 兆円へ約 15.4%減少している。

全国建設投資額の長期的な趨勢を区分ごとに見たところ、政府・土木が平成 12 年度（2000 年度）の約 26 兆円から平成 29 年度（2017 年度）年度の約 20 兆円まで減少したのをはじめ、4 区分とも減少している。ただし、リーマンショック翌年の平成 21 年度（2009 年度）以降は、民間・建築（約 7 兆円増加）をはじめとして各区分とも増加基調にある。

図表 2-2-1　全国 建設投資額の推移（総額）

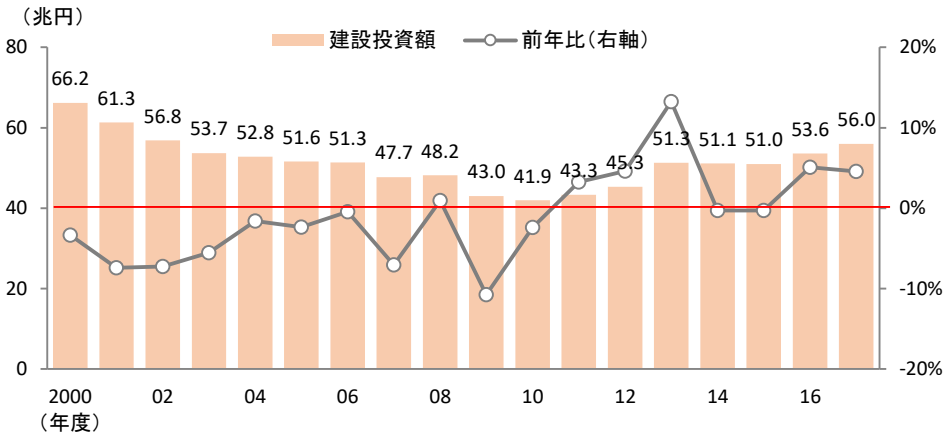

出典）国土交通省「建設総合統計」

図表 2-2-2　全国 建設投資額の推移（区分ごと）

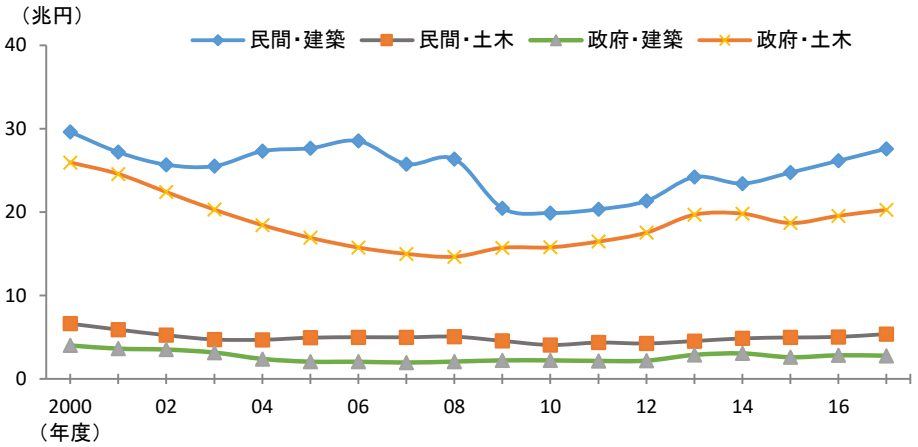

出典）国土交通省「建設総合統計」

＜青森県の動向＞

青森県の建設投資額は、平成 12 年度（2000 年度）は 1 兆円を超えていたが、平成 29 年度（2017 年度）には約 5,500 億円にまで減少している。

県内建設投資額の長期的な趨勢を 4 つの区分ごとに見たところ、公共・土木が平成 12 年度（2000 年度）の 5,000 億円弱から平成 29 年度（2017 年度）の 2,000 億円弱まで減少したのをはじめ、4 区分とも減少している。平成 21 年度（2009 年度）以降は、公共・土木が引き続き大きく減少した一方で、公共・建築は約 500 億円から約 800 億円まで増加した。

図表 2-2-3　青森県 建設投資額の推移（総額）

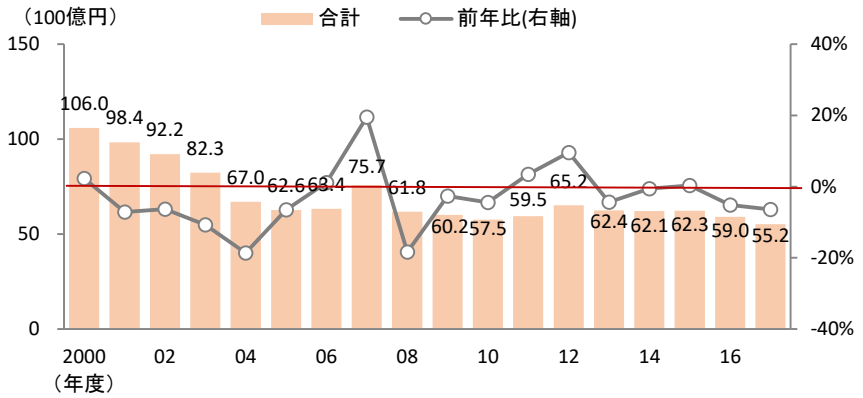

出典）国土交通省「建設総合統計」

図表 2-2-4　青森県 建設投資額の推移（区分ごと）

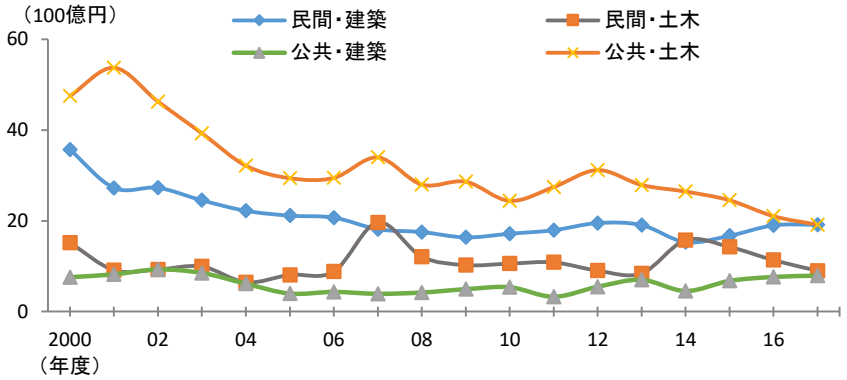

出典）国土交通省「建設総合統計」

（2）公共事業の動向

＜発注者の状況＞

青森県における公共工事の発注者別請負金額の推移を見ると、県及び市町村発注工事が大部分を占める構造となっている。

国発注工事の金額が減少基調にあるのに対して、県や市町村発注工事の金額は、近年は増加傾向にある。

図表 2-2-5　青森県 発注者別の請負金額（公共）の推移

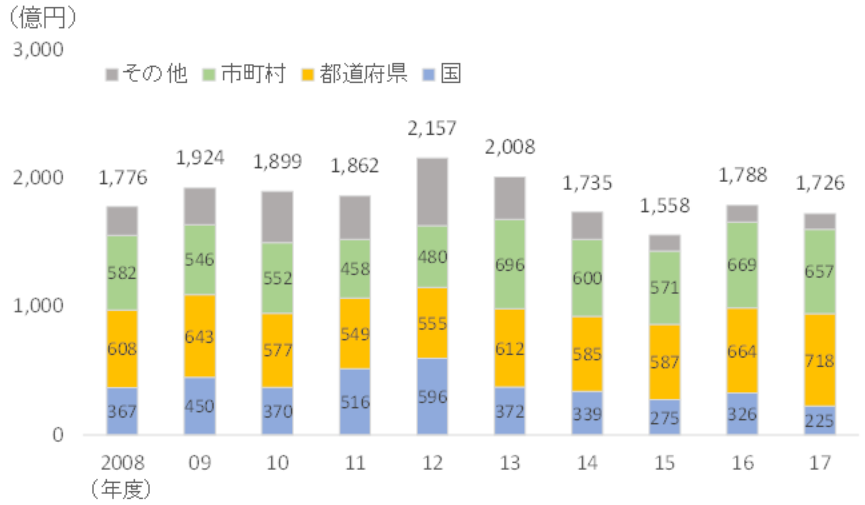

出典）東日本建設業保証（株）「公共工事前払金保証統計」

図表 2-2-6　青森県 発注者別の請負金額（公共）の推移（2008 年度＝100 として指数化）

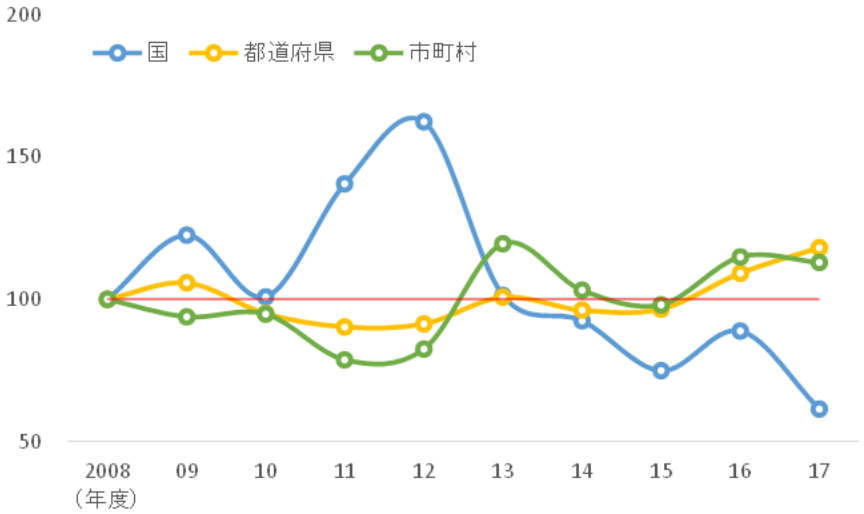

出典）東日本建設業保証（株）「公共工事前払金保証統計」

＜工事区分別の推移＞

青森県における公共発注工事の工事区分別請負契約額を見ると、東日本大震災以降は「維持補修」に係る契約額の比率が上昇しているが、従前同様「新設・増設・改良・解体・除却・移転」が請負金額全体の大半を占める構図となっている。

図表 2-2-7　青森県 工事区分ごとの請負契約額（公共）の推移

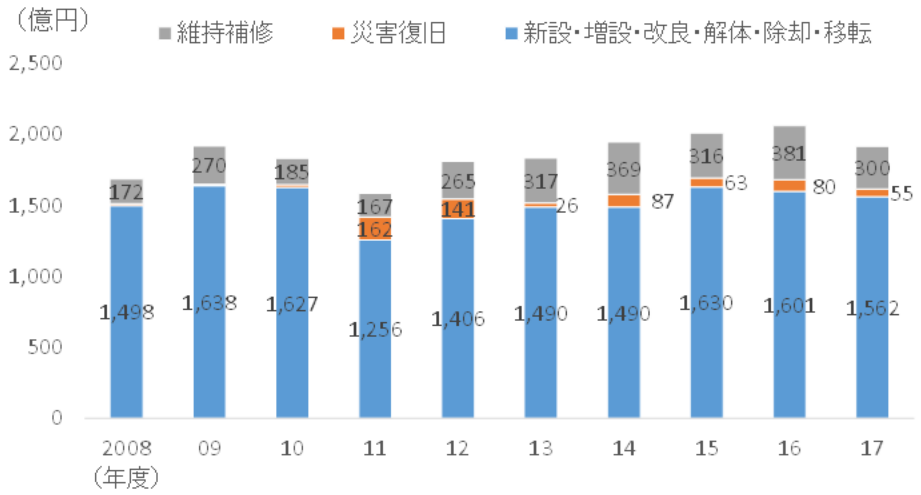

出典）国土交通省「建築工事受注動態統計」

図表 2-2-8　青森県 工事区分ごとの請負契約額（公共）構成比の推移

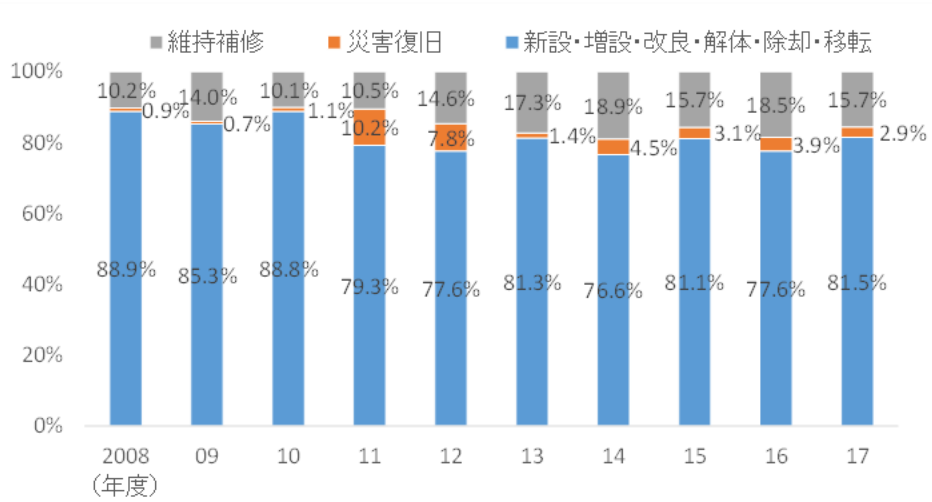

出典）国土交通省「建築工事受注動態統計」

＜工事分類別の推移＞

青森県における公共発注工事の工事分類別請負契約額の推移を見ると、「道路」の割合が「治山・治水」や「教育・病院」等よりも高い構図は、従来同様である。

図表 2-2-9　青森県 工事分類別の工事請負契約額（公共）の推移

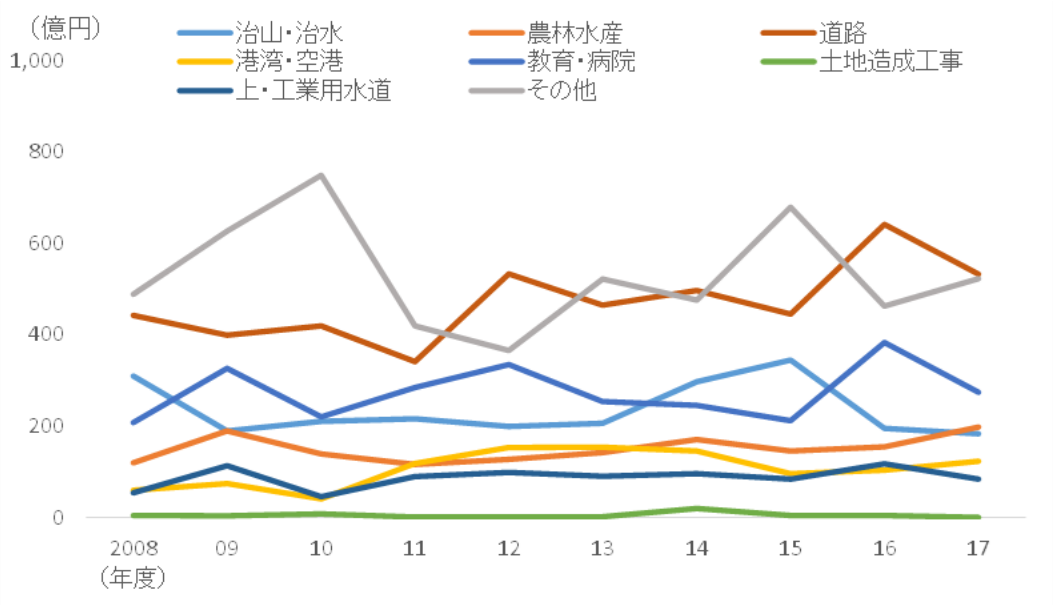

出典）国土交通省「建築工事受注動態統計」

＜PFI の実施状況＞

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）に基づき実施された PFI（Private Finance Initiative）の実施状況を都道府県別に概観したところ、都道府県によりかなりばらつきがあることが分かる。

国や自治体の財政制約が高まる中、PFI をはじめ様々な形による PPP（Public Private Partnership：公民連携）によるまちづくりの必要性が高まっているが、青森県はこれまでの実績は 3 件であり、東北地方の中では実績は乏しい状況にあると言える。

図表 2-2-10　1999 年以降の PFI 事業の都道府県別実施件数（2019 年 2 月 5 日時点）

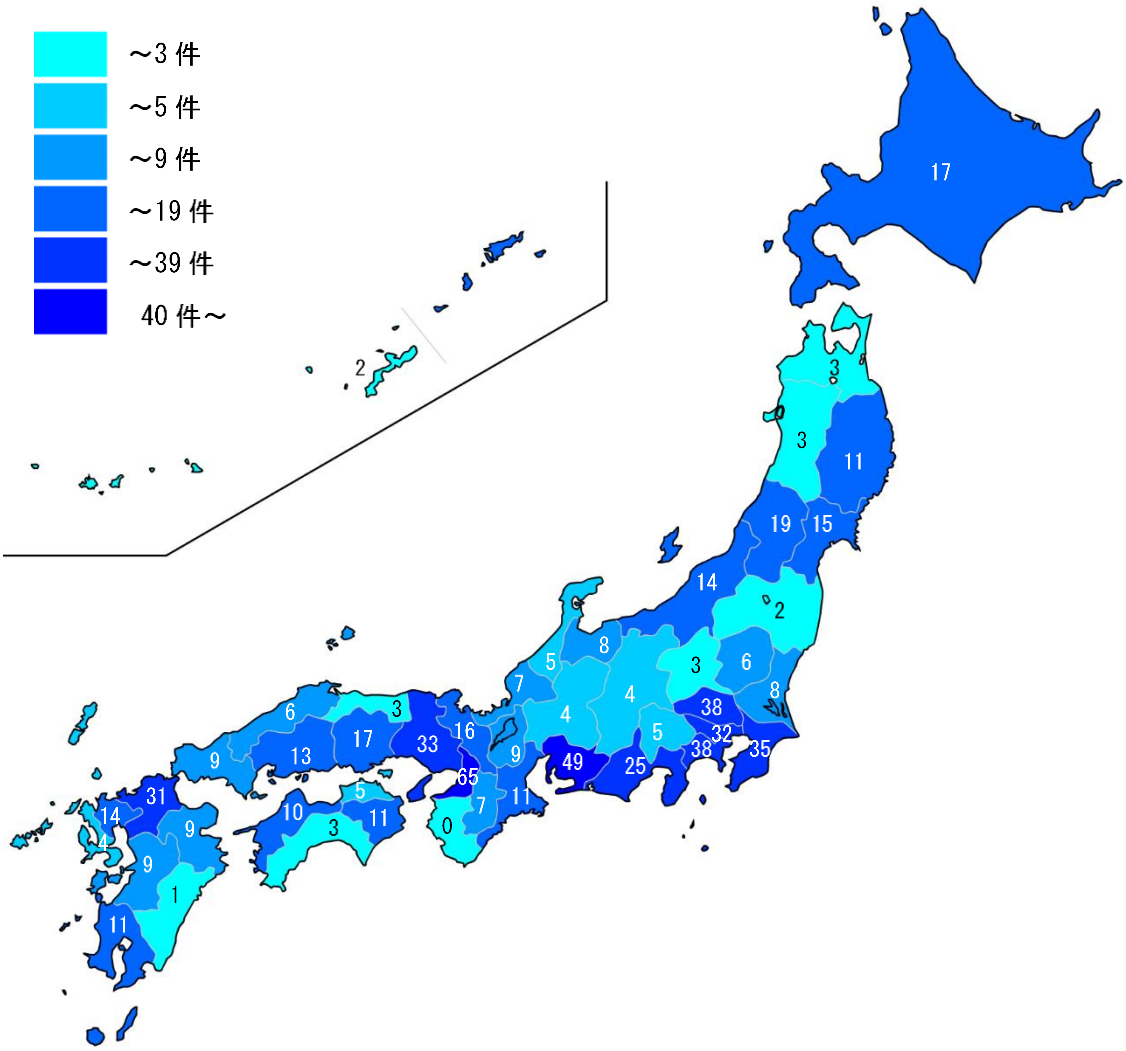

出典）全国地域 PFI 協会

＜青森県内の PFI 案件＞

これまでに実施されている青森県内の PFI 案件は、以下のとおりである。

図表 2-2-11　青森県内の PFI 案件

名称	青森市小学校給食センター等整備運営事業
事業概要	老朽化した小学校給食施設に代わり、新たに給食センターを整備し、施設の維持管理・運営を行うもの。
事業期間	約18年間
事業方式	BTO
事業金額	約101億円
VFM	約10.3億円
SPC（㈱青森スクールランチサービス）構成員	㈱グリーンハウス、㈱梓設計、前田建設工業㈱、日本調理機㈱、三菱電機ビルテクノサービス㈱、八千代エンジニヤリング㈱

名称	十和田市浄化槽整備推進事業
事業概要	集合処理区域外における合併浄化槽整備事業について、PFIの手法を用いて整備を行うもの。
事業期間	約15年間
事業方式	BTO
事業金額	約10億円
VFM	約3.7億円
SPC（ティ・エム・イー㈱）構成員	県南環境保全センター㈱、（有）十和田浄化槽センター、伊藤建設、竹達建設㈱、中沢水道設備工業㈱、県南清掃㈱

名称	弘前市吉野町緑地周辺整備等PFI事業
事業概要	明治期にシードル（リンゴ酒）工場として建造された吉野町煉瓦倉庫を、芸術文化施設としてリニューアル、運営するもの。
事業期間	約15年間
事業方式	RO
事業金額	約42億円
VFM	約8％
SPC（弘前芸術創造㈱）構成員	スターツコーポレーション㈱、㈱大林組、スターツCAM㈱、㈱NTTファシリティーズ、㈱南建設、エヌ・アンド・エー㈱、スターツファシリティーサービス㈱、㈱西村組

出典）内閣府ホームページ「PFI 事業情報 事業詳細（青森県）」
青森市「青森市小学校給食センター等整備運営事業 客観的評価公表資料」
みちのく銀行「「弘前市吉野町緑地周辺整備等ＰＦＩ事業」への融資契約の締結について」
その他報道資料等により作成

＜中核市の税収及び公共施設延床面積＞

青森県所在の中核市２市（青森市及び八戸市）ともに、全国の中核市との対比において、「人口一人当たりの地方税収入」が平均よりも低い一方で、「人口一人当たりの公共施設延床面積」は大きい構図となっている。これまでは青森県内での PFI 事業の実績数は乏しいものの、今後は、PPP/PFI といった形で、民間のノウハウや資金を活用して県内社会資本の整備を進めていく必要性が高まろう。

図表 2-2-12　中核市・人口あたりの地方税収入及び公共施設延床面積

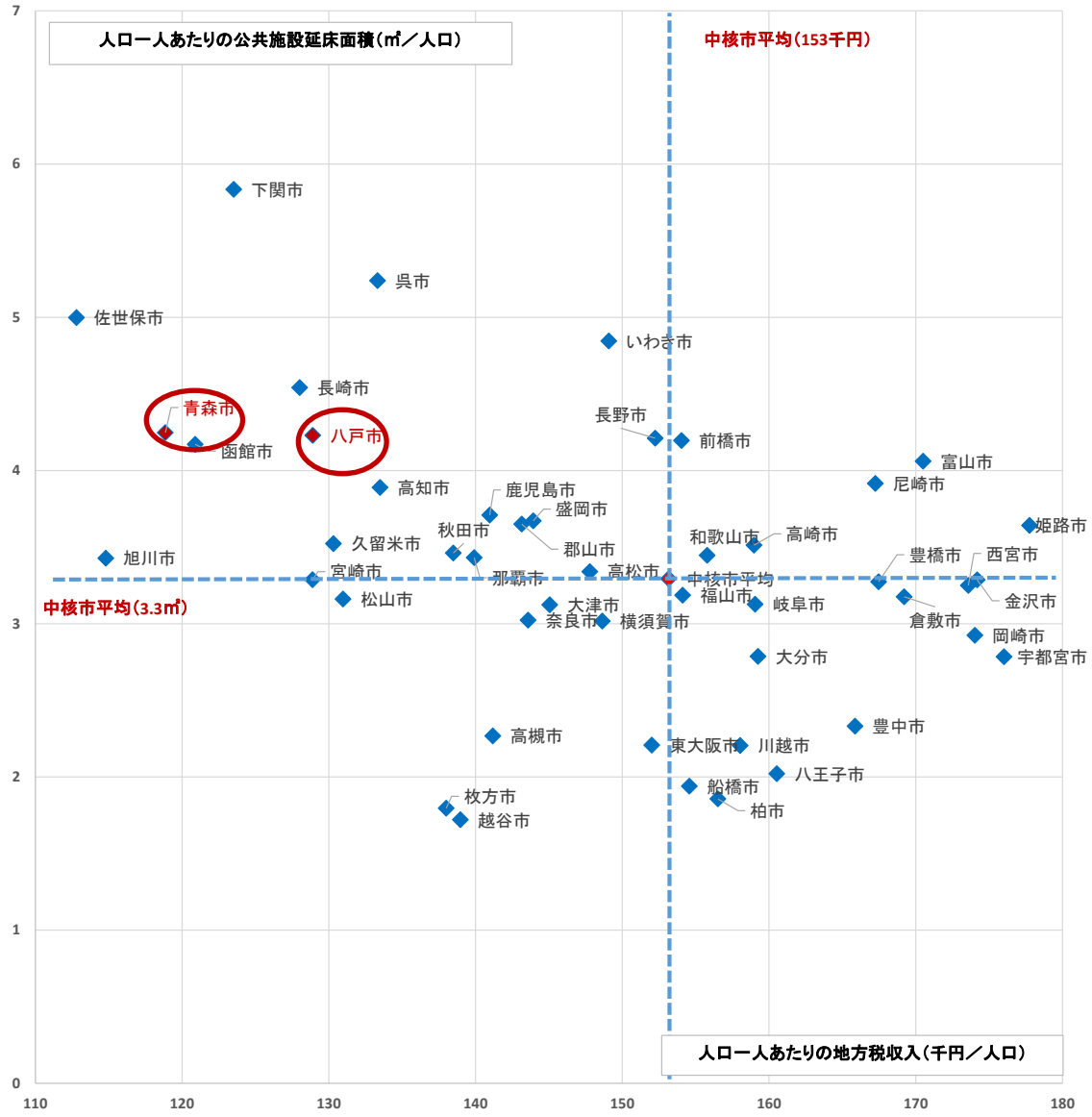

出典）総務省「住民基本台帳人口（H29/1/1 時点）」、総務省「公共施設状況調経年比較表（H27 年度末時点）」、総務省「市町村別決算状況調（27 年度決算）」

（3）民間工事の動向

＜工事分類別＞

青森県における平成 29 年度（2017 年度）の民間工事の請負契約金額は、民間建築工事・建設設備工事では、「工場・発電所・倉庫・物流施設」が約 400 億円で最多であった。

同じく民間土木工事・機械装置等工事では、「機械設備等工事」が約 500 億円で最多であった。

図表 2-2-13　青森県 工事区分ごとの請負契約額（民間建築工事・建設設備工事）の推移

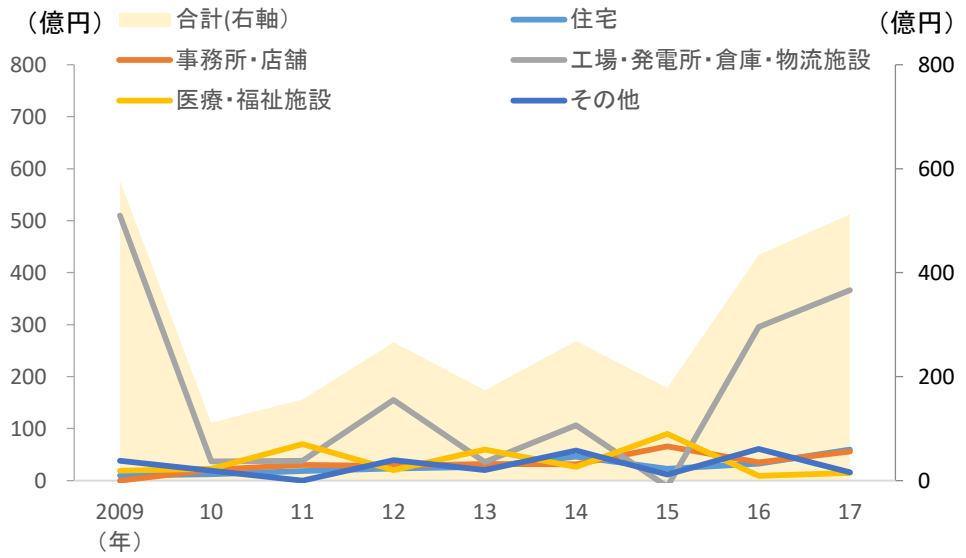

出典）国土交通省「建築工事受注動態統計」

図表 2-2-14　青森県 工事区分ごとの請負契約額（民間土木工事・機械装置等工事）の推移

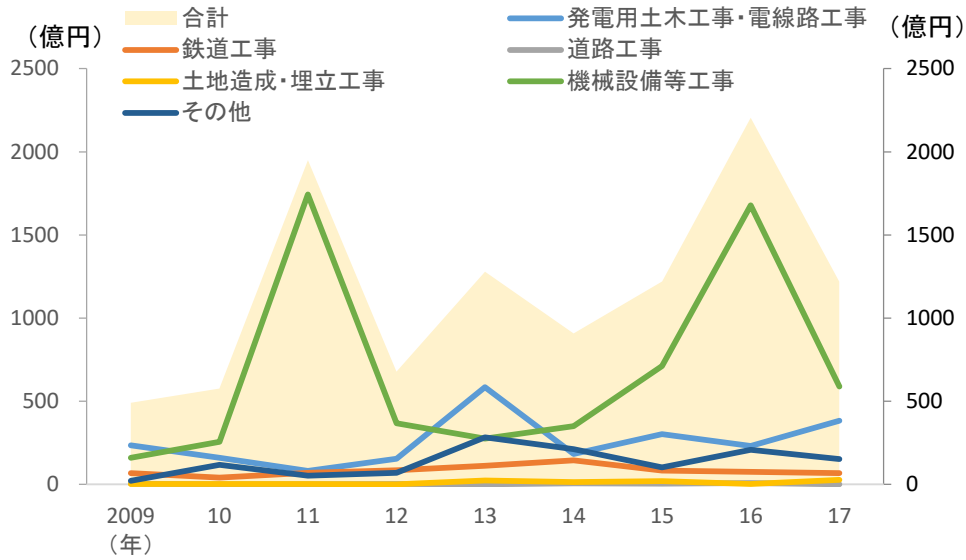

出典）国土交通省「建築工事受注動態統計」

＜住宅着工＞

青森県における新築住宅着工戸数は、平成 22 年（2010 年）に約 4,700 戸となって以降は、増加傾向にあり、平成 29 年（2017 年）は約 6,500 戸であった。

エリア別に見ると、東青、三八、中南の 3 エリアと、その他の 3 エリアでは着工戸数に大きな差がある。

図表 2-2-15　全国及び青森県 新築住宅着工戸数の推移

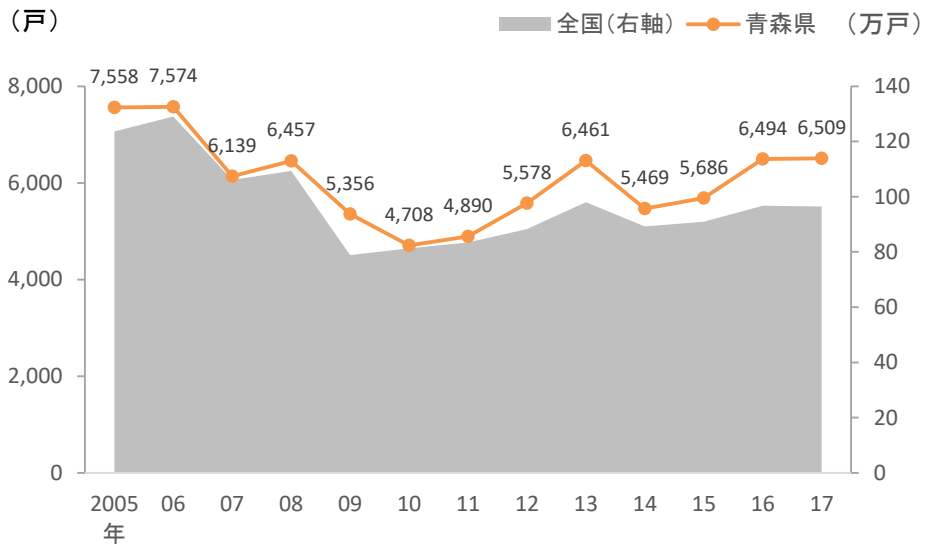

出典）国土交通省「住宅着工統計」

図表 2-2-16　青森県及び県内エリア別 新築住宅着工戸数の推移

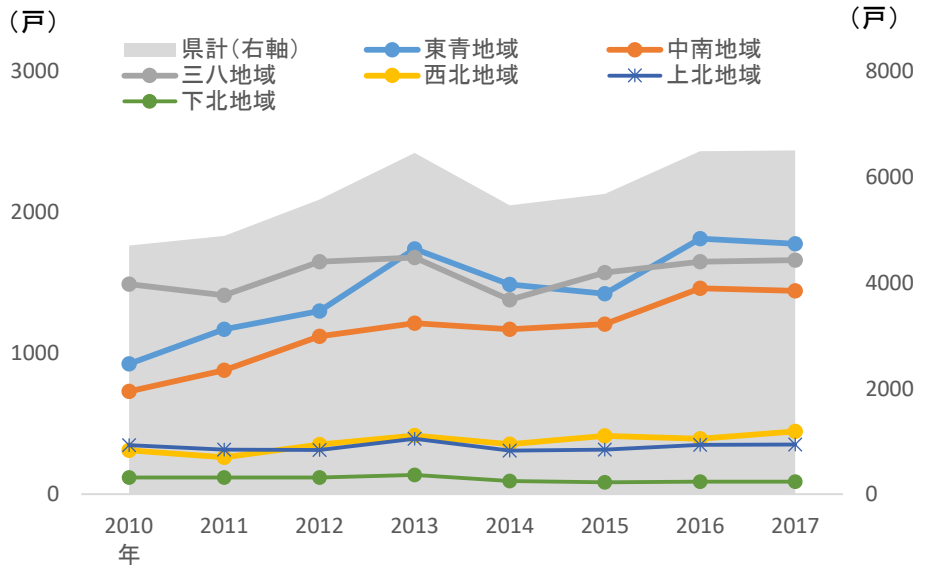

出典）国土交通省「住宅着工統計」

3. 事業所数・従業者数の状況

(1) 事業所数・従業者数

＜県全体の動向＞

青森県における建設業事業所数は、平成 13 年（2001 年）に約 7,200 事業所だったが、減少を続け、平成 28 年（2016 年）に約 5,600 事業所となった。従業者数も平成 13 年（2001 年）には 7 万 5,000 人を超えていたが、その後の減少により平成 28 年（2016 年）には 5 万人を割っている。

青森県の全産業平均でも事業所数及び従業者数は減少し続けているが、従業者数については、建設業の減少幅が大きかった。

図表 2-3-1　青森県 建設業事業所数・従業者数の推移

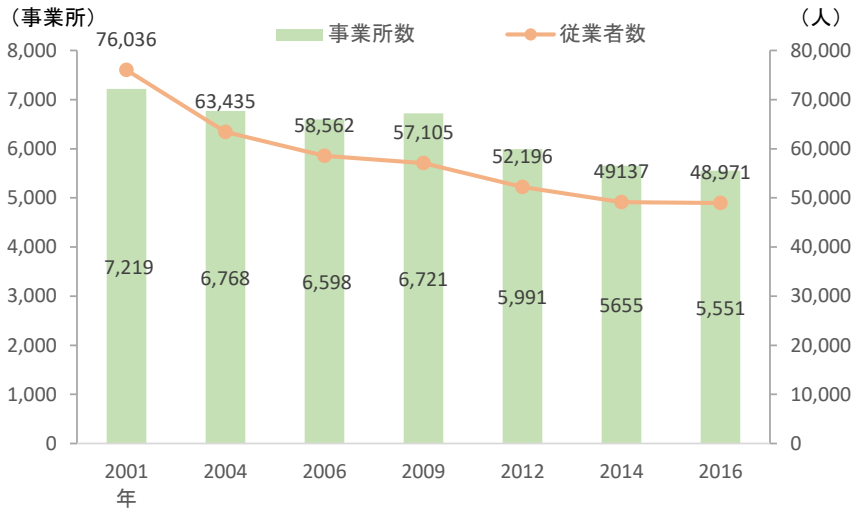

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

図表 2-3-2　青森県 全産業及び建設業 事業所数・従業者数の推移（2001 年＝100）

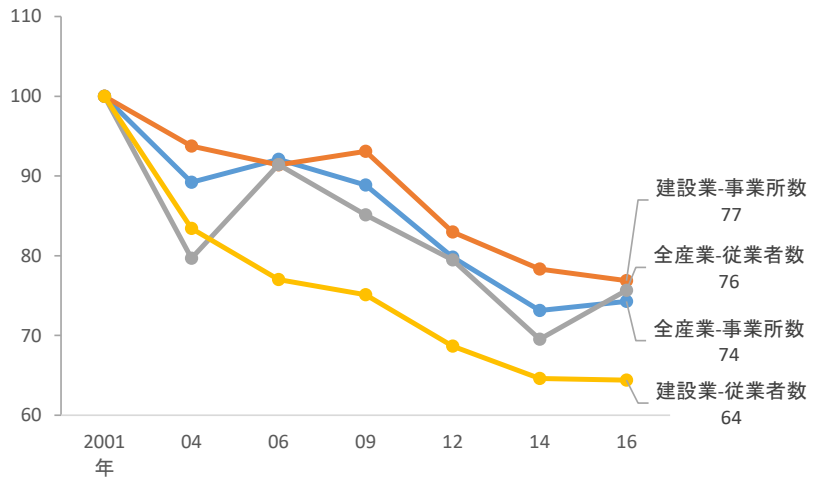

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

＜エリア別の動向＞

青森県における建設業事業所数をエリア別に見ると、東青エリアが最も多く、次いで三八エリアであった。

建設業従業者数をエリア別に見ると、三八エリアが最も多く、次いで東青エリアであった。

図表 2-3-3　青森県及び県内エリア別　建設業事業所数の推移

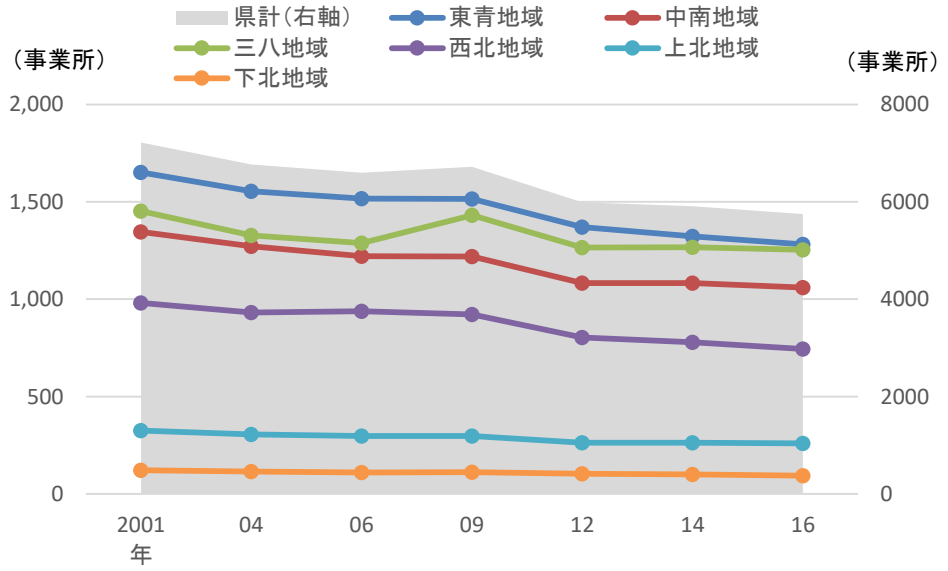

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

図表 2-3-4　青森県及び県内エリア別 建設業従業者数の推移

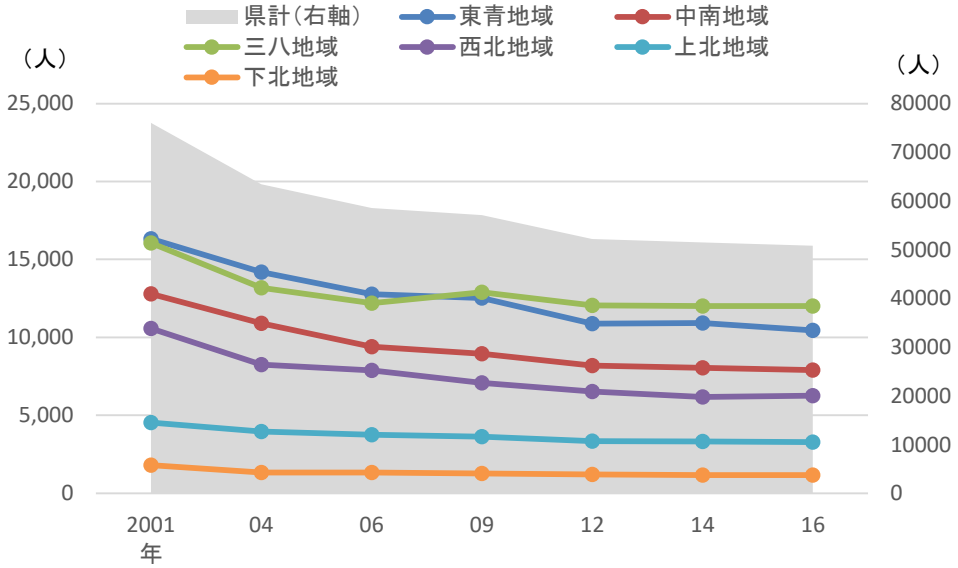

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

＜建設業中分類ごとの推移＞

建設業は、日本標準産業分類（中分類）においては、①主に土木施設、建築物の完成を発注者から直接請負い、自己建設又は下請企業を管理して施工する「総合工事業」と、②主に下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う「職別工事業」、③電気工事や空調工事、上下水道の給排水工事など、建築物に付随する設備部分全般の工事を担う「設備工事業」の３つに分類されている。

平成 28 年（2016 年）の青森県において、総合工事業は 2,798 事業所、職別工事業は 1,633 事業所、設備工事業は 1,315 事業所であった。

図表 2-3-5　青森県 建設業の中分類別事業所数の推移

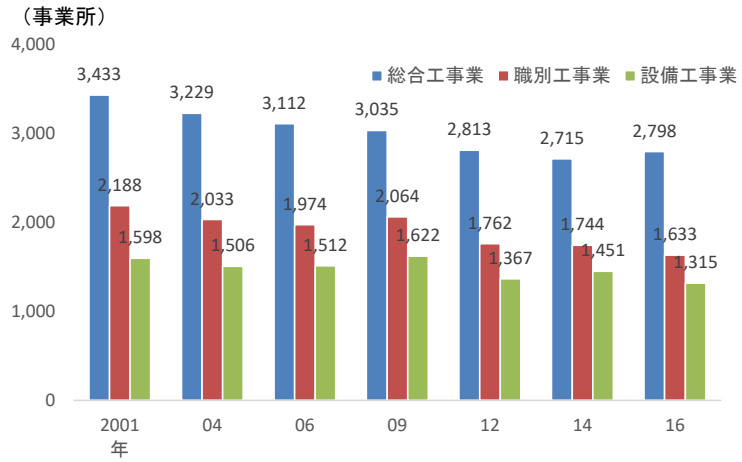

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

図表 2-3-6　青森県 建設業の中分類別事業所数の増減分解

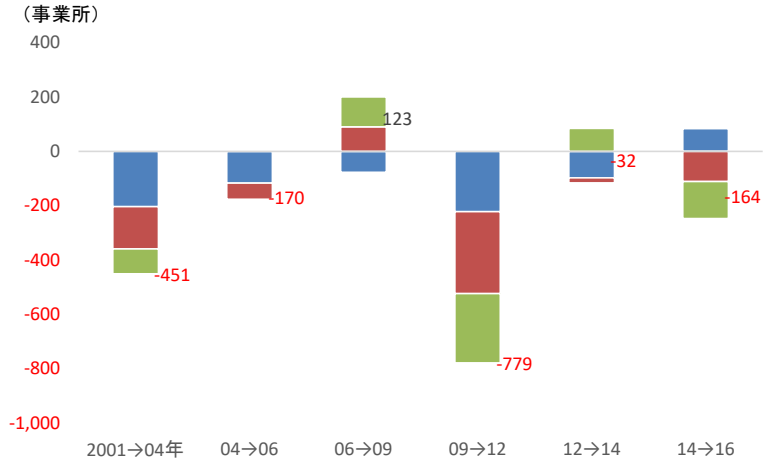

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

同じく、平成 28 年（2016 年）の従業者数では、総合工事業は 29,039 人、職別工事業は 10,160 人、設備工事業は 11,530 人であった。

平成 13 年（2001 年）からの推移をみると、特に総合工事業の従業者数が大きく減少したが、直近の 2 年間においては、総合工事業は増加に転じている。

図表 2-3-7　青森県 建設業の中分類別従業者数の推移

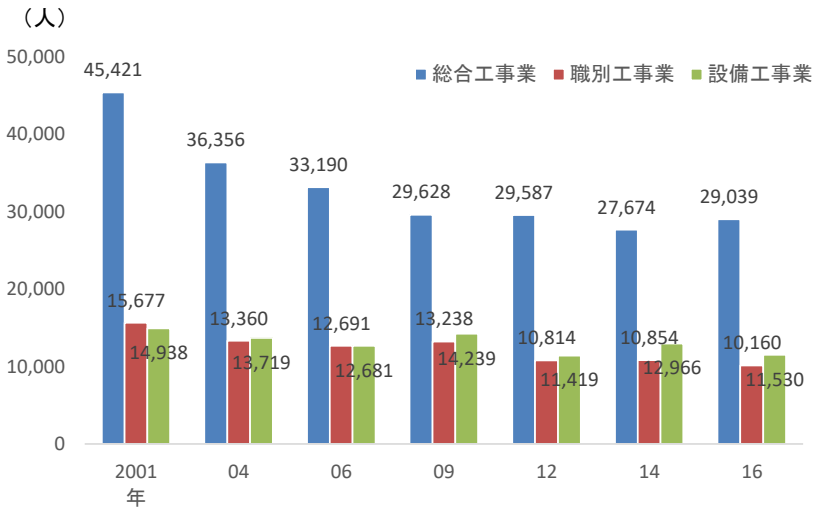

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

図表 2-3-8　青森県 建設業の中分類別従業者数の増減分解

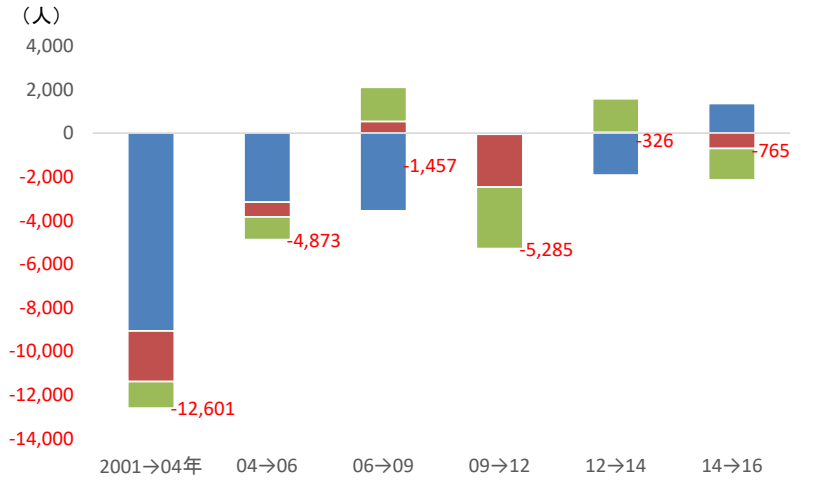

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

＜従業者規模別の推移＞

青森県における平成 28 年（2016 年）の従業者規模別の事業所数は、「1～4 人」が 2,639 事業所、「5～29 人」が 2,827 事業所であり、従業者数 29 人以下の事業所が全体の約 95%と大部分を占めている。

平成 13 年（2001 年）から平成 28 年（2016 年）までの推移を見ると、「1～4 人」の事業所は約 6.7%の減少であったのに対し、「5～29 人」は同期間に約 28.1%減、「30 人以上」は約 39.2%減と、従業員規模の大きい事業所の方が減少率が大きい状況にある。

図表 2-3-9　青森県 建設業の従業員規模別事業所数の推移

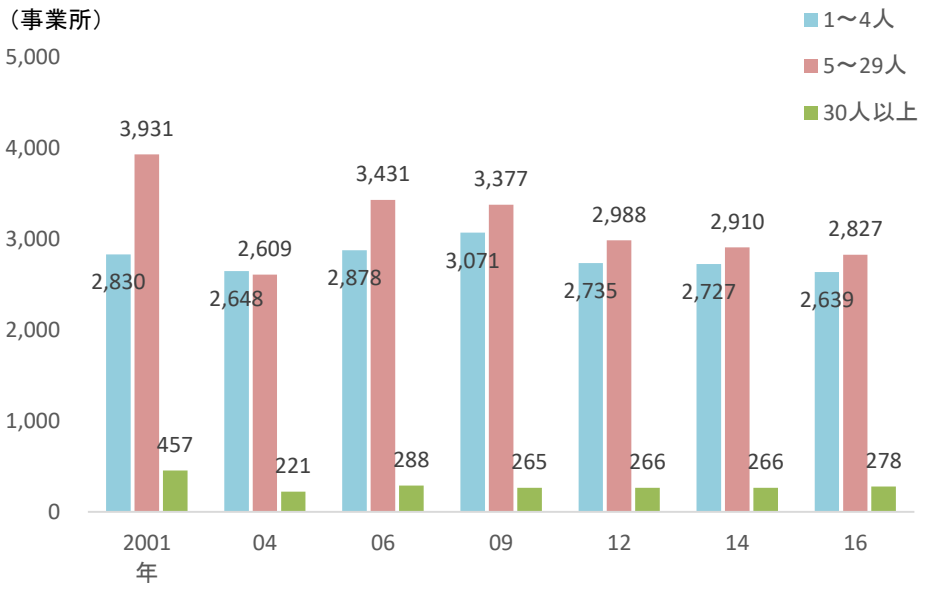

出典）総務省・経済産業省「事業所・企業統計調査」・「経済センサス」

＜建設業許可業者数等＞

全国及び青森県の建設業許可業者数の推移を見ると、それぞれ中長期的に減少傾向にある。リーマンショックが発生した平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの減少率では、全国が約 8.7%減に対して青森県は約 13.0%減であった。

図表 2-3-10　全国（左）及び青森県（右）　建設業許可業者数の推移

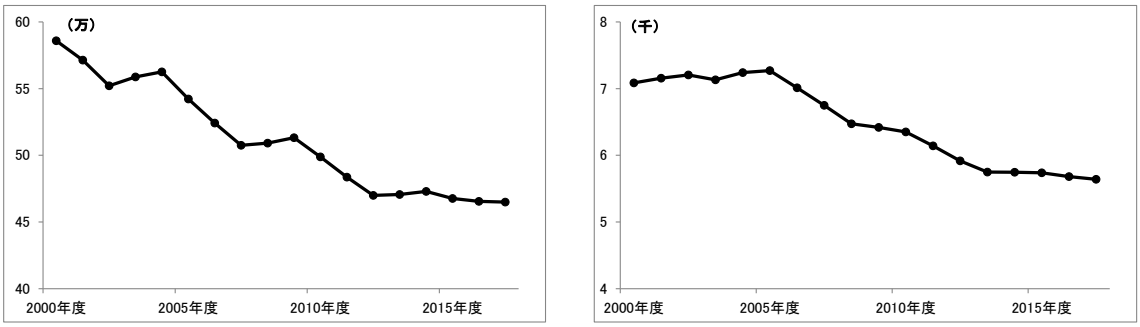

出典）国土交通省「建設業許可業者数調査」

資本金階層別に全国及び青森県の建設業許可業者数を見ると、全国では資本金額が 1,000 万円以上の許可業者の割合は約 45%であるのに対して、青森県では約 31%となっており、小規模法人や個人の割合が高い。

図表 2-3-11　全国及び青森県 資本金階層別許可業者の割合（2016 年度）

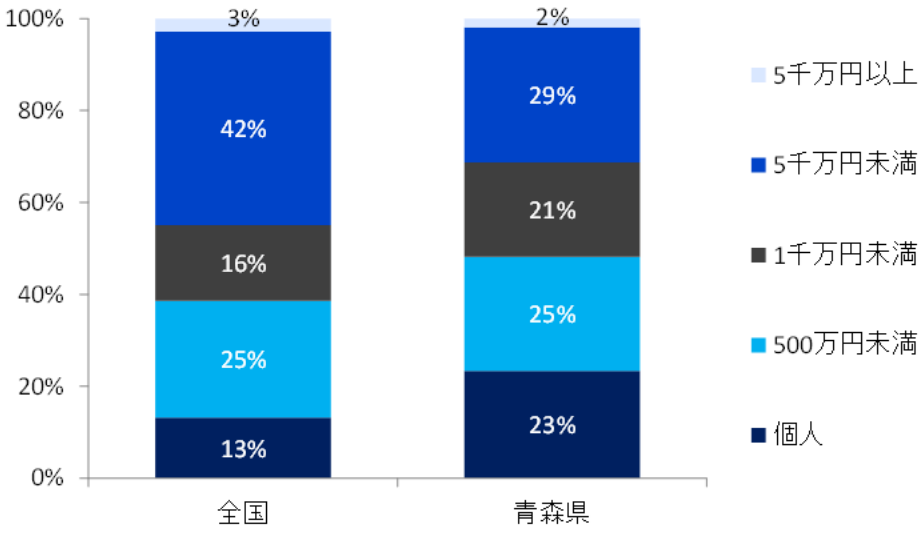

出典）国土交通省「建設工事施工統計調査」

対象許可業者は建設業専業業者（総売上高に占める建設工事完成高の比率が 80%以上）

（2）開業・廃業の動向

青森県における建設業事業所の開業・廃業の動向を見ると、建設業全体では、平成 21 年（2009 年）から平成 28 年（2016 年）にかけては開業率を廃業率が上回り、結果として減少している。

これを中分類別に見ると、総合工事業では、平成 26 年（2014 年）から平成 28 年（2016 年）にかけての開業率は廃業率を上回っている。一方、職別工事業と設備工事業では、廃業率が開業率を上回っている。

図表 2-3-12　青森県 建設業の開廃業率の推移（期中年平均）

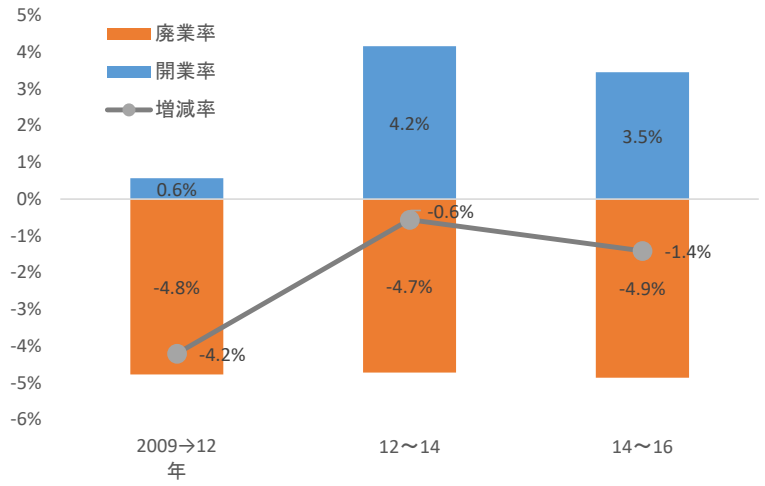

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

図表 2-3-13　青森県 建設業（総合工事業）の開廃業率の推移（期中年平均）

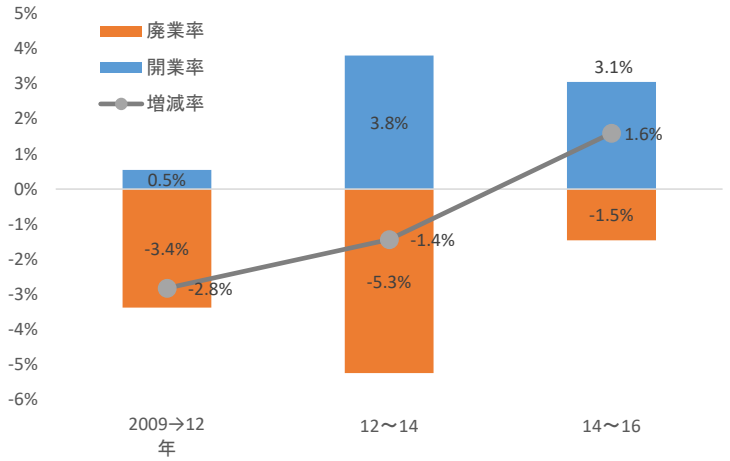

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

図表 2-3-14　青森県 建設業（職別工事業）の開廃業率の推移（期中年平均）

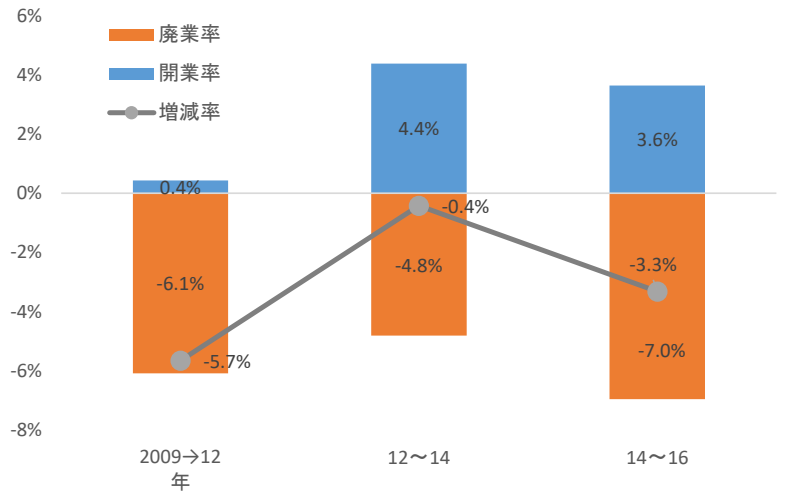

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

図表 2-3-15　青森県 建設業（設備工事業）の開廃業率の推移（期中年平均）

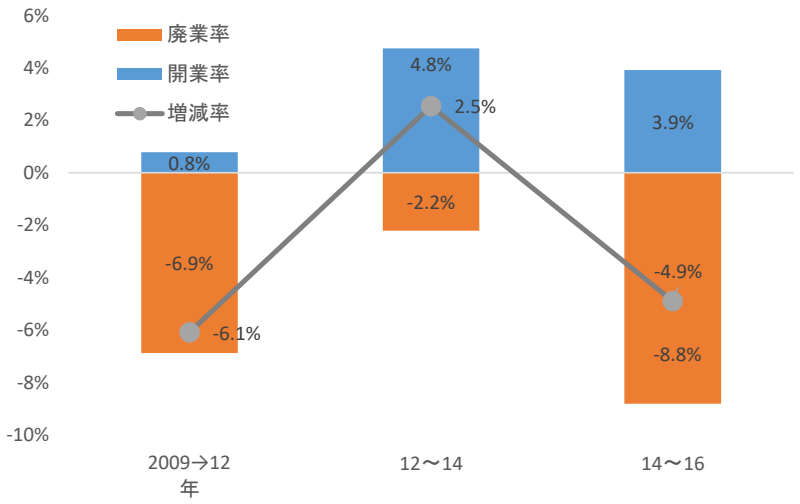

出典）総務省・経済産業省「経済センサス」

4. 就業者の状況

(1) 県全体の動向

青森県における就業者総数は、平成 7 年（1995 年）には約 74 万人であったが、平成 27 年（2015 年）には約 63 万人に減少した。建設業就業者数は、平成 2 年（1990 年）に約 7 万 5000 人であったところ、平成 12 年（2000 年）に約 9 万 7,000 人となった後減少に転じ、平成 27 年（2015 年）に約 5 万 9,000 人となった。

産業ごとに見ると、平成 12 年（2000 年）から平成 17 年（2005 年）にかけて就業者数が全体で大きく減少したが、そのかなりの部分は建設業の就業者数が減少したものである。

図表 2-4-1　青森県 就業者数（総数及び建設業）の推移

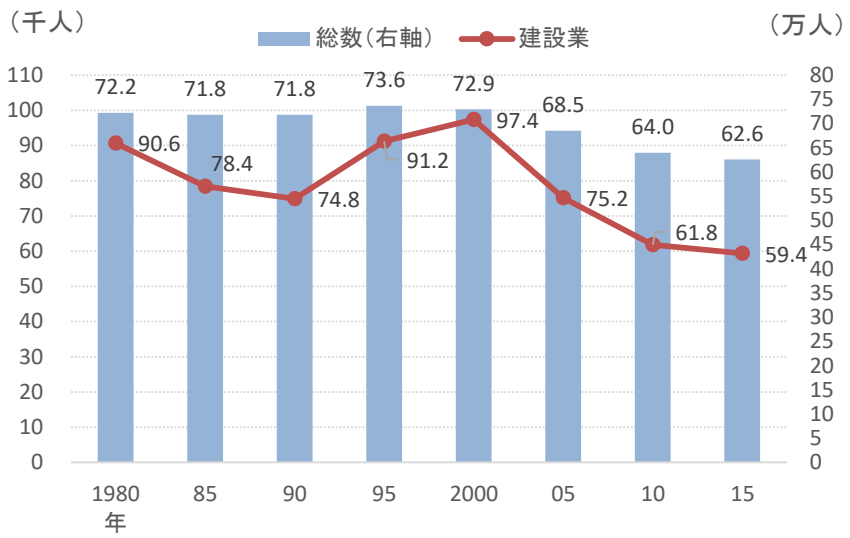

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-2　青森県 産業別就業者数増減数の推移

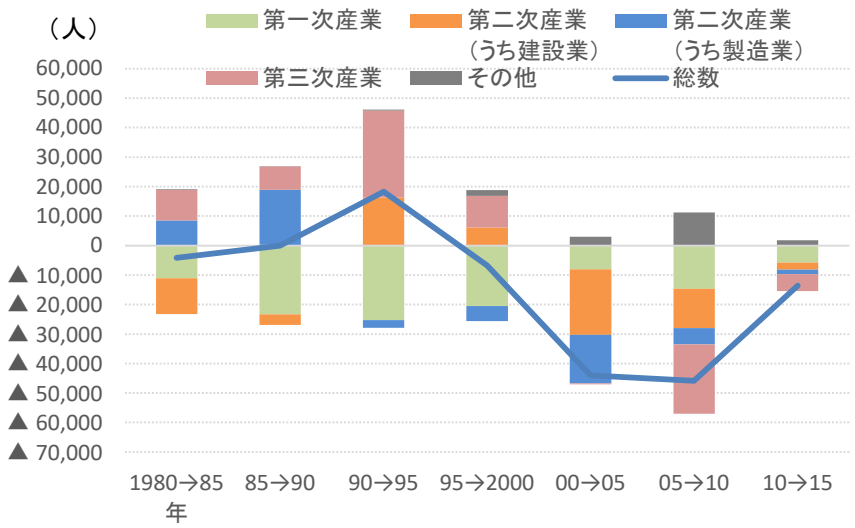

出典）総務省「国勢調査」

青森県全体の建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、最も就業者数の多い年齢階級である平成 17 年（2005 年）時点の 50～54 歳（平成 27 年（2015 年）時点の 60～64 歳）が今後退職・離職していくことから、就業者数全体では減少が見込まれる。

図表 2-4-3　青森県 建設業就業者数の年齢構成

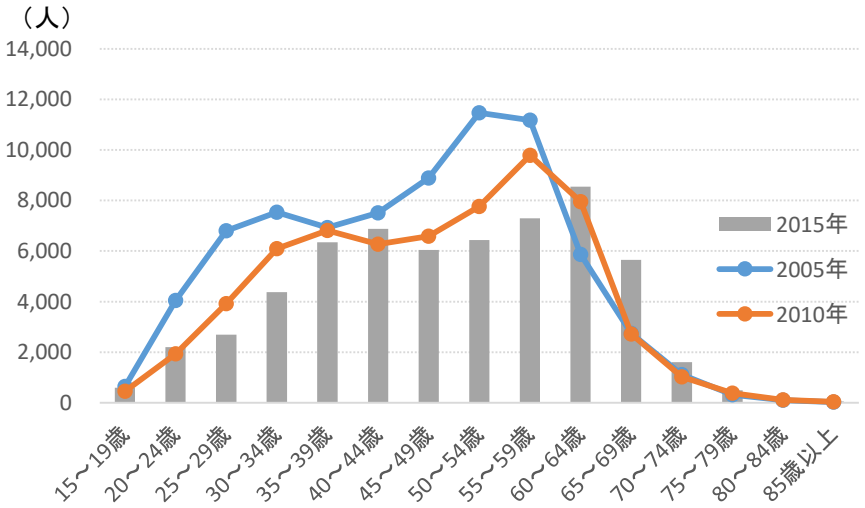

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-4　青森県 建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

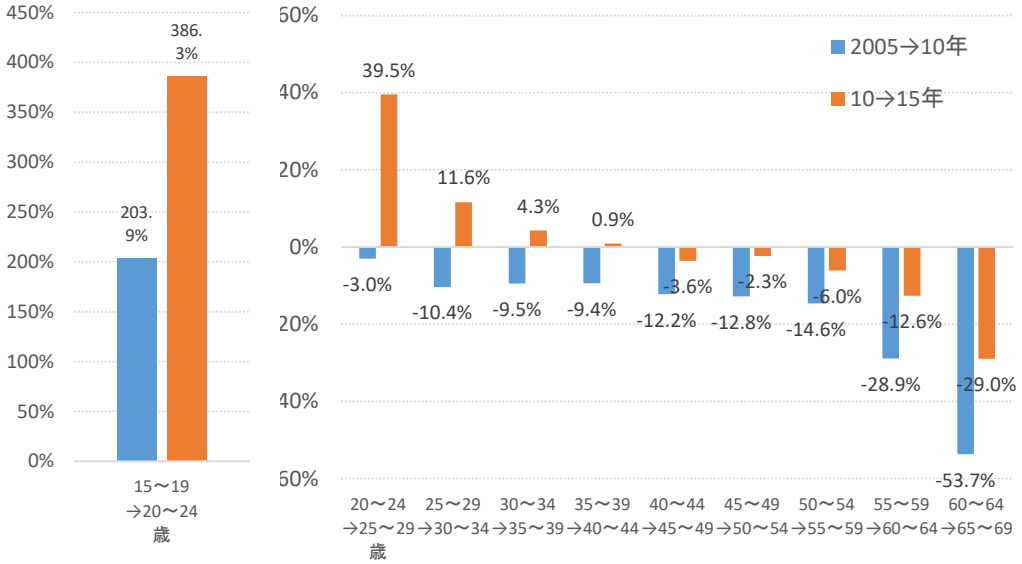

出典）総務省「国勢調査」

(2) エリアごとの動向

＜エリアごとの就業者数の動向（東青）＞

東青エリアの就業者総数は平成 12 年 (2000 年) に約 17 万人であったが、平成 27 年 (2015 年) には約 14 万人へ減少した。

建設業の就業者数は平成 2 年 (1990 年) に 1 万 6,000 人であったところ、平成 12 年 (2000 年) に約 2 万人となった後減少に転じ、平成 27 年 (2015 年) に約 1 万 2,000 人となった。

図表 2-4-5　青森県（東青）　就業者数（総数及び建設業）の推移

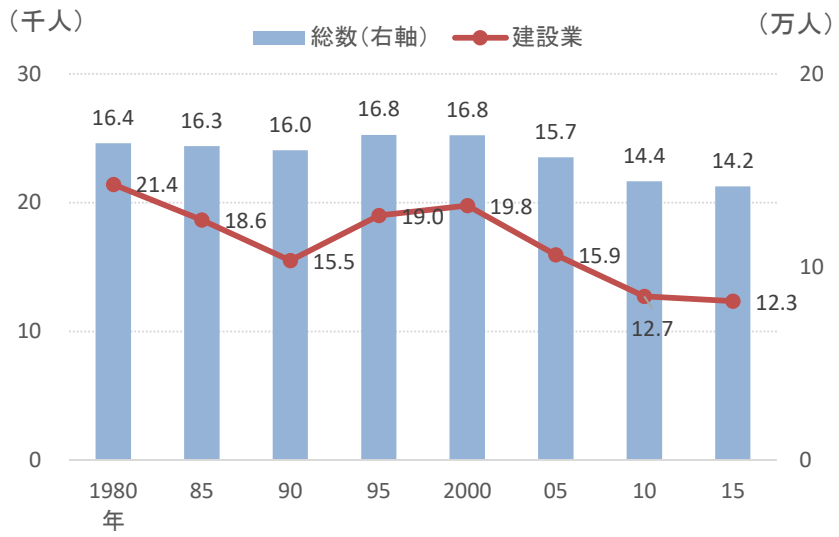

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-6　青森県（東青）　産業別就業者数増減数の推移

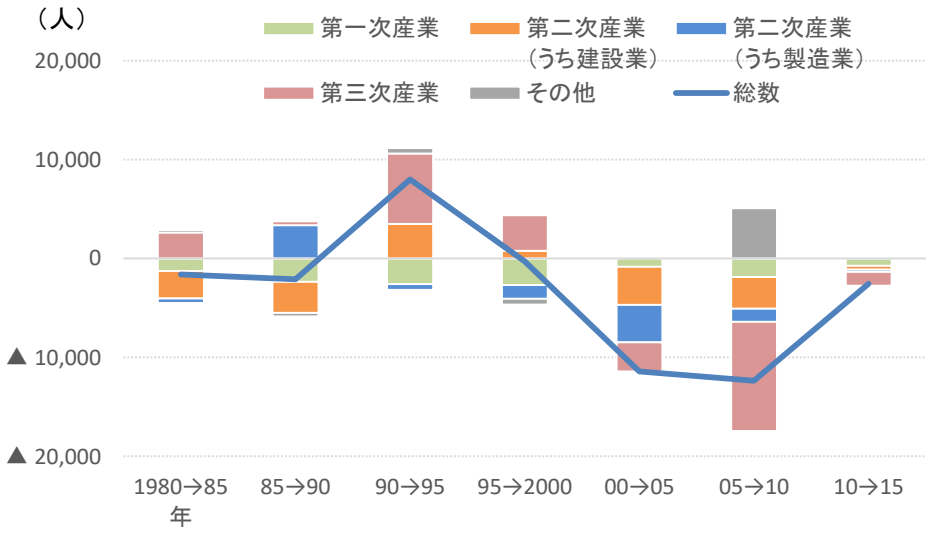

出典）総務省「国勢調査」

東青エリアの建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、最も就業者数の多い階級である平成 17 年（2005 年）時点の 55～59 歳（平成 27 年（2015 年）時点の 65～69 歳）が今後退職・離職していくことから、就業者数全体では減少が見込まれる。

図表 2-4-7　青森県（東青）建設業就業者数の年齢構成

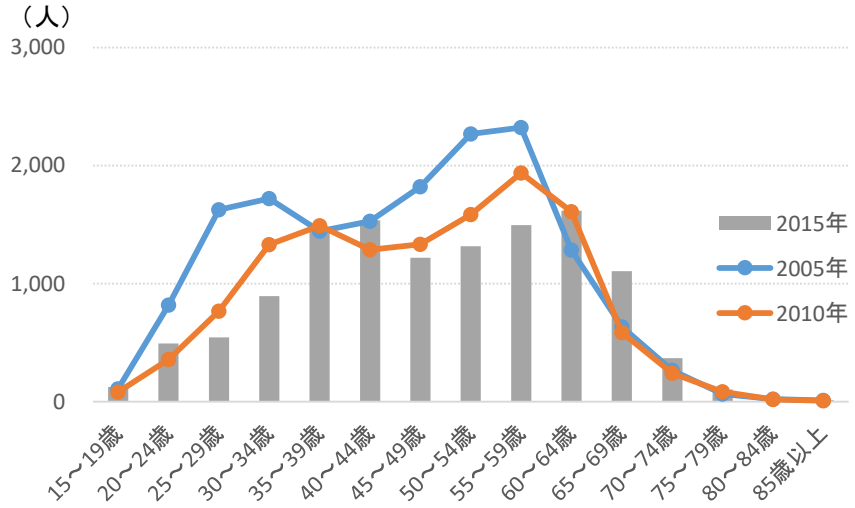

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-8　青森県（東青）　建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

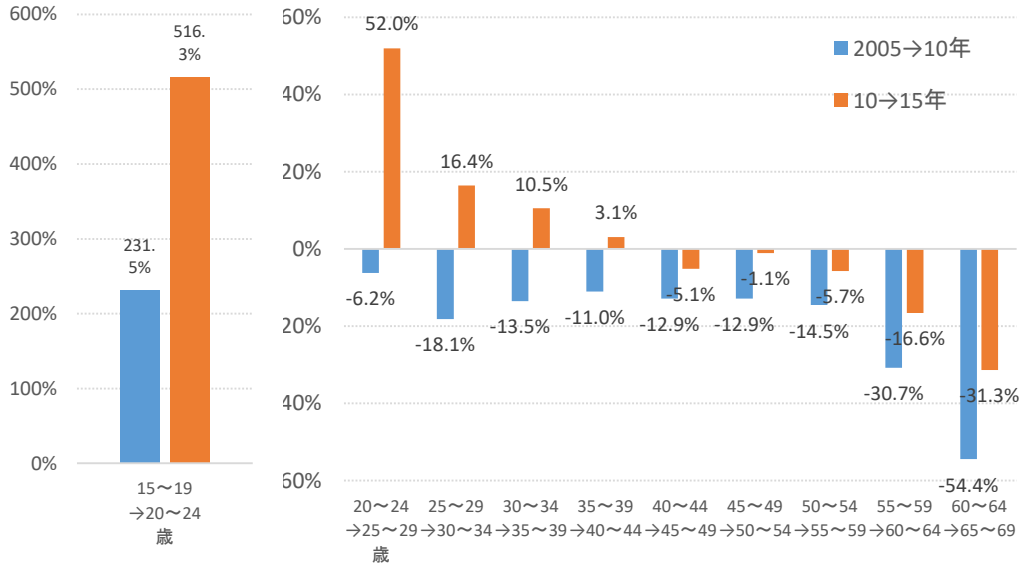

出典）総務省「国勢調査」

＜エリアごとの就業者数の動向（中南）＞

中南エリアの就業者総数は平成 7 年（1995 年）に約 16 万人であったが、平成 27 年（2015 年）には約 14 万人へ減少した。

建設業の就業者数は平成 2 年（1990 年）に約 1 万 4,000 人であったところ、平成 12 年（2000 年）に約 1 万 7,000 人となった後減少に転じ、平成 27 年（2015 年）には約 1 万人となった。

図表 2-4-9　青森県（中南）　就業者数（総数及び建設業）の推移

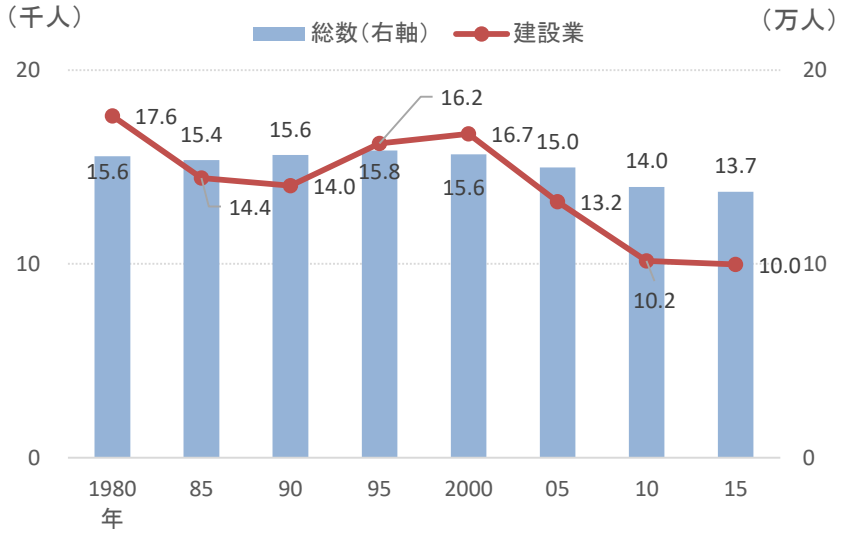

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-10　青森県（中南）　産業別就業者数増減数の推移

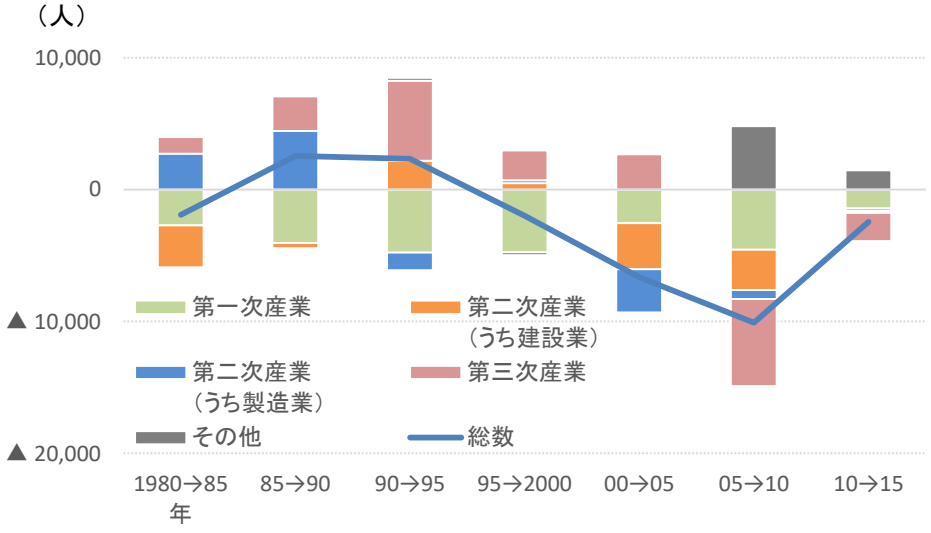

出典）総務省「国勢調査」

中南エリアの建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、最も就業者数の多い階級である平成 17 年（2005 年）時点の 50～54 歳（平成 27 年（2015 年）時点の 60～64 歳）が今後退職・離職していくことから、就業者数全体では減少が見込まれる。

図表 2-4-11　青森県（中南）　建設業就業者数の年齢構成

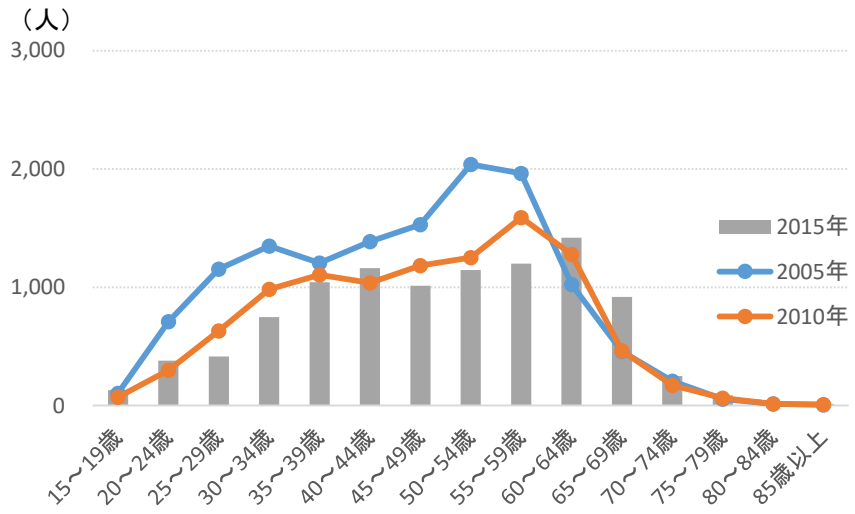

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-12　青森県（中南）　建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

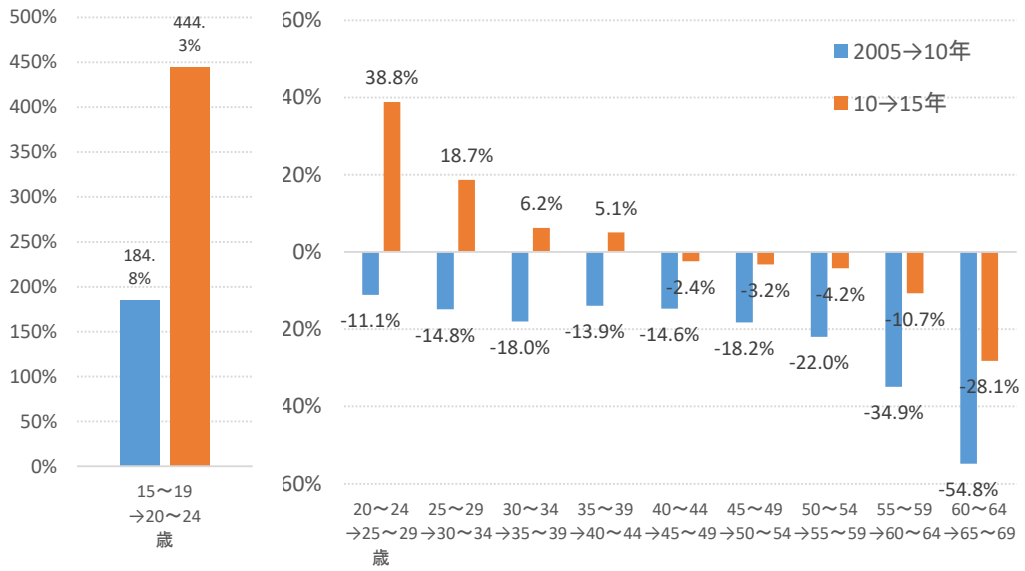

出典）総務省「国勢調査」

＜エリアごとの就業者数の動向（三八）＞

三八エリアの就業者総数は平成 7 年（1995 年）に約 17 万人であったが、平成 27 年（2015 年）には約 14 万人へ減少した。

建設業の就業者数は昭和 60 年（1985 年）に約 1 万 6,000 人であったところ、平成 12 年（2000 年）に約 2 万 1,000 人となった後減少に転じ、平成 22 年（2010 年）に約 1 万 4,000 人となった。そこから平成 27 年（2015 年）にかけては、僅かではあるが、再び増加した。

図表 2-4-13　青森県（三八）　就業者数（総数及び建設業）の推移

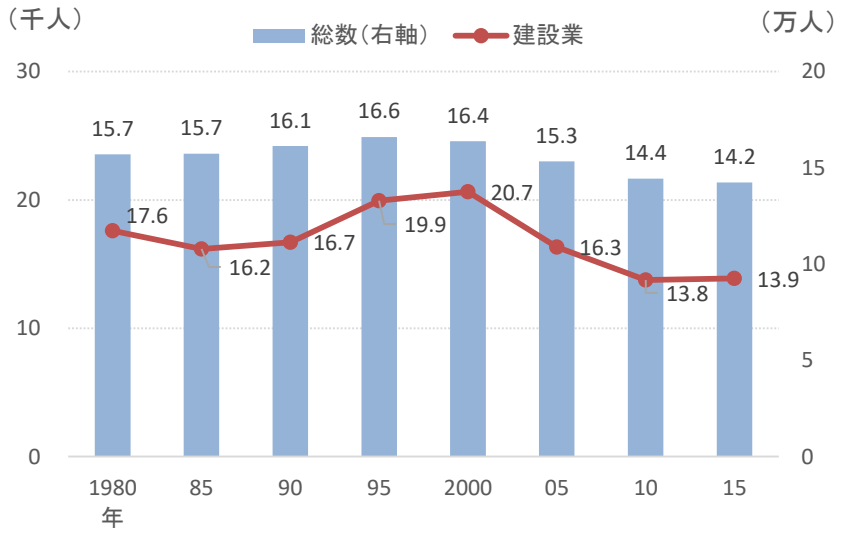

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-14　青森県（三八）　産業別就業者数増減数の推移

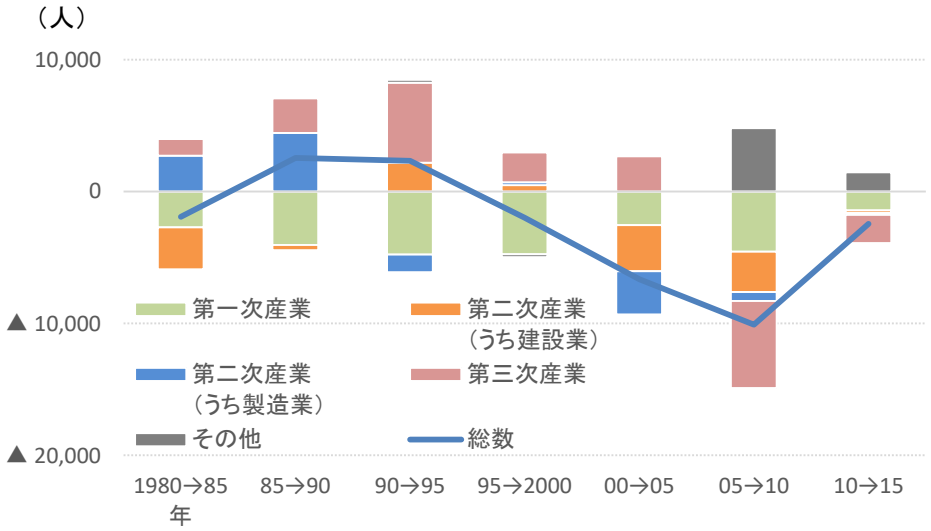

出典）総務省「国勢調査」

三八エリアの建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、最も就業者数の多い階級である平成 17 年（2005 年）時点の 55～59 歳（平成 27 年（2015 年）時点の 65～69 歳）が今後退職・離職していくことから、就業者数全体では減少が見込まれる。

図表 2-4-15　青森県（三八）　建設業就業者数の年齢構成

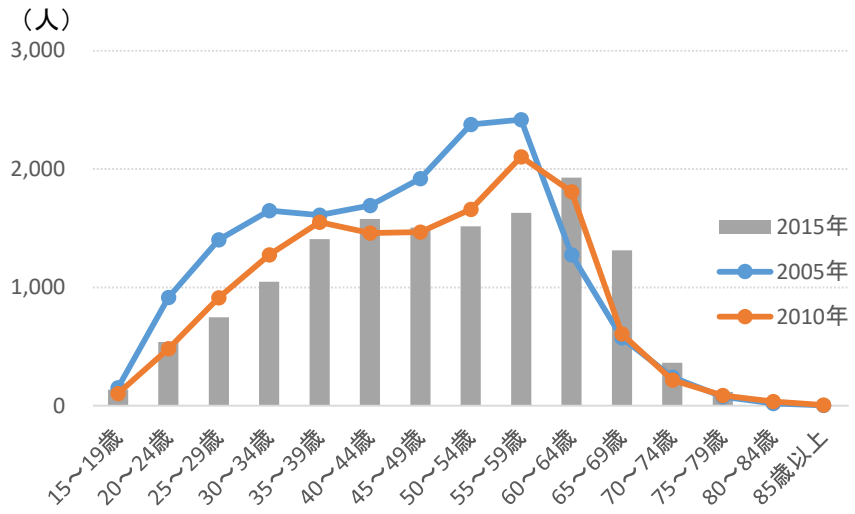

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-16　青森県（三八）　建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

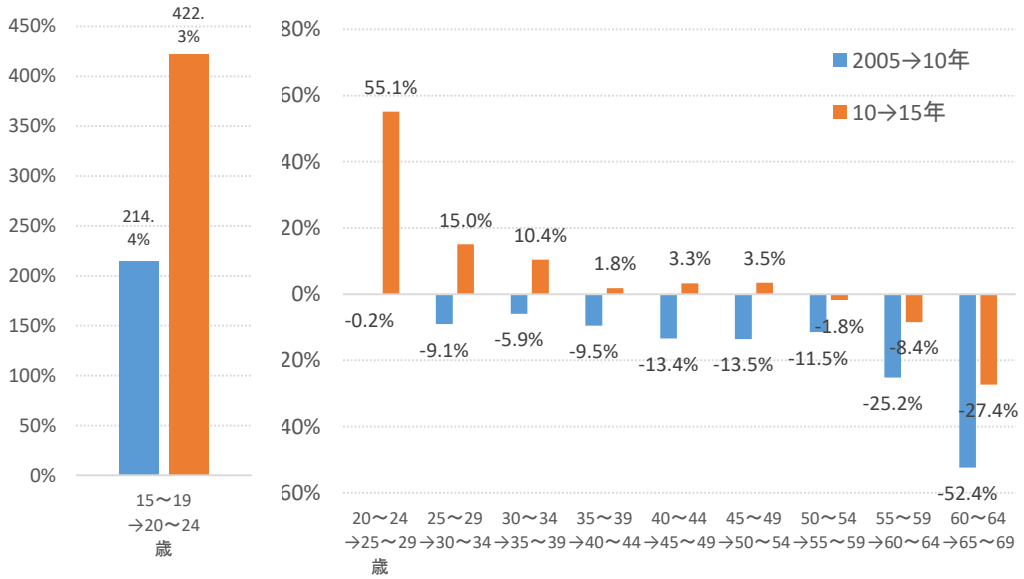

出典）総務省「国勢調査」

＜エリアごとの就業者数の動向（西北）＞

西北エリアの就業者総数は昭和 55 年（1980 年）に約 10 万人であったが、平成 27 年（2015 年）には約 7 万人へ減少した。

建設業の就業者数は平成 2 年（1990 年）に約 9,000 人であったところ、平成 12 年（2000 年）に約 1 万 3,000 人となった後減少に転じ、平成 27 年（2015 年）に約 8,000 人となった。

図表 2-4-17　青森県（西北）　就業者数（総数及び建設業）の推移

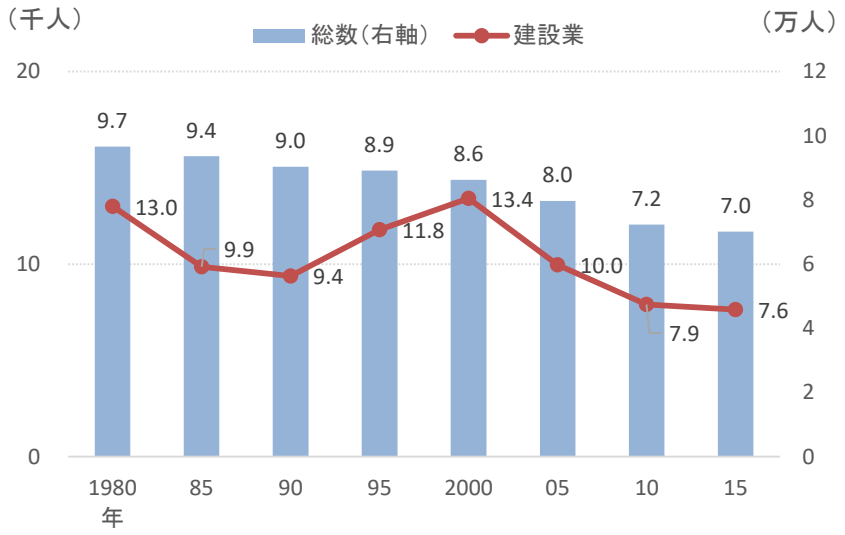

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-18　青森県（西北）　産業別就業者数増減数の推移

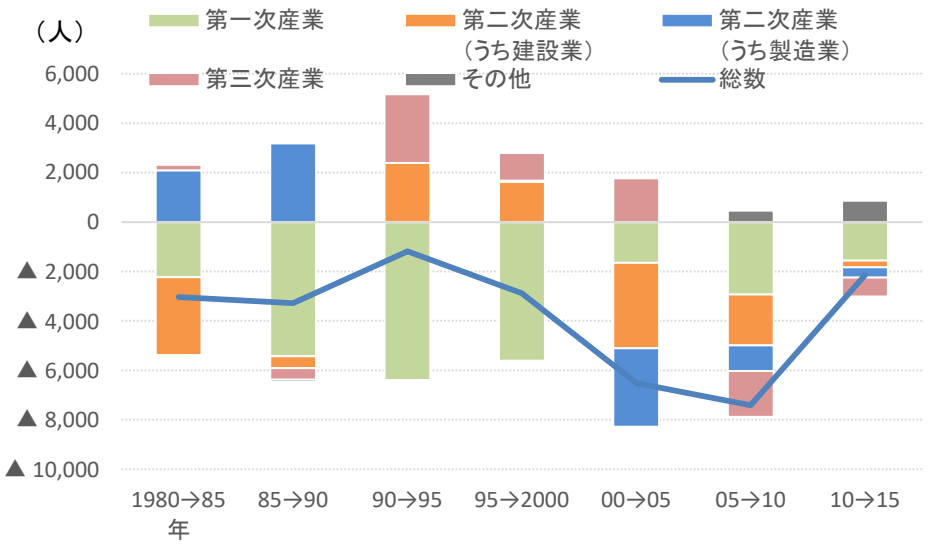

出典）総務省「国勢調査」

西北エリアの建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、最も就業者数の多い階級である平成 17 年（2005 年）時点の 50～54 歳（平成 27 年（2015 年）時点の 60～64 歳）が今後退職・離職していくことから、就業者数全体では減少が見込まれる。

図表 2-4-19　青森県（西北）　建設業就業者数の年齢構成

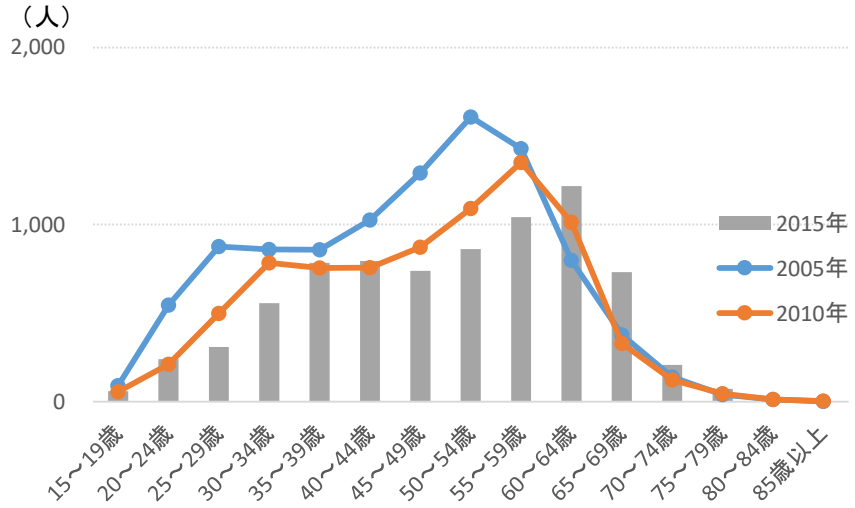

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-20　青森県（西北）　建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

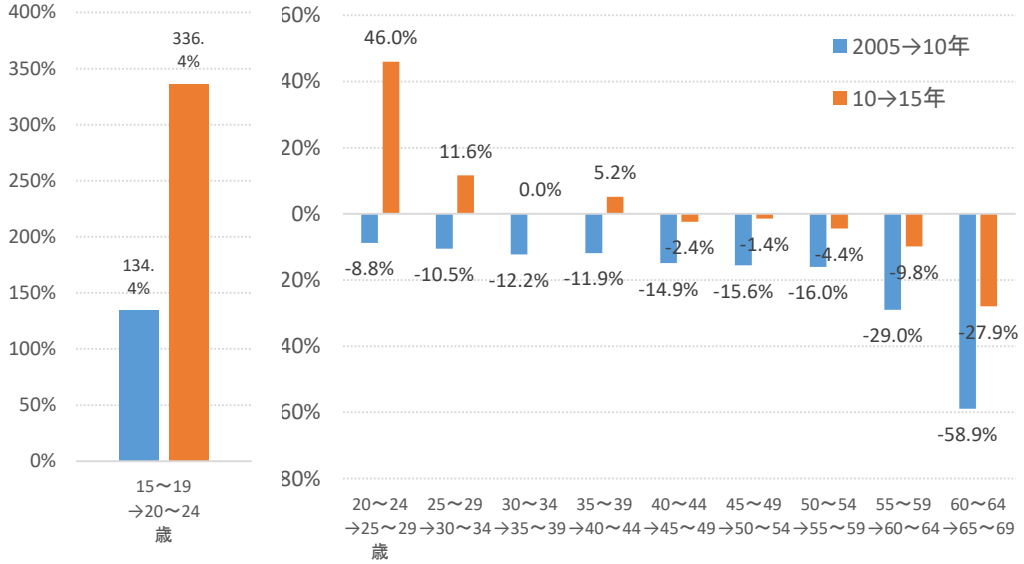

出典）総務省「国勢調査」

＜エリアごとの就業者数の動向（上北）＞

上北エリアの就業者総数は平成 12 年（2000 年）に約 11 万人であったが、平成 27 年（2015 年）には約 10 万人へ減少した。

建設業の就業者数は昭和 60 年（1985 年）に約 1 万 3,000 人であったところ、平成 12 年（2000 年）に約 1 万 9,000 人となった後減少に転じ、平成 27 年（2015 年）に約 1 万 1,000 人となった。

図表 2-4-21　青森県（上北）　就業者数（総数及び建設業）の推移

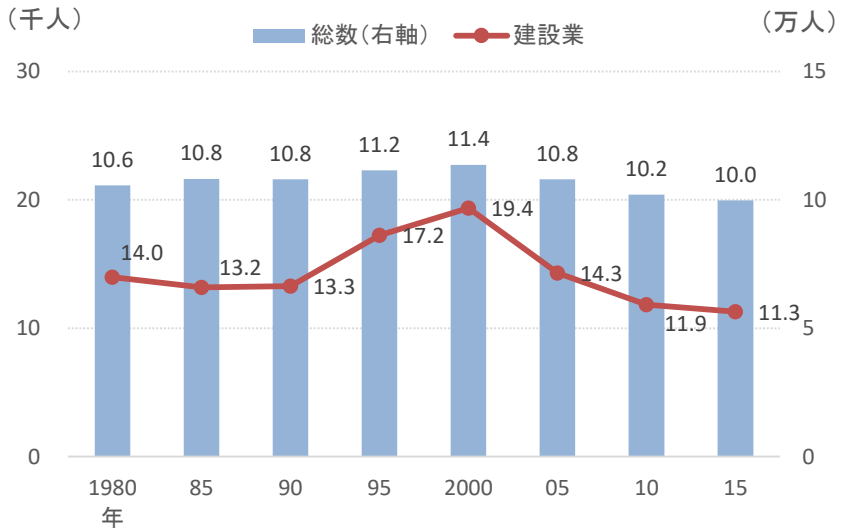

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-22　青森県（上北）　産業別就業者数増減数の推移

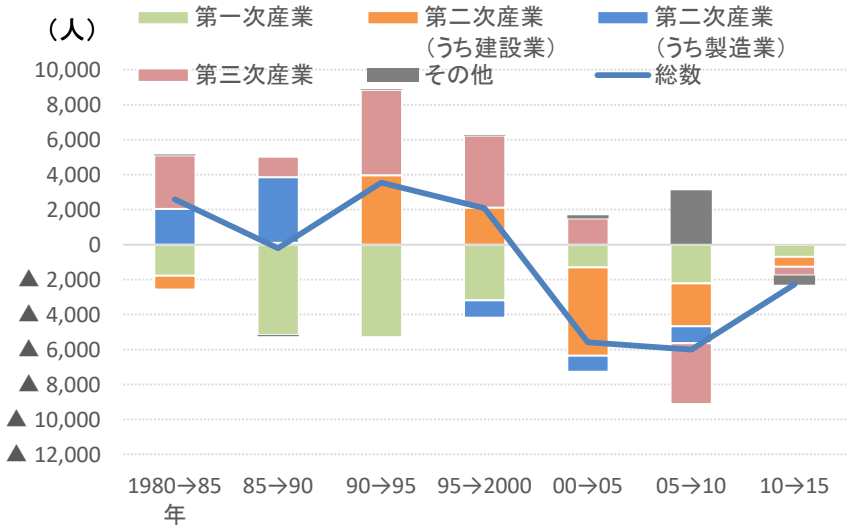

出典）総務省「国勢調査」

上北エリアの建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、最も就業者数の多い階級である平成 17 年（2005 年）時点の 50～54 歳（平成 27 年（2015 年）時点の 60～64 歳）が今後退職・離職していくことから、就業者数全体では減少が見込まれる。

図表 2-4-23　青森県（上北）　建設業就業者数の年齢構成

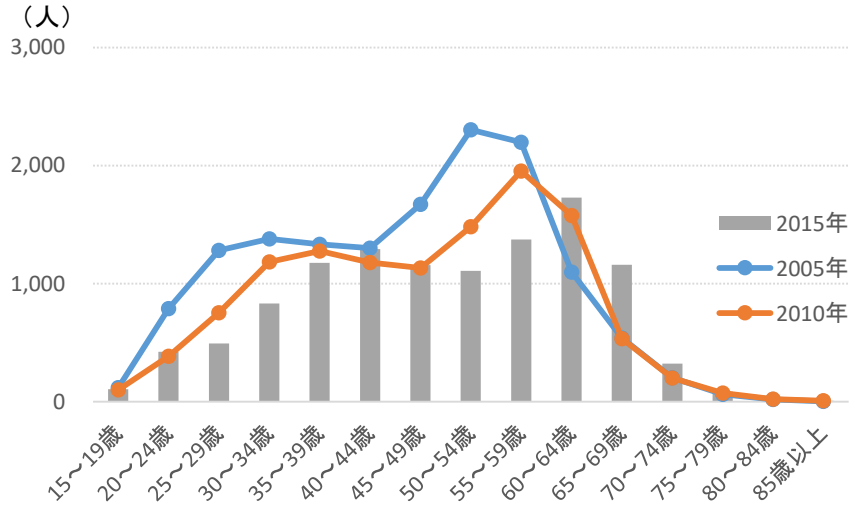

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-24　青森県（上北）　建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

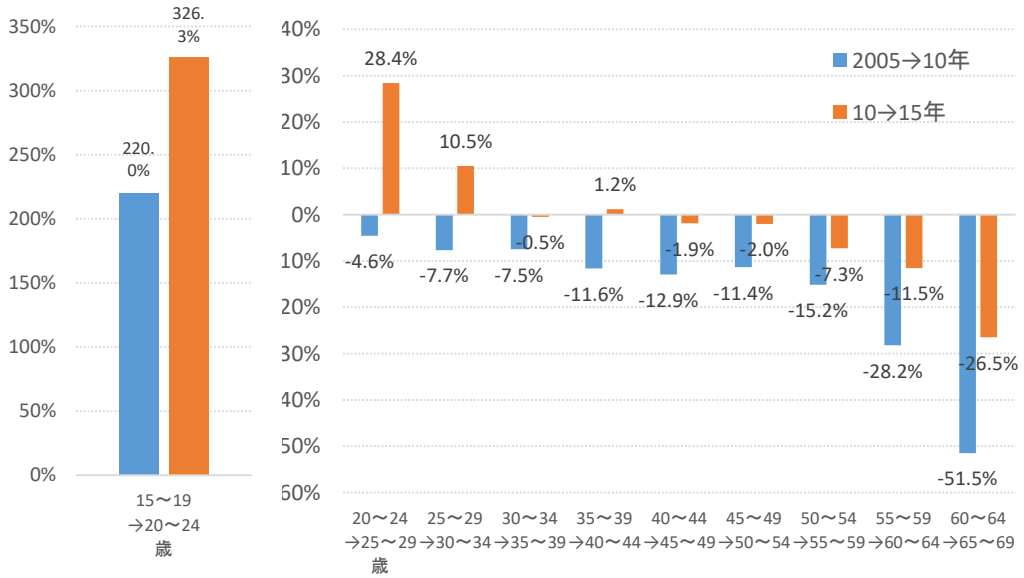

出典）総務省「国勢調査」

＜エリアごとの就業者数の動向（下北）＞

下北エリアの就業者総数は平成 7 年（1995 年）に 4 万人を超えていたが、平成 27 年（2015 年）には約 3 万 5,000 人へ減少した。

建設業の就業者数は平成 2 年（1990 年）に約 6,000 人であったところ、平成 12 年（2000 年）に約 8,000 人となった後減少に転じ、平成 27 年（2015 年）に約 4,000 人となった。

図表 2-4-25　青森県（下北）　就業者数（総数及び建設業）の推移

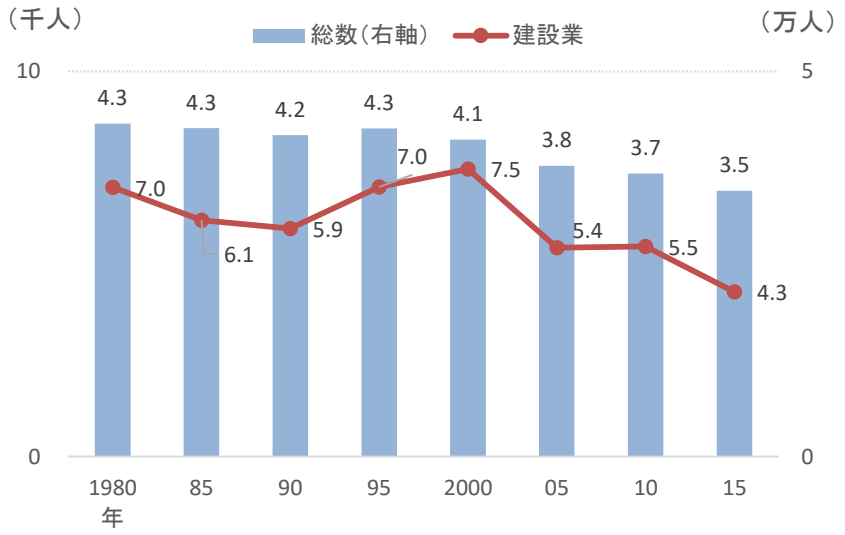

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-26　青森県（下北）　産業別就業者数増減数の推移

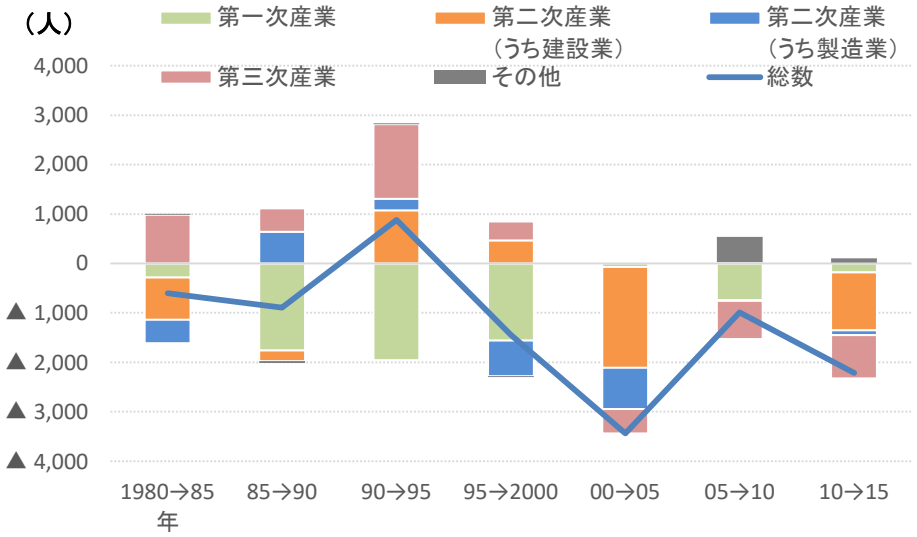

出典）総務省「国勢調査」

下北エリアの建設業就業者における 5 歳階級別の就業者数の推移を見ると、最も就業者数の多い階級である平成 17 年（2005 年）時点の 50～54 歳（平成 27 年（2015 年）時点の 60～64 歳）が今後退職・離職していくことから、就業者数全体では減少が見込まれる。

図表 2-4-27　青森県（下北）　建設業就業者数の年齢構成

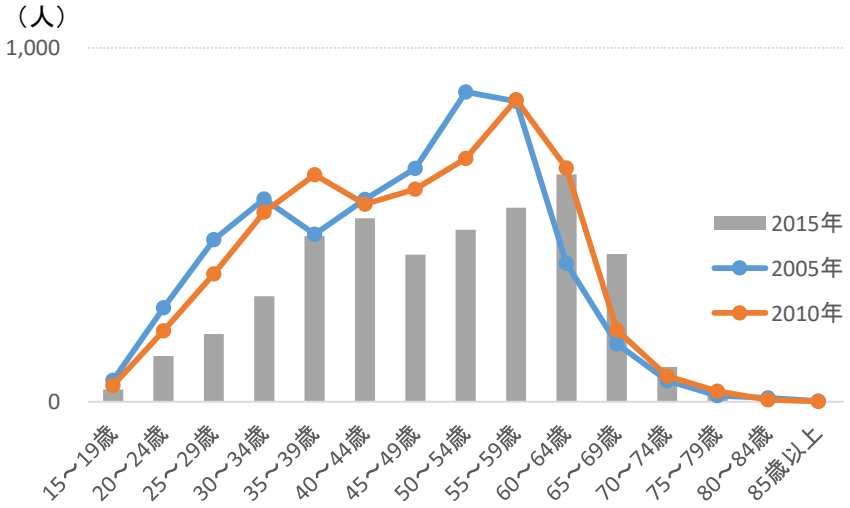

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-28　青森県（下北）　建設業就業者数の 5 歳階級別変化率

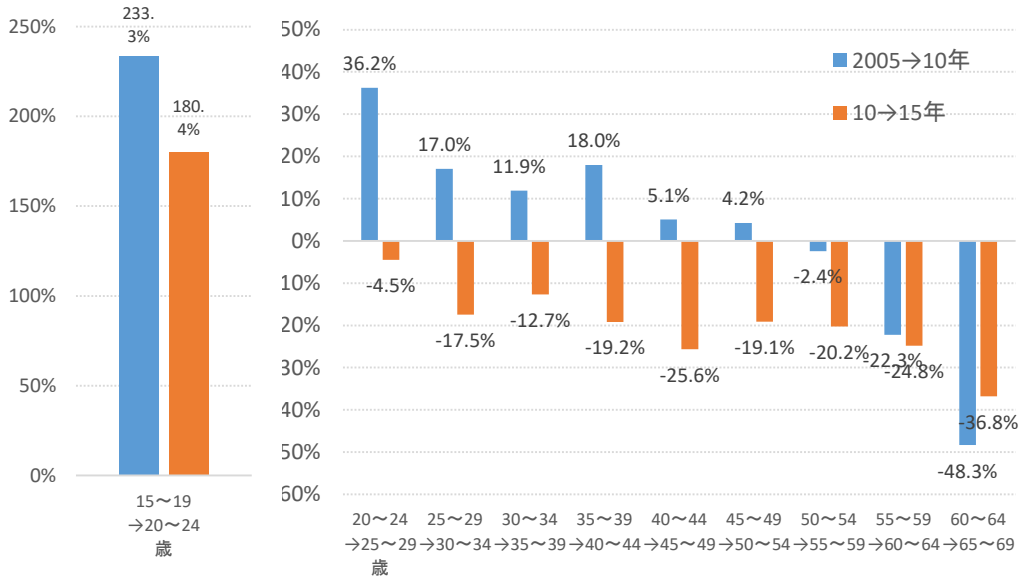

出典）総務省「国勢調査」

（3）職業分類別の動向

＜職業分類別の就業者数（建設従事者数）＞

国勢調査によると、青森県における技能労働者数（平成 17 年（2005 年）以降の国勢調査の職業小分類における建設・土木作業従事者、平成 12 年（2000 年）以前は建設作業者）は、平成 12 年（2000 年）に約 5 万 2,000 人だったが、平成 27 年（2015 年）には約 3 万 8,000 人となった。

技能労働者数（国勢調査の職業中分類の建設・採掘従事者）5 歳階級別の年齢構成の推移をみると、最も就業者数の多い年齢階級である平成 17 年（2005 年）時点の 50～54 歳（平成 27 年（2015 年）時点の 60～64 歳）が今後退職・離職していくことから、就業者数全体では減少が見込まれる。

図表 2-4-29　青森県 建設業作業従事者数の推移

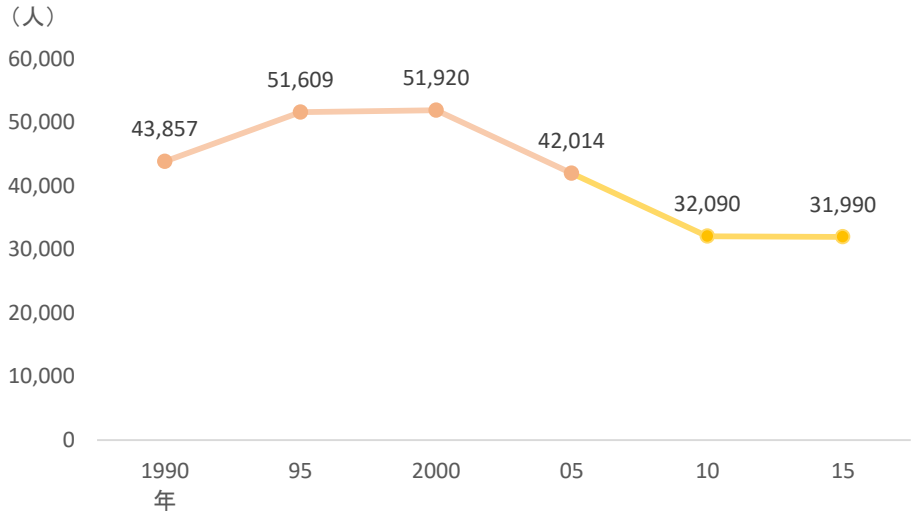

出典）総務省「国勢調査」

＊2000 年以前は「建設作業者」、2005 年以降は「建設土木作業従事者」

図表 2-4-30　青森県 建設業作業従事者数（建設・採掘従事者）の年齢構成の推移

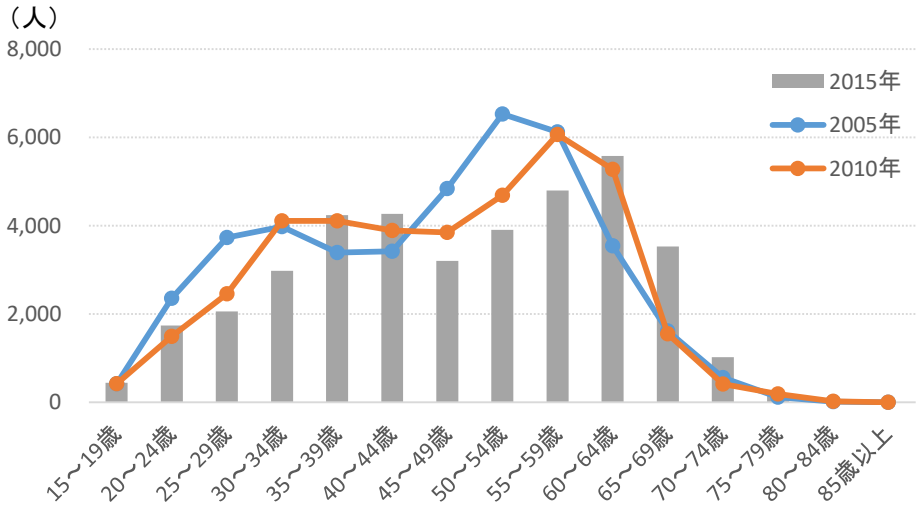

出典）総務省「国勢調査」における「建設・採掘従事者」

＊2005 年・2010 年国勢調査では都道府県別の職業小分類の 5 歳階級別就業者数が公表されていないため、中分類の「建設・採掘従事者」を採用している

図表 2-4-31　青森県 建設業作業従事者数（建設・採掘従事者）の 5 歳階級別変化率

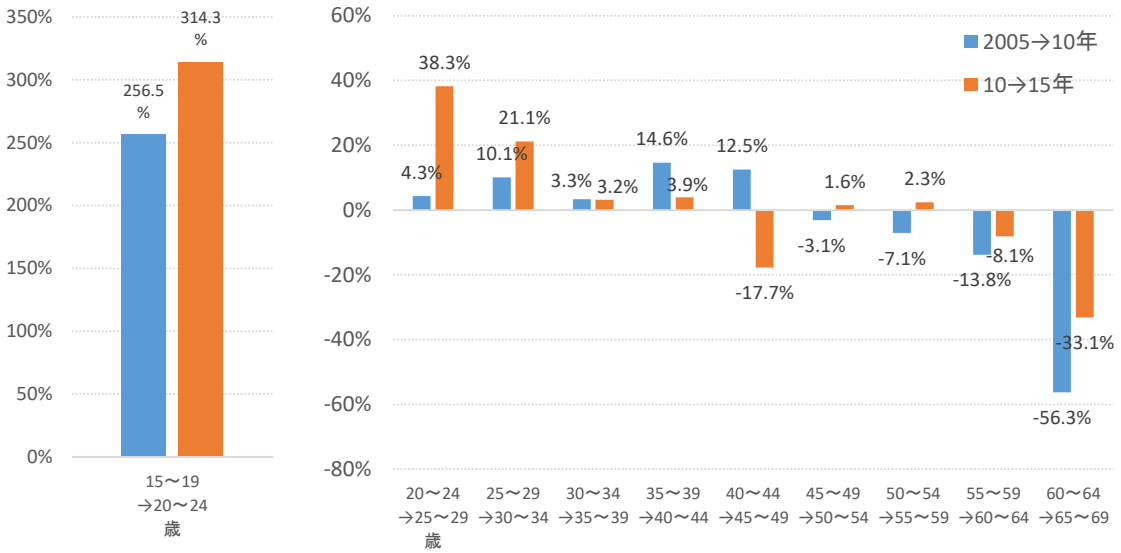

出典）総務省「国勢調査」における「建設・採掘従事者」

＊2005 年・2010 年国勢調査では都道府県別の職業小分類の 5 歳階級別就業者数が公表されていないため、中分類の「建設・採掘従事者」を採用している

＜職業分類別の就業者数（建設技術者数）＞

青森県の建設関連技術者（国勢調査の職業小分類における建築技術者及び土木・測量技術者）のうち土木・測量技術者については、平成 12 年（2000 年）の約 6,500 人から平成 17 年（2005 年）の約 3,500 人まで大幅に減少した後、平成 27 年（2015 年）に約 2,900 人となった。建築技術者も平成 12 年（2000 年）の約 3,900 人をピークに、平成 27 年（2015 年）には約 1,500 人まで減少した。

全国及び青森県の建設関連技術者の年齢構成を比較すると、全国では 30 代後半から 50 代にかけて一定の技術者数が存在するのに対し、青森県は 40 代後半層が大きく凹んでおり、今後高齢層の技術者の退職により、技術者数が大きく減少していくことが見込まれる。

図表 2-4-32　青森県 建築及び土木・測量技術者数の推移

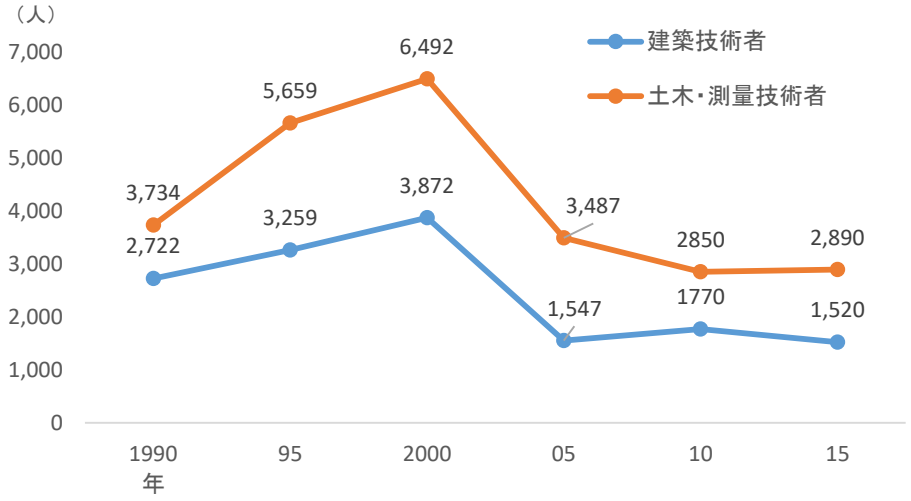

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-33　全国及び青森県 建築及び土木・測量技術者数の年齢構成（2015 年）

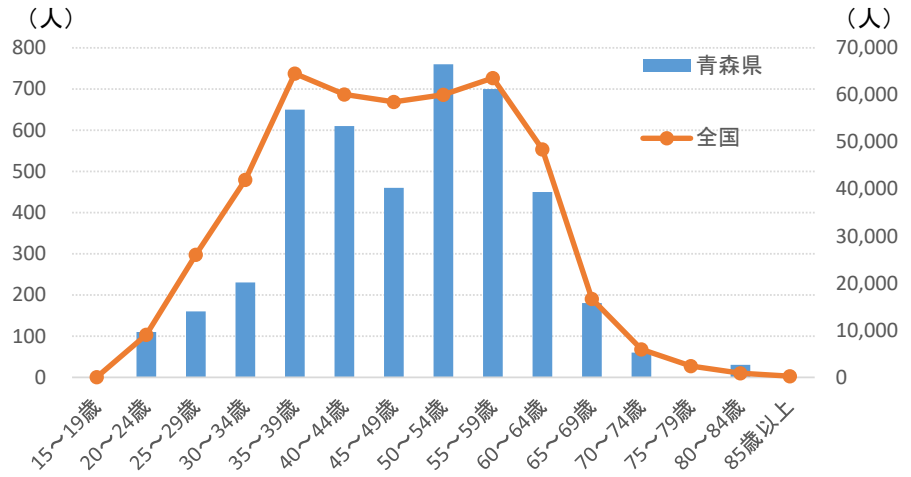

出典）総務省「国勢調査」

青森県の建築技師数及び土木技師数は、緩やかに減少してきたが、県内市町村の建築技師数及び土木技師数は、東日本大震災直後に増加した後、足元にかけて漸減してきている。

図表 2-4-34　青森県 建築技師数の推移

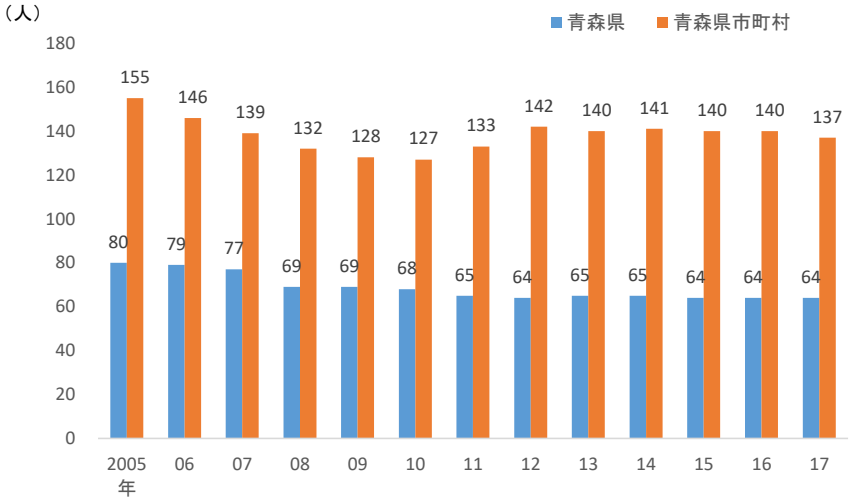

出典）総務省「地方公共団体定員管理計画」

図表 2-4-35　青森県 土木技師数の推移

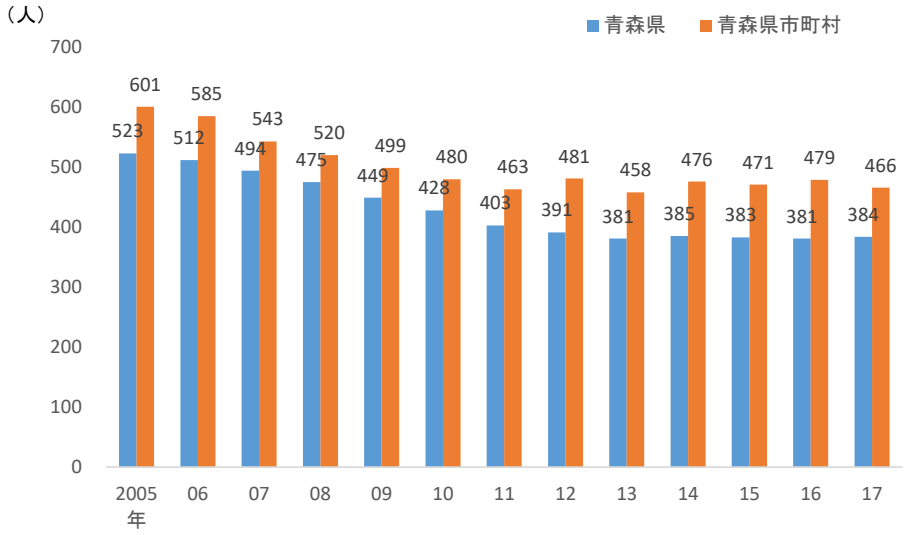

出典）総務省「地方公共団体定員管理計画」

（4）就業者の移動の状況

＜建設業就業者の移動の状況＞

青森県における建設業就業者の転出入状況を 5 歳階級別に見ると、平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010）年にかけては、すべての年齢階級において、転出が転入を上回っていた。

このような転出超過の傾向は、平成 22 年（2010）年から平成 27 年（2015 年）にかけても同様であった。

図表 2-4-36　青森県 建設業就業者の転出入状況（2005 年→2010 年）

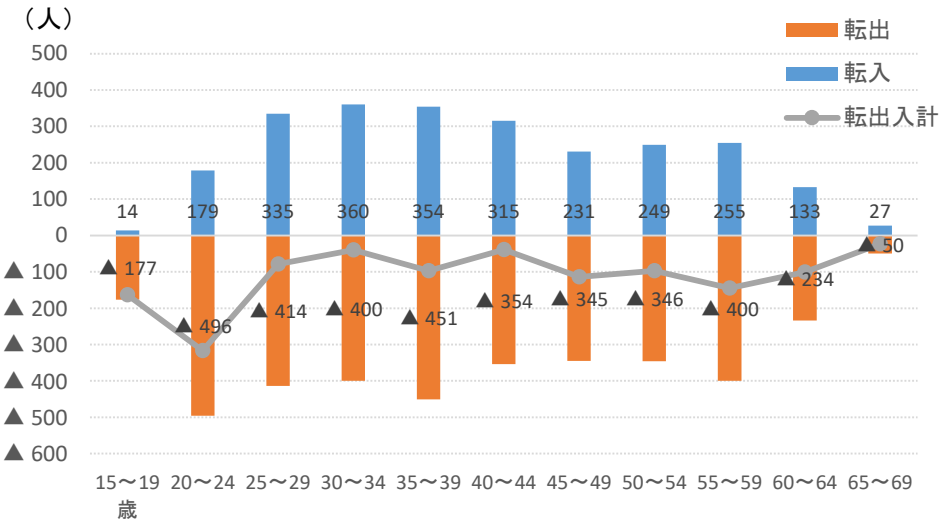

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-37　青森県 建設業就業者の転出入状況（2010 年→2015 年）

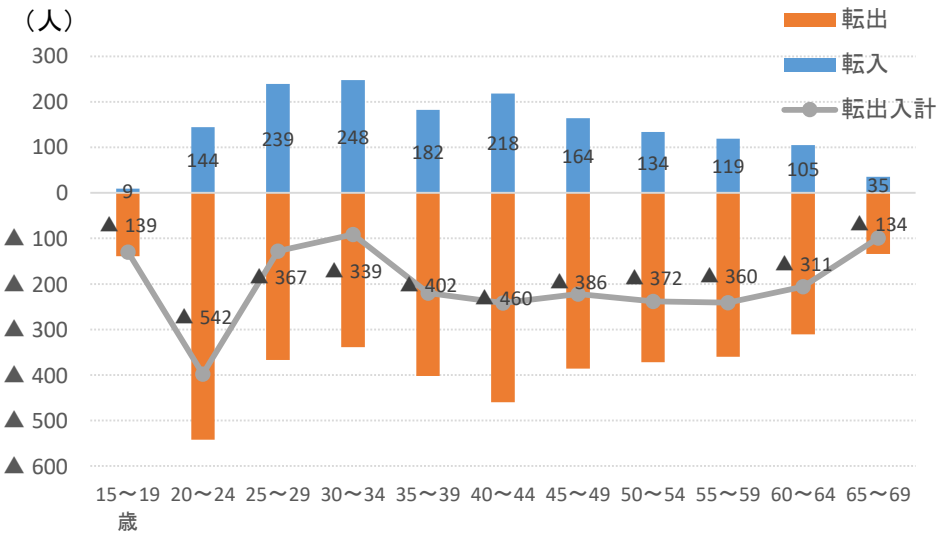

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-4-38　青森県 建設業就業者の 5 歳階級別転入者率

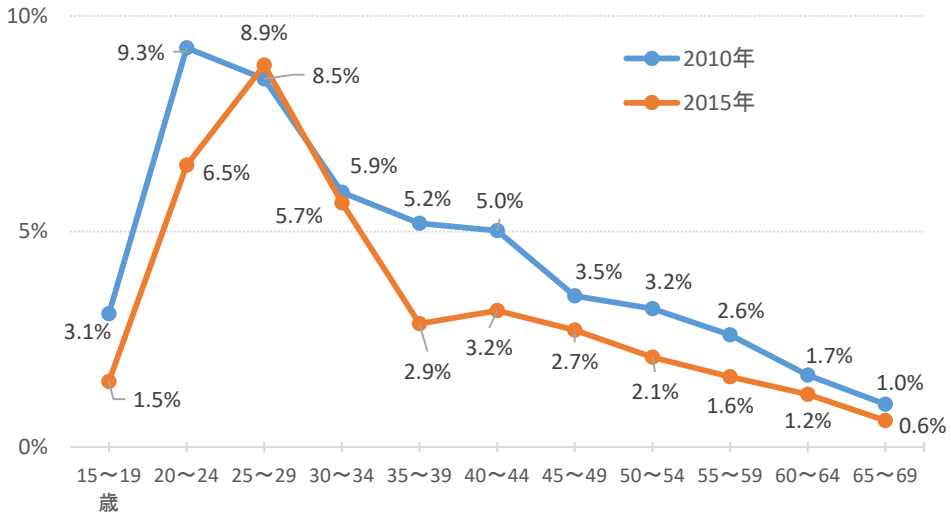

出典）総務省「国勢調査」

＊転入者率：5 歳階級ごとの就業者のうち転入者の占める割合

（5）平均年齢等

＜就業者の平均年齢＞

建設業就業者の平均年齢を全国及び青森県で比較したところ、平成 12 年（2000 年）は全国、青森県ともに約 44.6 歳であった。その後全国よりも高いペースで青森県の高齢化が進み、平成 27 年（2015 年）では全国の約 48.8 歳に対して青森県は 49.5 歳となった。就業者の平均年齢は 15 年間で約 5 歳上昇したことになる。

図表 2-4-39　全国及び青森県 建設業就業者の平均年齢の推移

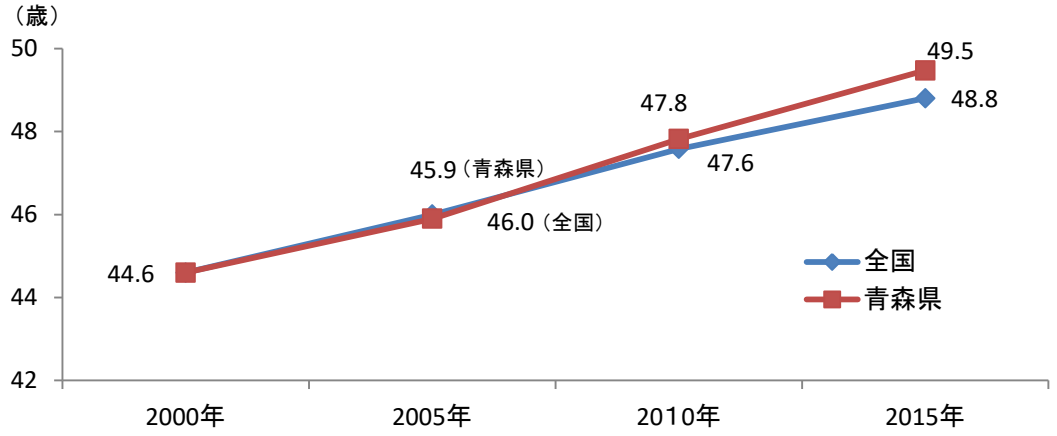

出典）総務省統計局「国勢調査」

建設業就業者の平均年齢を他産業と比較してみると、全国、青森県ともに農業の平均年齢が突出して高いものの、建設業は農業に次いで就業者平均年齢の高い産業となっている。

図表 2-4-40　全国及び青森県 主要産業の就業者平均年齢（2015 年）

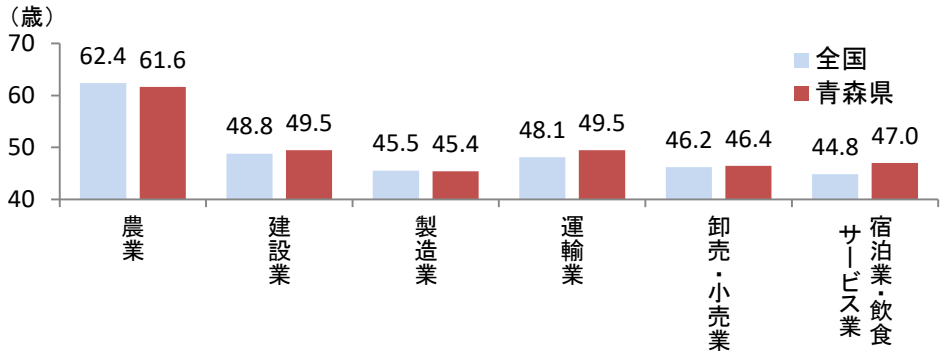

出典）総務省統計局「国勢調査」

＜建設業就業者の男女比率＞

青森県内の主要産業就業者における男女比率を見たところ、建設業の男性就業者比率は 9 割弱となっており、全国よりも若干男性比率が高い程度である。ただし他産業である製造業や農業に比べると、男性比率は相当に高い。

図表 2-4-41　全国及び青森県 主要産業の就業者男女比率（2015 年）

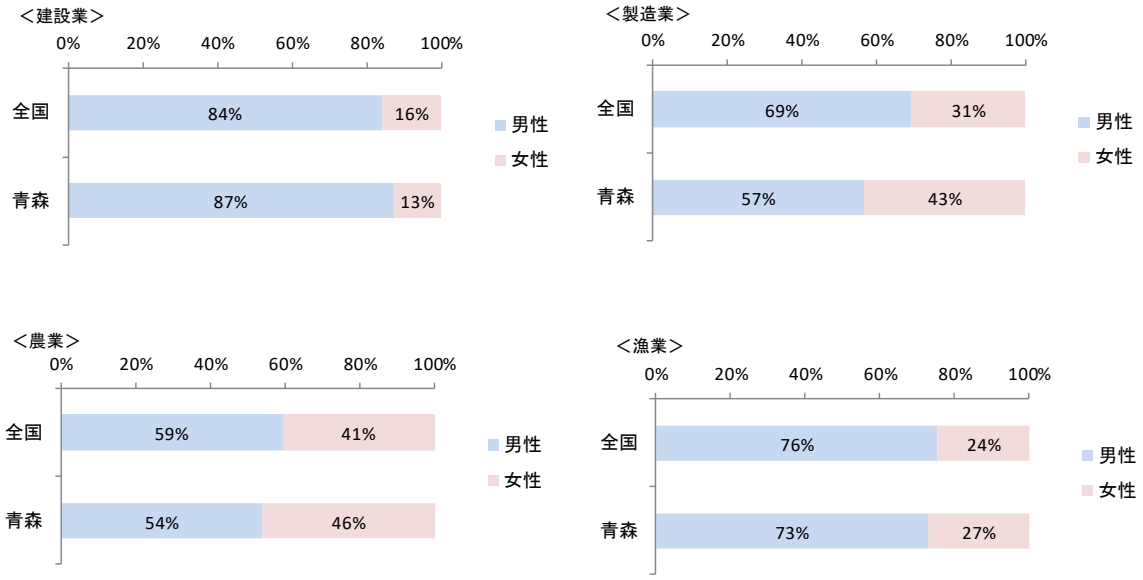

出典）総務省統計局「国勢調査」

＜従業上の地位＞

建設業就業者の従業上の地位を全国及び青森県で比較すると、雇用者の比率が青森県は高く、一方で雇人のない業主の比率が低い。このことから、青森県の建設業就業者は、一人親方の比率が少なく、組織等に属する人の割合が高いことが窺える。

また、技能労働者（国勢調査職業小分類における建設・採掘従事者）の非正規雇用比率（雇用者のうち、正規雇用でない者の割合）を全国と青森県で比較すると、ほぼすべての年齢階級で青森県の非正規雇用比率が高くなっている。

図表 2-4-42　全国及び青森県 建設業就業者の従業上の地位（2015 年）

＜全国＞

	人数（人）	構成比
雇用者	2,864,339	66%
正規の職員・従業員	2,444,747	56%
労働者派遣事業所の派遣社員	34,759	1%
パート・アルバイト・その他	384,833	9%
役員	555,559	13%
雇人のある業主	177,827	4%
雇人のない業主	557,889	13%
家族従業者	157,870	4%
家庭内職者	0	0%
従業上の地位「不詳」	27,854	1%
合計	4,341,338	100%

＜青森県＞

	人数（人）	構成比
雇用者	45,072	76%
正規の職員・従業員	39,134	66%
労働者派遣事業所の派遣社員	284	0%
パート・アルバイト・その他	5,654	10%
役員	5,945	10%
雇人のある業主	2,370	4%
雇人のない業主	3,835	6%
家族従業者	1,755	3%
家庭内職者	0	0%
従業上の地位「不詳」	413	1%
合計	59,390	100%

出典）総務省統計局「国勢調査」

図表 2-4-43　全国及び青森県 建設・採掘従事者の非正規雇用比率

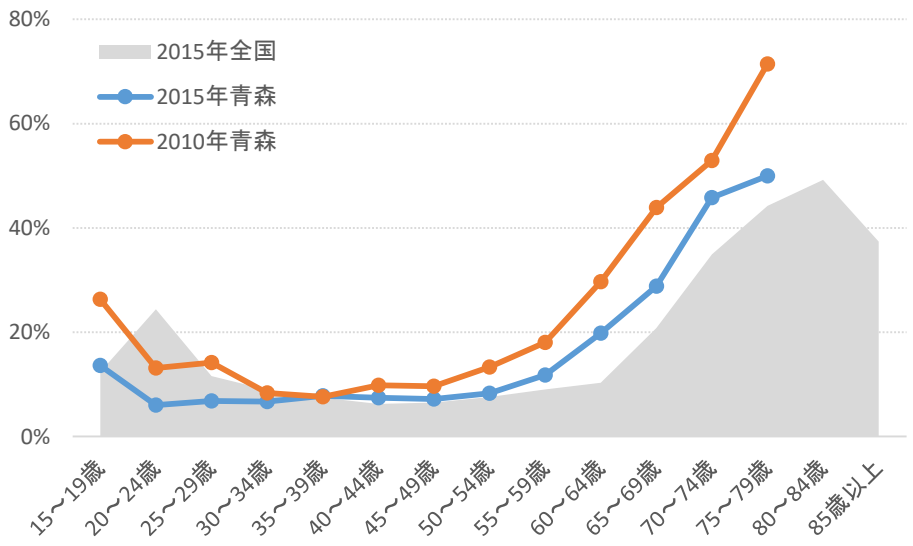

出典）総務省統計局「国勢調査」

＜建設業の有効求人倍率＞

全国建設業の有効求人倍率を見たところ、リーマンショックの発生翌年の平成 21 年度（2009 年度）にボトムをつけて以降は上昇傾向に転じている。青森県と全国の建設業の有効求人倍率を比べると、全国の方が倍率は高いものの、青森県の有効求人倍率も全国同様に上昇傾向にある。

全国及び青森県ともに他産業に比べて建設関連の業種は有効求人倍率が高く、特に「建設躯体工事の職業」の求人倍率が高い。

図表 2-4-44　全国 「建設の職業」の有効求人倍率の推移

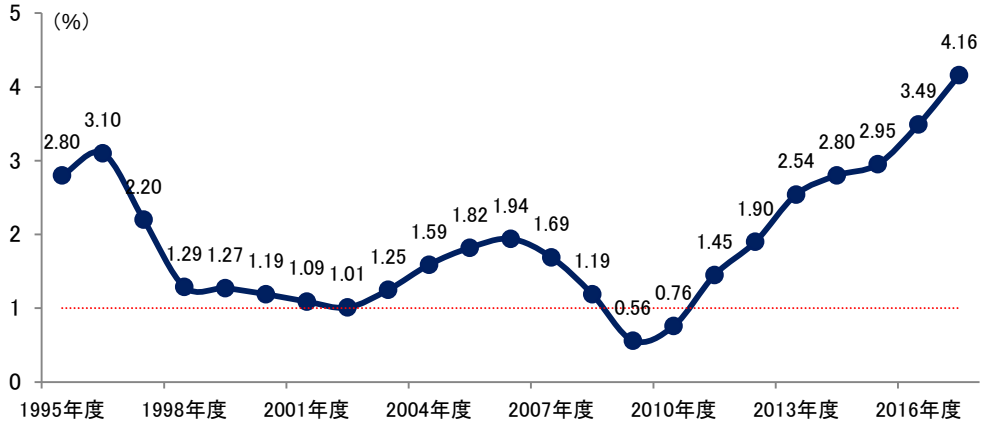

出典）厚生労働省「職業安定業務統計」
常用雇用者とパートを含む。1999 年度までは旧分類による。

図表 2-4-45　全国 職業別有効求人倍率の推移

業種	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
職業計	0.7	0.9	1.0	1.1	1.2
A管理的職業	0.7	0.8	0.9	1.2	1.4
B専門的・技術的職業	1.4	1.5	1.7	1.8	1.9
09建築・土木技術者等	2.3	3.4	3.7	3.8	4.6
C事務的職業	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4
D販売の職業	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8
Eサービスの職業	1.6	1.8	2.1	2.6	3.0
F保安の職業	3.6	4.2	4.7	5.2	6.3
G農林漁業の職業	0.8	1.0	1.1	1.2	1.3
H生産工程の職業	0.6	0.8	1.0	1.1	1.3
I輸送・機械運転の職業	1.2	1.5	1.6	1.8	2.0
J建設・採掘の職業	1.9	2.5	2.8	2.9	3.4
70建設躯体工事の職業	4.8	6.4	6.9	7.0	7.7
71建設の職業	1.9	2.5	2.8	2.9	3.5
72電気工事の職業	1.5	1.8	1.9	2.0	2.3
73土木の職業	1.6	2.3	2.7	2.8	3.1
74採掘の職業	1.0	1.4	1.9	2.1	2.2
K運搬・清掃等の職業	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7

出典）厚生労働省「職業安定業務統計」

図表 2-4-46　青森県 職業別有効求人倍率の推移

業種	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
職業計	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
A管理的職業	1.1	1.1	1.1	1.5	1.8
B専門的・技術的職業	1.0	1.2	1.4	1.6	1.9
09建築・土木技術者等	2.0	2.9	3.2	3.9	4.4
C事務的職業	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
D販売の職業	0.6	0.8	0.9	1.0	1.3
Eサービスの職業	1.1	1.3	1.4	1.7	1.9
F保安の職業	1.3	1.7	2.0	2.3	2.6
G農林漁業の職業	0.7	0.8	1.1	1.4	1.5
H生産工程の職業	0.5	0.6	0.8	1.0	1.1
I輸送・機械運転の職業	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5
J建設・採掘の職業	0.9	1.3	1.4	1.5	2.0
70建設躯体工事の職業	1.8	2.8	2.5	3.4	4.6
71建設の職業	0.8	1.3	1.3	1.3	1.9
72電気工事の職業	1.3	1.6	1.3	1.4	2.0
73土木の職業	0.6	1.0	1.2	1.2	1.6
74採掘の職業	1.5	1.0	2.4	5.5	2.5
K運搬・清掃等の職業	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5

出典）厚生労働省「職業安定業務統計」

5. 企業活動の状況

(1) 完成工事高

青森県の建設業者が手掛けた完成工事高は、東日本大震災の翌年度である平成 23 年度（2011 年度）から平成 25 年度（2013 年度）にかけて大きく上昇した。その後も増加基調にあり、平成 28 年度（2016 年度）には約 7,200 億円に達している。

業種別には総合工事業における完成工事高が全体の約 7 割を占めている。職別工事業は、実額では総合工事業よりも小さいが、平成 25 年度（2013 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて約 5 割増加した。

1 事業者あたりの完成工事高の比較においては、総合工事業は、職別工事業や設備工事業を大きく上回っている。

施工地ベースの完成工事高においては、施工地としての青森県完成工事高が業者所在地としての青森県完成工事高を大きく上回っている。

図表 2-5-1　青森県 業種別完成工事高の推移

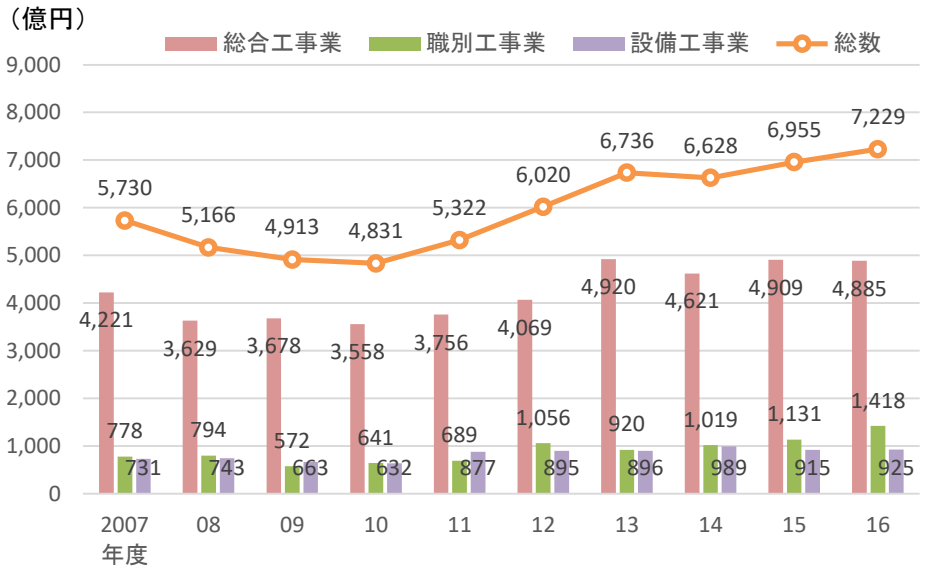

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-2　青森県 1事業者あたり業種別完成工事高の推移

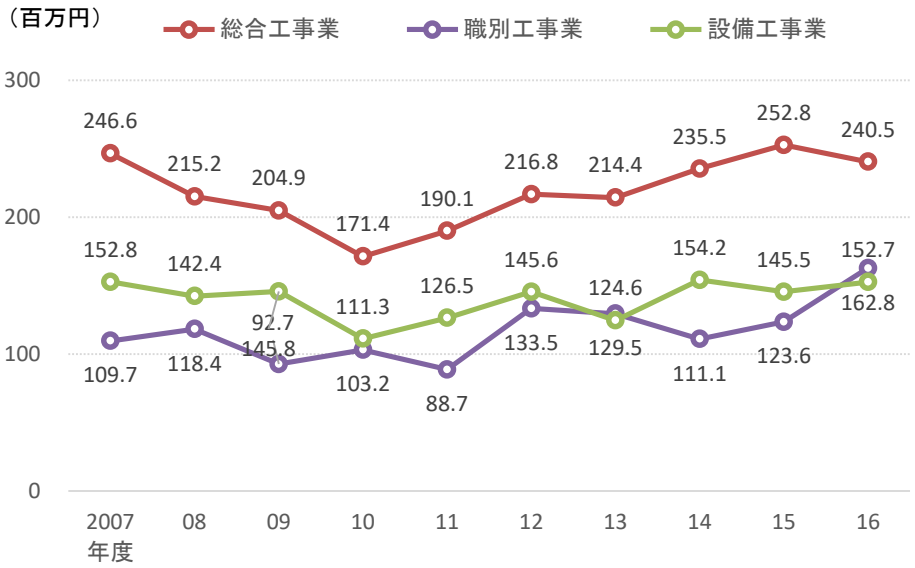

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-3　青森県 業者所在地別・施工地別元請完成工事高の推移

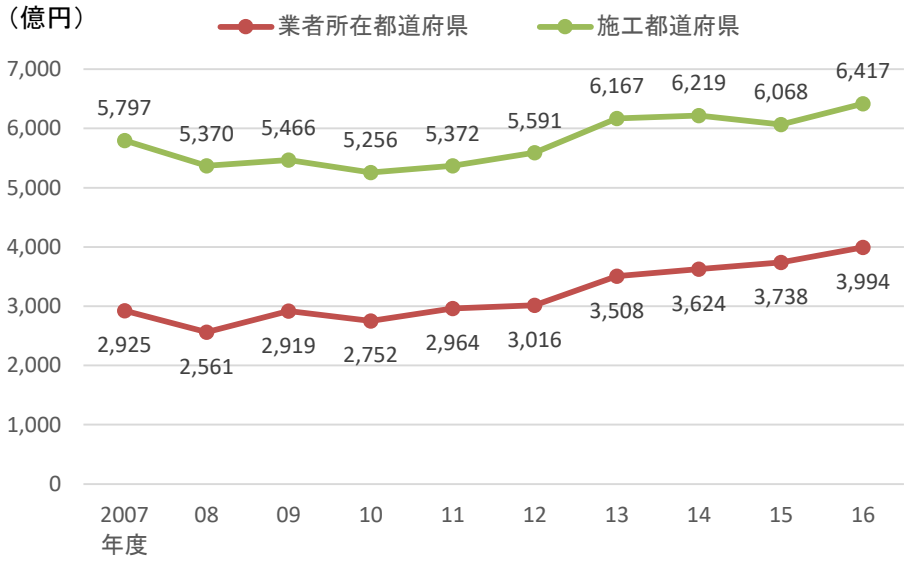

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

＜業種別の完成工事高及び元請・下請完成工事高＞

青森県の総合工事業の元請比率（完成工事高全体に占める元請完成工事高の割合）は約7割となっている。

職別工事業や設備工事業の元請比率は、総合工事業に比べると大きく下回っているが、平成27年度（2015年度）から平成28年度（2016年度）にかけては、ともに比率が上昇している。

図表 2-5-4　青森県 総合工事業の元請・下請完成工事高と元請比率の推移

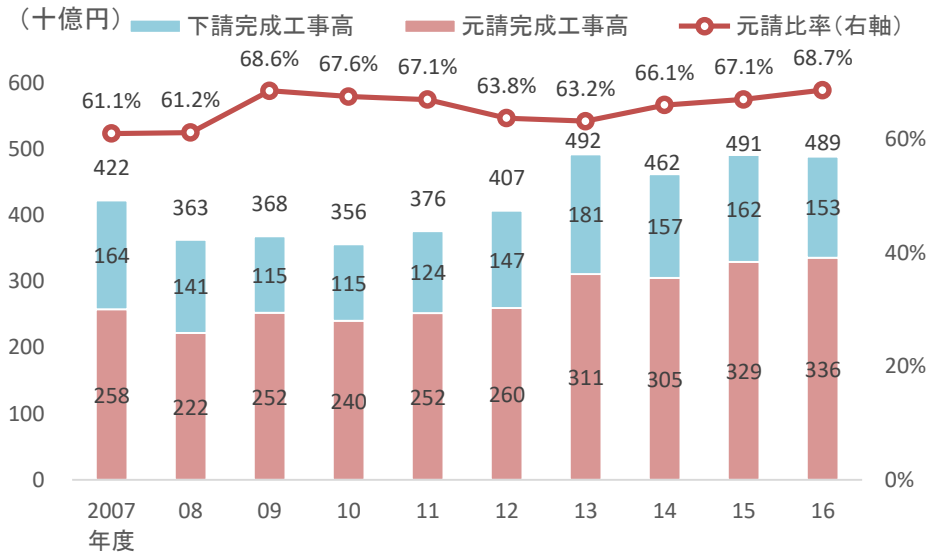

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-5　青森県 職別工事業の元請・下請完成工事高と元請比率の推移

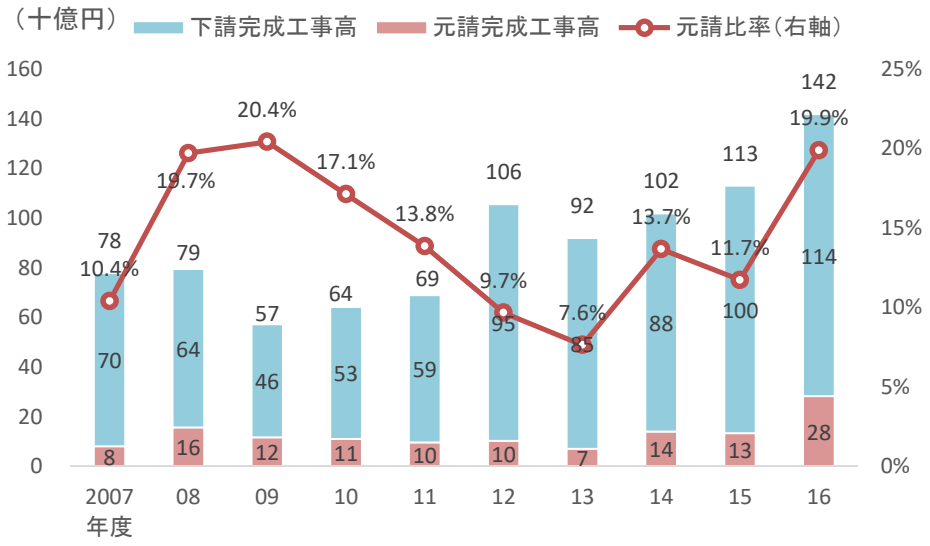

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-6　青森県 設備工事業の元請・下請完成工事高と元請比率の推移

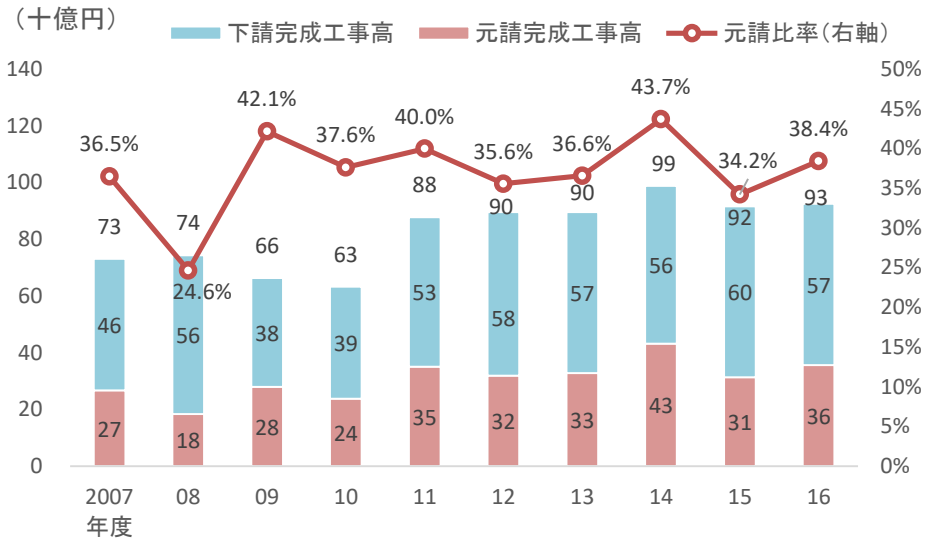

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

（2）付加価値額の動向

建設工事施工統計では、建設企業が 1 年（年度）に生み出した付加価値額を示している。この付加価値額は営業損益、租税公課、人件費、労務費の 4 つから構成される。

青森県における建設業の付加価値額は、リーマンショック翌年の平成 21 年（2009 年）に大きく減少した後、平成 22 年（2010 年）以降は増加基調に転じ、平成 28 年（2016 年）は 2,031 億円となった。

付加価値額を構成する 4 つの要素のうち、平成 21 年（2009 年）以降の増加額が大きかったのは労務費であった。

付加価値額を業種別に見ると、総合工事業が 1,178 億円であり、全体の約 58%を占めている。

図表 2-5-7　青森県 建設業付加価値額の推移

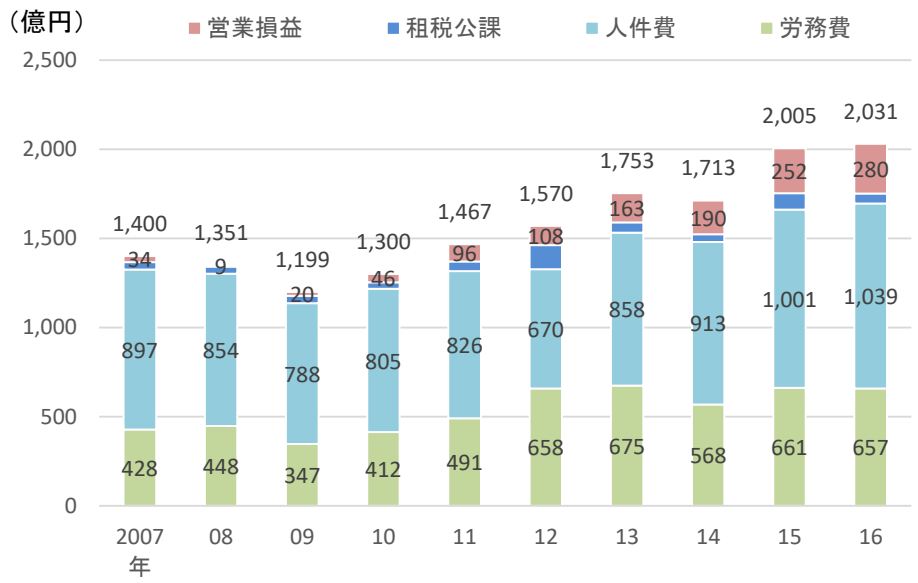

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-8　青森県 建設業付加価値額増減の要因別寄与率

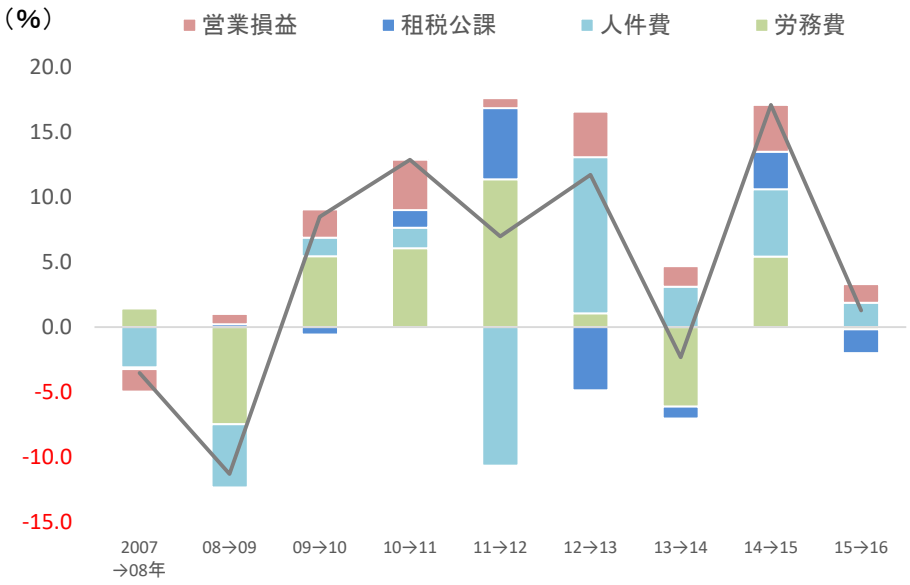

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-9　青森県 建設業業種別付加価値額の推移

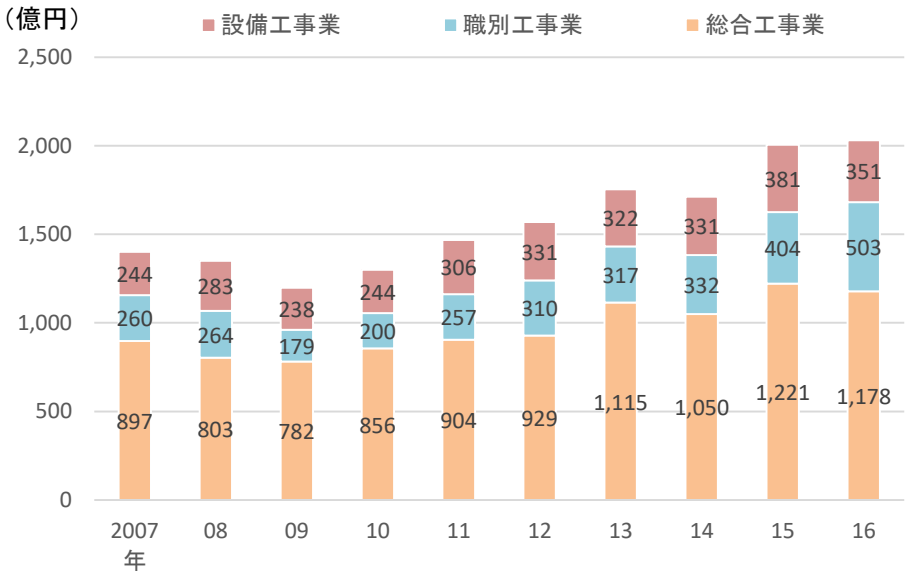

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

＜業種別の付加価値額の推移①　総合工事業＞

青森県における総合工事業の付加価値額は、リーマンショック翌年の平成 21 年（2009 年）に 782 億円に減少した後、平成 22 年（2010 年）以降は平成 25 年（2013 年）にかけて増加基調に転じ、平成 28 年（2016 年）は 1,178 億円となった。

年によって違いはあるが、労務費及び人件費が増加に寄与している。

図表 2-5-10　青森県 総合工事業の付加価値額の推移

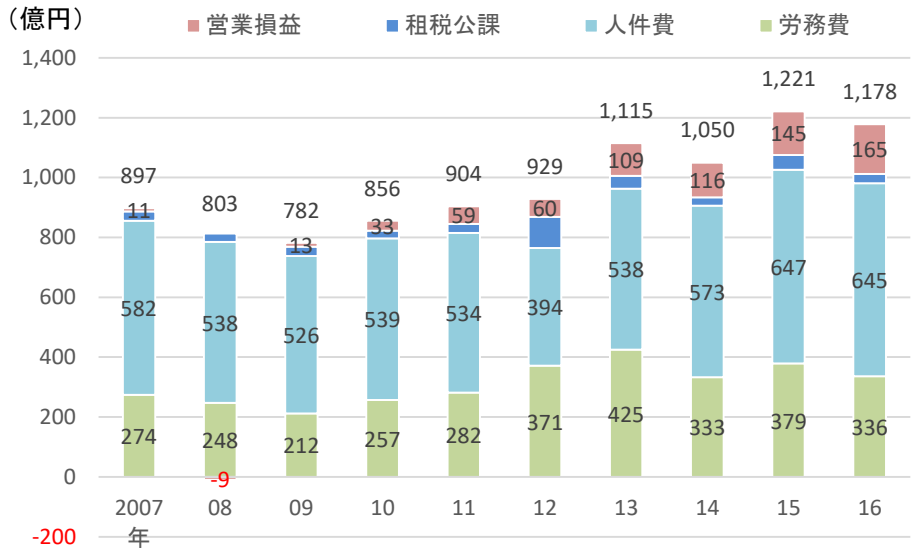

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-11　青森県 総合工事業の付加価値額増減の要因別寄与率

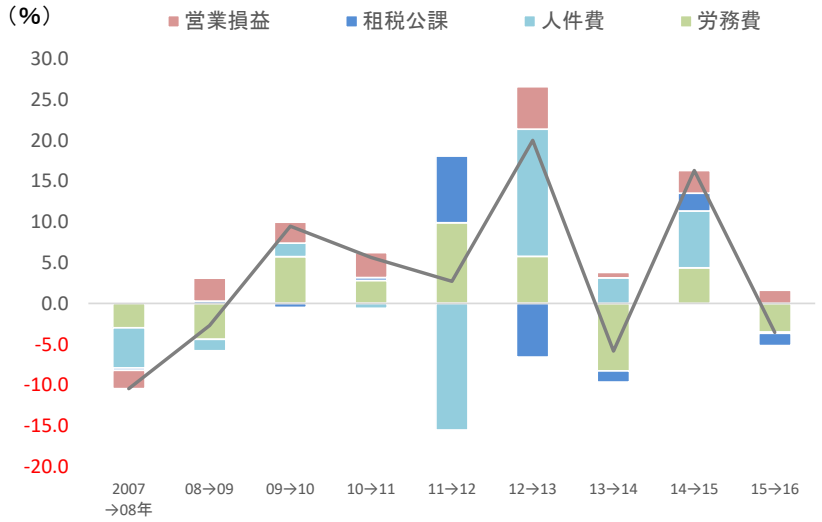

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

＜業種別の付加価値額の推移②　職別工事業＞

青森県における職別工事業の付加価値額は、リーマンショック翌年の平成21年(2009年)に179億円に減少した後、平成22年（2010年）以降は増加基調に転じ、平成28年（2016年）は503億円となった。

この期間、労務費及び人件費が増加に寄与している。

図表 2-5-12　青森県 職別工事業の付加価値額の推移

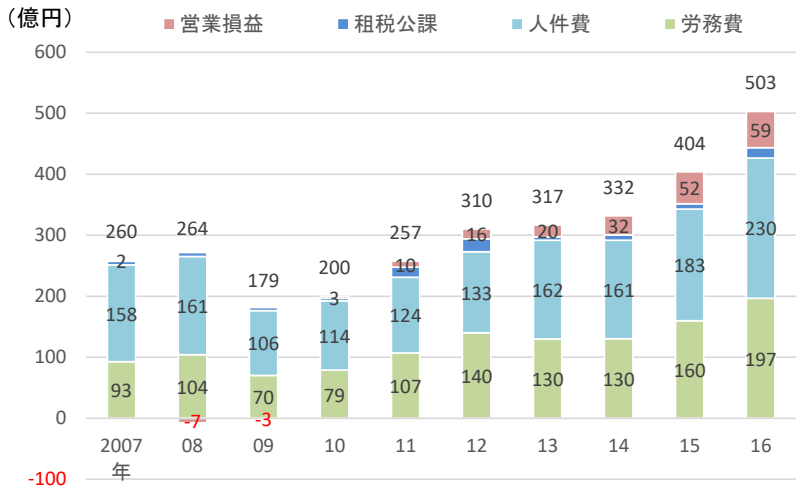

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-13　青森県 職別工事業の付加価値額増減の要因別寄与率

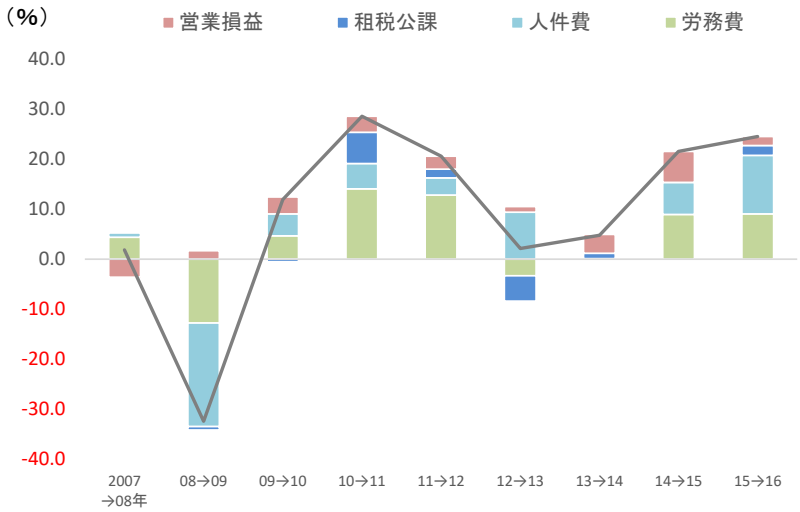

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

＜業種別の付加価値額の推移③　設備工事業＞

青森県における設備工事業の付加価値額は、リーマンショック翌年の平成21年(2009年)に238億円に減少した後、平成22年（2010年）以降は増加基調に転じ、平成28年（2016年）は351億円となった。

この期間、労務費が増加に寄与している。

図表 2-5-14　青森県 設備工事業の付加価値額の推移

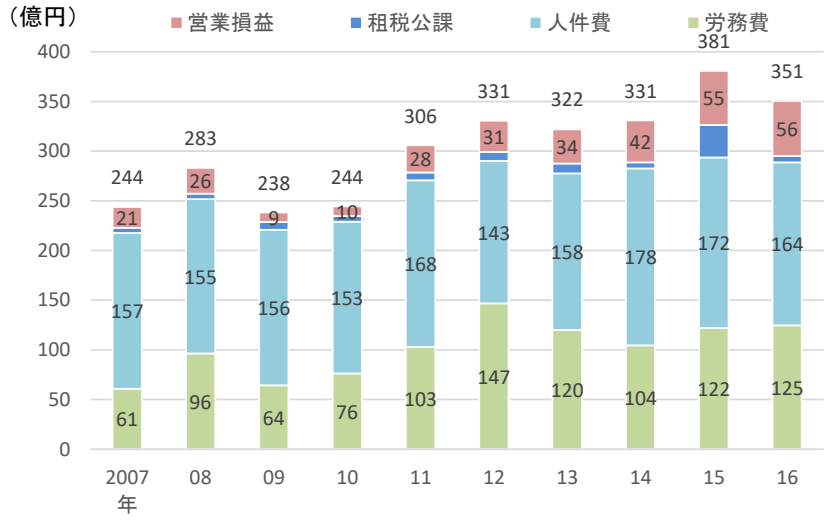

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-15　青森県 設備工事業の付加価値額増減の要因別寄与率

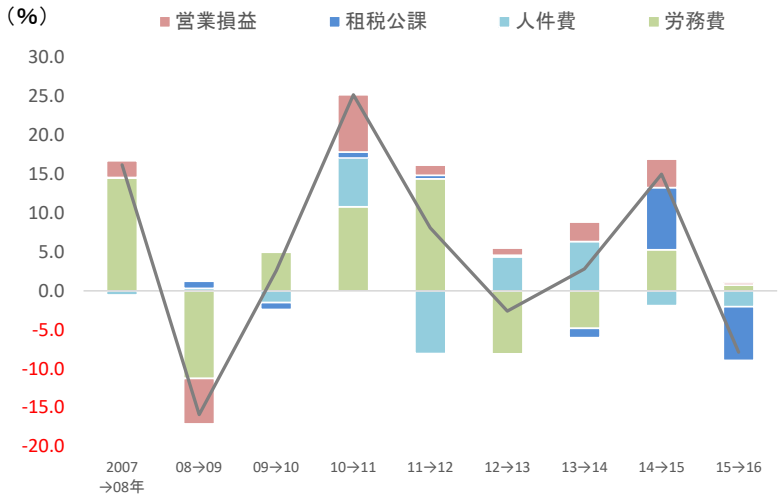

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

（3）労働生産性の動向

建設工事施工統計には、上記で示したように完成工事高、付加価値額等のほかに従業者数・有形固定資産額等が示されており、これらの数値から労働生産性等の指標を作成することが可能である。

まず基本となる労働生産性であるが、これは付加価値額を建設業就業者数で除することにより求めることができる。

全国建設企業の労働生産性は、平成 19 年度（2007 年度）に 5.2 百万円／人であり、平成 22 年度（2010 年度）までは横ばいで推移し、平成 23 年度（2011 年度）に 4.7 百万円に低下した後は上昇基調に転じ、平成 28 年度（2016 年度）には 6.7 百万円となった。

一方、青森県建設企業の労働生産性は、一貫して全国よりも低く推移しており、平成 28 年度（2016 年度）には 5.0 百万円となっている。

図表 2-5-16　全国及び青森県 労働生産性の推移

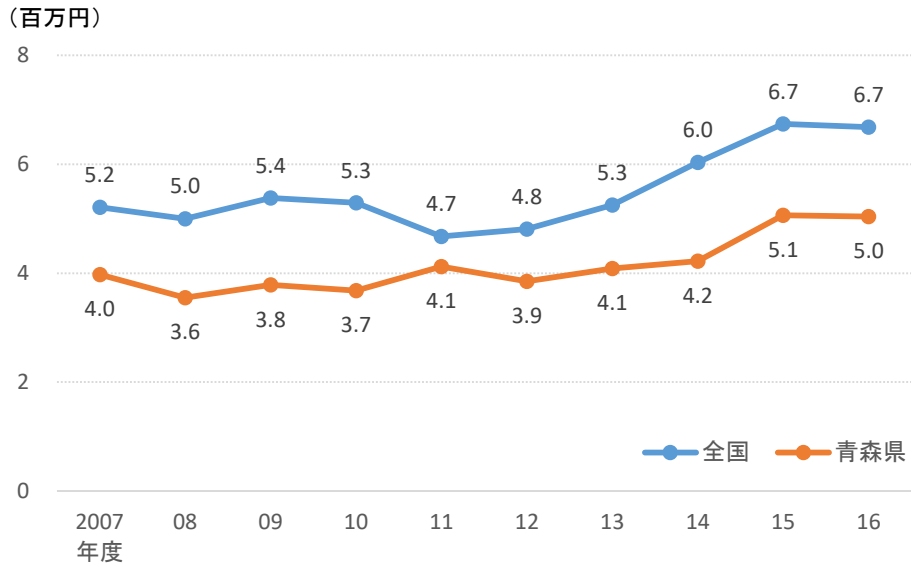

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

労働生産性は分解すると、「就業者一人当たり売上高」と「売上高付加価値率」の積である。就業者一人当たり売上高は、全国の水準に比べ青森県は約 2/3 以下の水準にある。

一方、売上高付加価値率は、青森県は全国の水準を大きく上回っている。平成 27 年度（2015 年度）は、「就業者一人当たり売上高」と「売上高付加価値率」双方とも増加したことから、生産性が上昇した。

今後、仮に一人当たり売上高が減少していくことになれば、売上高付加価値率を増やしていくことが、労働生産性を維持・向上させる方策となる。

図表 2-5-17　全国及び青森県 就業者一人当たり売上高の推移

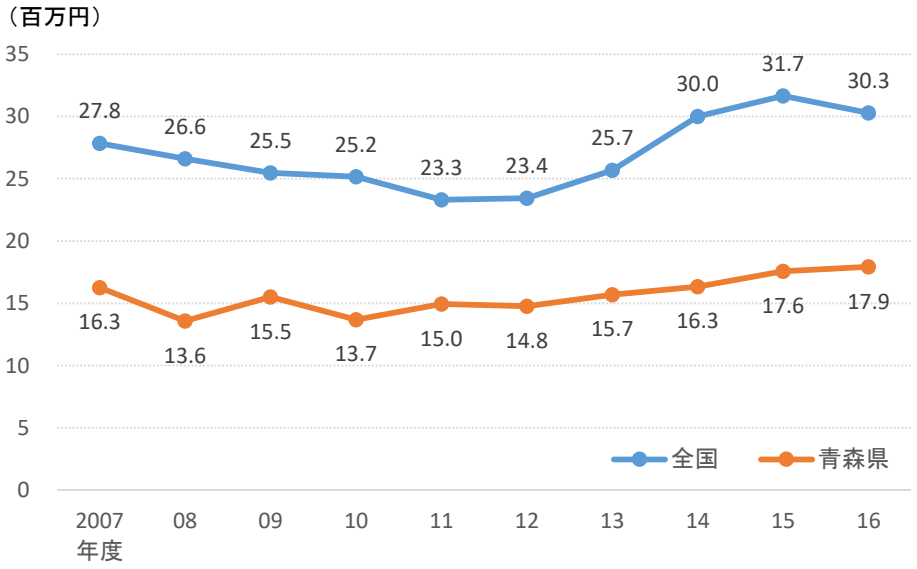

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-18　全国及び青森県 売上高付加価値率の推移

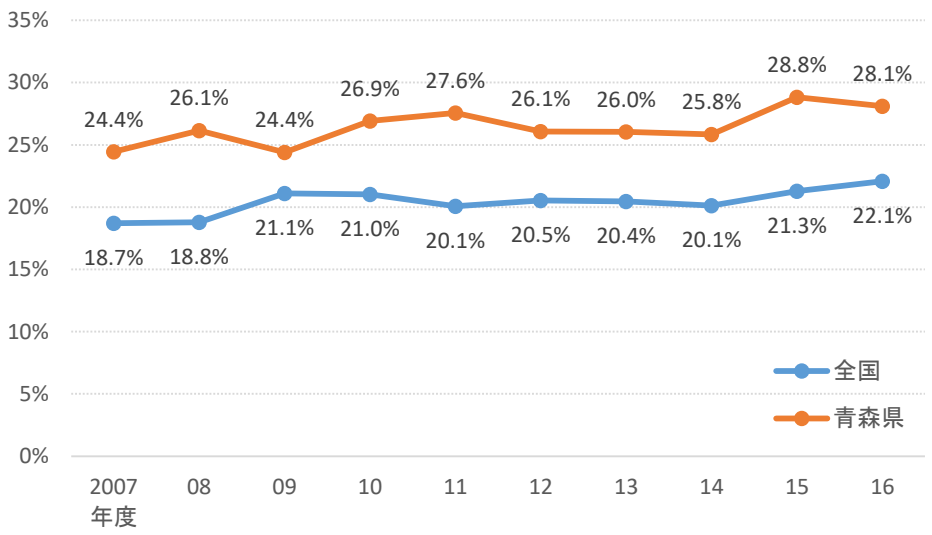

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-19　全国 労働生産性・一人当たり売上高・売上高付加価値率の増減率の推移

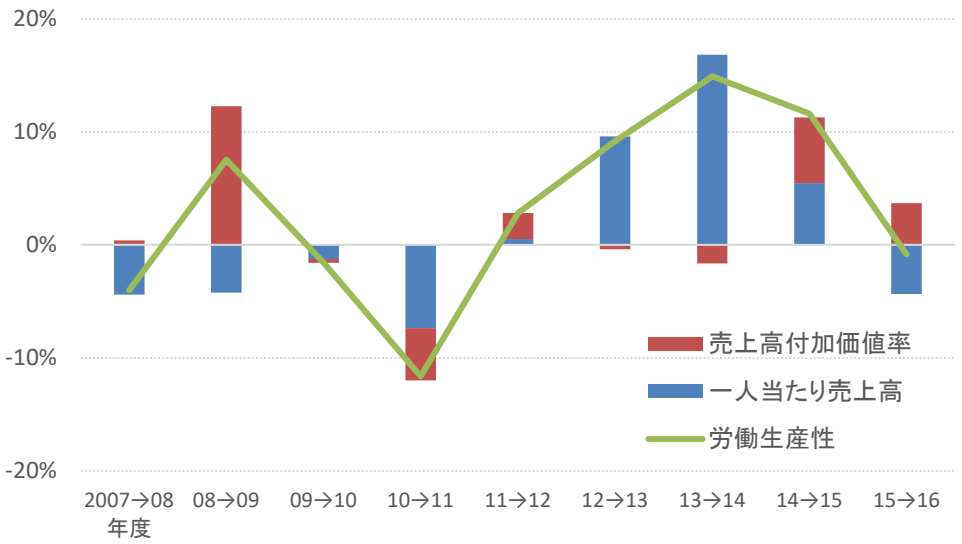

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-20　青森県 労働生産性・一人当たり売上高・売上高付加価値率の増減率の推移

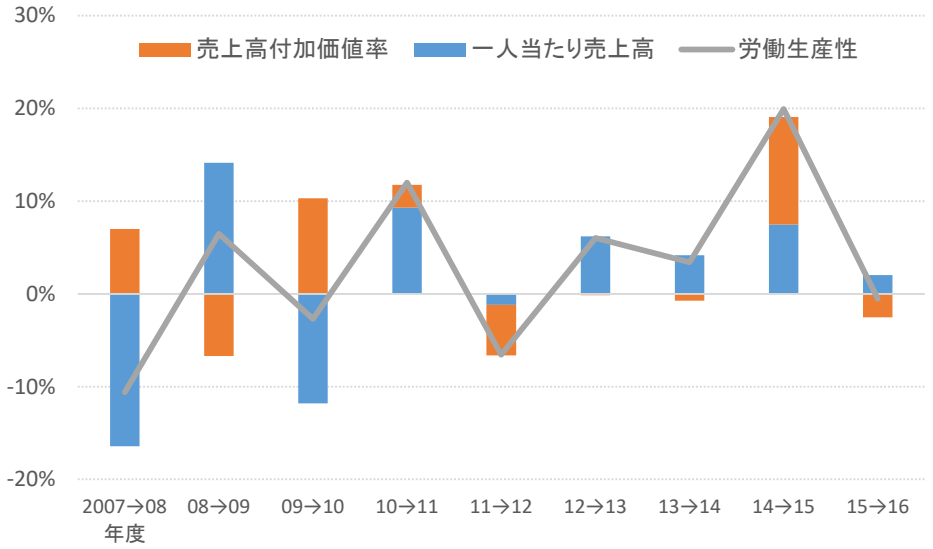

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-21　都道府県別 付加価値売上率と公共工事の関係（2016 年度）

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

また、労働生産性は、設備の観点からは、「労働装備率（従業者一人当たりの有形固定資産額）」と「設備生産性（付加価値額を有形固定資産額で除したもの）」に分解することができる。

青森県の労働装備率は全国と比べて非常に低い水準にある。一方で設備生産性の水準は足元では上昇傾向にある。青森県の建設業においては、機械、設備といった固定資産への新規投資はあまり活発に行われておらず、既存設備の操業度を高めることで労働生産性を向上させてきたことが示唆される。

図表 2-5-22　全国及び青森県 労働装備率の推移

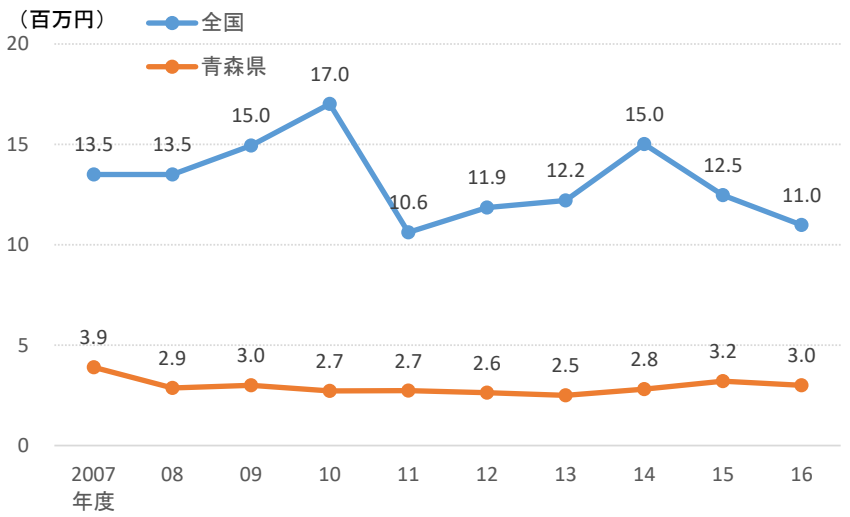

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-5-23　全国及び青森県 設備生産性の推移

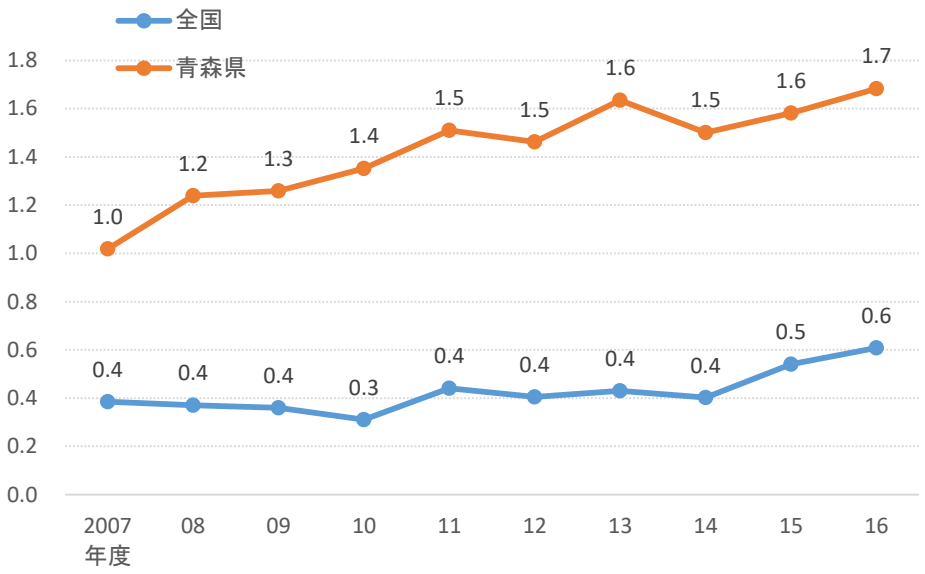

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

6. 就業環境

(1) 賃金関連

全国と青森県の建設業及び製造業の男性賃金（月額）の推移を見たところ、リーマンショックが発生した平成 20 年（2008 年）から平成 29 年（2017 年）にかけて、全国建設業の賃金が約 4.1%、また、青森県製造業の賃金が約 6.5%上昇している一方で、青森県建設業は約 7.7%減少している。

図表 2-6-1　全国及び青森県 建設業及び製造業 男性賃金の推移

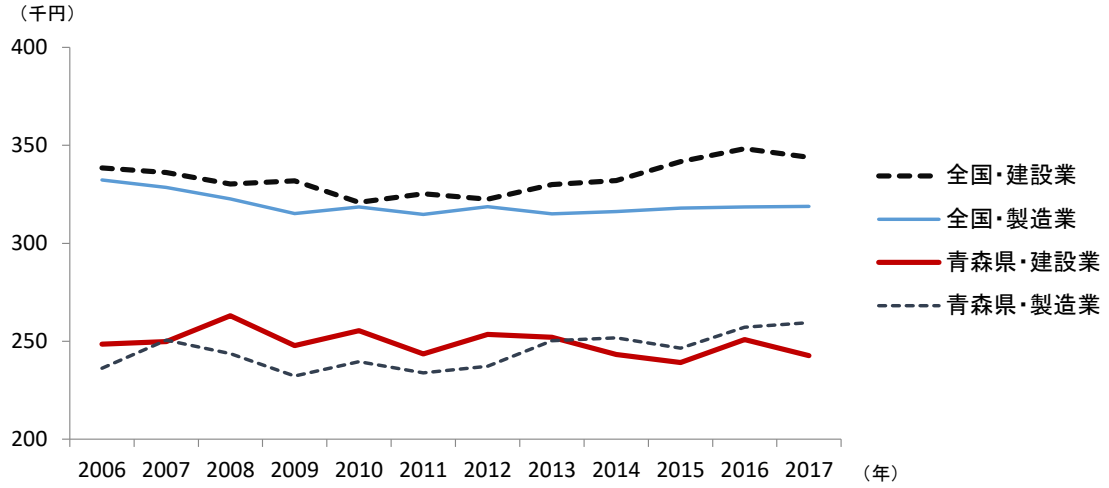

出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

都道府県における建設業及び製造業の男性賃金を比較したところ、青森県では両産業ともに相対的に低位にある。また、多くの都道府県では建設業の方が製造業よりも高賃金であるが、青森県では製造業の方が建設業より賃金が高い点も指摘できる。

図表 2-6-2　都道府県別 建設業及び製造業 男性賃金（2017 年）

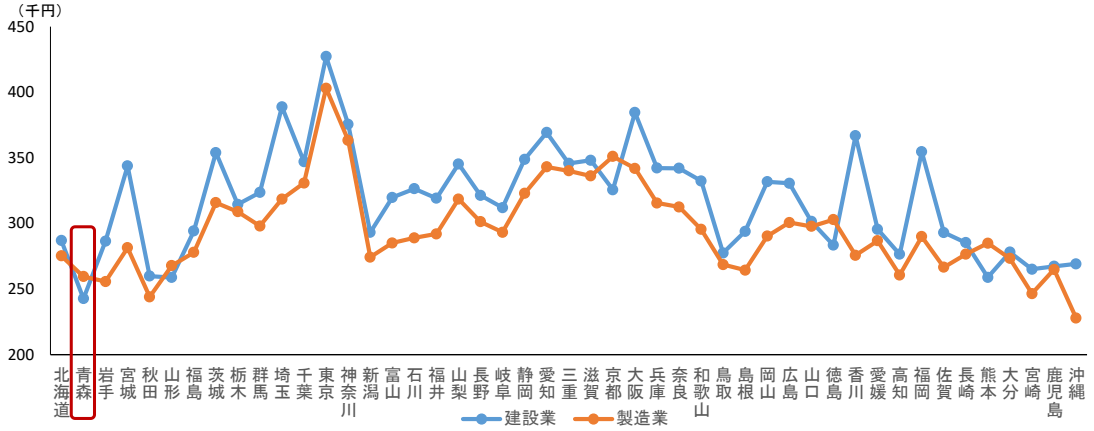

出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

青森県の 5 歳階級別の賃金を見ると、一般に賃金水準が高くなる 40 代から 50 代にかけて、建設業の賃金は、製造業のそれと比べて低い水準となっている。

図表 2-6-3　青森県 建設業及び製造業賃金の年齢階層別比較（2017 年）

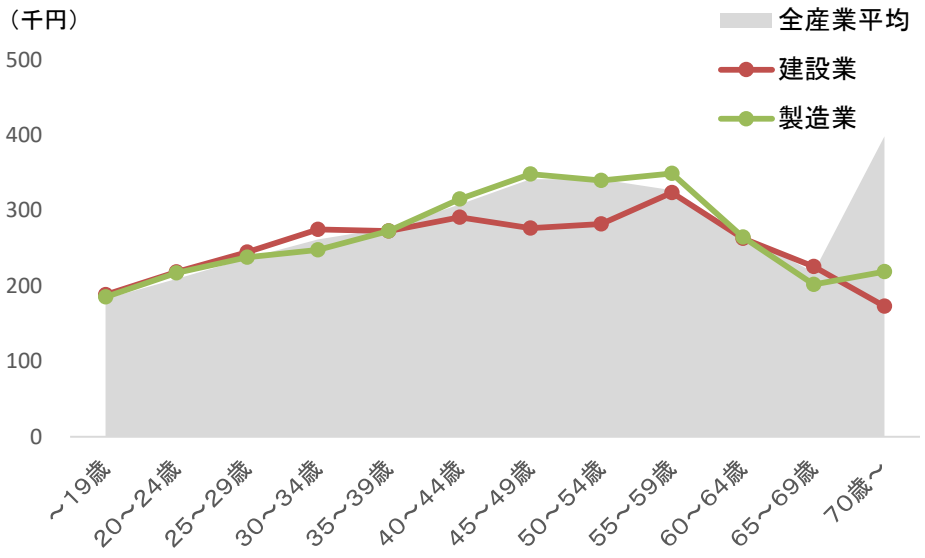

出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(2) 公共工事設計労務単価

公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価であり、建設労働者等の賃金相当額である（労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分は、これには含まれない）。

国土交通省では毎年、職種ごと及び都道府県ごとに公共工事設計労務単価を積算の上で公表している。これによれば全国、青森県ともに公共工事設計労務単価は上昇傾向にある。

図表 2-6-4　全国及び青森県 公共工事設計労務単価の推移

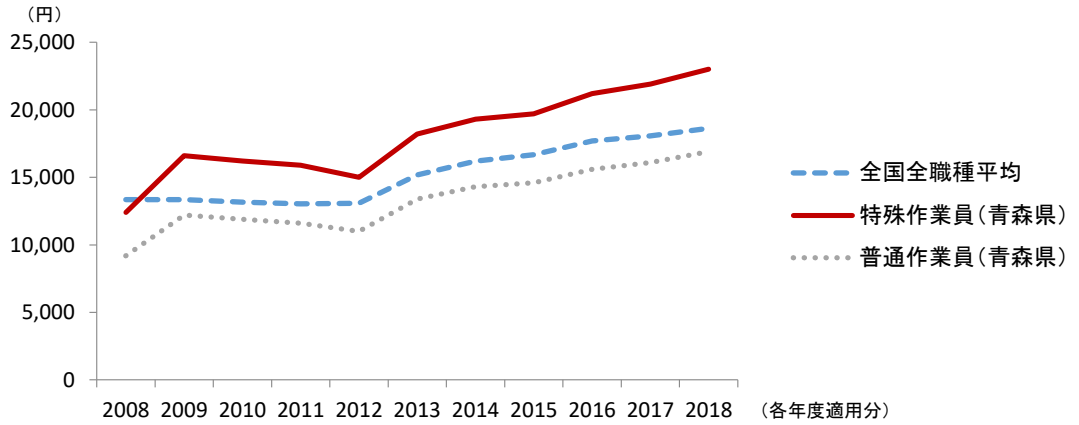

出典）国土交通省「公共工事設計労務単価について」

ただし、都道府県ごとに公共工事設計労務単価（普通作業員）を比較すると、青森県は全国でも下位にあることが分かる。

図表 2-6-5　都道府県別 公共工事設計労務単価（普通作業員）推移（2018 年度適用分）

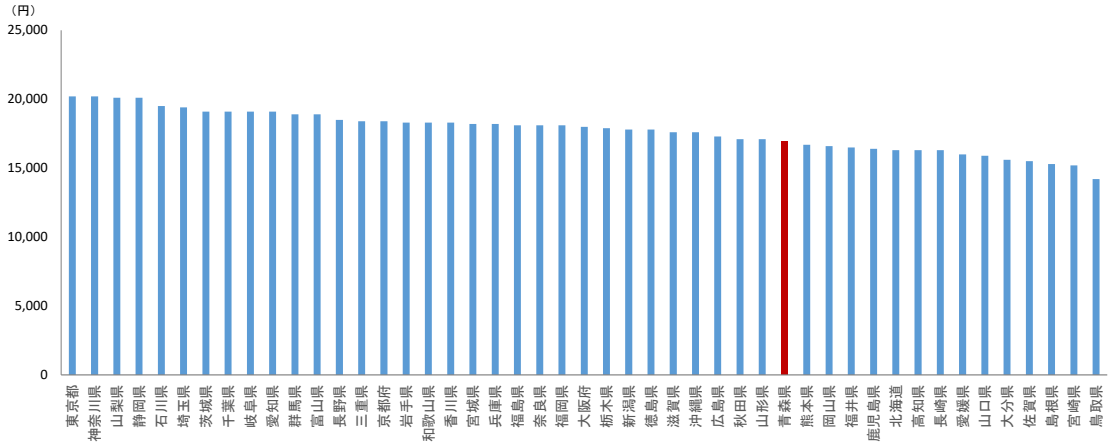

出典）国土交通省「公共工事設計労務単価について」

(3) 月間出勤日数・週休制の形態

青森県内の主な産業について、月間の出勤日数を見たところ、建設業は他の多くの産業に対して出勤日数が多いことが示された（平成 28 年（2016 年）平均 約 21.9 日）。

図表 2-6-6　全国及び青森県 産業別 月間出勤日数の推移

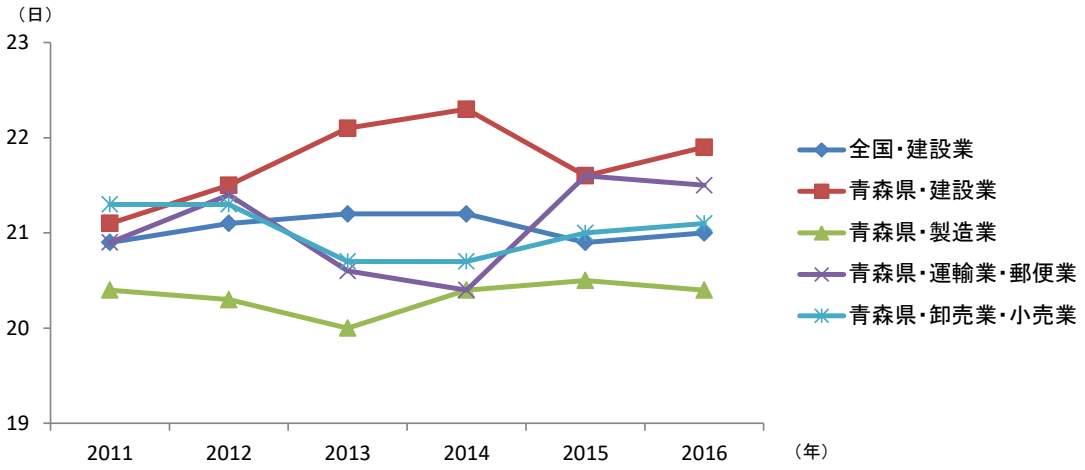

出典）厚生労働省「毎月勤労統計調査 地方調査結果」

青森県内中小企業における、産業別の週休制の形態を見たところ、建設業は完全週休 2 日制を採用している割合が約 10.1%となっており、運輸業（約 6.3%）よりは高い一方で、製造業（約 23.4%）や卸売業・小売業（約 20.0%）を大きく下回っている。

図表 2-6-7　青森県 中小企業 産業別 週休制の形態（2017 年）

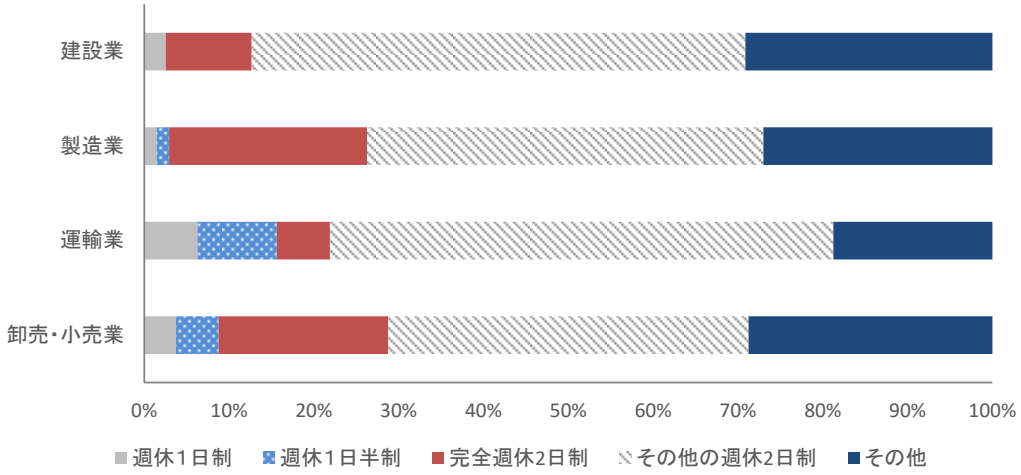

出典）青森県商工労働部「中小企業等労働条件実態調査報告書」

（4）社会保険加入状況

全国及び青森県の建設業における企業単位及び労働者単位での社会保険（雇用保険、健康保険、及び厚生年金保険）の加入状況を見ると、企業単位では青森県における加入割合は約89%であり、全国の約97%をかなり下回っている。

図表 2-6-8　全国及び青森県 建設業の社会保険加入状況（企業単位：2017 年）

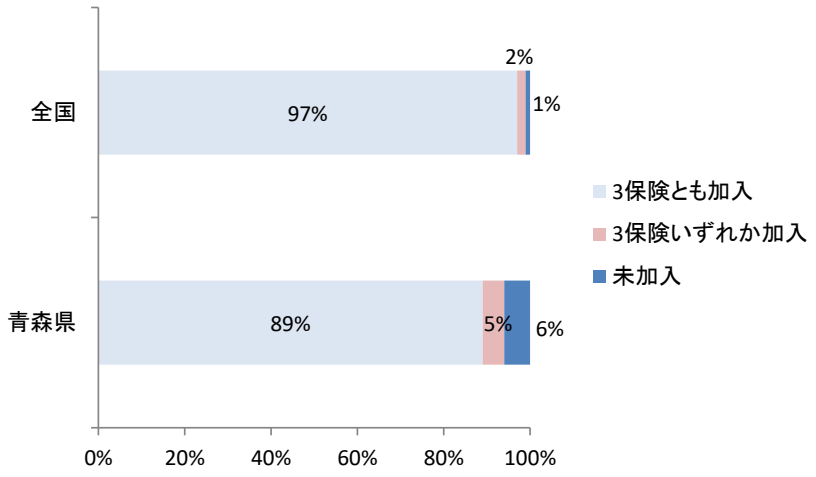

出典）国土交通省「公共事業労務費調平成（H29 年 10 月調査）における社会保険加入状況調査」

一方、労働者単位で見ると、全国と青森県の間で顕著な差は見られない。

図表 2-6-9　全国及び青森県 建設業の社会保険加入状況（労働者単位：2017 年）

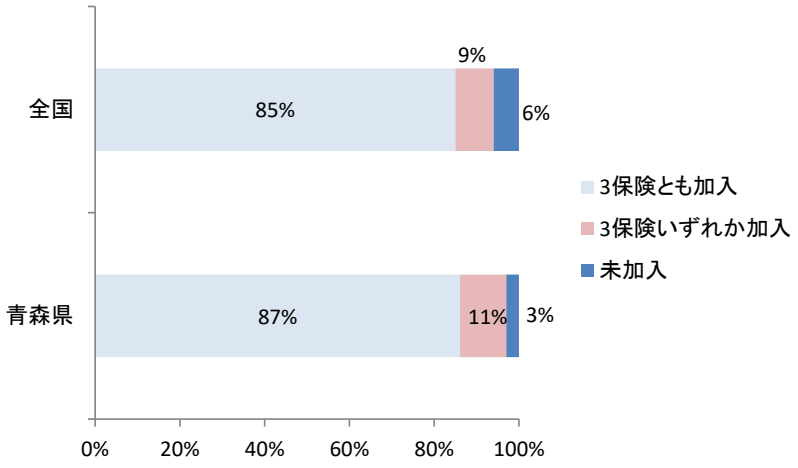

出典）国土交通省「公共事業労務費調平成（H29 年 10 月調査）における社会保険加入状況調査」

(5) 若年層の進学・就職・離職状況

＜若年層の進学・就職状況＞

青森県における 15 歳から 34 歳までの若年労働力人口の他地域への社会移動を見ると、近年は改善傾向にはあるものの、年間 5,000 人を超える若年労働力人口が県外へ流出している実態がある。

図表 2-6-10　青森県 若年労働力人口（15～34 歳）の社会移動

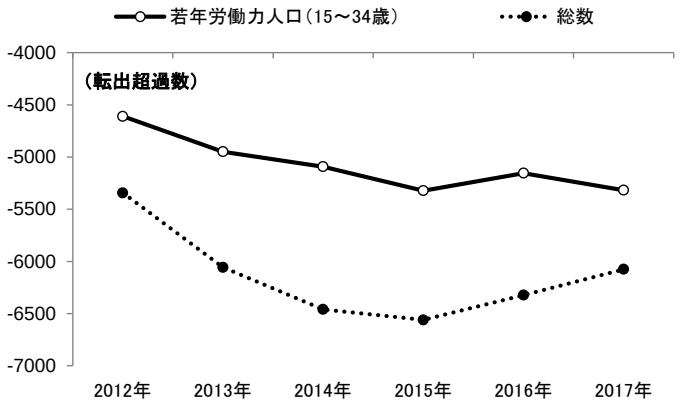

出典）総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

青森県内高等学校卒業者の青森県外への進学率を見ると、県外大学への進学率が平成 29 年（2017 年）時点で約 6 割となっている。高等学校卒業者の就職動向については、就職時に県外地域を選ぶ比率は、平成 29 年（2017 年）では約 4 割となっている。

図表 2-6-11　青森県 県外進学率の推移（左）及び県外就職者比率の推移（右）

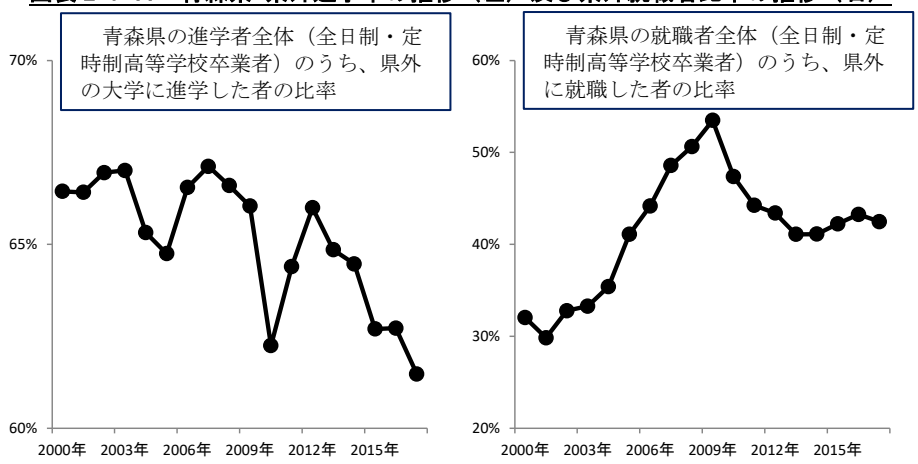

出典）文部科学省「学校基本調査」

＜新規学卒者の離職率＞

建設業への入職者の獲得とともに重要となるのが離職率の低減である。

全国の建設業における新規学卒者の就職後 3 年以内の離職率は、高卒者では約 50%、大卒者では約 30%で推移している。

同じく全国製造業では、高卒者で約 30%、大卒者で約 20%であり、製造業と比べ建設業の離職率は非常に高く、人材の定着が進んでいない状況であるといえる。

図表 2-6-12　全国 新規高卒就業者の就職後 3 年以内の離職率（建設業・製造業）

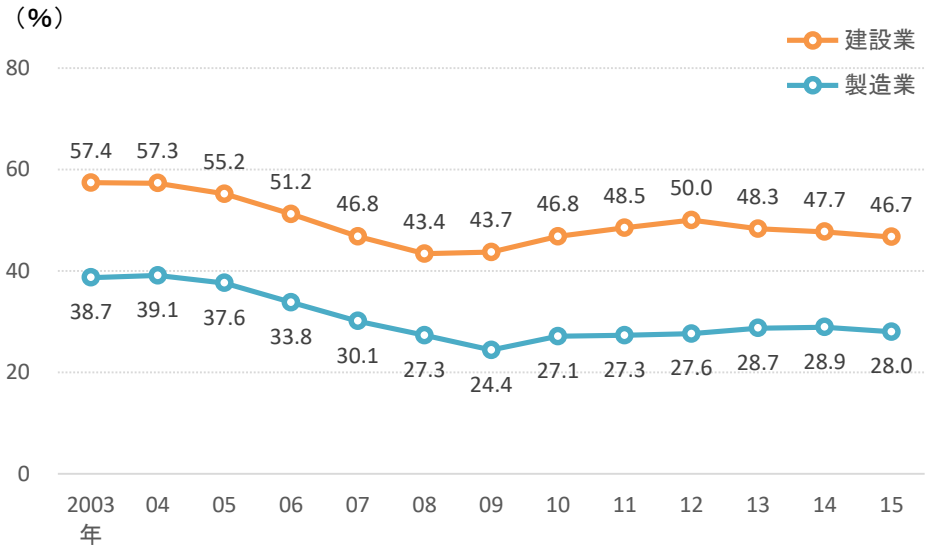

出典）厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

図表 2-6-13　全国 新規大卒就業者の就職後 3 年以内の離職率（建設業・製造業）

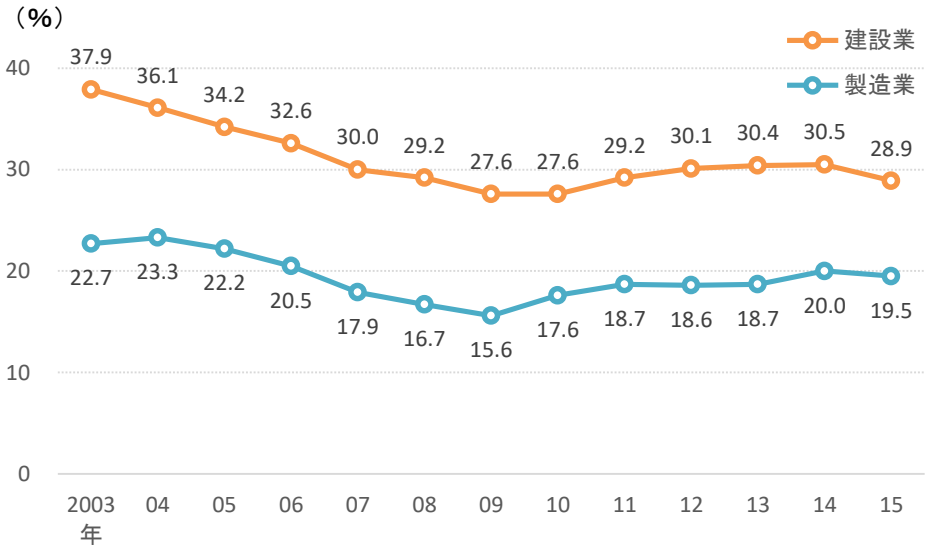

出典）厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

7. 東北地方における青森県建設業の位置づけ

(1) 建設投資額

東北 6 県の平成 29 年度（2017 年度）の建設投資は 6 兆 927 億円であり、うち宮城県が 1 兆 8,747 億円（構成比 30.8%）、福島県 1 兆 5,355 億円（25.2%）、岩手県 1 兆 2,047 億円（19.8%）であり、これら東日本大震災で津波被害を受けた太平洋沿岸部の 3 県で全体の約 75%を占める。ただし、近年は復旧・復興関連の投資が落ち着いてきており、投資額は減少傾向にある。

図表 2-7-1　東北地方各県 建設投資額（2017 年度）

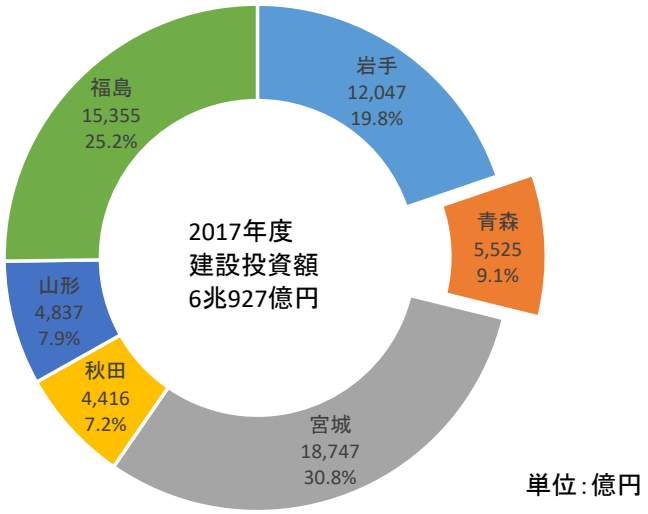

出典）国土交通省「建設総合統計」

図表 2-7-2　東北地方各県 建設投資額の推移

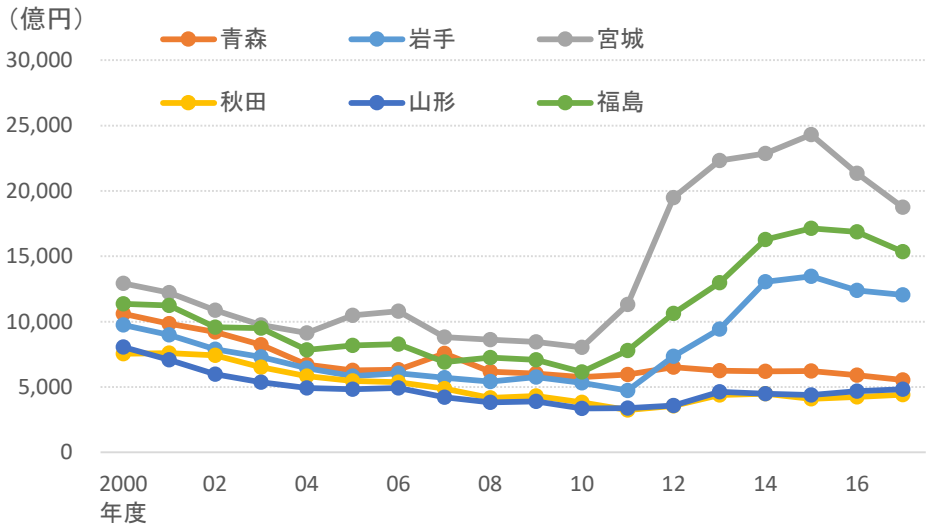

出典）国土交通省「建設総合統計」

（2）事業所数

東北 6 県の平成 29 年度（2017 年度）の建設業許可業者数は 35,656 業者であり、福島県が 8,984 業者（構成比 25.2%）、宮城県が 8,104 業者（構成比 22.7%）と他の 4 県に比べ事業所が多い状況にある。

建設業許可業者数の推移を見ると、宮城県で震災後に許可業者数が大幅に増加している。これは震災復興に関連して、東北地方を担当する事業所が、宮城県を中心に増加したことが背景にあるものと思われる。福島県・岩手県でも震災後に許可業者数はやや増加している。

図表 2-7-3　東北地方各県 建設業許可業者数（2017 年度）

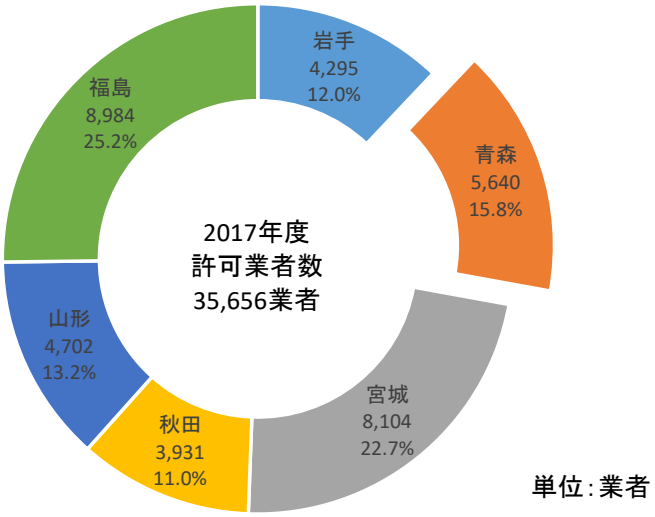

出典）国土交通省「建設業許可業者数調査」

図表 2-7-4　東北地方各県 建設業許可業者数の推移（2004 年度＝100）

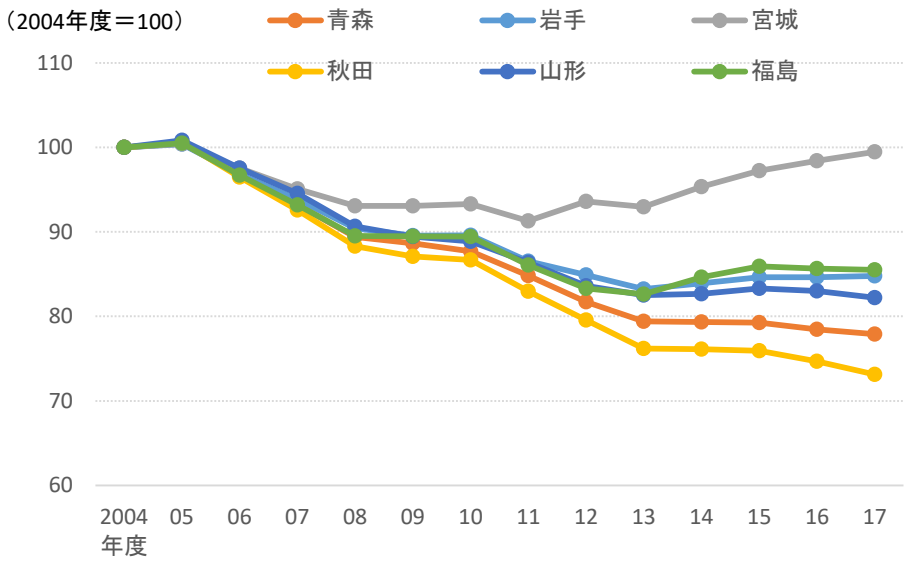

出典）国土交通省「建設業許可業者数調査」

（3）就業者数

東北 6 県の平成 27 年（2015 年）の建設業就業者数は約 43.3 万人であり、宮城県が約 11.3 万人（構成比 26.2%）、福島県が約 10.0 万人（23.1%）と 10 万人を超える就業者数となっており、他の 4 県に比べ就業者数が多い状況にある。

就業者数の推移を見ると、各県ともにおおむね平成 7 年（1995 年）～平成 12 年（2000 年）をピークに建設業就業者が減少しているが、太平洋沿岸部の 3 県では震災後に就業者数が増加に転じている。一方で、青森県を含む他の 3 県では減少が続いている。

図表 2-7-5　東北地方各県 建設業就業者数（2015 年）

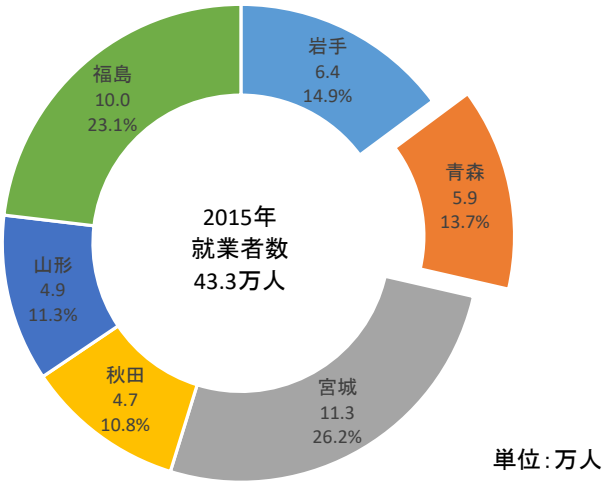

出典）総務省「国勢調査」

図表 2-7-6　東北地方各県 建設業就業者数の推移

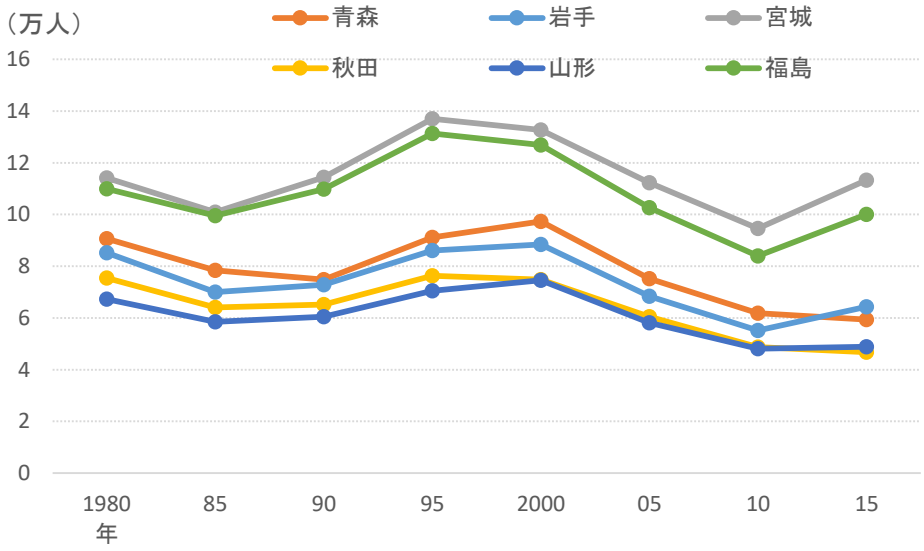

出典）総務省「国勢調査」

（4）付加価値額

東北 6 県に所在する建設業者が平成 28 年度（2016 年度）に生み出した付加価値額（建設工事施工統計による）は、1 兆 4,184 億円であり、うち宮城県が 4,224 億円（構成比 29.8%）、福島県が 2,899 億円（20.4%）、岩手県が 2,267 億円（16.0%）となっており、震災後に建設投資額が増加したこれら 3 県で付加価値額の 60%以上を占めている。

付加価値額の推移を見ると、東北 6 県すべてにおいて平成 22 年度（2010 年度）から平成 23 年度（2011 年度）あたりを境に増加傾向に転じており、特に宮城県・福島県で顕著に増加している。

図表 2-7-7　東北地方各県 建設業者による付加価値額（2016 年度）

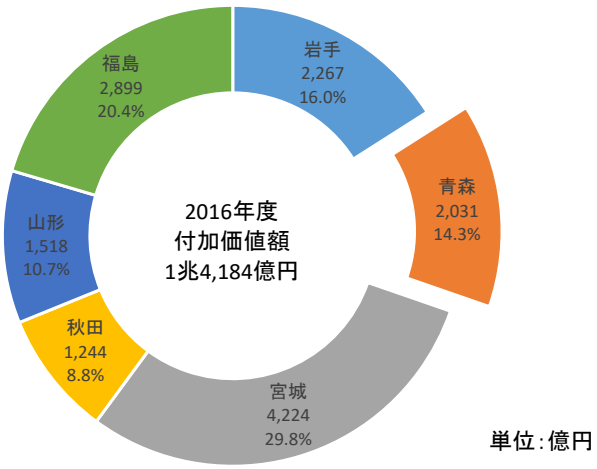

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-7-8　東北地方各県 建設業者による付加価値額の推移

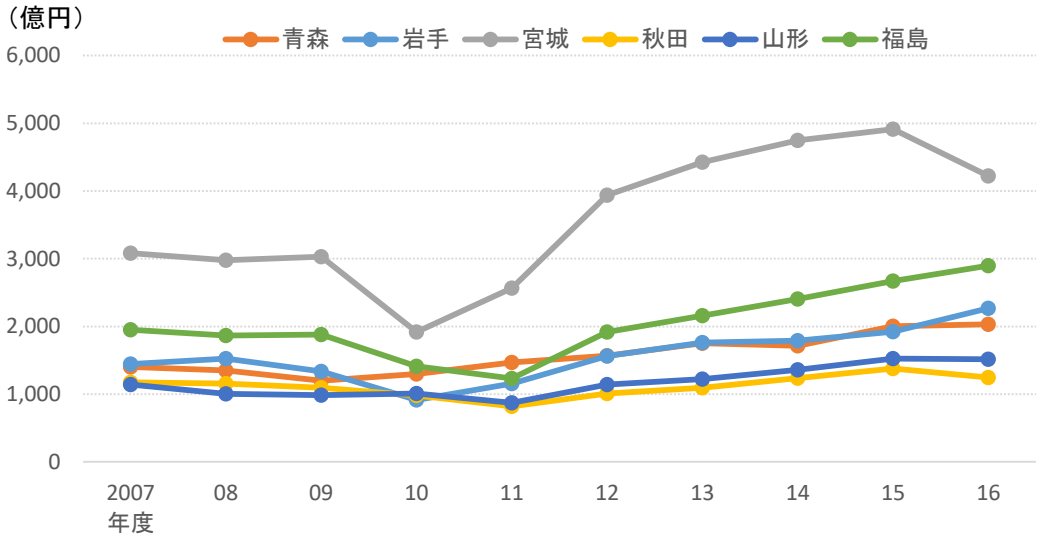

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

（5）労働生産性

東北 6 県の建設業事業者の労働生産性の推移を見ると、震災以前は宮城県の労働生産性が他の 5 県より高い水準であるものの、ほぼ横ばいで推移していた。震災後は、6 県ともに増加傾向となっている。特に福島県・岩手県の平成 28 年度（2016 年度）の労働生産性は、600 万円を超える水準となり、宮城県の水準に迫っている。

労働生産性を、就業者一人当たり売上（完成工事高）と売上付加価値率に分けてみると、宮城県・福島県は就業者一人当たり売上が比較的高く、売上付加価値率が低い。青森県は、就業者一人当たり売上は高くないものの、売上付加価値率が高いという特徴がある。

図表 2-7-9　東北地方各県 建設業事業者　労働生産性の推移

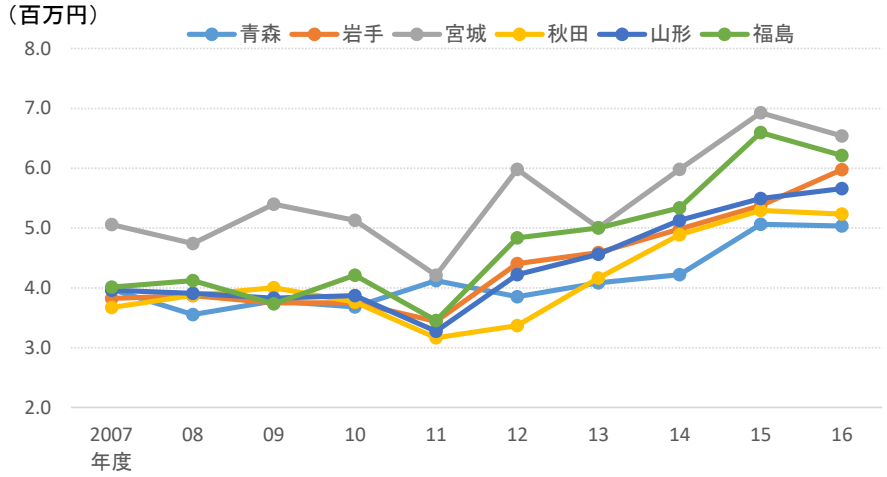

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-7-10　東北地方各県 建設業事業者　就業者一人当たり売上の推移

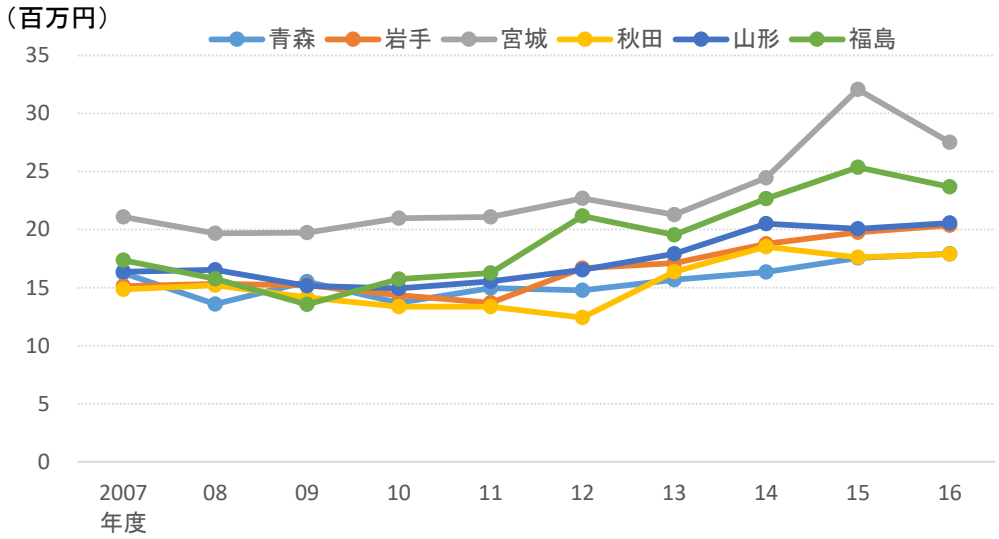

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

図表 2-7-11　東北地方各県 建設業事業者　売上付加価値率の推移

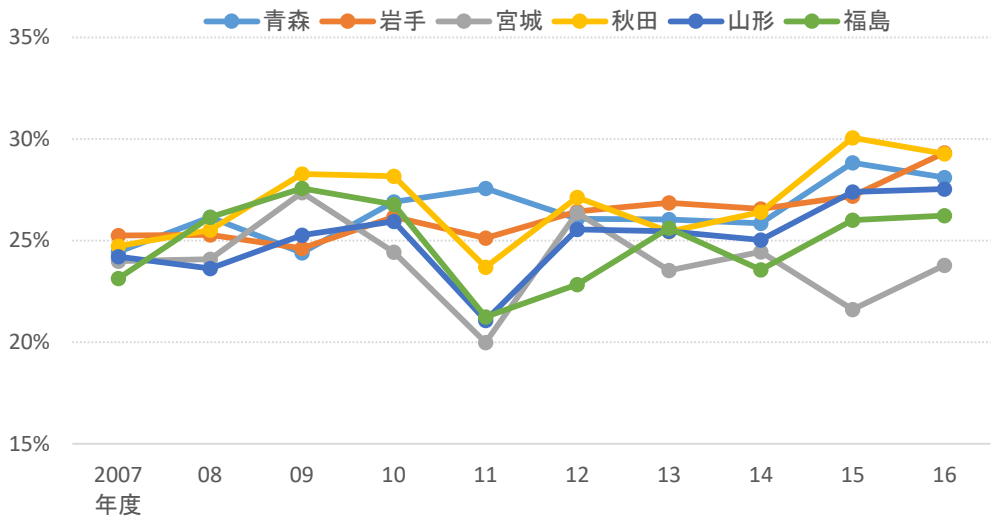

出典）国土交通省「建設工事施工統計」

8. 経営状況の分析

(1) 青森県建設企業の財務指標

平成 30 年（2018 年）3 月 31 日現在における、経営状況分析の 8 指標及び評点（Y）について、青森県建設企業の中央値、全国の中央値及び東北ブロック（6 県）建設企業の中央値の比較分析を行った。

＜純支払利息率＞

青森県建設企業の純支払利息率は 0.16%で、全国中央値の 0.14%よりは高いが、東北ブロック中央値の 0.16%と同じ水準となっている。

一方、平均値は 0.42%で、全国平均値の 0.44%よりは低く、際立って健全性に優れた企業はやや少ないものの、総じて、健全であると考えられる。

図表 2-8-1 都道府県別 建設企業 純支払利息率（中央値）

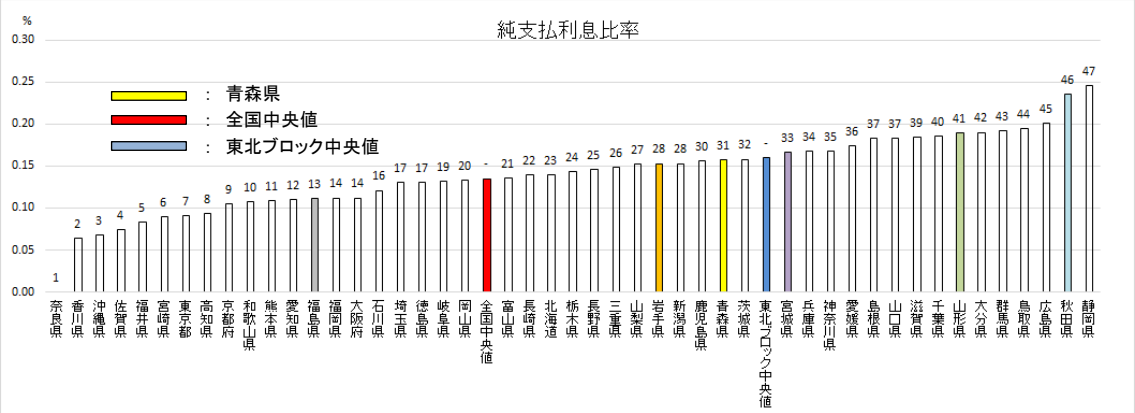

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-2 都道府県別 建設企業 純支払利息率 中央値及び平均値

【中央値】 （単位:%）

順位	都道府県	中央値	順位	都道府県	中央値
1	奈良県	0.00	25	長野県	0.15
2	香川県	0.06	26	三重県	0.15
3	沖縄県	0.07	27	山梨県	0.15
4	佐賀県	0.07	28	岩手県	0.15
5	福井県	0.08	28	新潟県	0.15
6	宮崎県	0.09	30	鹿児島県	0.16
7	東京都	0.09	31	青森県	0.16
8	高知県	0.09	32	茨城県	0.16
9	京都府	0.11	33	宮城県	0.17
10	和歌山県	0.11	34	兵庫県	0.17
11	熊本県	0.11	35	神奈川県	0.17
12	愛知県	0.11	36	愛媛県	0.17
13	福島県	0.11	37	島根県	0.18
14	福岡県	0.11	37	山口県	0.18
14	大阪府	0.11	39	滋賀県	0.18
16	石川県	0.12	40	千葉県	0.19
17	埼玉県	0.13	41	山形県	0.19
17	徳島県	0.13	42	大分県	0.19
19	岐阜県	0.13	43	群馬県	0.19
20	岡山県	0.13	44	鳥取県	0.19
21	富山県	0.14	45	広島県	0.20
22	長崎県	0.14	46	秋田県	0.24
23	北海道	0.14	47	静岡県	0.25
24	栃木県	0.14	－	全国	0.14

【平均値】 （単位:%）

順位	都道府県	平均値	順位	都道府県	平均値
1	佐賀県	0.31	25	新潟県	0.45
2	奈良県	0.31	26	岡山県	0.45
3	宮崎県	0.32	27	京都府	0.46
4	沖縄県	0.33	28	千葉県	0.46
5	熊本県	0.34	29	石川県	0.47
6	東京都	0.35	30	島根県	0.48
7	香川県	0.35	31	鹿児島県	0.49
8	福島県	0.36	32	愛媛県	0.50
9	長崎県	0.36	33	三重県	0.50
10	岩手県	0.36	34	岐阜県	0.51
11	宮城県	0.37	35	秋田県	0.51
12	和歌山県	0.37	36	大分県	0.52
13	福岡県	0.37	37	群馬県	0.52
14	埼玉県	0.38	38	兵庫県	0.52
15	高知県	0.38	39	茨城県	0.52
16	愛知県	0.39	40	山口県	0.53
17	北海道	0.40	41	鳥取県	0.54
18	大阪府	0.42	42	徳島県	0.54
19	青森県	0.42	43	山形県	0.54
20	福井県	0.43	44	広島県	0.58
21	富山県	0.44	45	山梨県	0.59
22	栃木県	0.44	46	滋賀県	0.64
23	長野県	0.44	47	静岡県	0.75
24	神奈川県	0.45	－	全国	0.44

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

＜負債回転期間＞

青森県建設企業の負債回転期間は 4.19 月で、全国中央値の 4.45 月及び東北ブロック中央値の 4.43 月よりも短くなっている。

また、平均値は 5.36 月で、全国平均値の 5.83 月よりも短く、総じて、健全であると考えられる。

図表 2-8-3 都道府県別 建設企業 負債回転期間（中央値）

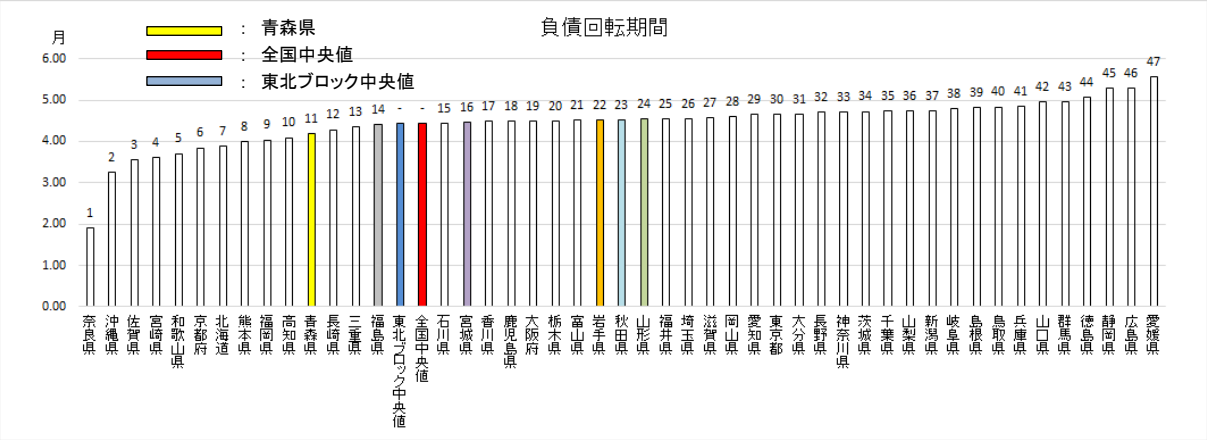

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-4 都道府県別 建設企業 負債回転期間 中央値及び平均値

【中央値】 （単位：月）

順位	都道府県	中央値	順位	都道府県	中央値
1	奈良県	1.90	25	福井県	4.55
2	沖縄県	3.26	26	埼玉県	4.56
3	佐賀県	3.56	27	滋賀県	4.57
4	宮崎県	3.62	28	岡山県	4.60
5	和歌山県	3.71	29	愛知県	4.65
6	京都府	3.85	30	東京都	4.66
7	北海道	3.89	31	大分県	4.66
8	熊本県	4.00	32	長野県	4.70
9	福岡県	4.04	33	神奈川県	4.71
10	高知県	4.09	34	茨城県	4.73
11	青森県	4.19	35	千葉県	4.74
12	長崎県	4.29	36	山梨県	4.74
13	三重県	4.36	37	新潟県	4.75
14	福島県	4.41	38	岐阜県	4.78
15	石川県	4.45	39	島根県	4.82
16	宮城県	4.46	40	鳥取県	4.84
17	香川県	4.48	41	兵庫県	4.85
18	鹿児島県	4.48	42	山口県	4.96
19	大阪府	4.48	43	群馬県	4.96
20	栃木県	4.50	44	徳島県	5.08
21	富山県	4.51	45	静岡県	5.28
22	岩手県	4.52	46	広島県	5.29
23	秋田県	4.52	47	愛媛県	5.56
24	山形県	4.54	－	全国	4.45

【平均値】 （単位：月）

順位	都道府県	平均値	順位	都道府県	平均値
1	奈良県	4.09	25	富山県	5.94
2	沖縄県	4.61	26	新潟県	5.96
3	佐賀県	4.83	27	鹿児島県	5.97
4	宮崎県	4.98	28	香川県	5.97
5	北海道	5.01	29	愛知県	6.01
6	和歌山県	5.14	30	神奈川県	6.04
7	熊本県	5.20	31	千葉県	6.06
8	福岡県	5.35	32	岡山県	6.14
9	青森県	5.36	33	長野県	6.17
10	高知県	5.43	34	大分県	6.17
11	長崎県	5.52	35	茨城県	6.19
12	京都府	5.53	36	鳥取県	6.20
13	福島県	5.59	37	岐阜県	6.27
14	岩手県	5.67	38	島根県	6.28
15	宮城県	5.68	39	兵庫県	6.28
16	秋田県	5.69	40	滋賀県	6.30
17	山形県	5.80	41	山口県	6.36
18	石川県	5.83	42	群馬県	6.45
19	東京都	5.83	43	山梨県	6.49
20	埼玉県	5.83	44	広島県	6.82
21	三重県	5.84	45	徳島県	6.83
22	栃木県	5.86	46	静岡県	6.84
23	福井県	5.87	47	愛媛県	7.07
24	大阪府	5.92	－	全国	5.83

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

＜総資本売上総利益率＞

青森県建設企業の総資本売上総利益率の中央値は 29.89%で、全国中央値の 30.82%及び東北ブロック中央値の 30.48%よりも低くなっている。

また、平均値は 32.14%で、全国平均値の 33.72%よりも低く、総じて、利益幅は大きくない。

図表 2-8-5 都道府県別 建設企業 総資本売上総利益率（中央値）

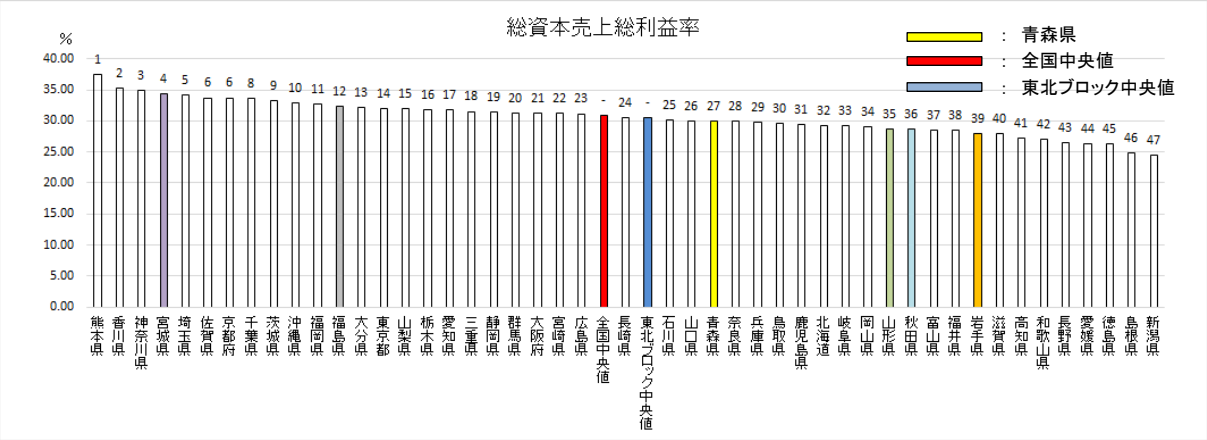

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-6 都道府県別 建設企業 総資本売上総利益率 中央値及び平均値

【中央値】 （単位:%）

順位	都道府県	中央値	順位	都道府県	中央値
1	熊本県	37.44	25	石川県	30.15
2	香川県	35.22	26	山口県	29.96
3	神奈川県	34.96	27	青森県	29.89
4	宮城県	34.29	28	奈良県	29.89
5	埼玉県	34.16	29	兵庫県	29.81
6	佐賀県	33.72	30	鳥取県	29.58
6	京都府	33.72	31	鹿児島県	29.42
8	千葉県	33.64	32	北海道	29.24
9	茨城県	33.28	33	岐阜県	29.18
10	沖縄県	32.85	34	岡山県	29.10
11	福岡県	32.66	35	山形県	28.75
12	福島県	32.32	36	秋田県	28.63
13	大分県	32.15	37	富山県	28.51
14	東京都	31.99	38	福井県	28.47
15	山梨県	31.96	39	岩手県	27.96
16	栃木県	31.86	40	滋賀県	27.93
17	愛知県	31.84	41	高知県	27.28
18	三重県	31.53	42	和歌山県	27.04
19	静岡県	31.35	43	長野県	26.55
20	群馬県	31.32	44	愛媛県	26.30
21	大阪府	31.19	45	徳島県	26.29
22	宮崎県	31.18	46	島根県	24.77
23	広島県	31.15	47	新潟県	24.41
24	長崎県	30.51	－	全国	30.82

【平均値】 （単位:%）

順位	都道府県	平均値	順位	都道府県	平均値
1	熊本県	38.46	25	兵庫県	33.33
2	香川県	36.99	26	奈良県	33.30
3	神奈川県	36.85	27	長崎県	33.24
4	埼玉県	36.44	28	山口県	32.43
5	佐賀県	36.17	29	岡山県	32.41
6	千葉県	36.10	30	岐阜県	32.29
7	宮城県	36.07	31	北海道	32.16
8	京都府	35.67	32	青森県	32.14
9	東京都	35.38	33	鳥取県	32.08
10	茨城県	35.34	34	鹿児島県	31.98
11	福岡県	35.03	35	富山県	31.59
12	沖縄県	34.94	36	山形県	31.52
13	大分県	34.76	37	福井県	31.51
14	福島県	34.68	38	滋賀県	31.45
15	愛知県	34.67	39	秋田県	31.35
16	栃木県	34.49	40	岩手県	31.11
17	山梨県	34.49	41	高知県	31.01
18	群馬県	34.37	42	和歌山県	30.54
19	大阪府	34.10	43	長野県	29.92
20	三重県	34.10	44	徳島県	29.76
21	静岡県	34.08	45	愛媛県	29.72
22	広島県	34.02	46	島根県	28.74
23	宮崎県	33.45	47	新潟県	27.56
24	石川県	33.37	－	全国	33.72

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

＜売上高経常利益率＞

青森県建設企業の売上高経常利益率は 2.51%で、全国中央値の 2.45%よりは高いが、東北ブロック中央値の 2.86%よりは低くなっている。

ただし、被災 3 県の中央値が大幅に高いこと及び平均値においては、全国平均値の 1.66%より 0.21%ポイントも高く、全国第 9 位であることを勘案すると、収益性に問題はないと考えられる。

図表 2-8-7 都道府県別 建設企業 売上高経常利益率（中央値）

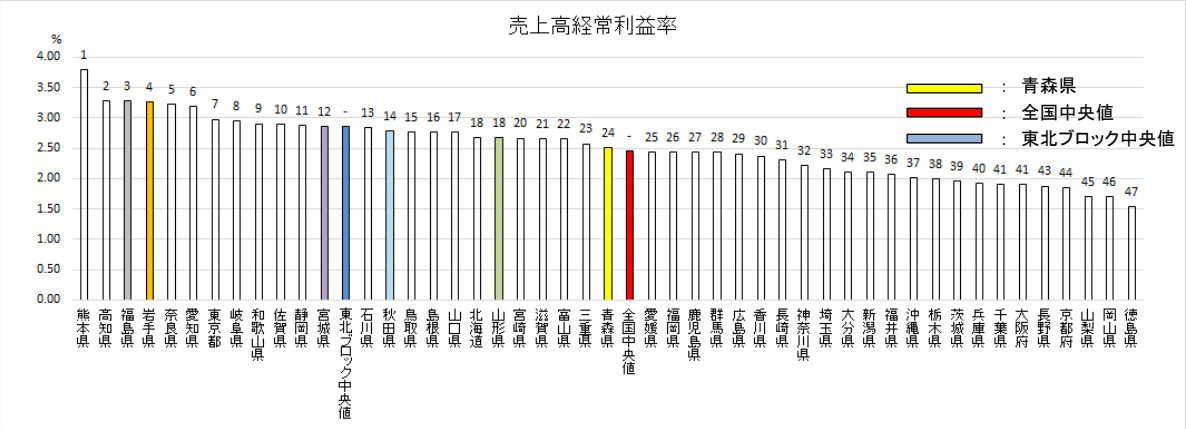

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-8 都道府県別 建設企業 売上高経常利益率 中央値及び平均値

【中央値】 （単位:%）

順位	都道府県	中央値	順位	都道府県	中央値
1	熊本県	3.79	25	愛媛県	2.44
2	高知県	3.29	26	福岡県	2.44
3	福島県	3.27	27	鹿児島県	2.44
4	岩手県	3.27	28	群馬県	2.43
5	奈良県	3.22	29	広島県	2.41
6	愛知県	3.19	30	香川県	2.37
7	東京都	2.98	31	長崎県	2.31
8	岐阜県	2.96	32	神奈川県	2.22
9	和歌山県	2.90	33	埼玉県	2.16
10	佐賀県	2.90	34	大分県	2.11
11	静岡県	2.88	35	新潟県	2.10
12	宮城県	2.86	36	福井県	2.07
13	石川県	2.85	37	沖縄県	2.02
14	秋田県	2.78	38	栃木県	2.00
15	鳥取県	2.77	39	茨城県	1.96
16	島根県	2.77	40	兵庫県	1.92
17	山口県	2.76	41	千葉県	1.90
18	北海道	2.68	41	大阪府	1.90
18	山形県	2.68	43	長野県	1.88
20	宮崎県	2.67	44	京都府	1.86
21	滋賀県	2.66	45	山梨県	1.71
22	富山県	2.65	46	岡山県	1.70
23	三重県	2.57	47	徳島県	1.53
24	青森県	2.51	－	全国	2.45

【平均値】 （単位:%）

順位	都道府県	平均値	順位	都道府県	平均値
1	熊本県	2.41	25	香川県	1.61
2	東京都	2.18	26	広島県	1.59
3	奈良県	2.08	27	静岡県	1.59
4	佐賀県	2.06	28	埼玉県	1.58
5	愛知県	2.00	29	三重県	1.58
6	石川県	1.95	30	千葉県	1.58
7	北海道	1.95	31	鹿児島県	1.58
8	岩手県	1.91	32	大阪府	1.54
9	青森県	1.87	33	滋賀県	1.51
10	宮崎県	1.86	34	大分県	1.48
11	山形県	1.85	35	兵庫県	1.46
12	秋田県	1.82	36	神奈川県	1.44
13	福岡県	1.82	37	愛媛県	1.42
14	福島県	1.80	38	栃木県	1.42
15	宮城県	1.75	39	沖縄県	1.42
16	岐阜県	1.75	40	京都府	1.36
17	富山県	1.75	41	茨城県	1.32
18	鳥取県	1.74	42	福井県	1.31
19	高知県	1.73	43	新潟県	1.21
20	和歌山県	1.70	44	岡山県	1.15
21	群馬県	1.68	45	長野県	1.06
22	長崎県	1.68	46	山梨県	0.99
23	島根県	1.65	47	徳島県	0.77
24	山口県	1.61	－	全国	1.66

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

＜自己資本対固定資産比率＞

青森県建設企業の自己資本対固定資産比率は 110.19%で、全国中央値の 114.29%及び東北ブロック中央値の 115.45%よりも低くなっている。

また、平均値も 133.66%で、全国平均値の 139.63%よりも低く、固定資産への投資が借入金等の他人資本に頼っている傾向がうかがわれる。

図表 2-8-9 都道府県別 建設企業 自己資本対固定資産比率（中央値）

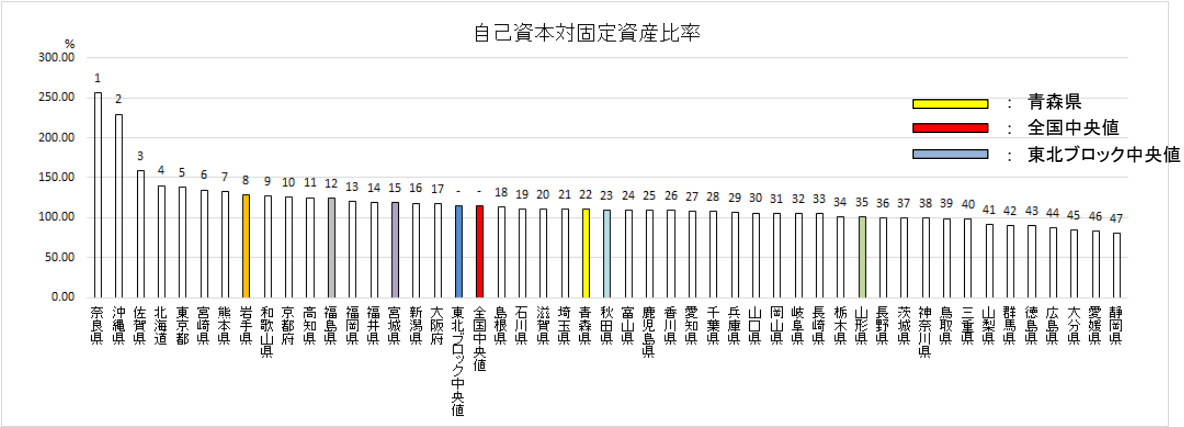

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-10 都道府県別 建設企業 自己資本対固定資産比率　中央値及び平均値

【中央値】　（単位:%）

順位	都道府県	中央値	順位	都道府県	中央値
1	奈良県	256.24	25	鹿児島県	109.60
2	沖縄県	229.46	26	香川県	109.17
3	佐賀県	158.58	27	愛知県	107.88
4	北海道	140.20	28	千葉県	107.61
5	東京都	138.34	29	兵庫県	106.30
6	宮崎県	134.83	30	山口県	105.86
7	熊本県	133.21	31	岡山県	105.75
8	岩手県	128.22	32	岐阜県	105.30
9	和歌山県	127.08	33	長崎県	104.89
10	京都府	125.49	34	栃木県	101.47
11	高知県	125.15	35	山形県	101.08
12	福島県	124.76	36	長野県	99.93
13	福岡県	120.41	37	茨城県	99.84
14	福井県	118.56	38	神奈川県	99.47
15	宮城県	118.38	39	鳥取県	99.06
16	新潟県	118.32	40	三重県	97.82
17	大阪府	118.13	41	山梨県	91.30
18	島根県	114.02	42	群馬県	90.45
19	石川県	110.44	43	徳島県	89.80
20	滋賀県	110.27	44	広島県	87.37
21	埼玉県	110.22	45	大分県	85.19
22	青森県	110.19	46	愛媛県	83.38
23	秋田県	109.97	47	静岡県	79.92
24	富山県	109.90	－	全国	114.29

【平均値】　（単位:%）

順位	都道府県	平均値	順位	都道府県	平均値
1	奈良県	209.34	25	青森県	133.66
2	沖縄県	204.91	26	兵庫県	132.90
3	佐賀県	170.05	27	島根県	132.89
4	北海道	161.84	28	鹿児島県	132.23
5	東京都	160.37	29	愛知県	131.50
6	宮崎県	155.72	30	長崎県	130.77
7	熊本県	153.75	31	岡山県	129.53
8	京都府	153.13	32	鳥取県	128.90
9	岩手県	149.49	33	岐阜県	128.49
10	高知県	148.77	34	神奈川県	127.84
11	和歌山県	148.22	35	茨城県	127.17
12	福島県	147.04	36	山口県	126.39
13	大阪府	146.89	37	栃木県	125.86
14	福岡県	146.31	38	山形県	125.43
15	宮城県	142.54	39	長野県	123.61
16	福井県	141.94	40	三重県	122.13
17	新潟県	137.33	41	山梨県	116.48
18	埼玉県	136.56	42	徳島県	115.62
19	石川県	136.29	43	群馬県	115.13
20	香川県	136.23	44	広島県	113.52
21	滋賀県	135.62	45	大分県	113.10
22	富山県	135.43	46	愛媛県	108.16
23	千葉県	135.32	47	静岡県	105.23
24	秋田県	134.61	－	全国	139.63

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

＜自己資本比率＞

青森県建設企業の自己資本比率は 41.45%で、全国中央値の 38.13%及び東北ブロック中央値の 40.28%より高くなっている。

また、平均値は 34.86%で、全国平均値の 30.64%より高く、全国第 9 位であり、総じて、堅実な経営を行っていることがうかがわれる。

図表 2-8-11 都道府県別 建設企業 自己資本比率（中央値）

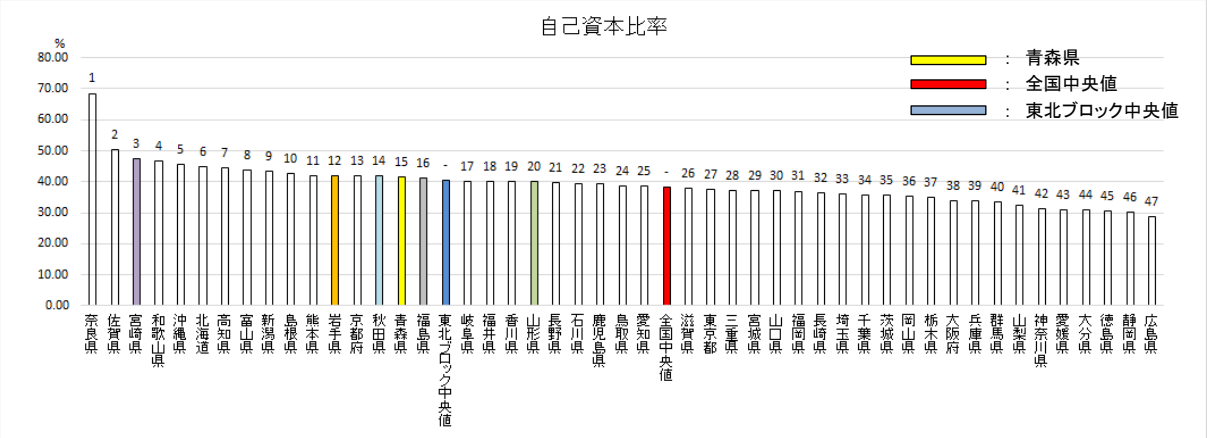

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-12 都道府県別 建設企業 自己資本比率　中央値及び平均値

【中央値】　（単位:%）

順位	都道府県	中央値	順位	都道府県	中央値
1	奈良県	68.50	25	愛知県	38.54
2	佐賀県	50.51	26	滋賀県	37.75
3	宮崎県	47.34	27	東京都	37.42
4	和歌山県	46.81	28	三重県	37.14
5	沖縄県	45.44	29	宮城県	37.13
6	北海道	44.89	30	山口県	37.06
7	高知県	44.51	31	福岡県	36.97
8	富山県	43.72	32	長崎県	36.42
9	新潟県	43.47	33	埼玉県	35.95
10	島根県	42.54	34	千葉県	35.60
11	熊本県	42.06	35	茨城県	35.57
12	岩手県	41.95	36	岡山県	35.29
13	京都府	41.79	37	栃木県	35.00
14	秋田県	41.79	38	大阪府	33.75
15	青森県	41.45	39	兵庫県	33.71
16	福島県	41.03	40	群馬県	33.46
17	岐阜県	40.24	41	山梨県	32.30
18	福井県	40.06	42	神奈川県	31.23
19	香川県	40.03	43	愛媛県	30.77
20	山形県	39.96	44	大分県	30.76
21	長野県	39.61	45	徳島県	30.66
22	石川県	39.49	46	静岡県	30.11
23	鹿児島県	39.43	47	広島県	28.77
24	鳥取県	38.74	－	全国	38.13

【平均値】　（単位:%）

順位	都道府県	平均値	順位	都道府県	平均値
1	奈良県	43.03	25	鹿児島県	30.73
2	佐賀県	39.01	26	鳥取県	30.67
3	沖縄県	37.67	27	島根県	30.55
4	宮崎県	37.36	28	埼玉県	29.96
5	北海道	37.33	29	千葉県	29.94
6	和歌山県	35.26	30	長野県	29.84
7	富山県	34.88	31	滋賀県	28.96
8	岩手県	34.86	32	長崎県	28.92
9	青森県	34.86	33	大阪府	28.72
10	秋田県	34.45	34	岡山県	28.23
11	熊本県	34.12	35	栃木県	28.19
12	福島県	34.04	36	茨城県	27.97
13	新潟県	33.79	37	兵庫県	27.96
14	高知県	33.00	38	三重県	27.95
15	京都府	32.54	39	山口県	27.93
16	東京都	32.51	40	群馬県	25.93
17	山形県	32.37	41	愛媛県	24.62
18	福井県	32.12	42	神奈川県	24.57
19	石川県	31.58	43	徳島県	23.78
20	香川県	31.57	44	広島県	23.75
21	岐阜県	31.47	45	山梨県	23.39
22	愛知県	31.40	46	大分県	23.25
23	福岡県	30.98	47	静岡県	19.18
24	宮城県	30.77	－	全国	30.64

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

＜営業キャッシュフロー（絶対額）＞

青森県建設企業の営業キャッシュフロー（絶対額）は 5 百万円で、全国中央値の 5 百万円と同じであるが、東北ブロック中央値の 7 百万円よりは低くなっている。

被災 3 県の中央値が非常に高いことは事実で、東北ブロック中央値との比較は、あまり大きな意味はないものの、平均値は 18 百万円で、全国平均値の 28 百万円より 10 百万円低く、企業間の流動性の格差が大きいと考えられる。

図表 2-8-13 都道府県別 建設企業 営業キャッシュフロー（絶対額）（中央値）

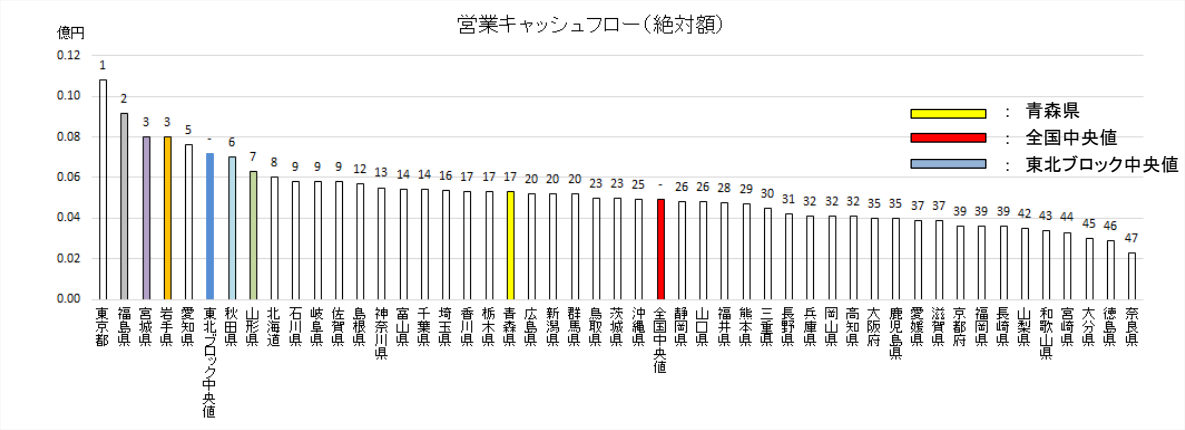

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-14 都道府県別 建設企業 営業キャッシュフロー（絶対額）中央値及び平均値

【中央値】 （単位：億円）

順位	都道府県	中央値	順位	都道府県	中央値
1	東京都	0.11	25	沖縄県	0.05
2	福島県	0.09	26	静岡県	0.05
3	宮城県	0.08	26	山口県	0.05
3	岩手県	0.08	28	福井県	0.05
5	愛知県	0.08	29	熊本県	0.05
6	秋田県	0.07	30	三重県	0.05
7	山形県	0.06	31	長野県	0.04
8	北海道	0.06	32	兵庫県	0.04
9	石川県	0.06	32	岡山県	0.04
9	岐阜県	0.06	32	高知県	0.04
9	佐賀県	0.06	35	大阪府	0.04
12	島根県	0.06	35	鹿児島県	0.04
13	神奈川県	0.06	37	愛媛県	0.04
14	富山県	0.05	37	滋賀県	0.04
14	千葉県	0.05	39	京都府	0.04
16	埼玉県	0.05	39	福岡県	0.04
17	香川県	0.05	39	長崎県	0.04
17	栃木県	0.05	42	山梨県	0.04
17	青森県	0.05	43	和歌山県	0.03
20	広島県	0.05	44	宮崎県	0.03
20	新潟県	0.05	45	大分県	0.03
20	群馬県	0.05	46	徳島県	0.03
23	鳥取県	0.05	47	奈良県	0.02
23	茨城県	0.05	－	全国	0.05

【平均値】 （単位：億円）

順位	都道府県	平均値	順位	都道府県	平均値
1	東京都	1.29	25	福井県	0.20
2	愛知県	0.46	26	佐賀県	0.19
3	福島県	0.37	27	青森県	0.18
4	神奈川県	0.35	28	愛媛県	0.18
5	宮城県	0.34	29	三重県	0.16
6	岩手県	0.31	30	鳥取県	0.16
7	大阪府	0.31	31	鹿児島県	0.15
8	広島県	0.30	32	京都府	0.15
9	富山県	0.27	33	山口県	0.15
10	香川県	0.27	34	茨城県	0.15
11	新潟県	0.25	35	岡山県	0.15
12	群馬県	0.25	36	沖縄県	0.15
13	秋田県	0.24	37	福岡県	0.14
14	石川県	0.24	38	滋賀県	0.14
15	北海道	0.24	39	熊本県	0.12
16	千葉県	0.24	40	山梨県	0.12
17	埼玉県	0.24	41	高知県	0.11
18	静岡県	0.24	42	宮崎県	0.11
19	長野県	0.23	43	和歌山県	0.10
20	山形県	0.22	44	長崎県	0.10
21	島根県	0.22	45	徳島県	0.09
22	栃木県	0.21	46	大分県	0.05
23	岐阜県	0.21	47	奈良県	0.01
24	兵庫県	0.20	－	全国	0.28

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

＜利益剰余金（絶対額）＞

青森県建設企業の利益剰余金（絶対額）は 20 百万円で、全国中央値の 19 百万円よりは高いが、東北ブロック中央値の 28 百万円よりは低くなっている。

ただし、被災 3 県の中央値は、青森県の 1.5 倍以上であり、東北ブロックとの比較は、あまり大きな意味はない。むしろ、平均値が 102 百万円で、全国平均値の 210 百万円の半分に満たないことが注目される。過去の利益の蓄積が薄いことがうかがわれる。

図表 2-8-15 都道府県別 建設企業 利益剰余金（絶対額）（中央値）

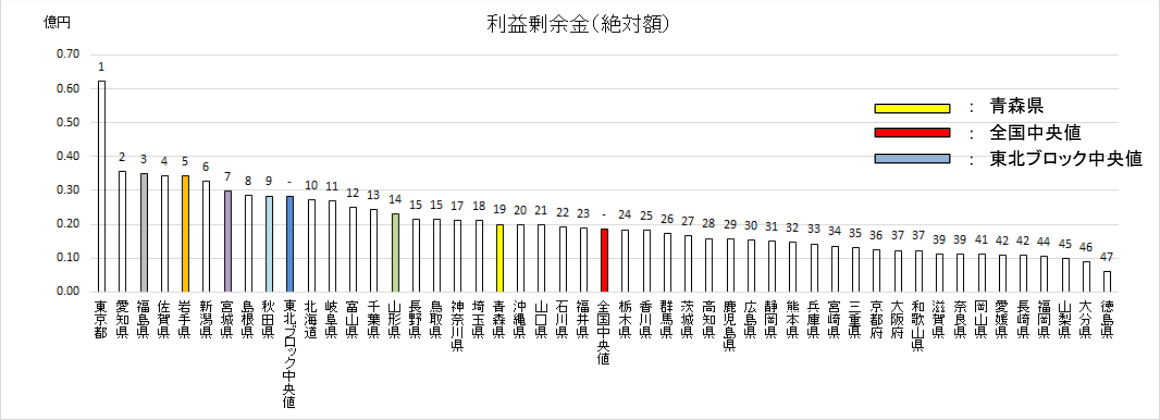

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-16 都道府県別 建設企業 利益剰余金（絶対額）中央値及び平均値

【中央値】 （単位：億円）

順位	都道府県	中央値	順位	都道府県	中央値
1	東京都	0.62	25	香川県	0.18
2	愛知県	0.36	26	群馬県	0.17
3	福島県	0.35	27	茨城県	0.17
4	佐賀県	0.34	28	高知県	0.16
5	岩手県	0.34	29	鹿児島県	0.16
6	新潟県	0.33	30	広島県	0.15
7	宮城県	0.30	31	静岡県	0.15
8	島根県	0.29	32	熊本県	0.15
9	秋田県	0.28	33	兵庫県	0.14
10	北海道	0.27	34	宮崎県	0.14
11	岐阜県	0.27	35	三重県	0.13
12	富山県	0.25	36	京都府	0.13
13	千葉県	0.24	37	大阪府	0.12
14	山形県	0.23	37	和歌山県	0.12
15	長野県	0.22	39	滋賀県	0.11
15	鳥取県	0.22	39	奈良県	0.11
17	神奈川県	0.21	41	岡山県	0.11
18	埼玉県	0.21	42	愛媛県	0.11
19	青森県	0.20	42	長崎県	0.11
20	沖縄県	0.20	44	福岡県	0.11
21	山口県	0.20	45	山梨県	0.10
22	石川県	0.19	46	大分県	0.09
23	福井県	0.19	47	徳島県	0.06
24	栃木県	0.18	－	全国	0.19

【平均値】 （単位：億円）

順位	都道府県	平均値	順位	都道府県	平均値
1	東京都	9.11	25	秋田県	1.49
2	愛知県	3.56	26	群馬県	1.44
3	大阪府	2.89	27	鳥取県	1.31
4	神奈川県	2.40	28	福岡県	1.26
5	新潟県	2.23	29	愛媛県	1.23
6	富山県	2.20	30	三重県	1.21
7	広島県	2.14	31	京都府	1.20
8	石川県	2.01	32	滋賀県	1.17
9	宮城県	1.97	33	栃木県	1.17
10	島根県	1.92	34	岡山県	1.16
11	福島県	1.86	35	鹿児島県	1.11
12	北海道	1.84	36	沖縄県	1.09
13	岐阜県	1.84	37	茨城県	1.05
14	静岡県	1.81	38	青森県	1.02
15	埼玉県	1.81	39	高知県	1.01
16	香川県	1.81	40	山梨県	0.98
17	長野県	1.80	41	宮崎県	0.94
18	山形県	1.77	42	長崎県	0.87
19	岩手県	1.72	43	大分県	0.85
20	兵庫県	1.72	44	和歌山県	0.84
21	福井県	1.68	45	熊本県	0.82
22	佐賀県	1.63	46	徳島県	0.62
23	千葉県	1.61	47	奈良県	0.54
24	山口県	1.61	－	全国	2.10

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

＜経営状況分析の評点（Y）＞

青森県建設企業の経営状況分析の評点（Y）は 800 点で、全国中央値の 807 点及び東北ブロック中央値の 807 点よりは低くなっている。

また、平均値も 769.99 点で、全国平均値の 807 点よりは低い。

図表 2-8-17 都道府県別 建設企業 経営状況分析の評点（Y）（中央値）

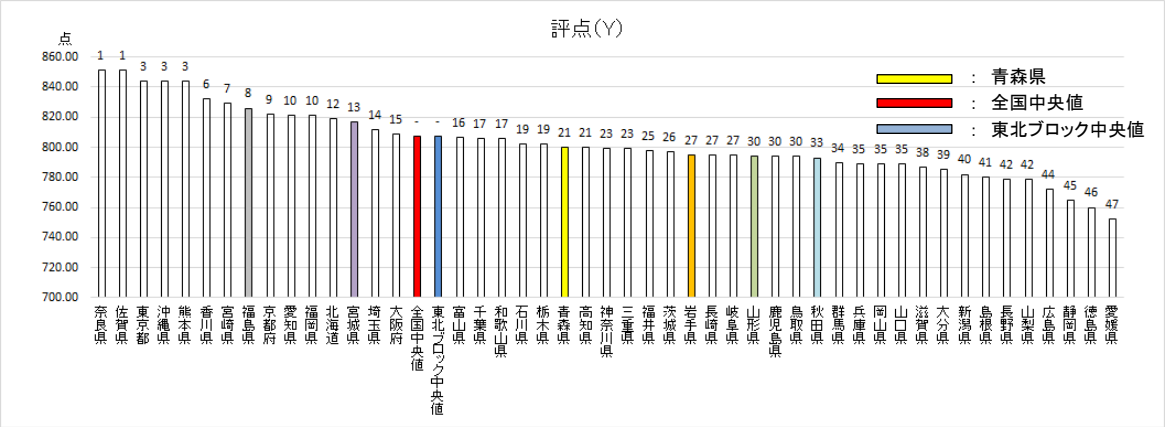

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-18 都道府県別 建設企業 経営状況分析の評点（Y）中央値及び平均値

【中央値】 （単位：点）

順位	都道府県	中央値	順位	都道府県	中央値
1	奈良県	851.00	25	福井県	798.00
1	佐賀県	851.00	26	茨城県	797.00
3	東京都	844.00	27	岩手県	795.00
3	沖縄県	844.00	27	長崎県	795.00
3	熊本県	844.00	27	岐阜県	795.00
6	香川県	832.00	30	山形県	794.00
7	宮崎県	829.00	30	鹿児島県	794.00
8	福島県	826.00	30	鳥取県	794.00
9	京都府	822.00	33	秋田県	793.00
10	愛知県	821.00	34	群馬県	789.50
10	福岡県	821.00	35	兵庫県	789.00
12	北海道	819.00	35	岡山県	789.00
13	宮城県	817.00	35	山口県	789.00
14	埼玉県	812.00	38	滋賀県	787.00
15	大阪府	809.00	39	大分県	785.00
16	富山県	806.50	40	新潟県	782.00
17	千葉県	806.00	41	島根県	780.00
17	和歌山県	806.00	42	長野県	779.00
19	石川県	802.00	42	山梨県	779.00
19	栃木県	802.00	44	広島県	772.00
21	青森県	800.00	45	静岡県	765.00
21	高知県	800.00	46	徳島県	760.00
23	神奈川県	799.00	47	愛媛県	752.00
23	三重県	799.00	－	全国	807.00

【平均値】 （単位：点）

順位	都道府県	平均値	順位	都道府県	平均値
1	東京都	826.78	25	福井県	798.00
2	奈良県	818.62	26	茨城県	797.00
3	佐賀県	816.25	27	岩手県	795.00
4	沖縄県	810.90	27	長崎県	795.00
5	熊本県	809.53	27	岐阜県	795.00
6	宮崎県	793.25	30	山形県	794.00
7	福島県	790.09	30	鹿児島県	794.00
8	宮城県	788.85	30	鳥取県	794.00
9	香川県	788.77	33	秋田県	793.00
10	北海道	786.79	34	群馬県	789.50
11	愛知県	783.71	35	兵庫県	789.00
12	福岡県	783.59	35	岡山県	789.00
13	埼玉県	783.31	35	山口県	789.00
14	京都府	778.92	38	滋賀県	787.00
15	大阪府	774.78	39	大分県	785.00
16	岩手県	773.57	40	新潟県	782.00
17	千葉県	771.99	41	島根県	780.00
18	神奈川県	770.33	42	長野県	779.00
19	青森県	769.99	42	山梨県	779.00
20	和歌山県	769.24	44	広島県	772.00
21	石川県	766.94	45	静岡県	765.00
22	長崎県	766.56	46	徳島県	760.00
23	高知県	766.47	47	愛媛県	752.00
24	富山県	765.49	－	全国	807.00

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

(2) 経営指標に係る東北ブロック 6 県それぞれの建設企業平均値と全国建設企業の平均値の比較（レーダーチャート）

経営状況分析の 8 指標について、平成 30 年（2018 年）3 月 31 日現在の東北ブロック 6 県のそれぞれ平均値と全国建設企業の平均値の比較分析を行った。

青森県の平均値は、全国平均値と比較して、純支払利息比率、負債回転期間、総資本売上総利益率、自己資本対固定資産比率、営業キャッシュフロー（絶対額）及び利益剰余金（絶対額）において下回るものの、売上高経常利益率及び自己資本比率において上回る。

図表 2-8-19 青森県建設企業 経営指標レーダーチャート

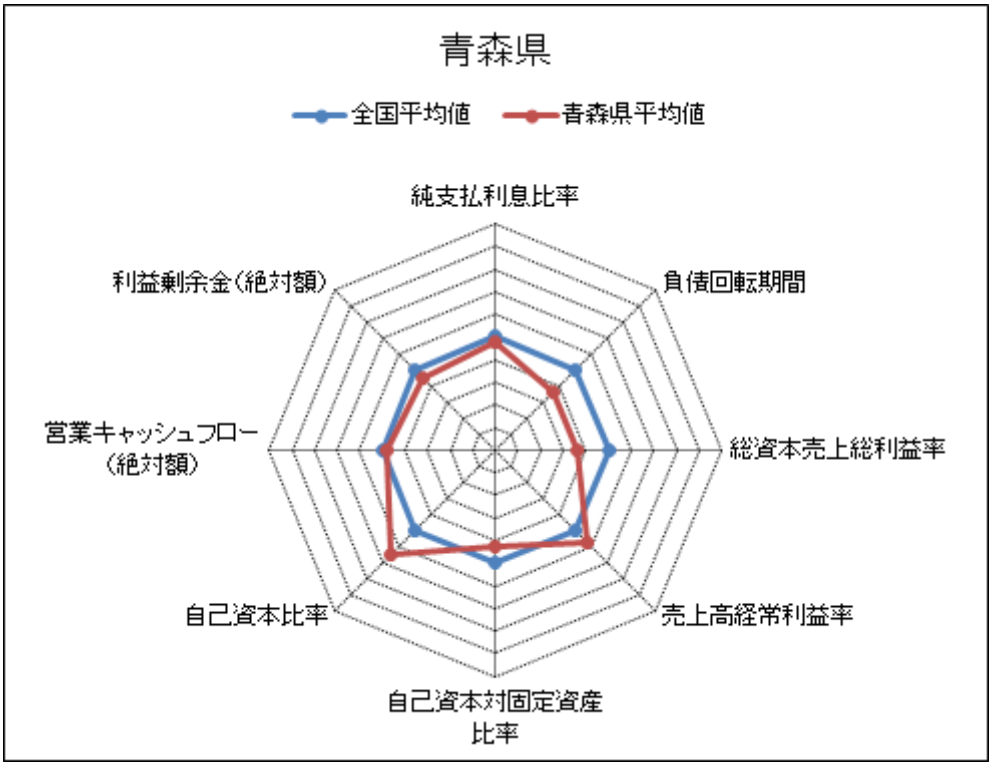

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-20 岩手県建設企業 経営指標レーダーチャート

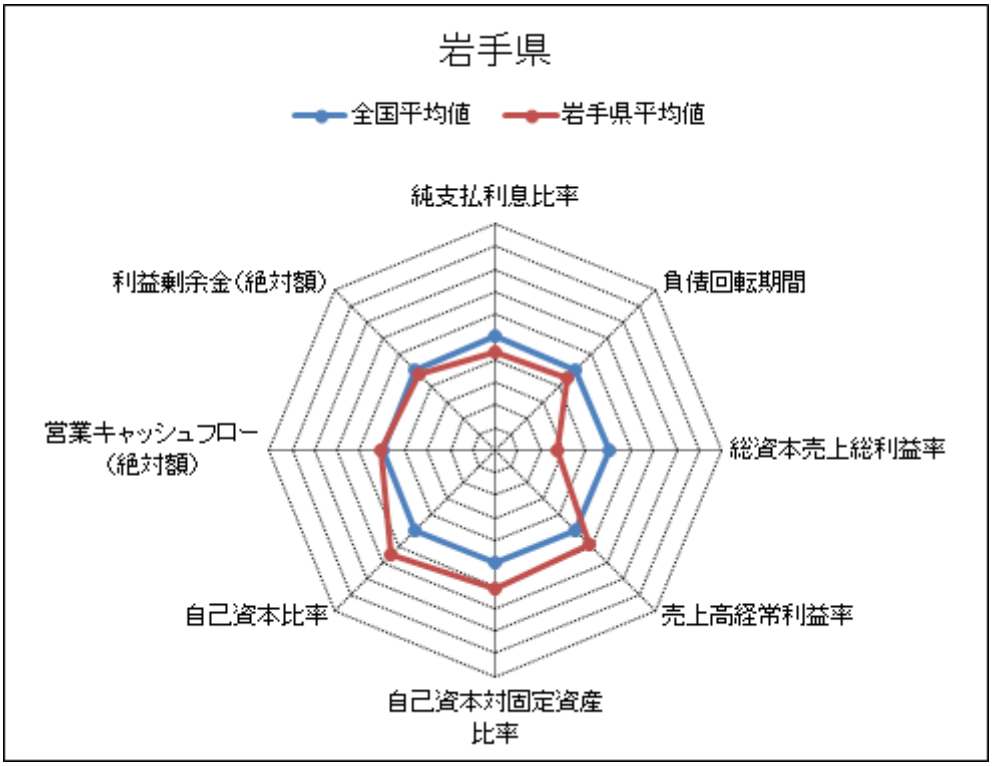

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-21 宮城県建設企業 経営指標レーダーチャート

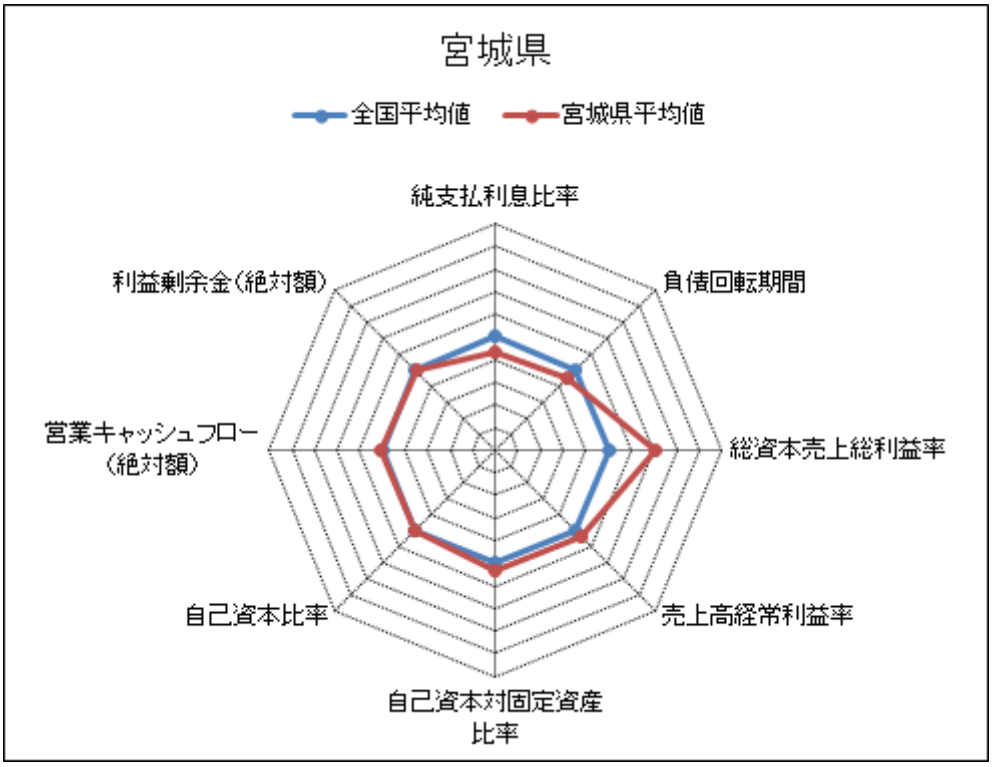

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-22 秋田県建設企業 経営指標レーダーチャート

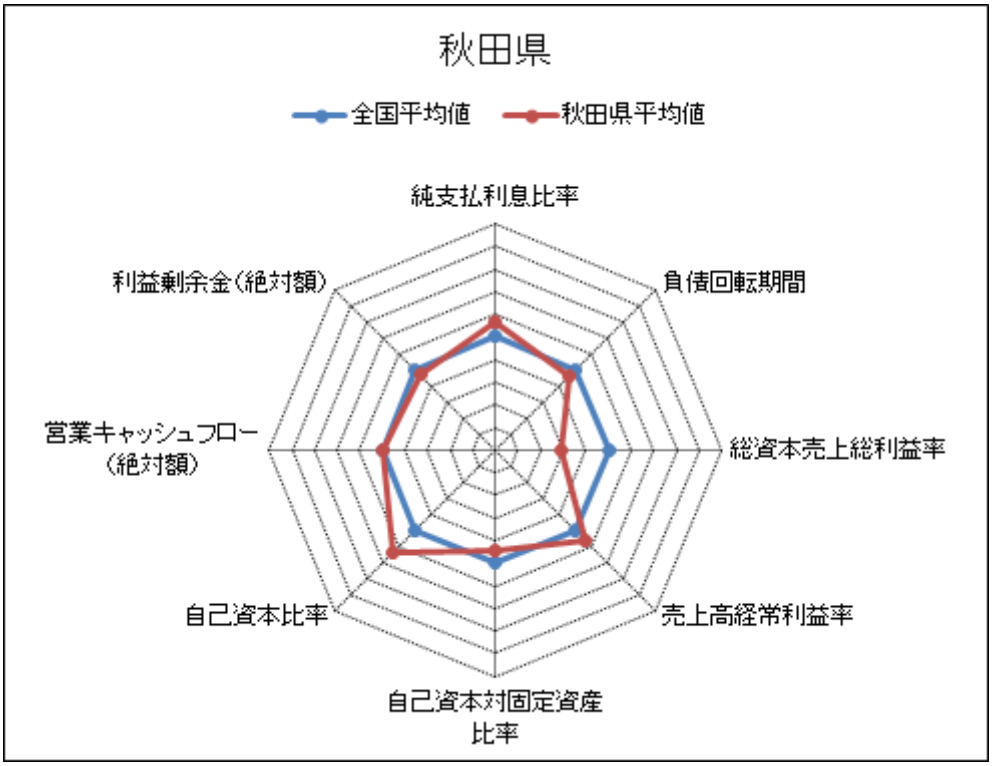

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-23 山形県建設企業 経営指標レーダーチャート

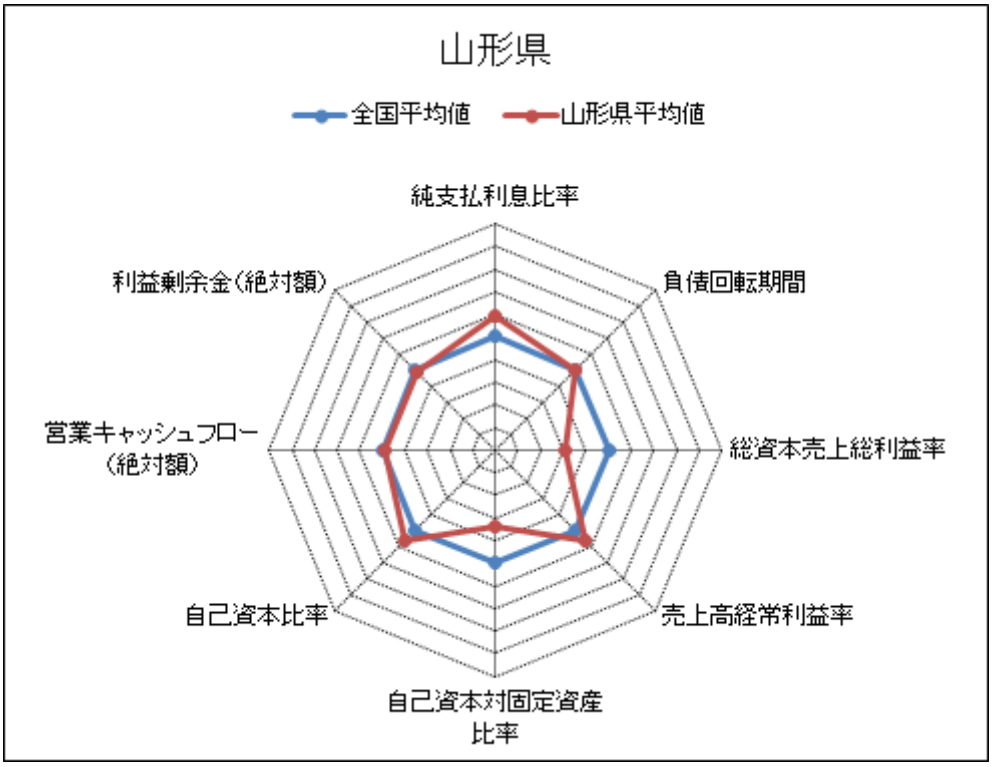

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

図表 2-8-24 福島県建設企業 経営指標レーダーチャート

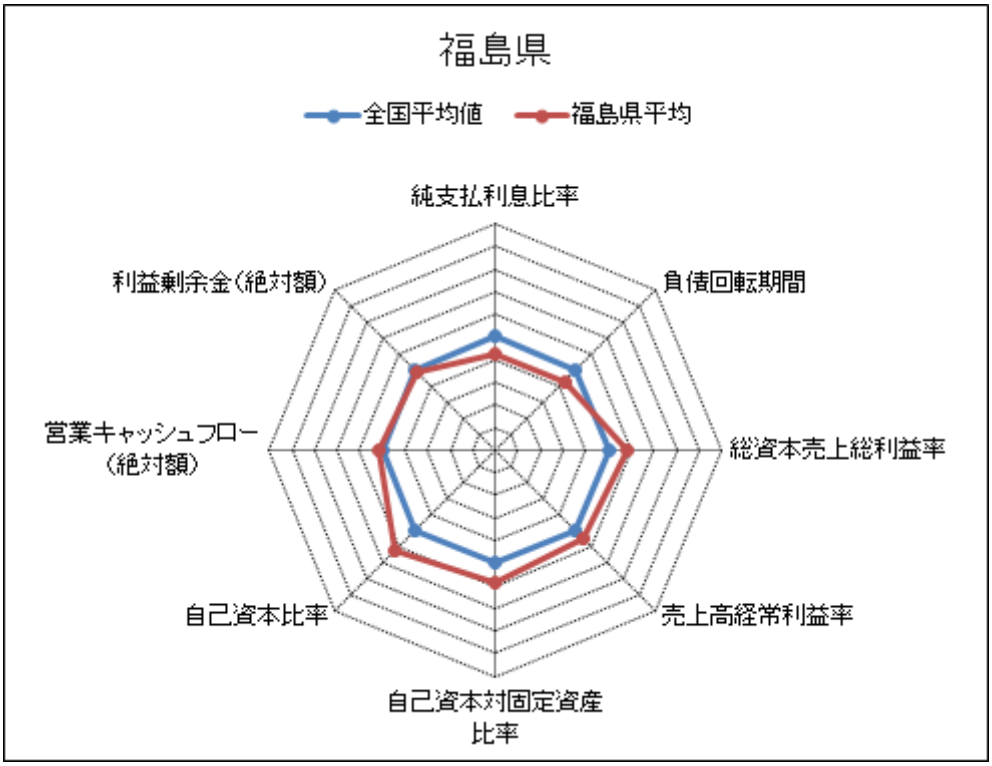

出典）一般財団法人建設業情報管理センター

9. 県内建設技能労働者数の推計

(1) 建設技能労働者の推計方法

青森県建設技能労働者の 2025 年までの推移について、国土交通省中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会の平成 28 年審議第 6 回基本問題小委員会(平成 28 年 6 月 9 日) 資料 2 を参考に以下の考え方で推計した。

建設技能労働者数の見通しについて

- 国土交通省中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会の平成 28 年審議第 6 回基本問題小委員会 (平成 28 年 6 月 9 日) 資料 2 で示されている推計方法に基づき推計を実施した。
  ※以下、本章では、便宜上西暦での表示とする

(1) 建設技能労働者の供給サイドの推計

- 建設技能労働者の供給サイドの推計は、コーホート変化率法を用い、以下のとおり推計している。

① 将来の 20 歳以上の 5 歳階級別技能動労者数

- 2005 年・2010 年・2015 年の国勢調査の職業分類より「J. 建設・採掘従事者」の 5 歳階級別人口を取得し、建設技能労働者として仮定。
- 「2005 年から 2010 年」及び「2010 年から 2015 年」の 5 歳階級コーホート変化率を計算し、2015 年の各年齢階級にかけることで、将来の各年齢階級の建設技能労働者数を推計。

② 将来の 15～19 歳の技能労働者数

- 15～19 歳の建設技能労働者については、2015 年の青森県 15～19 歳人口に占める建設技能労働者の割合を、国立社会保障・人口問題研究所の青森県の将来人口 (15～19 歳) に適用し推計。

(2) 建設技能労働者の需要サイドの推計

- 建設技能労働者一人当たりの平均的な建設市場規模 (建設投資額) 及び将来の建設投資額の見通しより、必要とされる建設技能労働者数を試算した。

① 建設技能労働者一人当たりの平均的な建設市場規模

- 2005 年、2010 年、及び 2015 年の国勢調査の職業分類より「J. 建設・採掘従事者」の 5 歳階級別人口を取得し、建設技能労働者数とみなす。
- 建設総合統計より 2005 年、2010 年、及び 2015 年の青森県における建設投資額を取得し、各年の建設技能労働者数で除することにより、3 時点の建設技能労働者

一人当たりの建設市場投資額の平均値（＝1,456 万円）を将来の建設技能労働者一人当たりの建設市場規模とする。

② 将来の建設投資額の見通し

- 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」における経済成長率（ベースラインケース及び成長実現ケースの 2 ケース）に応じて、県内の建設投資額も変動すると仮定。

③ 将来必要とされる建設技能労働者数

- ②で算出した青森県の将来の建設投資額を、①で求めた建設技能労働者一人当たり平均の建設投資額で除することにより、将来必要とされる建設技能労働者数を算出。

(2) 建設技能労働者の供給サイドの推計

建設市場の上昇局面である 2010～2015 年の変化率を用いた場合においても、2025 年時点の建設技能労働者数は、2015 年実績に比べて 5,000 人近く減少することが示されている。同じく下降局面である 2005～2010 年の変化率を用いた場合には、10 年間で約 1 万 5,000 人減少する見込みである。

図表 2-9-1　青森県 建設技能労働者数の将来推計

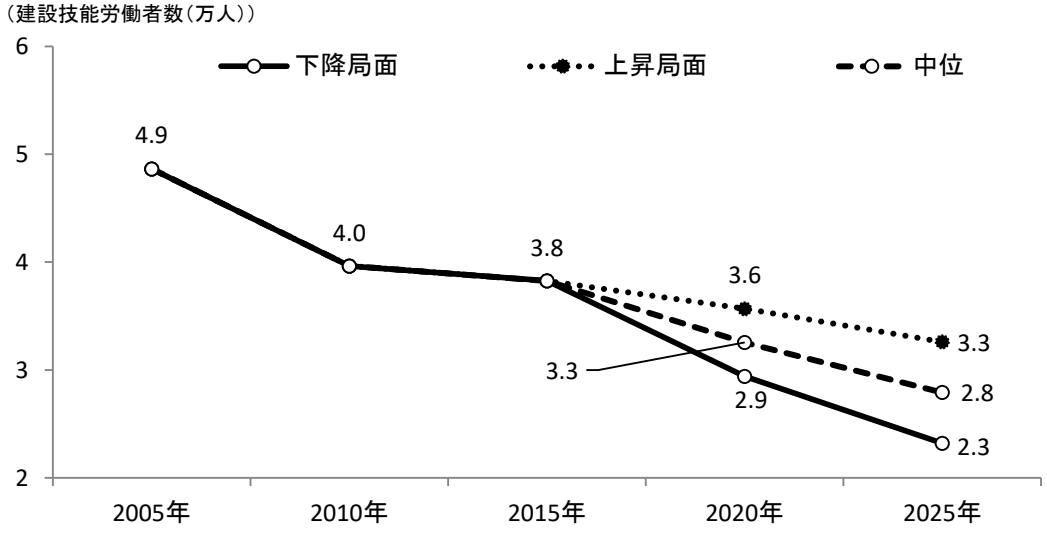

出典）総務省統計局「国勢調査」

(3) 建設技能労働者の需要サイドの推計

内閣府「中長期の経済財政に関する試算」における経済成長率のうち、デフレ脱却・経済再生という目標に向けて政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿である「成長実現ケース」を前提とした場合、2025 年には 2015 年よりも約 10,000 人多くの建設技能労働者が必要であることが示された。

また、経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する「ベースラインケース」の場合においても、同じく約 6,000 人多くの建設技能労働者が必要となる見込みである。

図表 2-9-2　青森県 建設技能労働者数の必要数推計

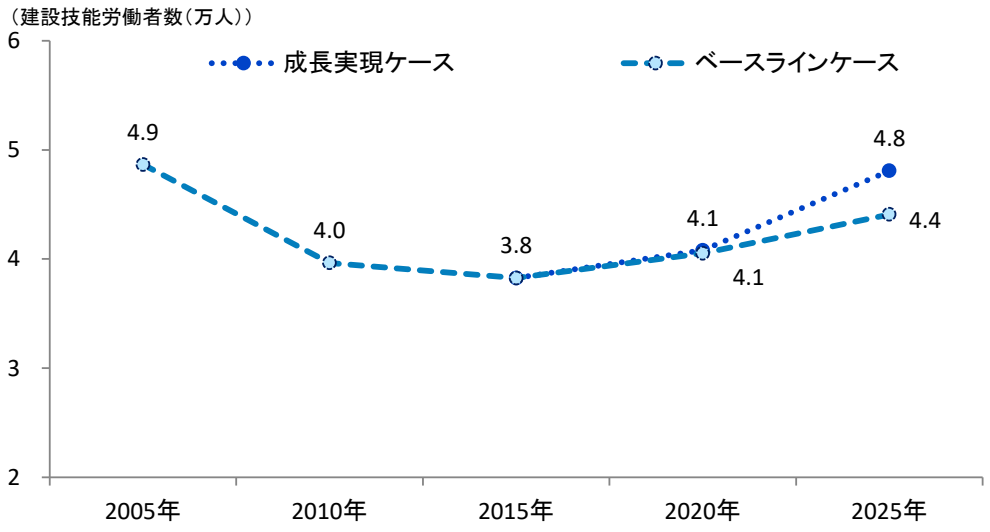

出典）国土交通省「建設総合統計」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」

(4) 建設技能労働者の不足数推計

ここまで見てきた供給サイド及び需要サイドの建設技能労働者数の将来推計を比較することで、2025 年までの建設技能労働者数の需給ギャップ推計を行った。

結果は以下のとおりであり、需給それぞれのシナリオのうち最も供給数が多いシナリオ（上昇局面）と最も需要数が穏やかなシナリオ（ベースラインケース）において、約 1 万 1,000 人の需給ギャップが見込まれる。

他方で、下降局面に基づく供給数と成長実現ケースにおける需要数による需給ギャップは、約 2 万 5,000 人となる。

需要側がベースラインケースで供給側が中位の場合には、約 1 万 6,000 人の需給ギャップが見込まれる。

図表 2-9-3　青森県 建設技能労働者数の必要数推計

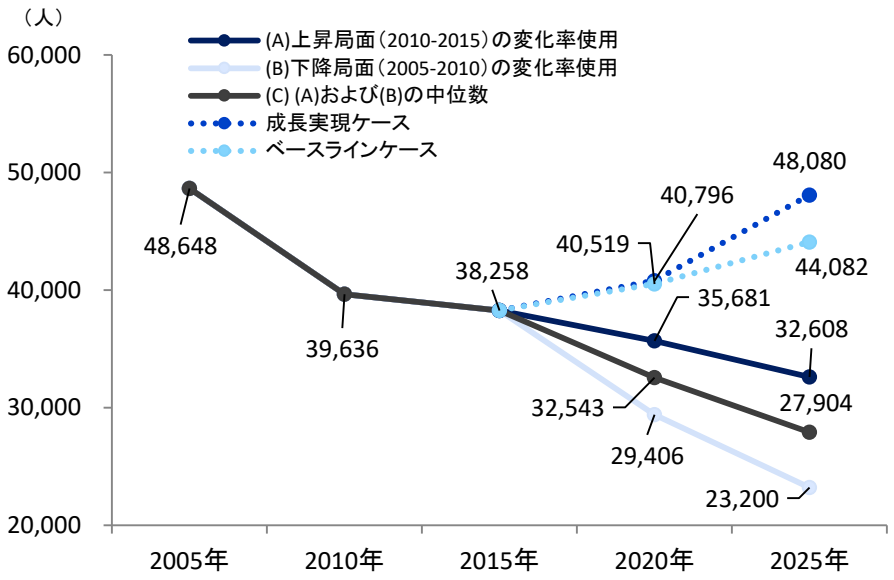

図表 2-9-4　青森県 建設技能労働者数の需給ギャップ

需要側		供給側		需給ギャップ（2025年）
成長実現ケース（青破線）	48,080人	上昇局面	32,608人	▲15,471人
		中位	27,904人	▲20,175人
		下降局面	23,200人	▲24.879人
ベースラインケース（水色破線）	44,082人	上昇局面	32,608人	▲11,474人
		中位	27,904人	▲16,178人
		下降局面	23,200人	▲20.882人

第３部　資料編

1. 地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）について

(1) 委員等名簿（平成 31 年（2019 年）1 月 22 日現在）

委員

大橋　弘	東京大学大学院経済学研究科 教授（座長）
天間　俊介	青森県県土整備部 監理課長
佐々木 浩文	青森市都市整備部 道路維持課長
浅利　次郎	一般社団法人青森県建設業協会 専務理事 事務局長
伊藤　淳	一般社団法人全国建設業協会 専務理事
秋山　寿徳	株式会社日刊建設通信新聞社 取締役 編集局長
横川　貢雄	株式会社日刊建設工業新聞社 取締役 編集局長（平成 30 年 12 月末まで） 取締役 名古屋支社長（平成 31 年 1 月以降）
鈴木　敦	一般財団法人建設業情報管理センター 専務理事

オブザーバー

平林　剛	国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業政策企画官
井関　徹	一般財団法人建設業情報管理センター 理事 東日本支部長

（敬称略）

(2) 実施スケジュール

会合・現地視察	実施年月日
地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）第 1 回会合	平成 30 年（2018 年）8 月 8 日
地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）現地視察	平成 30 年（2018 年）10 月 18 日～19 日
地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）第 2 回会合	平成 30 年（2018 年）12 月 25 日
地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）第 3 回会合	平成 31 年（2019 年）1 月 22 日

2. 現地視察記録

（1）実施行程

第1日目　2018/10/18（木）

時間			行程	場所等	対応者・その他
9:55	～	11:10	東京（羽田）→青森	JAL 143便	
11:20			貸切バス乗車		
11:20	～	12:45	移動（貸切バス）		
12:45	～	13:30	現場視察① 新青森県総合運動公園陸上競技場新築工事及び陸上競技場造成工事	青森市宮田	・ICT活用 発注者：青森県東青地域県民局 施工者：大林組・丸喜齋藤組・西村組 JV／(株)大坂組
13:30	～	14:00	移動（貸切バス）		
14:00	～	14:30	現場視察② 浪岡五所川原道路吉野田地区道路改良舗装工事	青森市浪岡大字吉野田～五所川原市前田野目	・ICT活用 発注者：国土交通省東北地方整備局　青森河川国道事務所 施工者：齋勝建設(株)
14:30	～	15:15	移動（貸切バス）		
15:45	～	17:45	意見交換会	ホテルJALシティ青森	
18:00	～	20:00	関係者懇談会	ホテルJALシティ青森	

第2日目　2018/10/19（金）

時間			行程	場所等	対応者・その他
7:45	～		集合・出発		
7:45	～	8:00	移動（貸切バス）		
8:00	～	8:45	企業視察	（株）鹿内組	・鹿内社長、木村常務、他
8:45	～	10:25	移動（貸切バス）		
10:25	～	11:10	現場視察③ 三ヶ沢通常砂防工事	西津軽郡鰺ヶ沢町大字深谷町	・週休2日制 発注者：青森県西北地域県民局 施工者：(株)ストヨネ
11:10	～	14:15	移動（貸切バス）		
15:10	～	16:30	青森→東京（羽田）	JAL 146便	

(2) 参加者

■　地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）委員

大橋　弘	東京大学大学院経済学研究科 教授（座長）
天間　俊介	青森県県土整備部 監理課長
佐々木 浩文	青森市都市整備部 道路維持課長
浅利　次郎	一般社団法人青森県建設業協会 専務理事 事務局長
伊藤　淳	一般社団法人全国建設業協会 専務理事
秋山　寿徳	株式会社日刊建設通信新聞社 取締役 編集局長
横川　貢雄	株式会社日刊建設工業新聞社 取締役 編集局長
鈴木　敦	一般財団法人建設業情報管理センター 専務理事

■　オブザーバー

井関　徹	一般財団法人建設業情報管理センター 理事 東日本支部長
大櫛　寛之	青森市 都市整備部長

■　随行者

高嶋　新也	青森県県土整備部監理課建設業振興グループ マネージャー　総括主幹
高橋　智彦	青森県県土整備部監理課建設業振興グループ サブマネージャー 主幹
小松　了	青森県県土整備部監理課建設業振興グループ サブマネージャー 主幹
大宮　幸太	青森市都市整備部道路維持課 技師
成田　正孝	青森市都市整備部道路維持課 技師

■　事務局

佐藤　雅保	一般財団法人建設業情報管理センター 企画業務部長
越智　弘雄	株式会社日本経済研究所 執行役員 地域本部長
仲倉　修	株式会社日本経済研究所 地域本部 地域振興部長
能瀬　昂介	株式会社日本経済研究所 地域本部地域振興部 研究員

＊敬称略、所属・肩書は現地視察時のもの

（3）企業視察概要

＜概要＞

・日時

平成 30 年（2018 年）10 月 19 日（金）8：00～8：45

・開催場所

株式会社鹿内組（しかないぐみ）　会議室

＜参加者＞

■　地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）委員

大橋　弘	東京大学大学院経済学研究科 教授（座長）
天間　俊介	青森県県土整備部 監理課長
佐々木 浩文	青森市都市整備部 道路維持課長
秋山　寿徳	株式会社日刊建設通信新聞社 取締役 編集局長
横川　貢雄	株式会社日刊建設工業新聞社 取締役 編集局長
鈴木　敦	一般財団法人建設業情報管理センター 専務理事

■　オブザーバー

井関　徹	一般財団法人建設業情報管理センター 理事 東日本支部長

■　随行者

高嶋　新也	青森県県土整備部監理課建設業振興グループ マネージャー　総括主幹
高橋　智彦	青森県県土整備部監理課建設業振興グループ サブマネージャー 主幹
小松　了	青森県県土整備部監理課建設業振興グループ サブマネージャー 主幹

■　事務局

佐藤　雅保	一般財団法人建設業情報管理センター 企画業務部長
越智　弘雄	株式会社日本経済研究所 執行役員 地域本部長
仲倉　修	株式会社日本経済研究所 地域本部 地域振興部長
能瀬　昂介	株式会社日本経済研究所 地域本部地域振興部 研究員

＊敬称略、所属・肩書は現地視察時のもの

＜議事次第＞

1.　挨拶

大橋　弘　地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）座長

（東京大学大学院経済学研究科 教授）

2.　株式会社鹿内組（しかないぐみ）における取組み内容の紹介

鹿内（しかない）　雄二　株式会社鹿内組 代表取締役社長

西田　彰　　株式会社鹿内組 専務取締役

木村　理　　株式会社鹿内組 常務取締役

相坂　智彦　株式会社鹿内組 土木部次長

3.　質疑応答

【企業視察の様子】

＜要旨＞

■　　株式会社鹿内組における取組み内容

【相坂次長】

・　本年 2 月に青森県から受注した案件では、新青森県総合運動公園陸上競技場のメイントラックの西側の第 4 駐車場において ICT 施工を行った。施工量は、面積が 14,875 ㎡、ICT 掘削土量 2,590 ㎥、盛土量 3,070 ㎥。

・　（「ICT 活用工事計画書」抜粋を参照しつつ）建設生産プロセスの段階で、レーザスキャナによる 3 次元起工測量を採用した。ICT 建設機械による施工では、掘削工が 3 次元マシンコントロール（バックホウ）技術を、また路体盛土工については 3 次元マシンコントロール（ブルドーザー）技術を活用している。3 次元出来形管理等の施工管理についてはレーザスキャナによる出来形管理技術を採用し、品質では TS・GNSS による締固め管理による転圧回数管理技術を採用した。

・　ICT 活用工事のメリットは、①丁張作業がなく労務費が大幅に削減可能。②オペレーターの技術力にかかわらず通常作業効率以上の成果となった。③出来形のばらつきが少なく精度の高い仕上がりとなった。

・　一方、ICT 活用工事のデメリットは、①社内だけで完結できず専門業者への依存が高くなったし、外注先で何が行われているのか把握するのに時間を要した。②仕上がり面のうねりがきついと機械が対応できない。③通常のバックホウ、ブルドーザーに比べてリース単価が約 4 倍～5 倍高くなる。

・　ICT 活用工事の生産性向上について述べる。今回の工事では、請負金額で 3 億円弱、総土工量で約 70,000 ㎥、うち ICT 施工に関しては、総土工量約 6,000 ㎥と駐車場部分の路盤量約 5,000 ㎥の施工は、オペレーター3 人で対応した（直営作業員は 1～2 名で、常置でなく必要な都度対応）。リース単価は高くなるが、期間短縮や労務費圧縮の効果から、総合的にはメリットが勝ると考えている。

【西田専務】

・　担い手不足・働き方改革についてご説明する。社内人員構成が逆ピラミッドになっていることから、数年前より計画的、定期的、広域的、積極的に採用活動をしている。弘前市やむつ市等へも幅広く声をかけ、県や市の実施するＵ．Ｉ．Ｊターンの取組みも活用している。

・　作業員の津軽地方での供給地域は北津軽郡方面からが多いことから、協力会社を拡げて津軽方面からの確保に努めている。

・　退社抑止にも努めている。「社員のキャリアアップ（実力向上）」を周知し、入社後のキャリアをイメージさせて定着率を高めるようにしている。

・　働き方改革については、育児・介護の就業規則の策定や企業コンプライアンス。イクボス宣言も行っている。女性管理職は 2 名（5.6%）とまだ少ない。長時間労働の是正、配

偶者出産休暇の推奨にも取り組んでいる。また、県から健康経営の事業所認定を受けるとともに、社員に対して示すことで、会社のバックアップ意欲を示している。

■　質疑応答

【佐藤部長】

・ 昨日見た陸上競技場の現場ではオペレーターは相当の技術を有しているように見えた。現在は高い技術を持つオペレーターが操作しているのか。

【西田専務】

・ ICT 建機の操作はモニターを見て前進・後進ができれば可能ではあるが、ICT 以外の作業もあることから、それなりに技術のある人を現場に連れて行った。

【秋山委員】

・ 社員のキャリアアップに関し、資格手当の内規はあるか。

【西田専務】

・ 現在はそのようなものはない。明文化しづらい部分はあるが、外部コンサルタントからも同様に指摘されているところ。

【秋山委員】

・ 巷間高卒の離職割合は 3 年未満で 5 割程度と言われる。貴社が取り組む中で離職率の低下につながったことはあるか。

【西田専務】

・ 当社では原価管理や安全管理は厳しく行うものの、現場代理人の裁量が大きいこともあり、離職率は高くない。この 7 年ほどで 2 名離職したが、いずれもコンサルタントに転身しており、ミスマッチがあったと思っている。

【横川委員】

・ ICT 施工では外注比率が高くなるということだが、内製化する方向か。昨日視察した現場ではレーザスキャナは高いので測量専門業者に任せた方が楽だという話もあった。内製化するためには助成は必要か。
・ また、冬場の雪等による制約が働き方改革にどのような影響を与えているのか。

【西田専務】

- 先ほどの現場が当社の ICT 施工のスタート。レーザスキャナ等への設備投資はまだであるし、自分たちですべてできる訳でもないが、知識は必要。ICT 施工にかかわるコーディネーターに関する助成はお願いしたい。
- 雪国なので冬は除雪の比重が高い。八甲田・酸ヶ湯、空港、国道・県道の除雪を受託しオペレーターを出している。この季節は土工仕事ができない。働き方改革になっているかの判断は難しいが、夏と冬の仕事を峻別し、作業員の効率アップを図っている。

【秋山委員】

- 当地では i-Construction のノウハウ習熟に向けた助成等の要望は高まっているか。

【鹿内社長】

- 県内で ICT 施工の絶対数が少ないことから、建設業者における機運も高くない。仕事量があれば助成金は要らず、全額一括で損金算入できればそれでよい。支部ごとに ICT 施工ができるくらいの仕事量を確保してもらいたい。

【大橋座長】

- 担い手は確保できているのか。今後の見通しはどうか。

【西田専務】

- 現場監督については、社内人員構成の極端な逆ピラミッドも緩和できるかと考える。一方で、作業員については非常に厳しい。ハローワークを通じても採用がままならない。社員や協力会社に対して身内や友人の紹介を依頼しており、年間 1 名程度は入ってきているがまだ不足している。特に空港の除雪オペレーターはこれまで農家の方に農閑期を利用して就業してもらっていたが、希望者が減ってきているので困っている。

【大橋座長】

- 厚生労働省で「建設業務労働者就業機会確保事業」というものがある。グループを組織して人のやり繰りをするものだが、考えたことはあるか。

【西田専務】

- 考えたことはない。

以　上

（4）現場視察概要

①新青森県総合運動公園陸上競技場新築工事及び陸上競技場造成工事

【現場概要】

項目	内容
工事名	新青森県総合運動公園陸上競技場新築工事及び陸上競技場造成工事
工事種別	建築工事及び土木工事
工期	新築工事：平成 27 年（2015 年）12 月～平成 30 年（2018 年）12 月 造成工事：平成 30 年（2018 年）2 月～平成 30 年（2018 年）12 月
工事個所	青森市宮田
発注者	青森県東青地域県民局
受注者	株式会社大林組 丸喜株式会社齋藤組 株式会社西村組（以上陸上競技場新築工事） 株式会社大坂組（陸上競技場造成工事）
当初請負額	新築工事：11,710,000,000 円（税抜き） 造成工事：242,400,000 円（税抜き）
工事目的	平成 23 年（2011 年）に策定された「青森県スポーツ振興基盤整備計画」に基づき、竣工から長期間経過して国体などの大規模大会が開催困難な状況にある県有体育施設について、財政状況や国体の開催時期等を踏まえつつ、計画的に改築整備していくこととし、その一環として陸上競技場の整備が行われるもの。 ＊陸上競技場の造成工事は ICT 施工の対象工事

・ 青森県東青地域県民局及び株式会社大坂組の担当者から、工事概要について説明がされた後、質疑を実施。

【発注者及び施工者からの工事説明概要】

■ 陸上競技場の建物について

・ 主競技場の設計は伊東豊雄氏によるもの。施工は株式会社大林組、丸喜株式会社齋藤組、株式会社西村組の JV。

・ 26m 張り出している屋根が特徴的。1.8m の積雪にも耐えられる設計。GRC パネルを吊り上げるための機械（アップスライダー）や専用の移動式足場は、この現場のために開発した。

・ 省エネの観点からは、雪解け水や雨水を溜めて中水としてトイレの排水等に利用している。また、地中熱を採熱して暖房や空調に活用することとしている。

・ 平成 30 年（2018 年）12 月の完成に向けて現在は内部やフィールドの仕上げ段階。

■　盛り土について

・　建物の周囲はすべて盛り土となっており、高さは正面側で 8m、裏側では 12m 程。盛り土の量は全体で 11 万㎥。この周辺は水源保護地域であり、盛り土の材料は鉱物や化学物質の含有調査済みのものを使用している。

■　ICT について

・　BIM（ビルディング インフォメーション モデリング）を用いて、鉄筋、鉄骨、GRC パネルの大屋根等につきコンピューターで納まりを検討しながら進めた。

・　陸上競技場造成工事においては、転圧ローラーを GPS で制御。転圧の回数確認のローラーを使用している。このような角度が一定ではない法面なのですべてを ICT で行うことはできない。

■　現場閉所について

・　本工事では厳冬期の 2 か月間は休まざるを得ない。したがって夏の間に集中した作業が必要であるが、働き方改革も取り入れ、毎週ではないが週休 2 日も確保しながら取り組んでいる。

【視察の様子】

②浪岡五所川原道路吉野田地区道路改良舗装工事

【現場概要】

項目	内容
工事名	浪岡五所川原道路吉野田地区道路改良舗装工事
工事種別	土木工事
工期	平成 30 年（2018 年）8 月～平成 31 年（2019 年）5 月
工事個所	青森市浪岡大字吉野田～五所川原市前田野目
発注者	国土交通省東北地方整備局　青森河川国道事務所
受注者	齋勝（さいかつ）建設株式会社
当初請負額	143,000,000 円（税抜き）
工事目的	一般国道 101 号において、冬期の旅行速度低下に伴う走行性疎外個所の解消や、救急搬送の安定性及び地域医療の支援のために、青森市浪岡大字徳才子から五所川原北 I.C.を結ぶ区間内の延長 1.5km の付加車線整備を行うもの。 ＊ICT 施工の対象工事

・ 青森河川国道事務所及び齋勝建設株式会社の担当者から工事概要及び ICT 工事の進め方について説明があった後、質疑を実施。

【発注者及び施工者からの工事説明概要】

■ 本工事について

・ 2 か年にわたる国債工事。初年度の出来高は約 1 億円。現在は工事の前半段階である土工を行っているところ。これが終わり次第、舗装工、排水構造物工に移っていく。

■ ICT 施工について

・ レーザスキャナで起工測量を行い、地形データを取る。次いで点群データと 3 次元設計データを専用ソフトで処理し、施工に供するデータを作り上げる。当該データをバックホウに入れ込み制御を行う。
・ 出来形が完成したら、再度レーザスキャナを用いて 3 次元で計測する。
・ 本工事の現場における起工測量は地上型レーザスキャナを用いた。自動車専用道路という現場特性等から、UAV（ドローン）は使えなかった。
・ ICT バックホウによる施工では、丁張の設置や補助作業員なしで整形作業が可能であることが大きなメリットである。
・ 本工事は、齋勝建設株式会社では 4 例目の ICT 施工となる。データ入力は勉強しながら自前で行っている。ICT 対応のバックホウは 1 台保有しているが、通常型に比べて 3 倍弱と価格が高いことから、殆どの会社はリースで対応している状況。
・ 測量については ICT を取り入れることで 8 割近い人員削減となっている（この区間であれば起工前の測量に 2 日程度を要するが、レーザスキャナであれば半日もかか

らない)。

■　女性の活用について

・　本工事の現場には女性作業員もいたことから、女性用のトイレ、休憩所も設けている。

【視察の様子】

③三ヶ沢通常砂防工事

【工事概要】

項目	内容
工事名	三ヶ沢（さんがさわ）通常砂防工事
工事種別	土木工事
工期	平成 26 年度（2014 年度）～平成 30 年度（2018 年度）
工事個所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字深谷町
発注者	青森県西北地域県民局
受注者	株式会社ストヨネ
当初請負額	145,000,000 円（通期）、50,000,000 円（平成 30 年度）（税込み）
工事目的	三ヶ沢は地形的に豪雨時に土石流が発生する可能性が高いことから、砂防堰堤を整備し、土石流災害を未然に防ぐもの。保全対象は人家 12 戸である。

・ 青森県西北地域県民局及び株式会社ストヨネの担当者から工事概要について説明があったのち、質疑を行った。

【発注者及び施工者からの工事説明概要】

■本工事について

・ 堰堤工は打ち終わっており、現在は渓流保全工の作業中。本年度の工期は 4 月から 3 月までで、進捗状況は 15%ほど。
・ 流域としては小さい方なのでダムのサイズも小さ目である。

■週休 2 日制

・ この現場は週休 2 日制。株式会社ストヨネは会社そのものが週休 2 日制を実践している。
・ 時期や工程によって、あるいは急な災害対応等で休みづらい場合もあるが、基本的に作業員に負担がかからないように土日が休みとなっている。株式会社ストヨネでは、十数年前には既に週休 2 日制が導入されていた。
・ この現場は、発注者指定で土日閉所となっている訳ではなく、積算基準上は標準工期の中に含まれる形となっている。昨年からモデル工事となっているが当初は通常発注で受注者希望型であった。諸経費が上がることから受注者としてはメリットがある。
・ 10 月からは、本格運用ということで受注者希望型と発注者指定型が並列で出てくると聞いている。
・ 株式会社ストヨネでは、作業員はほぼ外注ではなく直営。法面工事であれば専門の下請を使うこともあるが、土工やコンクリート工事であればほぼ直営である。

・　（下請を使う場合、彼らは土日に別の現場へ出向く可能性もあるが）そこは積極的には関与はしない。
・　週休２日制ではあっても、同業他社より給与水準が低いとは考えていない。
・　他社を見ていても、週休２日制は多くなっているように思う。ただし、昔に比べて工事の件数が減っていることもその背景にあるように感じる。

■冬場の作業
・　雪国なので、目いっぱい頑張っても工事が完了しない場合は、翌年まで延ばすこともあり得る。
・　ただし、冬でも作業の休止を想定している訳ではない。

【視察の様子】

(5) 意見交換会

＜開催概要＞

・日時
平成 30 年（2018 年）10 月 18 日（木）15：45～17：45
・開催場所
ホテル JAL シティ青森　2 階「アイリス」

＜参加者＞

■　青森県内建設業関係者

平野　祐七　　株式会社南建設 専務取締役
田中　裕志　　株式会社田名部組（たなぶぐみ） 社長室マネージャー
鉄　謙一　　一般社団法人青森県中小建設業協会 会長（株式会社渋谷組 代表取締役）
今（こん）　祐悦　　一般社団法人青森県電業協会 副会長（株式会社五十嵐電気商会 代表取締役）
吉田　英久　　東日本建設業保証株式会社 青森支店長

■　地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）委員

大橋　弘　　東京大学大学院経済学研究科 教授（座長）
天間　俊介　　青森県県土整備部 監理課長
佐々木 浩文　　青森市都市整備部 道路維持課長
浅利　次郎　　一般社団法人青森県建設業協会 専務理事 事務局長
伊藤　淳　　一般社団法人全国建設業協会 専務理事
秋山　寿徳　　株式会社日刊建設通信新聞社 取締役 編集局長
横川　貢雄　　株式会社日刊建設工業新聞社 取締役 編集局長
鈴木　敦　　一般財団法人建設業情報管理センター 専務理事

■　オブザーバー

井関　徹　　一般財団法人建設業情報管理センター 理事 東日本支部長

■　随行者

高嶋　新也　　青森県県土整備部監理課建設業振興グループ マネージャー　総括主幹
高橋　智彦　　青森県県土整備部監理課建設業振興グループ サブマネージャー 主幹
小松　了　　青森県県土整備部監理課建設業振興グループ サブマネージャー 主幹

■　事務局

佐藤　雅保　　一般財団法人建設業情報管理センター 企画業務部長
越智　弘雄　　株式会社日本経済研究所 執行役員 地域本部長
仲倉　修　　株式会社日本経済研究所地域本部 地域振興部長
能瀬　昂介　　株式会社日本経済研究所地域本部地域振興部 研究員

＊敬称略、所属・肩書は現地視察時のもの

＜議事次第＞

1.　開会

2.　挨拶

大橋　弘　地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）座長

（東京大学大学院経済学研究科 教授）

3.　出席者紹介

4.　報告

吉田 英久　東日本建設業保証株式会社 青森支店長

5.　意見発表　「担い手確保－働き方改革―生産性向上」について

平野 祐七　株式会社南建設 専務取締役

田中 裕志　株式会社田名部組 社長室マネージャー

鉄　謙一　一般社団法人青森県中小建設業協会 会長（株式会社渋谷組 代表取締役）

今　祐悦　一般社団法人青森県電業協会 副会長（株式会社五十嵐電気商会 代表取締役）

6.　質疑応答

「担い手確保－働き方改革―生産性向上」について

7.　閉会

【意見交換会の様子】

＜意見発表要旨＞

【株式会社南建設 平野専務取締役】

- 当地域の現状について、土木・建築ともに先行きが不透明な状況にある。
- そのため、仕事量確保のために防災・減災や、超高齢化社会・訪日外国人数の増加に対応するための新たな社会資本整備の策定を関係機関に要請している。
- 担い手の確保を推進するためには、長時間労働の是正や休日の確保（週休 2 日制の推進）への取組みが必要と考えている。
- しかしながら、公共工事は予算成立後に入札契約手続きを行うのが一般的であり、第一四半期には工事が減少するものの、年度末には集中する傾向にある。こうした工事量の偏りを解消することは、発注者側には施工確保対策や中長期的な公共事業の担い手確保対策が必要となる。また、受注者側にとっては企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率向上による建設業の機械保有等の促進が期待される。
- 平成 30 年（2018 年）6 月 29 日に「働き方改革関連法」が可決・成立し、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から 5 年間の猶予期間の後、建設業についても同法案の対象になる。
- そのため、今後は時間外労働時間を減少させる必要があるものの、長時間労働の是正や休日の確保に取り組むためには発注者側の理解が無ければ成し遂げられないだろう。
- したがって、債務負担行為の積極的な活用を含め、設計・積算を前年度までに完了することによる早期発注や、繰越制度の適切な活用等による計画的な発注及び適切な工期設定を行うべきだろう。
- また、生産性の向上については、建設業においても ICT が普及しているものの、書類の簡素化などにおいて課題が残っているのが現状である。時代が急激に変化する中で、どの分野へ投資するかを判断するためにも適切な情報提供に期待したい。

【株式会社田名部組 田中社長室マネージャー】

- （人材の確保について）青森県建設業の労働市場は非常にひっ迫しているため、経験者や建設関連学部の新卒者への需要は高い状況にあり、経営状態に見合わない好待遇の条件を強いられてしまう危険性があるだろう。
- （若手や女性の採用について）当社では毎年インターンシップを行っており、その取組みを通して、若年層や女性でも建設業に魅力を感じている者がいることが分かった。
- 以前から当社は女性でも現場で活躍できる体制づくりを目指し、会社内や現場事務所にも女性専用のトイレ・休憩室といったハード面の整備を進めてきたため、土木・建築・住宅といった各部門の現場管理や営業部門においても女性社員が活躍している。
- また、本社では女性社員が安心して勤務できる環境をつくるために役員や社長室、人事部にも女性のサブマネージャーを配置することで各社員の意見や要望を吸い上げやすくした。加えて、産休制度も整備した。

- 平成 31 年（2019 年）から若手の人材育成を目的とした社内アカデミーの開設を目指している。そこでは建築や土木の技術者、大工といった技能工など、部門ごとのカリキュラムを通して、社内で一人前に育て上げるシステムを構築する予定である。
- 従来と比較して、価格以外の要素を含めて評価する総合評価方式や低価格での受注を防止するための最低制限価格の設定等により、赤字工事という話は聞かなくなったものの、税金を資金源としているために「キチンと利益を出している」と若い世代に喧伝できない風潮があると感じている。
- そのため、当社では公共事業を高いレベルで施工し、その工事で培った技術力を民間工事（民間事業）に活かすための創注（そうちゅう）営業に力を注いできた。
- この創注営業によって受注した案件の大部分が民間事業なため、公共事業への依存性が高いというイメージから脱却できることに加え、公共事業よりも比較的高い利益を生み出せる。そのため、協力業者や資材商社へ余裕のある金額での外注が可能になり、該当地域とその住民から感謝される業種へと生まれ変われるだろう。
- （働き方改革について）休暇制度については、当社ではここ 3 年程度で年次休暇を 15 日以上増加させたが、休暇日数は 100 日未満なため、依然として他業種より少ない。
- ただ、今年から毎月第一・第三水曜日を「ノー残業デー」とし、現場を含めて 17 時には退社することにした。これに合わせて、当社では第三水曜日の 16 時から全社員を対象とした安全衛生会議を開催している。
- （ノー残業デーについては）社員からの反発もあったが、各現場・各部門で作業効率を高めさせ、そうした状況が恒常化することで完全週休 2 日制が現実的な制度になるのではないかと考えている。
- また、依然として各現場で工期が迫ってくると土曜日や祝日も作業が必要である。これは設計段階での稼働日数が完全週休 2 日制を前提としていないことが原因の一つではないだろうか。
- （生産性の向上について）当社では、平成 29 年（2017 年）より ASP の使用が推奨され始めたのと同時に導入し、すべての土木の現場において作業効率が向上したという声が上がっている。特に、発注者の元へ直接足を運ぶ必要が無くなったことによる、移動時間の削減分を安全管理等の別の作業に割り振れたことが大きいだろう。

【一般社団法人青森県中小建設業協会 鉄会長】

- （担い手の確保について）平成 29 年度（2017 年度）以降、地方公共団体発注工事を社会保険加入企業に限定する取組みが進められてきた。専門工事業の中でも特に鳶職は社会保険制度に馴染みが薄い業界だったため、社会保険制度に加入するとその分だけ利益を割く必要が出てきた。こうした状況では人材の確保も難しいと考えている。
- 加えて、非常に賃金の水準が低く、県や市の労務単価、積算単価は上がっているものの、それが専門工事業者まで波及していないのが現状である。

- 賃金の水準が上がらないことに加え、自分たちの子どもが跡を継ぎたくないというのが担い手の確保が困難な状況を生み出しているのではないだろうか。
- （働き方改革について）青森県では平成 30 年（2018 年）10 月から土木工事において 4 週 8 休を導入し、全体的に積算単価を 5%程度引き上げるという話がある。専門工事業での 4 週 8 休の導入は可能だが、現実的には 4 週 1 休取れるかどうかという状況にある。加えて、積算単価の 5%程度の引き上げでは 4 週 8 休による実質的な賃金水準の上昇分を賄えないのが現状である。
- （生産性の向上について）限られた人材しかいない状況において、4 週 8 休と生産性の向上を両立する方法の見当はついていない。
- また AI などの技術が進んでいるものの、専門工事業は大部分が手作業なため、機械の導入による改革は難しく、どのような物を導入すべきか見当がついていない。
- 冬期の青森県（特に青森市）は、通常の仕事と並行して除雪作業を行う必要があるが、多忙の時期に除雪作業が重なると人手不足に陥ることがある。
- 多能工人材の育成については、多能工を育成する学校があれば一番いいと考えている。静岡県などにはゼネコンの学校が 1 校あると聞いている。育成については、青森県全体として取り組む必要があるだろう。

【一般社団法人青森県電業協会 今副会長】

- （将来の担い手確保・育成について）青森県の場合、分野的に建設業と近いと考えられる工業高校の半数は大学に進学し、残りの 8 割は県外就職を希望すると聞いている。また、ある程度県外で経験を積んだ後は青森県へ帰ることを希望している方もいるだろう。
- しかしながら、ある程度の年齢になると他の技術を身につけるのは困難になるため、企業主導型ではなく、官庁主導型で年齢が若い段階での U ターンを促進するための企業紹介を県外に発信してはどうだろうか。
- 電気業界では、電気工事士並びに現場代理人の絶対数が不足しており、公共職業安定所に求人を出しているものの、就職希望者がいないのが現状である。
- その原因として、一級電気工事施工管理技士の免許取得に時間がかかり過ぎることが挙げられるだろう。
- （生産性の向上について）業務の効率化という面では、紙ベースではない方向で進んできた一方で、ISO では必要以上の書類を要求しているのが現状である。そのため、ISO 普及当時は青森市内の電気業者の大部分が取得していたが、現在では当社も取得していない。
- しかしながら、ISO は青森県の総合評価の加点として残っており、ISO 取得企業の中には高額な金額を払い続けていることに疑問を感じている企業もいると聞いている。
- （働き方改革について）当社でも産休後に復職している方がいるため、休みを増やすこ

とに反対はしないが、建築現場を休まない限り、電気や機械設備工事は休めないのが現状である。

＜質疑応答＞

【横川委員】

- 「多能工」を養成する機関の必要性についてご発言があったが、イメージする形態や運営等に関してもう少し聞かせてもらえると有り難い。
- ある首都圏の大学の先生から、地域建設企業による地域貢献への取組みに関する情報があれば学生は U ターン就職をしない訳ではない、と伺ったこともあり、田名部組の「創注営業」は良い取組みだと思う。

【株式会社南建設 平野専務取締役】

- 工事期間が飛び飛びとなった場合に、様々な現場を掛け持ちして、多様な職種に携わるといった少人数での対応は思うようには進んでいない。勉強させていくためには、総合的に育成する機関があればと思う。またそのための助成もお願いしたい。

【一般社団法人青森県中小建設業協会 鉄会長】

- 場所については、統廃合等で使用されていない学校や、県・市の空いている施設を提供してもらえればと考えている。また、講師については各協会から持ち回りで出せばよいといった意見が関係者内では出ている。

【伊藤委員】

- 田名部組の「創注営業」はいい取組みであり、裾野を拡げるのは大事だろう。民間よりも公共工事の方が利益の出るイメージは持っているが、田名部組ではどうか。
- また、多能工は大事な視点だと思う。群馬の利根沼田アカデミーでも技能者の研修を行っているが、海外の技能実習生の割合が高くなっている。青森県での海外人材の活躍状況はどうか。

【株式会社田名部組 田中社長室マネージャー】

- 創注営業についてはその地域に必要な施設の建設を投資家へプレゼンし特命受注しており、そこには競争原理が発生しないため適正な会社経費を計上できている。
- （海外人材について）当社では、現在 5 名の技能実習生を採用している。現制度では最長 5 年で本国に帰国させなければならないが、「ベトナム語を話せる社員の確保」という評点をクリアできれば 10 年まで延長できる。ただし、非常にハードルが高い。

【一般社団法人青森県中小建設業協会 鉄会長】

- 会社の規模によって海外から受け入れられる人数は決まっている。当社（渋谷組）の規模では 3 人しか受け入れられない。期限の定め（5 年間）がある以上、採る場合は毎年 3 人ずつ受け入れ続ける必要がある。ただし、15 人採り続けることや世話役を置くことは現実的ではない。また、定められた職種以外を任せてはいけないことになっている。

【秋山委員】

- （海外人材について）政府による新たな在留資格の創設により、これまで挙げられた課題もクリアできるだろうが、地域を守る建設業の人材にも関わらず、未来永劫その地に残れない点については各地域で考える必要がある。リーマンショックの際に地域の建設業が行ってきた（人員削減）影響も踏まえて、個社の利益だけでなく産業全体としてどうしていくのかを考えてもらいたい。
- 現在、「土日の現場閉所」が謳われているが、専門工事業者は土日も民間工事現場があればそちらに行くため、当然単価は上がらない。元請としては単価の引き上げをどう考えているのか。

【浅利委員】

- 元請と下請は対立関係ではないと思う。発注者がある程度コストを担ってもらわないと、元請・下請の関係は構築できないだろう。

【一般社団法人青森県中小建設業協会 鉄会長】

- 単価の引き上げは進んでいない。青森県は自己資本比率が高いという話だが、専門工事業は低い。県も市も単価を引き上げているものの、末端にまでは届いていない。
- 社会保険に加入するためには、労務単価に対して 15%の比率が必要だが、そこまでの福利厚生費を出してもらっていないのが現状である。この点について、専門工事業団体でよく話す案としては、例えば福利厚生費を 15%、消費税のような形で別途頂けないかというお願いをしているが思うようには理解されていない。
- 県や市には、一次下請だけでなく、二次・三次についても適正な賃金単価を払っているかどうかを調査してもらいたい。

【浅利委員】

- 全く建設業者のいない津軽の山間部は、積雪も多く災害も多い。そこでの災害対応は南建設が弘前市から出向く形で対応しているが、緊急で小規模な工事は利潤が薄い。
- 加えて、その地域では津軽ダムのプロジェクトが終わり、工事量が激減している。工事の平準化については、「年間での平準化」だけでなく「長期での平準化」という視点や「地域的なバランス」も併せて考えてもらいたい。

【横川委員】

- 現場から事務所に戻ってからの業務が多過ぎるという声も聞く。どうすれば事務周りの業務を減らせるのか。

【株式会社南建設 平野専務取締役】

- i-Construction でも、発注者サイドにいるコンサルティング会社が書類を求めてくることへの対応で時間がかかっている。国土交通省は省力化と言っているが、書類仕事は減っていない。

【秋山委員】

- 大手コンサルティング会社は来年 4 月から働き方改革の対象になるので、金曜日に仕事を出さない・抱えないということを徹底している。一方、(2020 年 4 月 1 日から対象になる）中小コンサルティング会社が現場に持ってきた書類には対応せざるを得ないだろう。
- 数年先には 2.5 割ではなく、5 割以上の土日割増賃金を払わざるを得なくなり、経営コストの上昇が予想されているものの、そこに対する対応が発注者、設計者から理解が得られていない。この点が今後一番の課題になると考える。

【大橋座長】

- 本日は各社の状況や課題についてお伺いできた。例えば、「平準化」「単価」「書類簡素化その他の規制緩和」等である。
- 「U ターン」に関して、長野県飯田市では飯田 OIDE 長姫高等学校というところがある。学生が地元のことを知らないまま都会に出てしまうと戻る理由も無くなることから、この高校では社会教育施設等と一緒になって、地元の人と一緒に提案させるプログラムを入れたところ、地元定着が増えたという。
- 皆の思いが一緒にならないとこのようなことは実現しない。当地でも、プラットフォームと称してよいのか、一堂に会する形で意見交換ができる場があるとよいのではないか。

以　上

（6）関係者懇談会

＜開催概要＞

・日時
平成 30 年（2018 年）10 月 18 日（木）18：00～20：00
・開催場所
ホテル JAL シティ青森　2 階「アイリス」

＜参加者＞

■　青森県庁

天間　俊介　　青森県県土整備部監理課長
高嶋　新也　　青森県県土整備部監理課建設業振興グループ マネージャー　総括主幹
高橋　智彦　　青森県県土整備部監理課建設業振興グループ サブマネージャー 主幹
小松　了　　青森県県土整備部監理課建設業振興グループ サブマネージャー 主幹

■　青森市

大櫛　寛之　　青森市都市整備部長
佐々木 浩文　　青森市都市整備部道路維持課長

■　青森県建設業協会

鹿内（しかない）　雄二　　一般社団法人青森県建設業協会 会長（株式会社鹿内（しかない）組 代表取締役社長）
熊谷　國治　　一般社団法人青森県建設業協会 副会長（株式会社熊谷建設工業 代表取締役社長）
浅利　次郎　　一般社団法人青森県建設業協会専務理事 事務局長

■　株式会社田名部（たなぶ）組

田中　裕志　　株式会社田名部（たなぶ）組 社長室マネージャー

■　一般社団法人青森県電業協会

今（こん）　祐悦　　一般社団法人青森県電業協会 副会長（株式会社五十嵐電気商会代表取締役）

■　東日本建設業保証株式会社

吉田　英久　　東日本建設業保証株式会社 青森支店長

■　地域建設産業のあり方検討委員会委員　（在青森県委員の方及び CIIC 除く）

大橋　弘　　東京大学大学院経済学研究科教授（座長）
秋山　寿徳　　株式会社日刊建設通信新聞社 取締役 編集局長
横川　貢雄　　株式会社日刊建設工業新聞社 取締役 編集局長

■　一般財団法人建設業情報管理センター（CIIC）

鈴木　敦　　一般財団法人建設業情報管理センター 専務理事（本委員会委員）
井関　徹　　一般財団法人建設業情報管理センター 理事 東日本支部長（本委員会オブザーバー）
佐藤　雅保　　一般財団法人建設業情報管理センター 企画業務部企画業務部長

■　株式会社日本経済研究所

越智　弘雄　　株式会社日本経済研究所 執行役員地域本部長

仲倉　修　　株式会社日本経済研究所 地域本部地域振興部長

能瀬　昂介　　株式会社日本経済研究所 地域本部地域振興部研究員

＊敬称略、所属・肩書は現地視察時のもの

＜議事次第＞

1.　開会

2.　挨拶

大橋　弘　地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）座長

（東京大学大学院経済学研究科 教授）

3.　乾杯

鹿内（しかない）　雄二　一般社団法人青森県建設業協会 会長

（株式会社鹿内（しかない）組 代表取締役社長）

4.　懇談

5.　中締め

大櫛　寛之　青森市都市整備部長

6.　閉会

【関係者懇談会の様子】

「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」報告書

平成 31 年 3 月発行

【編著発行】
一般財団法人　建設業情報管理センター
〒104－0045 東京都中央区築地 2 丁目 11 番 24 号（第 29 興和ビル 7 階）
TEL 03（5565）6191
FAX 03（5565）6240
URL http://www.ciic.or.jp/

本書の全部又は一部を無断で複写複製（コピー）することは、 著作権法で定める例外を除き、禁じられています。